

－ みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏 －

柏市第四次総合計画

中期基本計画

(平成18年度～平成22年度)



柏 市

【 目 次 】

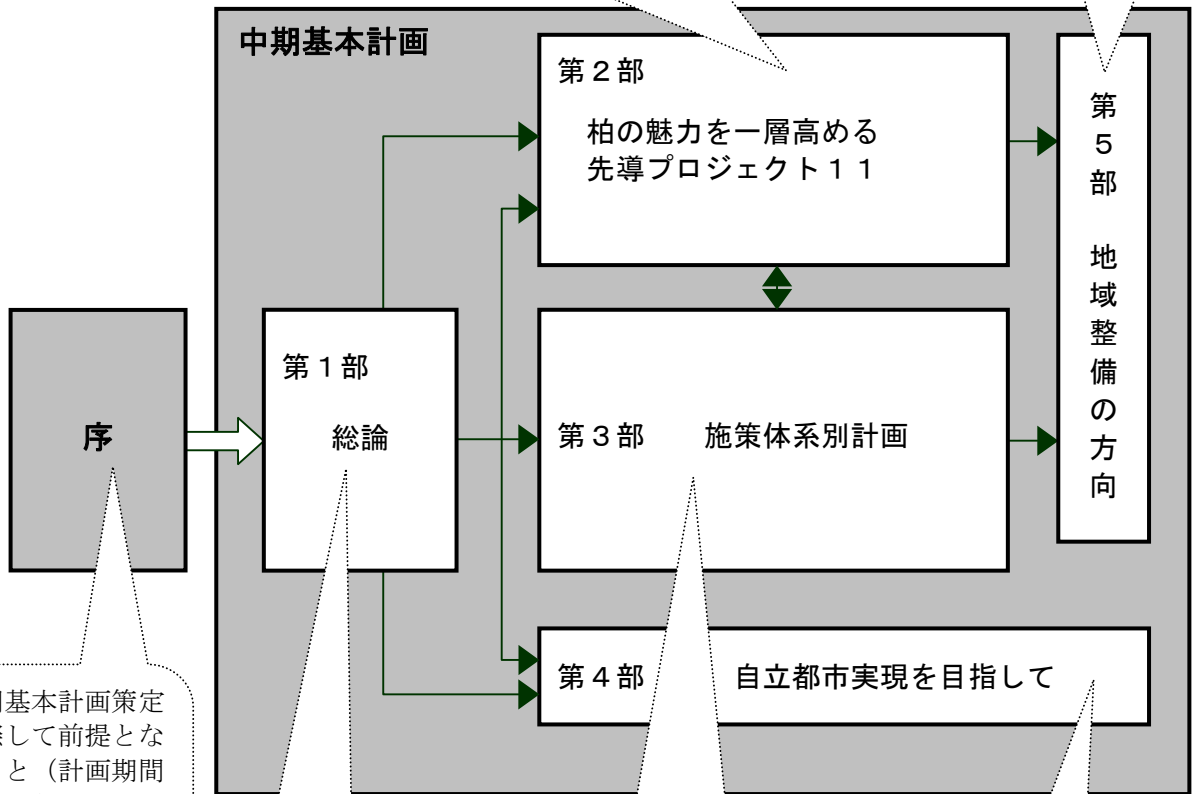
序	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成、期間	2
3. まちづくりの課題	3
中期基本計画	9
第1部 総論	9
第1章 計画の基本方針	9
第2章 計画の枠組み	10
1. 人口	10
2. 土地利用	12
3. 財政	15
第3章 計画の体系	16
第2部 柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11	19
第1章 プロジェクトの考え方	19
第2章 プロジェクトの概要	20
第3部 施策体系別計画	63
第1章 市民との協働（市民とともにつくるまち）	63
第1節 まちづくりへの市民参加を促進する	63
第2節 コミュニティ活動を推進する	68
第3節 男女の自立と個性を活かせる社会を形成する	71
第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）	73
第1節 生涯学習社会を形成する	73
第2節 子どもたちの教育環境を整備する	75
第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する	86
第4節 豊かなスポーツ資源を活かす	89
第5節 異文化との交流による新しい文化をつくる	95
第3章 活力・賑わい（活力と賑わいのあふれるまち）	99
第1節 活力発信地として広域的な役割を担う	99
第2節 産業を高度化し雇用を創出する	104

第4章 環境共生（自然が身近に感じられるまち）	117
第1節 豊かな水と緑に親しむ	117
第2節 環境にやさしい循環型社会を形成する	124
第5章 健康・福祉（ともに育み、支え合うまち）	133
第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する	133
第2節 支え合う地域社会を形成する	139
第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する	149
第6章 定住促進（快適に住み続けられるまち）	159
第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する	159
第2節 快適でゆとりある住環境を整備する	164
第3節 安全な生活環境を整備する	172
第4節 バランスのとれた都市構成を実現する	182
第4部 自立都市実現を目指して	195
1. 行財政運営の現状と課題	195
2. 行財政運営の基本的方針	197
3. 具体的施策の方向	198
第5部 地域整備の方向	201
第1章 地域整備の考え方	201
第2章 ゾーニングの考え方	201
第3章 各ゾーンの整備方針等	202
1. 北部ゾーン	202
2. 中央ゾーン	205
3. 南部ゾーン	208
参考資料	
資料1 柏市第四次総合計画基本構想	213
資料2 柏市第四次総合計画中期基本計画策定経過の概要	220
資料3 諮問書及び答申書	222
資料4 柏市総合計画審議会委員名簿	224

【 中期基本計画を構成する各部・章の概要 】

近年の柏を取り巻く諸環境の変化に対応し、市の魅力を一層高めるために、中期基本計画期間内において特に着目すべきテーマを先導プロジェクトとして取り上げ（11プロジェクト）、目的やプロジェクトを構成する主要事業を記載します。
ここで記載した主要事業は、第3部の「施策体系別計画」、第4部の「自立都市実現を目指して」においても位置づけられます。

市内を3地域に分け、地域ごとにまちづくりの方向性をまとめるとともに、第2部、第3部で示した施策、事業等を、地域ごとに整理します。



中期基本計画策定に際して前提となること（計画期間や、まちづくりの課題など）について、まとめます。

中期基本計画の基本方針や、計画における市全体の人口、土地利用、財政の枠組み（想定、目標）について、まとめます。

市の施策全体を6つに分け、さらにその中をいくつかの節に分けて、網羅的に施策の方向性等をまとめます。
第2部で記載した内容は、それぞれこの中の該当部分に反映されることとなります。

中期基本計画を着実に推進するための行財政運営の方針、施策等について、まとめます。

序

1. 計画策定の趣旨

- 総合計画は、まちづくりの目標である将来都市像を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、体系的、計画的に事業を進めていくための指針となるものです。
- 平成 13 年度からスタートした柏市第四次総合計画は、平成 13～27 年度までの 15 年間を計画期間とした「基本構想」のもと、平成 13～17 年度までの 5 年間を計画期間とした「前期基本計画」に基づき、まちづくりを進めてきました。また、合併前の沼南町においても、平成 13～17 年度までの 5 年間を計画期間とした「沼南町第四次総合計画前期基本計画」に基づいたまちづくりを進めてきました。
- 平成 17 年 3 月、柏市と沼南町が合併し、柏市は新しいスタートを踏み出しました。また、平成 17 年 8 月にはつくばエクスプレスが開業し、新しいまちづくりがいよいよ現実のものとなりました。一方で、少子高齢化の一層の進展や、安心・安全に対する意識の高まりなど、社会の急速な変化が続いており、対応が求められています。
- また、市民、各種団体、企業など地域にかかわる様々な主体と行政との協働・連携が、一層求められる社会となってきました。今後は、市だけでなく地域社会を構成する様々な主体が、適切に協働し、地域のよりよいまちづくりを進めていくという視点をさらに強めた基本計画づくりが求められています。
- こうした点を踏まえ、将来都市像「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」の実現に向けた、柏市・沼南町の合併後のはじめての基本計画として、「柏市第四次総合計画中期基本計画」を策定します。

2. 計画の構成、期間

(1) 計画の構成、期間

- 柏市第四次総合計画を構成する要素の中で、今回、策定するものは「基本計画」部分です。基本計画とは、基本構想を実現するため、基本的な施策や事業を体系的に示すとともに、施策・事業の推進のための行財政運営のあり方などを示したものです。第四次総合計画では、基本構想の計画期間（平成13～27年度）を、前期、中期、後期の三期に分け、一期五か年の計画としています。
- 今回策定する中期基本計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度までとなります。（※中期基本計画の策定に合わせ、第三次実施計画を策定します。）

	平成 13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
基本構想 (15年計画)	→														
基本計画 (5年計画)	→ 前期					→ 中期					→ 後期				
実施計画 (3年計画)	→			→		→			→		→			→	

柏市・沼南町合併

※ 総合計画を構成する各要素について

基本構想： 今後のまちづくりの目標である将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向性（施策の大綱）を示したものです。総合計画の各要素のうちで、最も上位の位置づけとなり、この基本構想に基づき、基本計画、実施計画は策定されることとなります。中期基本計画においては、継続的に現在の基本構想に基づいた施策を推進していくこととなります。

基本計画： 基本構想を実現するため、基本的な施策や事業を体系的に示すとともに、施策・事業の推進のための行財政運営のあり方などを示したものです。

実施計画： 基本計画で示した施策や事業を実際に行うための具体的な計画です。三か年の計画で、1年おきに見直していきます。

(2) 新市建設計画と中期基本計画

- 柏市と沼南町が合併するにあたり、平成 16 年 5 月、柏市・沼南町合併協議会において「新市建設計画」をとりまとめました。
- 新市建設計画では、「本計画は、『市町村の合併の特例に関する法律』第 5 条に基づき作成するものであり、これまでの両市町のまちづくりの方向性を尊重しつつ、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、新市の均衡ある発展を進めるために作成するものです。なお、計画の内容については、合併後の新市において、必要に応じて見直しを行うこととします。」(新市建設計画 p.4 より抜粋)としており、合併に係る重点事業等に絞り、わかりやすく示したものです。
- 一方、総合計画における基本計画は、市政全般にわたり、施策や事業を体系的にまとめたものです。そのため、中期基本計画については、新市建設計画の内容を踏まえてとりまとめを行うとともに、新市建設計画には位置づけられていない施策・事業等についても、位置づけることとなります。
- なお、新市建設計画は平成 26 年度までの 10 年間の計画であり、中期基本計画は平成 22 年度までの 5 年間の計画です。そのため、新市建設計画に位置づけられたすべての施策・事業等を中期基本計画に盛り込むものではなく、まず、平成 22 年度までに取り組む施策・事業等に絞って反映します。

3. まちづくりの課題

- 近年の柏のまちづくりを取り巻く状況変化や、柏市・沼南町合併協議会での協議などを踏まえ、平成 18～22 年度における柏のまちづくりに際し、特に以下のような課題への対応が重要であると考えられます。

【まちづくりの課題】

- ① 合併効果の最大限の発揮
- ② つくばエクスプレスの開業効果の活用。ならびに地域に集積している大学と産業の連携等を軸とした、国際学術研究都市づくりの推進
- ③ 柏の個性を活かした、特色あるまちづくりの推進
- ④ 活動的な中高年層を意識したまちづくり
- ⑤ 子育て世代にとっても高齢者にとっても魅力的なまちづくり
- ⑥ 市民協働の一層の推進と民間活力の活用、及び多様な主体の連携
- ⑦ 環境共生に配慮したまちづくり
- ⑧ 地域の危機管理力の強化と、安心・安全のまちづくり
- ⑨ 厳しい地方財政環境に対応した計画的な財政運営と行財政改革の推進

① 合併効果の最大限の発揮

合併後はじめての基本計画となる中期基本計画においては、その合併効果を最大限に発揮することが強く求められています。

新市建設計画について、財政状況等を勘案しつつ、計画的、着実に推進し、新市の均衡ある発展や一体性の向上等を図る必要があります。また、多様かつ複合的な合併効果を最大限に発揮できるよう、行財政基盤の強化に向けた行財政改革を推進することが課題となります。

さらに、合併によって、柏市は「中核市」への移行要件を満たしました。中核市へ移行すると、保健福祉、都市計画、環境などの分野で、これまで千葉県が行っていた事務の権限の多くが市へ移譲され、より自主的に取り組むことができる施策が増加します。これにより、地域に密接にかかわる施策が、地域主体で取り組みやすくなります。こうした機会をいかしたまちづくりが必要となります。

② つくばエクスプレスの開業効果の活用。ならびに地域に集積している大学と産業の連携等を軸とした、国際学術研究都市づくりの推進

平成 17 年 8 月に開業したつくばエクスプレス新駅周辺のまちづくりは、周辺地区のみならず、今後の柏のまちづくり全体に大きなインパクトを与えるものです。特に、新駅周辺の計画的なまちづくりの推進と、開業効果を北部地域だけに留めず、市中心部、市南部へと波及効果が広がるようなまちづくりが求められています。さらに、つくば、秋葉原、また流山等との広域的な連携も重視した上で、これまで検討されてきた様々な沿線まちづくりの実現に向け、より具体的な施策の検討を行うことが求められています。

また、東京大学や千葉大学、東京理科大学、さらには沿線の筑波研究所群などの多様な大学・研究機関の立地を活かし、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ等を核として、特色ある産学官連携を推進することにより、新産業の創出や既存の商・工・農業の振興と、それに伴う、働く場の創出が期待されています。

さらに、柏の葉キャンパス駅周辺を、東京大学と千葉大学を中心とした、国際性・学際性に満ちた国際学術研究都市と位置づけ、その実現に向けた具体的なまちづくり施策の推進が求められています。

③ 柏の個性を活かした、特色あるまちづくりの推進

地方分権社会においては、各自治体の施策によってまちづくりに大きな差が生じることが考えられ、市民、企業等が自治体を選別する動きがさらに進むことが考えられます。特に、子育て世代の居住人口の増加や、産業機能の立地促進、さらにはコミュニティビジネス¹の活発化などにおいては、自治

¹ コミュニティビジネス 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

体の施策が大きな影響を与えることが想定されます。

また、柏には、豊かな自然や農地、多様な産業集積、文化やスポーツなど、既に様々な地域資源があり、また、人的資源も豊かです。こうした資源を有効に活用し、充実を図ることにより、一層魅力のあるまちづくりが可能となることが期待されます。加えて、首都圏全体における広域連携拠点として位置づけられているという特色や、国の都市再生緊急整備地域に指定されるなど、制度面などで特色あるまちづくりを行いやすい状況を有しています。さらに、中核市へ移行すると、移譲される景観形成や都市計画、また産業廃棄物などの環境に関する事務をまちづくりの施策に活かした取組が一層行いやすくなります。

こうした状況を活かし、さらに柏の個性を発揮し、住んでいる人にとっても、訪れる人にとっても、また、産業においても、自然にとっても、魅力的なまちとなることが課題となっています。

④ 活動的な中高年層を意識したまちづくり

いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる、昭和 22～25 年頃に生まれた世代や、その少し若い世代は、平成 17 年現在、50 歳代となっています。こうした世代が勤務先を定年退職することに伴い、社会構造も大きく変化することが予想されています。地域にとっても、こうした人々をはじめとした、活動的な中高年層がどのように地域に関わりを持つか、という点で、大きな変革点を迎えるものと思われます。

特に、柏市やその周辺地域においてもこの世代の市民数は多く、今後のまちづくりにおいては、この世代が、地域で働き、あるいはコミュニティ活動に参画し、あるいは安全・安心に暮らすことができるような取組を、市民協働のもとで進めていくことが重要になるものと思われます。

⑤ 子育て世代にとっても高齢者にとっても魅力的なまちづくり

全国的な少子・高齢化の進展は、柏市においても例外ではなく、今後、地域の将来を担う子どもたちの減少により、地域活力の停滞が懸念されるとともに、高齢化に対する各種施策、高齢者の健康増進などの充実が必要となります。

子育て世代にとって、子どもを生き育てやすい環境の充実に向けた取組が重要です。また、家庭内のみならず、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの生きる力と夢を育む教育を進めることが必要となっています。

さらに、すべての人が健康で、また積極的に社会参加できるような取組の充実が重要になります。

⑥ 市民協働の一層の推進と民間活力の活用、及び多様な主体の連携

「地域のことは地域にかかわる多様な主体が連携して取り組む」という市民協働のまちづくりについては、その必要性はより一層高まってきているも

のと考えられます。また、市民との協働にあたり、公正性及び透明性の確保が重要になるものと思われます。

市民との協働については、様々な形がありますが、近年の新たな動きとして、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした「指定管理者制度²」の導入をはじめとした、公共サービスの民間開放に係る動きが挙げられます。多様化するニーズに効率的かつ効果的に対応していくため、柏の地域特性に合った形で、こうした取組を進めていくことが必要となっています。

⑦ 環境共生に配慮したまちづくり

近年、地球温暖化や資源の枯渇の懸念といった地球レベルの問題から、身近な水と緑の保全などに至るまで、様々な環境問題が顕在化してきています。これからは、さらに環境に配慮した行動が各方面において重視されることになるため、市民、産業界、行政など、地域が一丸となって環境問題に取り組み、循環型社会の実現に向けて行動していく必要があります。

特に、手賀沼をはじめ利根川や大堀川、大津川、手賀川、金山落などを結ぶ一連の豊かな水と緑の空間は、農業活動の場であるとともに、古くから人々の心にやすらぎを与える存在であり、現在もレクリエーションや環境教育の場として市民に親しまれるなど、かけがえのない貴重な資源です。今後も、水質の浄化や、斜面林・台地部の緑の保全、廃棄物対策など、豊かな水と緑の保全や利活用により、人と環境にやさしく、活力のある美しい柏市の実現に向けた取組が必要となっています。

⑧ 地域の危機管理能力の強化と、安心・安全のまちづくり

近年、水害や地震など相次ぐ自然災害の発生や、鳥インフルエンザやBSE、アスベストによる健康被害など人々の食や健康にかかわる諸課題の発生、その他予期せぬ事態への対応など、自治体の危機管理が強く問われてきています。従来からも様々な取組が行われてきていますが、これをさらに推進するとともに、予期せぬ危機に直面した際に迅速かつ的確に対応していくことが可能な地域づくりを、市ならびに地域社会が協働して推進していく必要性が高まっています。

また、我が国全体において凶悪犯罪等に対する不安を感じる人々が増加しており、防犯に対する意識が高まっています。特に、子どもの関連する犯罪等に対しては、その対応が社会的に大きな課題となっています。柏市では、これまでも市民・地域の各種団体、学校、警察と行政等が連携した取組を進めてきているところですが、その更なる推進が課題となっています。

² 指定管理者制度 市が設置している「公の施設」の管理運営に民間事業者の手法を活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的とした制度。

⑨ 厳しい地方財政環境に対応した計画的な財政運営と行財政改革の推進

合併後のまちづくりにおいては、より一層計画的な財政運営が求められます。特に、三位一体の改革が進み、市民により身近で、地域の特性にあった施策を展開するために国と地方の役割が見直され、財政面での市の自由度が高まることになると、より効率的で無駄がなく、また戦略的な財政運営が求められることとなります。合併による効果を最大限に引き出しながら、行財政改革を推進していく必要があります。

中核市への移行により、地域に密接にかかわる施策が、地域主体で取り組みやすくなります。また、移行は行財政のあり方を見直す機会となり、行財政改革の推進を加速させるためのきっかけとしても位置づけることができます。

総合的な観点から、行財政改革に向けた取組を今後一層進め、市内部の改革、また、市の財政負担すべきことと市民や民間で行っていただくべきこととの整理を行うなどして、市民との協働のもと、新たな地域経営の仕組みを形成していくことが課題となっています。

中期基本計画

第1部 総論

第1章 計画の基本方針

- 将来都市像「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」の実現に向けた、柏市・沼南町の合併後のはじめての基本計画として策定します。
- 現行の柏市第四次総合計画前期基本計画並びに沼南町第四次総合計画前期基本計画策定時点からの大きな環境変化（沼南町との合併、つくばエクスプレスの開業など。）への対応に特に着目した計画とします。また、厳しい財政状況や地方分権の進展などの行財政を取り巻く諸環境に対し、適切な対応を目指す計画とします。
- 柏市としての特色ある取組をわかりやすく整理します。
- 柏市では、様々な形で市民や企業等による自主的・自立的な公益活動が行われてきています。こうした活動は、これからの新しいまちづくりにおける大きな原動力であり、新たな公共領域の担い手として、地域社会の様々な課題に柔軟に対応できる可能性を持っています。そして、こうした可能性を十分に活かし、それぞれの特性に応じた公益的な事業やサービスが効果的に行われることで、自立性の高い都市づくりが進むことが考えられます。こうしたことから、本計画の推進を通じ、地域社会を構成する様々な主体が、適切に協働³し、地域のよりよいまちづくりを進めていくことに資する計画を目指します。

³ 協働 地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動体系。

第2章 計画の枠組み

1. 人口

(1) 居住人口

- 本計画における人口フレーム（枠組み）は、統計的手法に基づく推計人口に、今後の新たな住宅開発や政策的な要素を加味した、計画上の「想定目標人口」です。将来予想される人口を正確・詳細に推計するということに主眼を置くのではなく、ある程度の幅をもって、市として対応することを施策上想定しておく人口を把握し、また市の将来都市像の実現に向けて目標とする人口の目安を立てることに主眼を置くものです。
- 統計的手法に基づく推計人口では、柏市の将来人口について、以下のような傾向がわかります。
 - ・ 今後も人口は緩やかに増加していきませんが、平成 27 年（2015 年）前後を境として、人口の減少局面に入ることが予想されます。
 - ・ 年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上）は急速に増加していくことが見込まれます。平成 27 年には、年少人口のほぼ 2 倍の高齢者人口となることを見込まれ、市の人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上となることと予想されます。
- 統計的手法に基づく推計人口に、今後の市内における住宅地整備などの見込みを加味すると、おおむね以下のような人口が想定されます。

項目 \ 年	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
柏市の総人口 (人)	362,880	373,778	381,016	389,000～ 399,000	392,000～ 415,000
※標準推計値(人)	362,880	373,778	381,016	394,000	404,000
世代別人口比率					
14 歳以下 (%)	15.9%	14.1%	13.6%	14%程度	13%程度
15～64 歳 (%)	74.9%	73.5%	70.5%	66%程度	61%程度
65 歳以上 (%)	9.2%	12.4%	15.9%	20%程度	26%程度
75 歳以上 (%)	3.3%	4.3%	5.8%	8%程度	11%程度

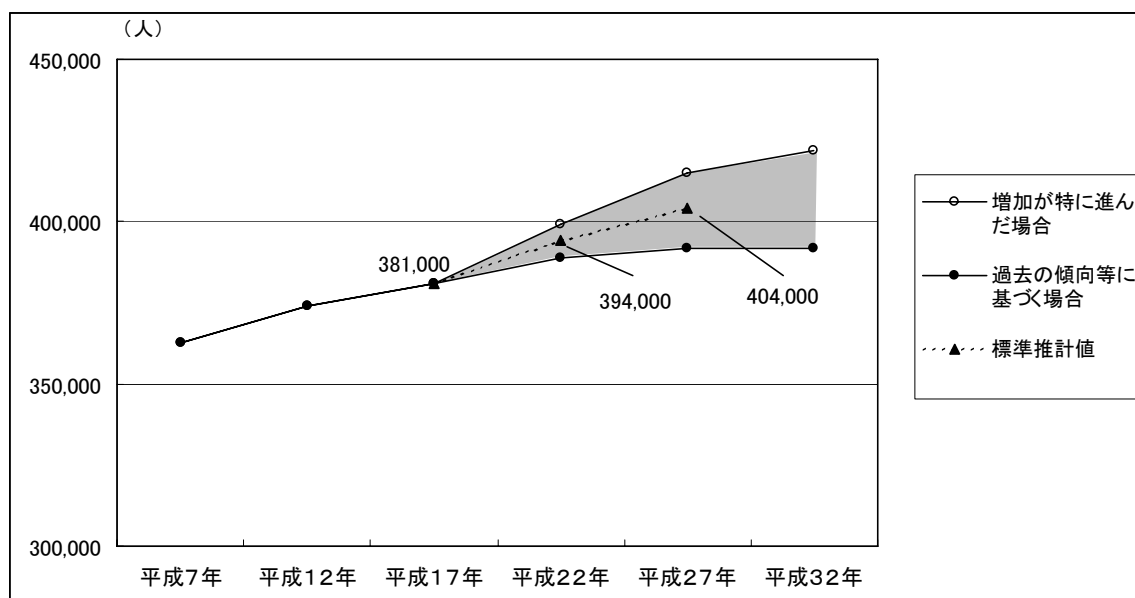
※平成 7 年、12 年は、当時の柏市、沼南町の国勢調査人口を合算したもの。平成 17 年は、10 月 1 日時点の国勢調査速報値(ただし世代別人口比率については、同年 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口による)。

- 幅を持った推計の中間値を、「標準推計値」とすることとし、中期基本計画の計画終了年度の平成 22 年時点では 39 万 4 千人前後、後期基本計画の計画終了年度の平成 27 年には 40 万 4 千人前後となることを見込みます。
- 総人口については中期基本計画の計画期間内（平成 18～22 年度）においては市全体では増加していくことが見込まれますが、人口が増加する地域、

減少する地域等のそれぞれの特性に応じた取組を進めていくことが課題となります。

- 世代別人口比率については、少子高齢化の進展が見込まれ、その対応が重要な課題となります。

居住人口の見込み



(2) 交流人口

- 柏市のまちづくりにおいては、居住人口を考慮することが極めて重要です。一方、柏市には、現在でも日常的に、通勤・通学、文化・スポーツ活動、観光・レクリエーション、買い物、環境活動、ビジネス、研究など、様々な目的をもって、市外から柏市を訪れ活動する数多くの人々がいます。こうした人々のことは、一般に「交流人口」と呼ばれています。
- こうした交流人口についても、市政や市民活動等に、大きなかかわりがあります。特に、自治体間の個性の発揮が求められ、また人口も中長期的には減少局面に入ることが見込まれる今後のまちづくりにおいては、広域的な連携と交流を積極的に進め、交流圏を拡大して市の活力の向上を図ることが重要であると考えます。こうしたことから、居住人口に加え、交流人口にも着目したまちづくりを進めることとします。
- つくばエクスプレスが開業し、また、本中期基本計画の先導プロジェクトに提示しているような様々なプロジェクトの推進などにより、市内外の人的交流は、一層の増加が予想されます。特に、北部地域や柏駅周辺地域、また手賀沼周辺地域においての増加が見込まれ、またその増加をめざす必要があると考えます。

- 交流人口の増加に対応するため、都市機能の整備やサービス充実を推進します。
- こうした取組によって、さらに交流人口が増加することにより、市民活動や産業の活性化等が進み、地域活力の向上が期待できます。

2. 土地利用

(1) 土地利用フレーム設定の考え方

- 土地利用フレーム（枠組み）については、現行の柏市前期基本計画及び旧沼南町基本構想等におけるフレームを継承することを前提とした上で、柏市・沼南町の合併、つくばエクスプレス開業、都市再生の動向など近年の諸動向を踏まえたものとして設定することとします。
- なお、現在は、県により柏と沼南の2つの都市計画区域が定められています。今後は、都市計画区域の統合を図り、一体の都市づくりを進めます。

(2) 土地利用の基本的な考え方

土地利用にあたっては、人口フレームや社会経済情勢の動向を踏まえ、均衡がとれた秩序ある都市を目指し、適正かつ合理的な利用が図られるよう、計画的に誘導していきます。

また、柏市の将来都市像の方向性を見据えながら、自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かし、職住機能のバランスのとれたまちを目指します。

(3) 土地利用の方針

我が国では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を区分して市街化区域と市街化調整区域を定めています。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のことで、用途地域の指定を行い土地利用を規制することにより、良好な都市環境の市街地の形成を目的としています。一方、市街化調整区域とは、当分の間市街化を抑制しようとする区域のことで、

柏市の市域面積は約11,490haです。うち平成17年時点の市街化区域面積は5,410ha、市街化調整区域面積は6,080haとなっており、総面積に占める市街化区域面積の割合は47.1%です。なお、居住人口は、市街化区域に約35万人、市街化調整区域に約2万人です（人口はいずれも平成12年国勢調査時点）。

市街化区域、市街化調整区域のそれぞれにおける土地利用の方針は以下のとおりです。

○ 市街化区域

今後、原則として拡大せず、新たな住宅宅地需要については、市街化区域内の低未利用地の有効活用や北部地域等の新住宅市街地によって対応します。また、市街化区域内においても、良好な水と緑の環境を守り育てるための適切な措置を講じていきます。さらに、景観面にも配慮したまちづくりを進めます。

○ 市街化調整区域

集落については、居住空間の整備を図るとともに、水や緑と共生する適正な集落形成を推進します。

農業用地については、本来の食糧生産機能とともに環境保全機能を重視し、農業経営の基盤強化を図る一方、自然と都市とが調和した土地利用を目指します。

(4) 市街地整備の方針

① 住宅地の整備

既に良好な住環境が形成されている地域ではその保全に努め、住環境に課題のある住宅地については道路、公園、下水道等の整備を推進し、必要に応じて市街地の再編や更新などを行います。

また、市街化区域において市街化や土地の有効利用が進んでいない地域においては、土地利用を適正な方向に誘導するとともに、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備手法の導入により、良好な市街地の形成を図ります。

一方、鉄道駅周辺における戸建て住宅、マンション等の建設が進んでいることを受け、こうした地域における良好な市街地環境の整備・向上を図ります。

② 商業、業務地の整備

柏市を中心とする地域は、国の第5次首都圏基本計画（平成11年策定）において、「広域連携拠点⁴」に位置づけられ、つくばエクスプレス沿線地域や柏都心部（柏駅）等を中心に首都圏における学術・産業・文化の重要な交流拠点として育成・整備する方向性が示されており、今後も首都機能の一翼を担う拠点都市としての発展が期待されています。

こうしたことから、柏駅周辺地区は、東葛飾北部地域の広域的な商業・業務集積地として今後もその機能を確保増進させるほか、文化機能などの高次都市型サービスを充実させ、市街地再開発事業等による土地利用の高度化を進め、さらに快適で魅力ある都市空間の形成を図ります。また、柏駅周辺については、

⁴ 広域連携拠点 第5次首都圏基本計画では、東京中心部への一極依存構造を是正し、分散型ネットワーク構造の構築を基本的方向として位置づけている。特に諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する中核都市圏について、広域的な機能を担い、連携・交流の要となるよう「広域連携拠点」としてその育成・整備を図るものとしている。千葉県内では、柏市のほかに成田市、千葉市、木更津市を中心とした地域が位置付けられている。

国の都市再生緊急整備地域に指定されています。こうした制度を有効に活用し、民間の活力・アイデアを反映しながら、商業機能をはじめとする様々な機能を持つ複合市街地の形成を目指します。

柏の葉キャンパス駅周辺においては、東京大学、千葉大学、東葛テクノプラザなどの学術・産業拠点や、水と緑の空間とが調和しつつ、活力と潤いのある多様な都市機能が集積する国際的な拠点都市として、多様な機能の集積する新たな市街地形成を進めます。

その他の鉄道駅周辺の一般商業地については、柏駅及び柏の葉キャンパス駅周辺地区の都市機能を補完するとともに、地域住民に対する生活支援などのサービス拠点として整備を進めます。

また、主要幹線道路等の沿道の商業施設については、交通環境や景観にも配慮しつつ、適正な立地に努めます。

さらに、広域幹線道路網の利便性を活かし、流通機能等の立地を促進します。特に、沼南センター地区については、物流、商業、医療、福祉等生活支援機能などが集積する新たな拠点づくりを目指します。

③ 工業地（新産業含む。）の整備

既存工業団地については、工業用地としての事業環境の維持、充実を図ります。市街地に立地する製造事業に対しては、操業における周辺環境への配慮や工業用地への移転を誘導し、適切な土地利用を進めます。

また、北部地域においては、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザなどの起業支援・研究機能を活用し、既存の工業団地の再編整備や研究団地など、新しい「モノづくり拠点」の整備を進めます。

沼南地域における工業地等については、市内外からの工場移転先としての活用や、北部地域と連携したベンチャー企業⁵の立地などを目指し、新たな産業集積の形成促進を図ります。

④ 農地、緑地の整備・保全

まとまった農地や緑地は、農業生産地としてばかりでなく、水と緑の保全、都市防災上の役割もあり、さらには市民が水と緑にふれあい、農業に親しむ空間としての価値も有しています。

このため、優良農地についてはその利用増進を図り、優れた樹林地は貴重な都市景観資源として、将来にわたって保全に努めます。

手賀沼周辺地域では、都市型農業の振興や、地域資源を活用した観光・レクリエーションの振興などを推進します。

⁵ ベンチャー企業 意欲ある起業家を中心とした新規事業等への挑戦を行う中小企業。

⑤ 自然環境の保全

手賀沼や利根川、大堀川、大津川、金山落などの湖沼・河川とその周辺は、良好な自然地であり、河川沿いの斜面緑地などを含め、その保全に努めます。さらに、優良農地や山林、谷津田の保全に努めるとともに、水害等の災害防止の観点に立った土地利用を推進します。

こんぶくろ池や手賀の丘公園などについては、子どもからお年寄りまで、豊かな水と緑に安心して親しむことができる、魅力ある拠点として適切な整備を推進します。

また、住民・事業者・行政の協働体制のもと、廃棄物の不法投棄等の防止に努めます。

3. 財政

(1) 財政の動向と、財政運営の方向性

- 市の財政は、長期の景気低迷や減税対策などの影響を受け税収が伸び悩む中で、行政改革に取り組んでいるものの経常経費は年々増加し、また、市債残高も大幅に増加するなど、年々厳しさが増えています。
- このような中で、健全財政に向けた取組を進めながら、多様化・高度化し、増大する市民の行政需要に応えていくため、市財政も時代の変化に適切に対応できる財政体質の構築が求められています。
- 中期基本計画の計画期間においては、前期基本計画における財政フレーム（枠組み）の基本的視点及び具体的な取組方策を継承しつつ、合併による効率化や、規模が大きくなることによって得られる効果を発揮し、財政の健全化に努めていく必要があります。
- また、行政評価に係る取組の推進等により、市の果たすべき役割の見直しと重点化を進め、市民・各種団体・事業者等による自主的な取組の推進等により、市民との協働のもと、新たな地域経営の仕組みの形成を図っていきます。
- なお、具体的な施策の方向性については、「第4部 自立都市実現を目指して」においてまとめています。また、健全な財政運営は重要な課題であるため、「第2部 柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11」の「①「自立都市」実現プロジェクト」においても位置づけを行っています。

(2) 財政フレームの検討

- 地方財政は景気の動向や国家財政、地方財政計画などに大きく影響され、また、国と地方の行財政の役割の見直しが進められる過渡期にあるため、将来の財政を見通すことは難しい状況にあります。

- 一方、本市においては、市民との協働の推進によって、市の果たす役割が変化しつつあります。また、中核市移行への取組を進める上で、抜本的な行財政改革の実現が不可欠となることが予想されるなど、さらに、将来を見通すにあたって不確定な要素があります。
- また、柏には、約 40 万人の市民が居住し、多様な産業が展開され、事業所、大学などの施設も数多く位置しています。さらに、国や県の施設も数多く位置し、各主体が中心となって、まちづくりを進めていく計画もあります。国・県などの公共財源や、民間の資金等が市内のまちづくりに投入されることにより、市単体の財政フレームを大きく上回る事業等の推進が見込まれます。さらに、これにより地域の活力増が税収増などにつながり、市財政の健全化にも大きく寄与することも考えられます。
- こうした点を踏まえ、財政フレームについては、中期基本計画の期間中、諸状況の変化や「第4部 自立都市実現を目指して」に掲げた施策の進捗よく等を的確に把握し、健全な行財政運営に向けた計画を適宜検討し、実施計画等に反映させていくこととします。

第3章 計画の体系

- 中期基本計画の体系は、柏市第四次総合計画基本構想をもとに、本部第1章「計画の基本方針」の考えに基づき構成します。計画の第2部以降は、この体系に沿う形で整理します。
- 中期基本計画の体系は、次ページのようになります。

中期基本計画の体系

本計画において目指す将来都市像
(柏市第四次総合計画 基本構想)

将来都市像実現のため

【将来都市像】

みんなでつくる
安心、希望、支え合いのまち 柏

【将来都市像の基本的な考え方】

安心：
すべての市民が尊重され、生涯にわたって、安全かつ快適で、安心して住み続けることのできるまちづくり

希望：
だれもが充実して暮らすことができる、多様な魅力と活力のあふれるまちづくり

支え合い：
市民がまちづくりに主体的に参画し、男女がともに責任を担い、世代を超えてふれあい、互いに支え合うまちづくり

※将来都市像策定後の大きな環境変化と、まちづくりの課題

- ・合併効果の最大限の発揮
- ・つくばエクスプレスの開業効果の活用。地域に集積している大学と産業の連携等を軸とした、国際的な理想都市づくりの推進
- ・柏の個性を活かした、特色あるまちづくりの推進
- ・活動的な中高年層を意識したまちづくり
- ・子育て世代等にとって魅力的なまちづくり
- ・市民協働の一層の推進と民間活力の活用。多様な主体の連携
- ・環境共生に配慮したまちづくり
- ・地域の危機管理能力の強化。安心・安全のまちづくり
- ・厳しい地方財政環境に対応した計画的な財政運営と行財政改革の推進 など

第1部 総論

計画の基本方針

- 合併後のはじめの基本計画として策定
- 現行の基本計画策定時点からの大きな環境変化への対応に特に着目。また、厳しい財政状況や地方分権の進展などの行財政を取り巻く諸環境に適切に対応
- 柏市としての特色ある取組をわかりやすく整理
- 地域社会を構成する様々な主体が、適切に協働し、地域のよりよいまちづくりを進めていくことに資する計画

計画の枠組み

居住人口： 389,000～399,000 人
(平成 22 年時点)
交流人口： 拡大
土地利用： 適正かつ合理的な利用
財 政： 健全財政に向けた取組推進

第2部で目指すべきテーマとして取り上げられた「柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11」を構成する主要事業は、第3部(施策体系別計画)および第4部(自立都市実現を目指して)においても位置づけられます。

第2部 柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11

イレブン

近年の柏を取り巻く諸環境の変化に対応し、市の魅力を一層高めるために、中期基本計画期間内において特に着目すべき11のテーマを先導プロジェクトとして取り上げます。

<まちづくりの基本にかかわるもの>

- ① 「自立都市」実現プロジェクト

<政策実現に向けた方法に着目したもの>

- ⑩ 「市民活動等による地域力」強化プロジェクト
- ⑪ 「大学との連携」活用プロジェクト

<施策体系に沿った領域を意識したもの>

- ② 「手賀沼」保全・活用プロジェクト
- ③ 「安全まちづくり」推進プロジェクト
- ④ 「円滑で環境にやさしい交通」実現プロジェクト
- ⑤ 「柏ブランド」発掘・創造・発信プロジェクト
- ⑥ 「文化・スポーツ」活性化プロジェクト
- ⑦ 「未来を拓く産業」形成プロジェクト
- ⑧ 「次世代の育成」支援プロジェクト
- ⑨ 「みんなの健康と元気」充実プロジェクト

第3部 施策体系別計画

市の施策全体を6つの領域に分け、網羅的に施策・事業等をまとめました。(施策のうち、行財政運営領域については第4部で整理)

第1章 市民との協働 (市民とともにつくるまち)

- 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する(市民参加、情報提供)
- 第2節 コミュニティ活動を推進する(コミュニティ、市民活動)
- 第3節 男女の自立と個性を活かした社会を形成する(男女共同参画)

第2章 学習・交流 (人と交流が育まれるまち)

- 第1節 生涯学習社会を形成する(生涯学習)
- 第2節 子どもたちの教育環境を整備する(幼児教育、学校教育、青少年の健全育成)
- 第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する(文化、文化財)
- 第4節 豊かなスポーツ資源を活かす(スポーツ)
- 第5節 異文化との交流による新しい文化をつくる(国際交流)

第3章 活力・賑わい (活力と賑わいのあふれるまち)

- 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う(都市拠点整備)
- 第2節 産業を高度化し雇用を創出する(商業、工業、農業、雇用、消費生活、市場)

第4章 環境共生 (自然が身近に感じられるまち)

- 第1節 豊かな水と緑に親しむ(環境保全、緑地、治水)
- 第2節 環境にやさしい循環型社会を形成する(環境整備、廃棄物)

第5章 健康・福祉 (ともに育み、支え合うまち)

- 第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する(健康づくり、医療)
- 第2節 支え合う地域社会を形成する(健康福祉のまちづくり)
- 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する(子育て支援)

第6章 定住促進 (快適に住み続けられるまち)

- 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する(都市基盤)
- 第2節 快適でゆとりある住環境を整備する(住宅・住環境、上・下水道)
- 第3節 安全な生活環境を整備する(防災、消防・救急体制、交通安全、防犯)
- 第4節 バランスのとれた都市構成を実現する(交通体系、市街地整備)

第4部 自立都市実現を目指して

中期基本計画を着実に推進するための行財政運営の方針、施策等について、まとめます。

- 1. 行財政運営の現状と課題
- 2. 行財政運営の基本的方針
- 3. 具体的施策の方向

第5部 地域整備の方向

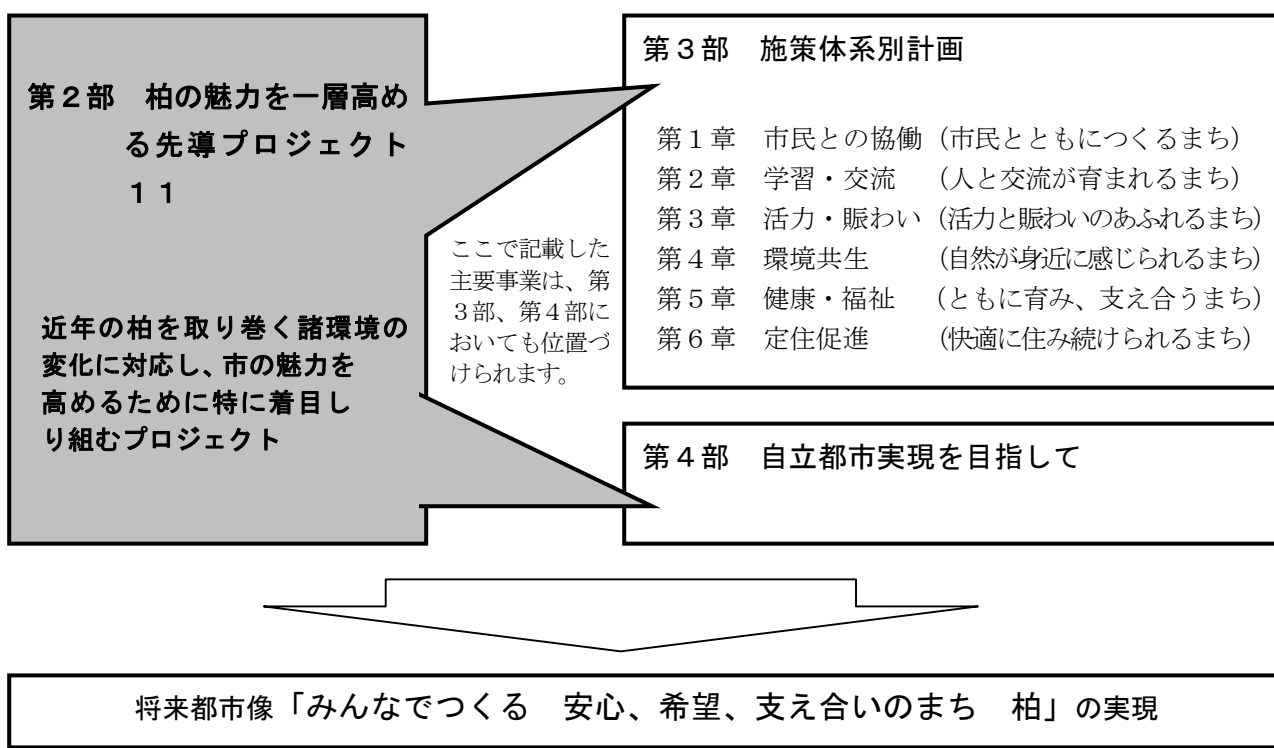
市内を3地域に分け、地域ごとにまちづくりの方向性をまとめるとともに、第2部、第3部で示した施策、事業等を、地域ごとに整理しました。

- 北部ゾーン
- 中央ゾーン
- 南部ゾーン

第2部 柏の魅力を一層高める先導プロジェクト 11

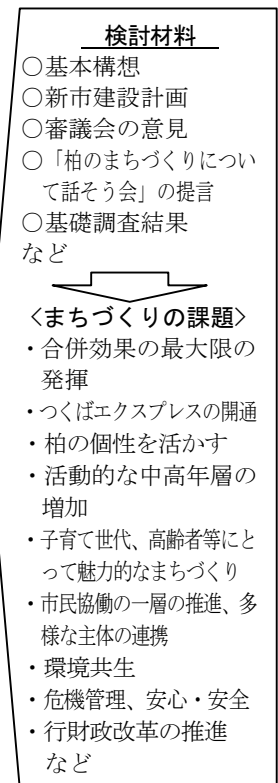
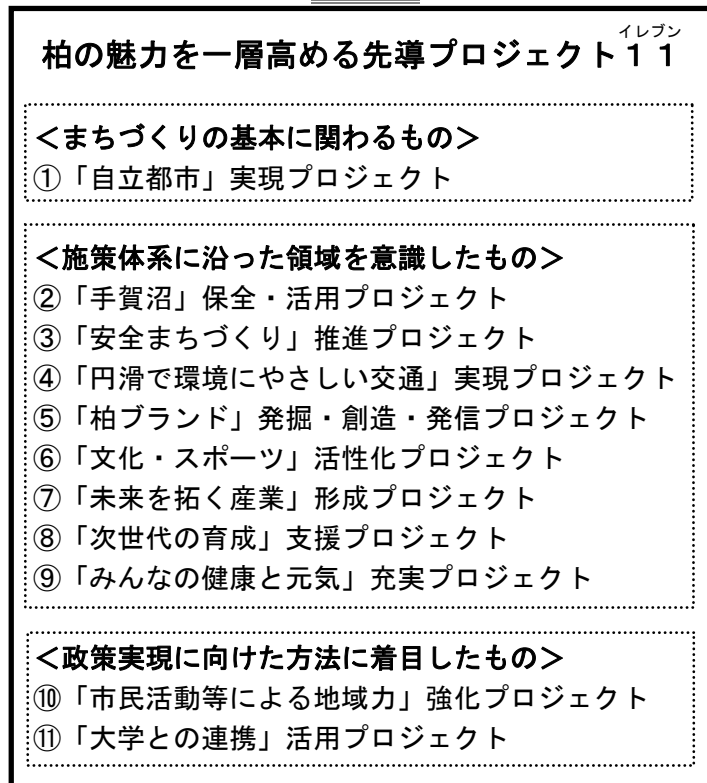
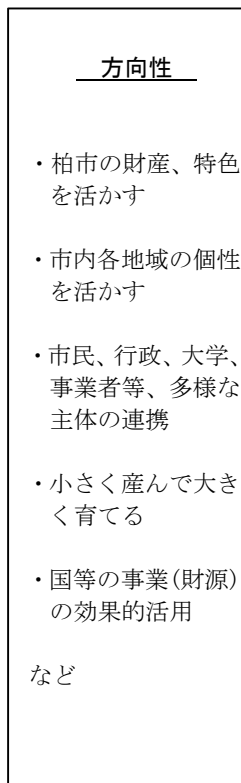
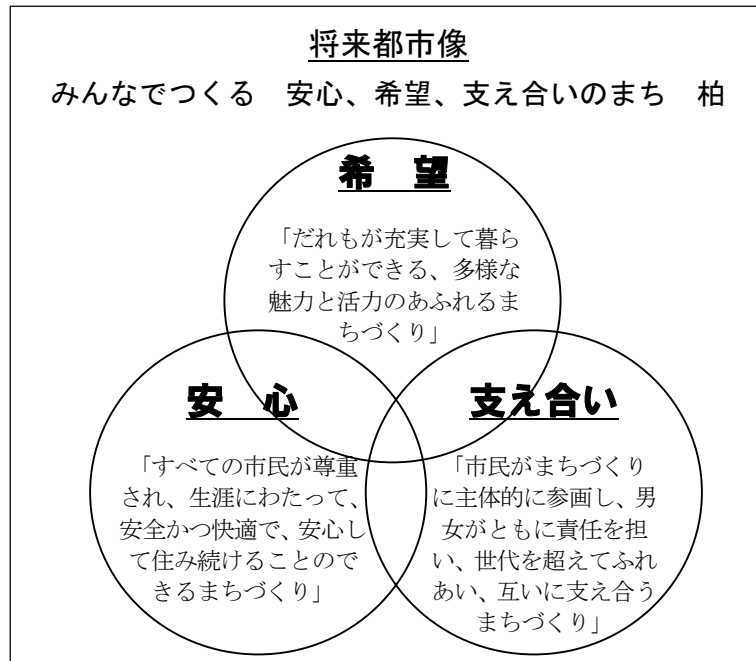
第1章 プロジェクトの考え方

- 基本構想に掲げた将来都市像「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」の達成に向け、近年の柏を取り巻く諸環境の変化に対応し、市の魅力を一層高めるために、中期基本計画期間内において特に着目すべきテーマを「先導プロジェクト」として掲げ、目的やプロジェクトを構成する主要事業等について記載します。
- 「先導プロジェクト」は、基本構想、新市建設計画、「柏のまちづくりについて話そう会」などで提示されたまちづくりの方向性、課題を踏まえて設定しました。
- 位置づけたプロジェクトについては、中期基本計画の計画期間内（平成 18～22 年度）において着手（可能なものは「実現」まで。）することを目指します。また、達成の目標（基準）を示すとともに、市民・各種団体等・行政など関連する各主体の役割分担等についても示すこととします。
- なお、先導プロジェクトに位置づけない施策・事業等についても、「第3部 施策体系別計画」及び「第4部 自立都市実現を目指して」に基づき、着実な推進を目指します。



第2章 プロジェクトの概要

市の魅力を一層高める先導プロジェクトとして、11のプロジェクトを掲げます。先導プロジェクトと将来都市像、まちづくりの方向性、課題などの関係は、以下のように表現できます。



前期基本計画策定以降（平成13年度以降）の、柏市を取り巻く諸環境の変化

① 「自立都市」実現プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- これからの柏のまちづくりは、市内及び周辺における豊富な人材、固有の地域資源などを活かしながら、市民、各種団体、大学、事業者など地域に関わる様々な主体と行政が協働・連携しながら取り組み、「自らのことを自らでよく考え、行動する都市」づくりを進めることが重要であると考えます。また、そのためには柏らしさをいかした地域経営を、一層進めていくことが必要になります。
- 一方、行政運営に着目すると、合併によって中核市への移行要件を満たすことになり、中核市となることにより、保健福祉、都市計画、環境などの分野で、これまで千葉県が行っていた事務の権限の多くが市へ移譲され、より自主的に取り組むことができる施策が増加し、地域に密接に関わる施策が、地域主体で取り組みやすくなります。
- さらに、総合的な観点から行財政改革を推進していくことが必要です。
- こうしたことから、様々な主体が連携し合い、柏ならではの特色を活かしながら、地域経営をみんなで行うことによって、高い魅力を持った「自立都市」を実現するための取組を、一層推進することとします。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

① 「自らのことを自らでよく考え、行動する都市」づくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	・ 中期基本計画における「先導プロジェクト」の推進による、柏の特色をいかしたまちづくりの推進 ・ 多様な主体の交流、連携、協働に自らかかわり、あるいは支援することによって、自立都市実現に向けた機運を醸成
市民、その他地域にかかわる様々な主体	・ 市民公益活動 ¹ の推進 ・ 多様な主体間での交流、連携、協働の推進

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
中期基本計画全般の円滑な推進	—	おおむね計画は達成したと地域で理解を得られること

¹ 市民公益活動 本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、市民の自由で自発的な意思に基づき自立的に行われるもの。

- ② 中核市への円滑な移行や行財政改革の推進など、健全で自立性の高い行財政運営の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な財政運営と行財政改革の推進 ・ 効率的な組織運営と人材育成 ・ 公共施設の再配置等 ・ 中核市への円滑な移行・運営 ・ 広域行政への取組
市民、その他地域にかかわる様々な主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動の推進 ・ 市政への積極的な参加
（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市移行などに伴う、事務の円滑な引継ぎの支援

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
（再掲。①と共通） 中期基本計画全般の円滑な推進	—	おおむね計画は達成したと地域で理解を得られること

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 「自らのことを自らでよく考え、行動する都市」づくりの推進

これに係る施策等については、中期基本計画 第2部「柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11」に記載している各施策等や、第3部の第1章「市民との協働（市民とともにつくるまち）」に記載している各施策等が主として該当するものと考えます。

- ② 中核市への円滑な移行や行財政改革の推進など、健全で自立性の高い行財政運営の推進

これに係る施策等については、中期基本計画 第4部「自立都市実現を目指して」において整理しています。

② 「手賀沼」保全・活用プロジェクト

（1）プロジェクトの背景と目的

- 柏市と沼南町の合併により、手賀沼はこれまで以上に貴重な地域の財産となり、これを様々な面で活かしたまちづくりを進めることが重要なテーマとなっています。

- 手賀沼をはじめ利根川や大堀川、大津川、手賀川などを結ぶ一連の豊かな水と緑の空間は、農業活動の場であるとともに、古くから人々の心にやすらぎを与える存在であり、現在もレクリエーションや環境教育の場として市民に親しまれるなど、かけがえのない貴重な資源です。
- 手賀沼はこれまで、水質環境の悪化が懸念されていましたが、現在では、生態系の復活やさらなる水質浄化に向けた市民活動が活発に展開されるなど、手賀沼に対する市民意識はますます高まりを見せています。
- こうした取組を今後も進め、「手賀沼」の保全・活用を目指します。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 手賀沼及び周辺の自然環境、農業空間等に親しみ、ふれ合うことができる環境整備の推進。手賀沼及び周辺における観光・レクリエーション、健康づくりの振興

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・市民や農業者、事業者等の主体的な取組を推進するに際しての阻害要因の除去に向けた検討 ・各種手賀沼関連組織、並びに千葉県、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市等との関係団体との連携のコーディネート
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼及び河川環境の浄化を意識する取組の推進 ・休日に手賀沼周辺を訪問するなど、手賀沼に親しむ活動の推進 ・各種団体での取組などを通じた手賀沼環境の改善
農業者、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興や農地の有効活用に係る取組の推進 ・必要に応じ、営農組合化等に係る検討の推進 ・周辺住民や行政等と意見交換を行い、手賀沼及び周辺の環境を良好に保つ取組を推進

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
主要観光拠点来場者数 （道の駅しょうなん、手賀の丘公園、手賀沼フィッシングセンター等）	※参考 平成 16 年度 旧沼南町における観光入込客数 約 126 万人	現状よりの増を目指す
市全体における都市公園の人口 1 人当たり面積	4.25 m ² （平 16.3 時点）	7.8 m ² （平 23.3 時点）

- ② 市民と農家、また研究機関・企業等が協力した農地保全、地域活力向上に向けた仕組みづくり

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・農業者、農業団体等と研究機関・企業等との連携に際し、必要に応じコーディネーター等として参画 ・農業者、農業団体、研究機関・企業等の主体的な取組を推進するに際しての阻害要因の除去に向けた検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保全、地域活力向上に向けた取組への参加、協力
研究機関・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る理論、手法の整理、及び事業活動に関するコンサルティング、実践支援 ・周辺住民や行政等との意見交換の促進 ・学生など若年層に向けた広報、呼びかけ

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
大学と農家の連携による取組	（大規模なものは確認できず）	複数件の連携、または連携に向けた動き

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 手賀沼及び周辺の自然環境、農業空間等に親しみ、ふれ合うことができる環境整備の推進。手賀沼及び周辺における観光・レクリエーション、健康づくりの振興

■大堀川リバーサイドパーク整備事業

【事業概要】

市の中央部を流れる大堀川において河川改修事業と北千葉導水路事業により生み出された帯状の水辺空間とその周辺に縁取られている斜面緑地の一体的な利用・活用を図り、後世に残る大堀川のシンボルとして延長 4 km の桜並木を創造し、地域に親しまれる憩いの空間づくりを目指します。事業は平成 5 年度から開始し、これまでに勝橋から木崎橋付近までの約 2 km の整備が終了しており、引き続き事業を推進します。

【本計画第 3 部における記載箇所】

第 4 章 環境共生 第 1 節 豊かな水と緑に親しむ

■船戸古墳緑地（仮称）整備事業

【事業概要】

沼南地域の大井に位置する船戸古墳群周辺は、約 30 の古墳が点在する樹林地を良好な環境で保全するため、市と市民団体が管理活動を実践しています。このような協働による保全活動を今後さらに推進し、手賀沼沿いの豊かな自然を守り育てることで、潤いとやすらぎのある

まちづくりに寄与することを目的とし、水と緑のアクセスポイントとして、また歴史的資源としても貴重な古墳群を備えた緑地（面積約2ha）として整備保全を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第4章 環境共生 第1節 豊かな水と緑に親しむ

■手賀沼環境基金（仮称）の創設

【事業概要】

手賀沼及び周辺地域の環境の保全等に係る活動・事業等への活用を目的とした手賀沼環境基金（仮称）を創設します。なお、独立した基金とするか、他の基金と合わせた基金とするかなど、詳細については、より適切で有効な活用ができる形態に向けて、今後検討を行います。

【本計画第3部における記載箇所】

第4章 環境共生 第1節 豊かな水と緑に親しむ

- ② 市民と農家、また研究機関・企業等が協力した農地保全、地域活力向上に向けた仕組みづくり

■市民農園、体験農園の整備

【事業概要】

農地の遊休化防止及び利用拡大、また、市民のレクリエーションあるいは教育の場として、市民農園、体験農園の整備を推進します。

農園の区画及び水道・排水整備等までを柏市が行い、その後の維持管理及び運営等は地権者が組織する営農組合が行う方法で取り組みます。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

③ 「安全まちづくり」推進プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 全国的に進展している高齢化は、柏市においても急速に進むことが見込まれます。また、市では、今後、子育て世代の人口増加をめざした施策の充実を目指します。こうした人口構成の特性を踏まえつつ、誰もが安心・安全に住みよいまちづくりの推進が必要です。
- 一方、「新市建設計画に関するアンケート」においても、防犯対策の強化や地震に強いまちづくりの強化などをはじめ、市民が安心・安全に住むことができるまちづくりに対する期待の大きさが示されています。
- さらに近年では、国内外において大規模な災害発生が続いており、危機管

理の必要性、関心が高まってきています。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 防犯対策の強化、及び犯罪を起こさせない人づくり・地域づくりの推進
(新市建設計画)

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割 (例)
柏市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・警察、事業者、市民公益活動団体等、関係諸機関との連絡、調整 ・市民公益活動団体等との連携に際し、必要に応じコーディネーター等として参画 ・市民公益活動団体等の主体的な取組を推進するに際しての阻害要因の除去に向けた検討
市民	・犯罪が起こりにくいまちづくりの取組への参加、協力。
市民公益活動団体等	・犯罪が起こりにくいまちづくりの取組の企画、実施。

【この方向性の達成目標】

(指標設定になじまない分野であり、設定せず)

- ② 防火対策、消防体制、救命救急体制の整備・充実 (新市建設計画)

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割 (例)
柏市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する調査、適地の検討 ・関係諸機関等との連絡、調整
市民	・防火、消防、救命救急に関する取組への参加、協力
市民公益活動団体等	・防火、消防、救命救急に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値 (H16 度)	目標値 (H22 度)
手賀東部地区分署の整備	なし	設置

- ③ 防災関連施策の充実

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割 (例)
柏市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施及び必要に応じて諸規定等の整備 ・関係諸機関との連絡、調整 ・市民公益活動団体の主体的な取組を推進するに際しての阻害要因の除去に向けた検討
市民	・自主防災の取組への参加、協力

市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災の取組の企画、実施 ・ 災害時の情報収集、伝達活動への協力
-----------	--

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
沼南地域の地域防災無線	なし	一部事業化

④ 公共施設の耐震診断・補強の推進（新市建設計画）

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の耐震化を、計画的、継続的に推進 ・ 関係諸機関との連絡、調整

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
小中学校の校舎、屋内運動場の耐震補強棟数	19 棟 （平 16.3 時点）	65 棟

⑤ 警察力の強化に向けた要望推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	・ 警察力の強化に向けた要望を推進
防犯等関連団体	・ 市との意見交換を進め、市とともに県、警察等への要望提示等を推進

【この方向性の達成目標】

（目標設定せず）

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

① 防犯対策の強化、及び犯罪を起こさせない人づくり・地域づくりの推進

■ 犯罪を起こさせない人づくり（組織づくり）事業

【事業概要】

地域全体にわたり、安全で安心なまちづくりを推進していくため、市民参加による防犯活動の普及を図るとともに、防犯ボランティア等で構成している防犯推進団体に対して、主体性及び自主性を尊重しつつ、組織体制の充実と効果的な活動が展開できるよう必要な支援を行います。

市民の積極的な参加に向け、防犯講演会、防犯講座、エンジョイ・パトロールなどをPRし、市民の防犯意識の向上と、防犯知識の習得

を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

■犯罪が起こりにくいまちづくり（地域づくり）事業

【事業概要】

犯罪の多発や落書きの横行などにより治安の悪化が懸念されていた柏駅周辺は、平成13年7月に「安全推進モデル地区」に指定し、市、市民、事業者、警察をはじめとする関係機関・団体の連携により、重点的に各種防犯事業を実施してきました。

平成15年3月には、柏駅周辺事業者の防犯活動の推進と防犯ボランティアへの支援を目的として、「柏駅周辺防犯推進協会」が設立されるなど、柏駅周辺における環境は、改善の兆しを見せている。今後もこうした取組を引き続き推進し、犯罪が起こりにくいまちづくりを総合的に展開します。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

② 防火対策、消防体制、救命救急体制の整備・充実

■手賀東部地区分署建設

【事業概要】

手賀地区の東部については、救急・消防、防災力の向上などの観点から、新たに分署を設置することとします。

建設地については、手賀地区の近隣センターとの関連性や、また、沼南消防署の移転などとの関係もあることから、さらに検討を進めます。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

③ 防災関連施策の充実

■無線放送施設整備事業

【事業概要】

無線放送施設は、柏地域においては設置から20年が経過し、また南部地域の難聴地域を中心に設置要望があることから、整備・改修が必要になっています。また、沼南地域においては、設備の老朽化による維持管理コストの増大などの問題が発生していることに加え、関東総合通信局から合併に伴う周波数の統合について指導されています。このため、無線放送施設について全面的な改修を行います。

また、地域防災無線については沼南地域では未整備の状態であり、沼南地域の防災拠点となる施設や避難所等への配備を行い、災害時の

情報収集伝達体制を整備します。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

■災害時要援護者の安全確保

【事業概要】

阪神淡路大震災の教訓や、その後の台風、豪雨、地震など全国各地の災害において、被災者の多くが高齢者等でした。そのため、これら災害時要援護者の安全確保を図る必要があります。

平成17年度に策定した基本方針及び具体的施策案に基づき、モデル地区での実証訓練等を実施し、行動マニュアル、自立支援マニュアル、登録者情報取扱いガイドライン等を策定します。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

④ 公共施設の耐震診断・補強の推進

■校舎等の耐震補強

【事業概要】

小中学校校舎等の耐震化は、地震災害時の児童・生徒の安全確保に直結するとともに、校舎等は地域住民の応急避難所としての役割を果たすことを勘案すると、その耐震補強を推進する必要があります。柏市既存建築耐震改修実施計画に基づき、3階かつ、1,000㎡以上の校舎と屋内運動場を耐震性能の低い建物から、計画的、継続的に改修工事を進めます。

【本計画第3部における記載箇所】

第2章 学習・交流 第2節 子どもたちの教育環境を整備する

⑤ 警察力の強化に向けた要請推進

■柏警察署の2分署化及び交番の新設要請

【事業概要】

犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを目指していくためには、警察力の強化を図ることが重要です。柏警察署の分署化及び交番の新設について、継続的に県及び警察に対して要請を行います。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第3節 安全な生活環境を整備する

④ 「円滑で環境にやさしい交通」実現プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 柏市及び周辺地域の主要道路等においては、交通混雑が慢性化しており、日常的な市民活動や産業活動などの妨げとなっていることが懸念されます。
- また、市南部等においては東西方向、あるいは市内各駅に向けての道路の整備や、公共交通の利便性向上を望む市民意向が強い傾向にあります。
- 高齢化が進展した社会においては、一層安全で円滑な交通の確保が大きな課題となります。また、地域における市民の活発な諸活動、さらには産業活動を支えるためには中長期的視点に立った交通問題（広域交通から身近な交通環境まで。）の改善が必要と言えます。
- さらに、地球温暖化が世界的な課題となるなど、地域としても地球レベルでの環境問題に積極的に取り組んでいくことが必要となっています。交通は、環境問題と密接なかかわりがあることから、交通面から環境にやさしいまちづくりを推進することが課題です。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 合併後の地域の一体性の向上や市民の市内移動円滑化等に向けた、道路網の整備や多様な主体による移動手段（コミュニティバス、福祉輸送など。）の確保の推進（新市建設計画）並びに、広域的な交通体系の整備に向けた中長期視点からの取組の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する調査、事業の推進 ・ 関係諸機関、事業者との連絡、調整 ・ 新たな交通サービスの提供など、事業者が行う取組に対する支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業への理解と協力（公共交通機関の積極的な利用）
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズを踏まえた交通サービスの提供

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
公共交通の課題地区数	9 地区	2 地区

- ② 「柏ナンバー」の創設を活かしたまちづくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・ 関係諸機関との連絡、調整

市民	・ 運転マナー向上に努める
市民公益活動団体等	・ 運転マナー向上に努める

【この方向性の達成目標】

指標	現状値 (H16 度)	目標値 (H22 度)
柏ナンバー登録台数	—	150,000 台

- ③ 低公害車の普及促進や、環境への負荷の小さい自転車利用の促進などの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割 (例)
柏市 (行政)	・ 庁用車の低公害車への転換の推進 ・ 関係諸機関、市民公益活動団体、事業者等への低公害車導入の働きかけ
市民	・ 事業への理解と協力
市民公益活動団体等	・ 事業への理解と協力

【この方向性の達成目標】

指標	現状値 (H16 度)	目標値 (H22 度)
低公害車普及率	4.9%	41.7%

- ④ 交通バリアフリー施策の推進 (新市建設計画)

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割 (例)
柏市 (行政)	・ ノンステップバス導入、エスカレーター設置など事業に関する関係諸機関、事業者等への働きかけ、及び事業実施の支援 ・ 関係諸機関、事業者等の連携に係るコーディネート
市民	・ バリアフリー意識の向上
事業者	・ バリアフリー環境の整備

【この方向性の達成目標】

指標	現状値 (H16 度)	目標値 (H22 度)
路線バス総車両数に対する低床バスの割合	54%	78%
バリアフリー化(昇降設備整備)された駅	1 駅	11 駅

(3) プロジェクトの推進のための施策・事業

(2) の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 合併後の地域の一体性の向上や市民の市内移動円滑化等に向けた、道路網の整備や多様な主体による移動手段(コミュニティバス、福祉輸送など。)

の確保の推進。並びに、広域的な交通体系の整備に向けた中長期視点からの取組の推進

■新市建設計画関連幹線道路の整備

【事業概要】

国道、県道等とのネットワーク化を図りながら、新市建設計画に位置づけられた道路網の計画的、効果的な整備を推進します。なお、前期基本計画期間においては、沼南地域から柏市中心部へ向けた道路などに係る取組等を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第4節 バランスのとれた都市構成を実現

■柏駅東口ダブルデッキの改修

【事業概要】

柏の表玄関として多くの市民に利用され活況を呈している柏駅東口ダブルデッキは、昭和48年に築造されてから30年が経過し、近年においては急激に老朽化が進み、安全対策が急務となっています。こうしたことから、既存のデッキ躯体構造を最大限活かした、補強と施設の軽量化や防水等の改修によるリニューアルを図ります。施設の安全性及び機能の向上により、魅力ある空間の創出を目指します。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

■多様な交通サービスの提供・支援

【事業概要】

だれもが移動しやすい市域の実現と公共交通機関の利用促進を目指し、多様な交通サービス主体との連携協力を進めるとともに、コミュニティバスなどの新たな交通サービスの導入を進めます。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第4節 バランスのとれた都市構成を実現する

② 「柏ナンバー」の創設を活かしたまちづくりの推進

■柏ナンバー創設を契機とする各種啓発事業の実施

【事業概要】

柏ナンバーの創設をきっかけとした、地域活性化、交通安全、交通マナーの向上、環境保全などに結びつく取組を目指した普及・啓発活動を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第4節 バランスのとれた都市構成を実現する

③ 低公害車の普及促進や、環境への負荷の小さい自転車利用の促進などの推進

■低公害車の普及促進

【事業概要】

大気汚染（浮遊粒子状物質・二酸化窒素など）の改善や地球温暖化対策として、市民や事業者への天然ガス自動車やハイブリッド自動車の普及促進を図ります。また、柏市指定低公害車制度により、ガソリン自動車の中でも低公害の車を指定し、その普及促進を図ります。

また、庁用車については、清掃車を始めとして、天然ガス自動車やハイブリッド自動車へ転換を図っていきます。

【本計画第3部における記載箇所】

第4章 環境保全 第2節 環境にやさしい循環型社会を形成する

■自転車利用総合計画の策定

【事業概要】

自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）に基づく自転車利用総合計画を策定し、自転車利用の促進を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第4節 バランスのとれた都市構成を実現する

④ 交通バリアフリー施策の推進

■ノンステップバスの導入支援

【事業概要】

低床ノンステップバス等の導入支援を行い、高齢者や身体障害者等の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する、第4節 バランスのとれた都市構成を実現する

■駅施設へのエスカレーター、エレベーターの設置

【事業概要】

鉄道駅にバリアフリー施設（エスカレーター、エレベーター）を設置し、高齢者や身障者等の駅利用の利便性向上を図ります。

対象駅： 南柏駅、逆井駅、増尾駅、北柏駅

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する

⑤ 「柏ブランド」発掘・創造・発信プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- つくばエクスプレス新駅周辺を中心とした新しいまちづくりの機運が高まっています。また、首都圏各市との都市間競争が激化する兆候が現れています。
- 柏には、様々な人的資源、物的資源、産業資源などの魅力的な資源がありますが、それらがうまくまちづくりに活用されていない、との意見があります。こうした既存の資源の活用により、地域の活力の向上が期待できます。
- また、こうした活動を通じ、市民に「ふるさと柏」のことをもっとよく知り、ふるさと、あるいは第二のふるさととして愛着を深めていただくことを目指すとともに、市内外に広く柏の魅力を感じていただき、定住の場として、また諸活動の場として柏を選んでいただく取組を総合的に推進します。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 柏の文化、スポーツ、農業、商業、工業、新産業、観光・イベントなどの幅広い地域資源、人的資源等に関する情報の集約、活用、連携の検討に資する仕組みづくり

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・ 旧吉田邸保全活用に係る調査及び実施 ・ 関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源、人的資源等に関する情報の提供
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源、人的資源等に関する情報の集約、活用に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
旧吉田邸の一般公開	平成 17 年度に運用方針検討	一般公開し、市内外からの利用者多数

- ② 市内や周辺地域に位置する様々な資源を活用し、またそれらの資源が十分機能する環境づくりを進め、国際的な技術交流、人材交流が行われる、産学連携のモデル都市づくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業等に対する支援の推進 ・大学との共同研究開発、新製品等の販路開拓に対する支援の推進 ・産学官連携による産業創出プログラムの検討及び関係団体との連携のコーディネート ・その他に市が主体的に取り組む事業の選定、推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な人材交流に関する取組への参加、協力
大学・研究機関、商工団体、市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果等に関する技術移転の効果的な実施に向けた体制整備 ・技術移転への協力、実施 ・国際的な技術交流、人材交流に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
東大柏ベンチャープラザ入居企業等から株式上場会社など	補助事業採択企業 7社	上場企業 3社 地元定着企業 5社

- ③ コミュニティ活動や各種団体の活動、また学校教育等が連携した、「ふるさと柏」を実感する活動の支援

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと柏」を実感する活動提案を受けての事業化検討 ・関係諸機関との連絡、調整 ・市民公益活動団体との協働による事業実施 ・モデル期間経過後の事業評価、制度存続に関する検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと柏」を実感する活動への参加、協力
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと柏」を実感する活動の提案 ・柏市との協働による事業実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
市民と行政の協働事業のモデル実施	—	複数件

(3) プロジェクトの推進のための施策・事業

(2) の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 柏の文化、スポーツ、農業、商業、工業、新産業、観光・イベントなどの幅広い地域資源、人的資源等に関する情報の集約、活用、連携の検討に資する仕組みづくり

■旧吉田邸保全活用整備事業

【事業概要】

平成16年度に寄贈された旧吉田邸について、改修を行った上で、

有効な利用を促進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第2章 学習・交流 第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する

- ② 市内や周辺地域に位置する様々な資源を活用し、またそれらの資源が十分機能する環境づくりを進め、国際的な技術交流、人材交流が行われる、産学連携のモデル都市づくりの推進

■大学連携インキュベーション事業の推進

【事業概要】

経済産業省 100%出資事業で平成16年に完成した大学連携型起業家育成（インキュベーション）施設である「東大柏ベンチャープラザ」の入居者の中で、支援が必要と認められるベンチャー企業等（大学からの起業者など）について、起業・育成を目的とする賃料補助を千葉県と共に行うことにより、将来の柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を推進します。産学官連携による新産業・新技術の創出を推進することにより、新たな雇用機会の創出や、周辺企業の技術レベルの高度化を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■新産業創出促進事業

【事業概要】

市内の中小企業やベンチャー等の開発や産学官連携への取組を支援し、柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を図っていくため、次のようなメニューに対し支援を行います。

ア 産学連携事業

市内の中小企業者等が大学との共同研究開発を行う場合に、原材料費、研究用機材費、研究用施設借入費、直接人件費、外注加工費、委託費、その他の経費に対し、その事業費の一部を助成

イ 販路拡大支援

市内の中小企業者等が過去5年以内に国、県及び市等の助成を受けて開発された新製品の販路開拓を行う場合、展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業、販路拡大のために調査・専門家から指導を受ける事業、広告宣伝に関する事業に対し、その事業費の一部を助成

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■国際キャンパスタウン構想の推進

【事業概要】

大学や各種研究機関、ベンチャー企業等知的資源の集積、つくばエクスプレスの開業に伴う北部地域整備事業等、柏の葉地区特有のポテンシャル²を活かし、産学官連携による柏の葉エリアを中心とした、「環境・健康・交流・創造」の国際学術研究都市の形成を目指します。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

- ③ コミュニティ活動や各種団体の活動、また学校教育等が連携した、「ふるさと柏」を実感する活動の支援

■協働事業提案制度の充実

【事業概要】

地域における新たな課題の解決に向けて、市民公益活動団体からの提案を基に、提案団体と市とが事業目的を共有しつつ、それぞれの特性を持ち寄り、対等の立場で協働して共に事業を実施することにより、『市民満足度の向上』、『市民公益活動団体の事業力強化』、『市職員の協働意識の醸成』を図ります。

具体的には、団体からの提案を翌年度の事業実施に向けて、官民協働により1年間かけて成案化を図り、事業実施の実現が可能なものとして採択された提案を当該提案団体との「特定契約（随意契約による業務委託）」として実施します。この制度は市民公益活動促進条例に基づく「特定契約（随意契約による業務委託）」の促進策として、モデル的（平成18～20年度実施分）に実施するものであり、モデル期間経過後は、制度の存続も含め、その必要性を再検討します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

■景観重点地区の指定

【事業概要】

重点的に優れた都市景観を創り、または保全する必要があると認められる地区を景観重点地区として指定します。

また、景観形成基準を定め、重点地区内の建築物等について新築、増築、改築等を行う場合に届出制として基準に基づく協議、指導を行い景観誘導を図ります。

重点地区指定に向けて候補地の選定から合意形成まで、ともに地域住民との話し合いが必要です。また基準作りには、地域住民と行政が一体となり取り組むことが大切です。

² ポテンシャル 「潜在能力」の意。

【本計画第3部における記載箇所】

第6章 定住促進 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する

⑥ 「文化・スポーツ」活性化プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 誰もが生涯を通じて自己の関心と必要に応じた学習機会が得られ、自己実現を図ることができる、真に豊かな社会づくりが求められています。また、このことは、元気な中高年層の増加が見込まれる中、こうした方々の経験を生かした活躍と世代間交流の場を作るという意味でも重要なこととなります。
- また、沼南地域には、豊かな水と緑に加え、貴重な文化財などが点在しています。こうした資源の活用も課題となっています。
- 「柏ブランド」づくりとも密接に関連しますが、地域の先人の残した豊かな歴史、文化を継承するとともに新たな芸術文化を創造し、また市の特色の一つである「スポーツがさかんなまち」をさらに伸ばすことにより、子どもからお年寄りまで、それぞれの生き方を大切にしながら暮らすことができるまちづくりにつながる考えられます。
- さらに、こうした取組を市民、小中学校との連携などによって幅広く進めることにより、「ひとづくり」の推進に結びつけることを目指します。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

① 市民による芸術文化の発表の場や機会の充実 (新市建設計画)

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割(例)
柏市(行政)	・ 事業に関する調査、事業の推進 ・ 市民公益活動団体、関係諸機関との連絡、調整
市民	・ 図書館機能の活用 ・ 「市民交流サロン(仮称)」や市民ギャラリー機能の活用 ・ 市民活動にかかわる情報等の受信
市民活動団体等	・ 市民活動の推進、各種団体間の交流及び情報等の発信

【この方向性の達成目標】

指標	現状値(H16度)	目標値(H22度)
沼南庁舎における市民ギャラリー機能の活用	—	活発な活用

- ② スポーツを活かしたまちづくりの推進。及び生活や地域に根ざしたスポーツを通して、またそれらを越えて、日常の“感動”“健康づくりの場”を提供する「ホームタウン」づくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代にわたるスポーツ活動を支援する事業の検討 ・総合型地域スポーツクラブ実現に向けた調査、検討 ・関係諸機関、事業者との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ活動への参加、協力 ・スポーツボランティアとしての事業への参加
関係諸機関、市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する人材、事業経営ノウハウ等の供与 ・「総合型地域スポーツクラブ」の運営管理

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
総合型地域スポーツクラブ	—	設立に向けた動きの活発化

- ③ 文化財や、地域の歴史文化、自然などにふれ合いながら、健康づくりにもつながる活動の支援と、必要な基盤整備の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施 ・市民等の主体的な取組を推進するに際しての阻害要因の除去に向けた検討 ・各種手賀沼関連組織、並びに千葉県、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市等との関係団体との連携のコーディネート
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に手賀沼、南増尾小鳥の森を訪問するなど、自然に親しむ活動の推進 ・手賀沼及び河川環境の浄化を意識する取組の推進
関係諸機関、市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民や行政等と意見交換を行い、大堀川の環境を良好に保つ取組を推進

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
市全体における都市公園の人口1人あたり面積 【再掲】	4.25 m ² （平 16.3 時点）	7.8 m ² （平 23.3 時点）

(3) プロジェクトの推進のための施策・事業

(2) の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 市民による芸術文化の発表の場や機会の充実

■ 沼南庁舎における市民交流サロン（仮称）、郷土資料等展示コーナーの設

置

【事業概要】

沼南庁舎の整備にあたり、図書館機能等のほか、市民が情報発信等を行うことができる「市民交流サロン（仮称）」や、豊かな郷土資料等を展示するコーナーを設置し、児童生徒や市民の作品を展示する市民ギャラリー機能を併せて整備します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

第2章 学習・交流 第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する

- ② スポーツを活かしたまちづくりの推進。及び生活や地域に根ざしたスポーツを通して、またそれらを越えて、日常の“感動”“健康づくりの場”を提供する「ホームタウン」づくりの推進

■多世代にわたるスポーツ活動の支援

【事業概要】

市民がスポーツに親しむ機会の創出と動機づけ、及び健康の維持・増進などを目的として、各種スポーツ教室を開催しています。教室は、初心者を対象に基本技術の習得・向上を目的としたものを実施しています。

また、教室終了後も参加者がスポーツ活動を続けることができるよう各種クラブの紹介や、終了者がサークルを発足させる際のサポートを行うなど、技術の向上はもとより、生涯スポーツのきっかけづくりを目指しています。

【本計画第3部における記載箇所】

第2章 学習・交流 第4節 豊かなスポーツ資源を活かす

■総合型地域スポーツクラブの育成支援

【事業概要】

柏レイソルをはじめJOMOサンフラワーズ、積水化学女子陸上部や東京大学生涯スポーツ健康科学研究センターなどの人材や蓄積されたノウハウを活用して、複数の種目が用意され、多様な世代の初心者からトップレベルの競技者までの誰もが、年齢、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて、定期的・継続的にスポーツ活動を行うことができる、柏市型の総合スポーツクラブを実現するため、研究を進めます。

実現に向けては、専任のクラブマネージャーの設置やクラブのNP

〇³法人化の促進を行い、市民が自主的に運営し、市民の多様なスポーツニーズに対応できるクラブとすること等が考えられます。

【本計画第3部における記載箇所】

第2章 学習・交流 第4節 豊かなスポーツ資源を活かす

- ③ 文化財や、地域の歴史文化、自然などにふれあいながら、健康づくりにもつながる活動の支援と、必要な基盤整備の推進

■南増尾小鳥の森エリア整備事業（南増尾小鳥の森緑地）

【事業概要】

柏市緑の基本計画において「緑の拠点」として位置づけられている当該地は、実のなる木が豊富で鳥類が多数生息しています。このようなことから、既に地主の同意を得て小鳥の「水飲み場・餌台・砂遊び場」が整備済みであり、今後、現状の自然樹林の保全とし、整備を進め、動植物への慈しみや親しみの心を育て、自然や動植物と共生することの大切さを思う豊かな心を培う拠点としても活用します。

【本計画第3部における記載箇所】

第4章 環境共生 第1節 豊かな水と緑に親しむ

■大堀川リバーサイドパーク整備事業 【再掲】

【事業概要】

市の中央部を流れる大堀川において河川改修事業と北千葉導水路事業により生み出された帯状の水辺空間とその周辺に縁取られている斜面緑地の一体的な利用・活用を図り、後世に残る大堀川のシンボルとして延長4kmの桜並木を創造し、地域に親しまれる憩いの空間づくりを目指します。事業は平成5年度から開始し、これまでに勝橋から木崎橋付近までの約2kmの整備が終了しており、引き続き事業を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第4章 環境共生 第1節 豊かな水と緑に親しむ

⑦ 「未来を拓く産業」形成プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 首都圏において「広域連携拠点」と位置づけられている柏市は、商業・工

³ NPO 民間非営利組織の意で、営利を目的としない公益的活動を行う民間団体。

業・物流や教育・研究等の諸機能が集積しています。

- 一方、利根川沿いや旧沼南町には農地が広がり、重要な産業となっているとともに、農地が持つ景観や自然環境は、都市住民に安らぎを提供しています。
- こうした特性は、産業面から見て大きな可能性を有しています。さらに、つくばエクスプレスが開業し、それを契機とした様々な産業面でのプロジェクトの立ち上げが国・県・大学・産業界を中心に、市や市民もかかわる形で進みつつあり、この動きをさらに加速させ、国際的にも先進的な産業集積地域として発展していくことが期待できます。
- また、産業面での活性化は、市外から多くの人々が柏を訪れるきっかけとなり、各産業が相互に良い影響を与え合い、地域全体が活性化することにつながることを期待できます。こうしたことから、本章で掲げる他のプロジェクトと関連しながら、総合的に地域産業が活性化していくことを目指します。
- さらに、多様な就労ニーズ、雇用ニーズに応えることのできるまちづくりを推進します。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 「健康を重視し、持続可能な社会生活を心がける生活スタイル（ローハス(LOHAS)⁴）に対する地域全体での取組を推進し、農業と大学、健康関連産業、商業等との連携によるまちづくりの推進。並びに柏方式の市民農園の整備。また、観光農業・体験農業の振興や新規分野の開拓

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・ふれあい農園整備の支援 ・地権者、農業者等との連絡、調整 ・事業の広報、PR
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園、体験農園の活用
関係諸機関、市民公益活動団体、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園、体験農園の整備への協力

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
市民農園の利用者	利用が活発	利用者数の増加

⁴ LOHAS Lifestyles of Health and Sustainability（健康で持続可能なライフスタイル）の頭文字で、健康的で環境に配慮する意識を持って生活や社会活動を行うこと。

- ② 先進的・国際的な技術交流、人材交流、人材育成が行われる、産学官連携のモデル都市づくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・東葛マイスターセンター（技術センター）の整備に関する調査、検討 ・ベンチャー企業等に対する支援の推進 ・大学との共同研究開発、新製品等の販路開拓に対する支援の推進 ・産学官連携による産業創出プログラムの検討及び関係団体との連携のコーディネート
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な人材交流に関する取組への参加、協力
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果等に関する技術移転の効果的な実施に向けた体制整備 ・技術移転への協力、実施 ・国際的な技術交流、人材交流に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
産学官連携の取組	現在も活発な活動	活動件数の増加

- ③ 中心市街地ならびに市域全体の商業活性化

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージアップ推進協議会の活動の支援 ・インフォメーションセンター事業の推進、広報 ・市街地再開発に係る調査及び関係諸機関との連絡、調整 ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動への参加、協力
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16度）	目標値（H22度）
柏市での購買者数の拡大	吸引人口 689,549 人 吸引率 29.6% (H13年度調査)	吸引人口の拡大

- ④ 公設卸売市場の活性化

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・公設卸売市場に係る調査、計画、事業の推進 ・関係諸機関との連絡、調整 ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・公設卸売市場の長期整備への参加、協力

【この方向性の達成目標】

指標	現状値 (H16 度)	目標値 (H22 度)
市場取扱高 (金額)	370 億円 (青果・水産・花き合計)	600 億円以上 (青果・水産・花き合計)

(3) プロジェクトの推進のための施策・事業

(2) の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 「健康を重視し、持続可能な社会生活を心がける生活スタイル (ローハス(LOHAS))」に対する地域全体での取組を推進し、農業と大学、健康関連産業、商業等との連携によるまちづくりの推進。並びに柏方式の市民農園の整備。また、観光農業・体験農業の振興や新規分野の開拓

■市民農園、体験農園の整備

【事業概要】

団塊の世代などの利用などを視野に入れ、大都市に隣接する特性を活かした特色ある市民農園整備について、地権者、農業者の意向を踏まえ、市として支援可能な方策について検討していきます。

箕輪・五條谷土地改良事業地内のふれあい農園については、その整備・運営が円滑に進むよう、市として支援を行います。

また、農業者による体験農園の取組について、自然との触れ合いを求める市民と農地の活用を希望する生産者の意向を結びつけ、市内外への広報支援などの支援を行います。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

- ② 先進的・国際的な技術交流、人材交流、人材育成が行われる、産学官連携のモデル都市づくりの推進

■東葛マイスターセンター (技術センター) の整備

【事業概要】

ものづくり産業の集積拠点であり、また、学術研究拠点でもある北部地域のポテンシャルを活かし、ものづくり技能訓練施設などを備えた「東葛マイスターセンター」の整備検討を行います。ものづくり拠点としてだけでなく、芸術活動や農業振興等の拠点としての機能整備も目指します。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■大学連携インキュベーション事業の推進 【再掲】

【事業概要】

経済産業省 100%出資事業で平成 16 年に完成した大学連携型起業家育成 (インキュベーション) 施設である「東大柏ベンチャープラザ」

の入居者の中で、支援が必要と認められるベンチャー企業等（大学からの起業者など）について、起業・育成を目的とする賃料補助を千葉県と共に行うことにより、将来の柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を推進します。産学官連携による新産業・新技術の創出を推進することにより、新たな雇用機会の創出や、周辺企業の技術レベルの高度化を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■新産業創出促進事業 【再掲】

【事業概要】

市内の中小企業やベンチャー等の開発や産学官連携への取組を支援し、柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を図っていくため、次のようなメニューに対し支援を行います。

ア 産学連携事業

市内の中小企業者等が大学との共同研究開発を行う場合に、原材料費、研究用機材費、研究用施設借入費、直接人件費、外注加工費、委託費、その他の経費に対し、その事業費の一部を助成

イ 販路拡大支援

市内の中小企業者等が過去5年以内に国、県及び市等の助成を受けて開発された新製品の販路開拓を行う場合、展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業、販路拡大のために調査・専門家から指導を受ける事業、広告宣伝に関する事業に対し、その事業費の一部を助成

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

③ 中心市街地並びに市域全体の商業活性化

■柏駅周辺商業活性化事業

【事業概要】

広域商業拠点としての柏駅周辺商業地の活性化を図るため、利便性の向上やにぎわいを保つためのイメージアップ推進協議会の活動に対する支援や、IT活用による地域に根ざした情報の発信及び交流活性化などの支援を推進します。また、インフォメーションセンター事業を推進し、商都柏としての発展及び賑わい創出に向けた案内サービスの充実を図り、新たな雇用の創出や商業振興を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業

【事業概要】

柏駅東口に位置し、西口との機能分担を図るうえで既存の商業集積を活用しながら土地の高度利用を促進し、魅力ある広域生活文化拠点の形成を目指します。(事業全体：市街地再開発組合、施行区域：約0.4ha、総事業費 約89億円)

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

第6章 定住促進 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する

■柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業

【事業概要】

柏駅東口に位置し、既存の商業集積を活用しながら土地の高度利用を図り、賑わいと活力に満ちたバラエティ豊かな商業ゾーンの形成を目的とします。(事業全体：市街地再開発組合、施行区域：約0.86ha、総事業費 約86億円)

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

第6章 定住促進 第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する

④ 公設卸売市場の活性化

■公設卸売市場の長期整備

【事業概要】

市場運営審議会答申(平成17年1月)に基づき、柏市場を新たな場所に移転して整備します。

新市場のコンセプト：

・首都圏における新たな流通拠点の形成

連携・統合による地域拠点卸売市場、食の流通センター機能

・地域経済の活性化と市民に親しまれる市場

活気と賑わいの創出、食の情報発信、土地利用の活性化

・時代とニーズに対応した卸売市場機能

食の安全・安心の確保、制度変化への対応、環境への配慮

・卸売市場の経営・管理運営の効率化

民間活力の導入、場内業者の健全化、内外事業者との連携強化

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

⑧ 「次世代の育成」支援プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 次世代を担う子ども達が健やかに育つ社会づくり、また子育てしやすい社会づくりは、地域にとって重要な課題となっています。
- 新たな住宅地等においては、子育て世代が住みよい環境づくりも必要です。子育て世代の転入が進むことにより、地域全体の活力の向上が期待できます。
- 子どもにとって、また子育て家庭にとって魅力的な市となることを目指します。
- さらに、近年、「ニート」と呼ばれる、職に就いておらず学生等でもない若者のあり方が全国的な課題となっています。若者が、労働や勉強、また社会参加することに意欲・関心を持ったり、必要な技術・知識等を身につけたりすることを地域全体で支援すること等により、次世代を担う人材の育成と、地域活力の向上を図ります。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

① 地域ぐるみの子育て支援の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもルームに係る調査、事業の推進 ・ 子育て支援に関する広報、特に企業に対する働きかけ ・ 企業に対する子育て支援事業の調査、検討 ・ 子育て情報提供に係るホームページ作成及びコンテンツ情報の収集、提供 ・ 拠点型児童センターに係る調査及び事業の推進 ・ 子育て短期支援事業の推進 ・ 関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもルーム活動への協力 ・ 子育て情報提供に係るホームページの活用と情報交換への参加 ・ 関連諸活動へのボランティアとしての参加
市民公益活動団体、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもルーム活動、拠点型児童センターの活動等への協力 ・ 職員、従業員の子育てを支援する方策の検討、実施 ・ 子育て情報提供に係るホームページへの情報提供

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
こどもの居場所づくり	—	新設 4 か所

② 保育園での保育の充実（新市建設計画）

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園運営経験のある社会福祉法人等の支援 ・ 駅前保育園、駅前認証保育施設、保育ルームに関する基準の設定、対象施設の認定、運営に係る支援の推進 ・ 関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連諸活動へのボランティアとしての参加
市民公益活動団体、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、駅前認証保育施設、保育ルーム等の運営に係る協力、事業の実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
待機児童数	251 人 （平 17.3.1 時点）	減少

- ③ 市民公益活動団体等と、経験豊富な中高年層、また事業者等が連携した、若者の就労等支援活動の促進。及び学校教育や地域社会活動を通じた、労働や勉強、また社会参加することに意欲・関心を持つための取組の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・ 若者の就労支援を行う活動団体の支援 ・ 国やハローワーク、ジョブカフェ、業界団体、商工会議所など関係諸機関との連絡、調整 ・ 学校や関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連諸活動へのボランティアとしての参加
市民公益活動団体、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の就労を支援する活動の企画、実施 ・ 若者の受入れ

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
職業意識（働くことへの理解を深め、前向きな意識）の醸成	（定量的には測定できない）	意識を高める

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

① 地域ぐるみの子育て支援の推進

■ こどもルーム整備事業

【事業概要】

共働きの家庭の増加に伴い、放課後を一人で過ごす児童も多くなり、その対策が課題となっています。現在、公立のこどもルームが 33 か所、自主学童保育所が 2 か所ありますが、さらに、子どもたちが放課後も安心して過ごせる施設拡充が望まれており、整備・活用を推進し

ます。

また、こどもルームの空き時間を利用し、子育て支援事業への活用を検討します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

■企業に対する子育て支援事業

【事業概要】

男性も含め、仕事と生活の時間のバランスがとれた働き方や男女共同参画の視点から、育児への男性の参画を促すための啓発を行うとともに、仕事と育児の両立支援を図るため、男女とも育児休業を取得しやすく、また、再雇用制度の活用などにより安心して職場復帰できる労働環境づくりを推進するため、企業に対する子育て支援策を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

■わかりやすい子育て情報の提供

【事業概要】

子育ての情報提供の方法として、関係部署と連携して、わかりやすいホームページを作成します。また、民間団体との連携も含め、子育て世代への情報提供や情報交換の場としてのインターネット環境を整備します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

■拠点型児童センターの整備検討

【事業概要】

児童の健全育成を目的とする児童センター活動の充実を図るため、地域子育て支援の拠点となる拠点型児童センターを整備し、子育て支援機能の強化を図ることを検討します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

■子ども短期入所事業（ショートステイ）

【事業概要】

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が困難となった場合に、児童養護施設で一時的に養育する子育て短期支援事業（ショートステイ）を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

■こどもの居場所づくり

【事業概要】

既存の公共施設（こどもルーム、児童センター、近隣センター）などを利用し、身近な地域で安心安全に遊べる子どもの居場所づくりを推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

② 保育園での保育の充実

■保育園待機児童の解消

【事業概要】

年々増加する待機児童の解消策として、保育園運営の経験がある社会福祉法人等の民間活力を支援して認可保育園の整備を図り、保育環境の向上に努めます。

また、待機児童解消のための補完的役割を持っている認可外保育施設については、設備・職員・保育内容等について柏市独自の基準を設け、保育ルーム、駅前認証保育施設として認定し、保育する園児の人数に応じて運営費補助等を交付し安定した経営を支援します。また、私立幼稚園の保育機能を含めて検討していきます。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

③ 市民公益活動団体等と、経験豊富な中高年層、また事業者等が連携した、若者の就労等支援活動の促進。及び学校教育や地域社会活動を通じた、労働や勉強、また社会参加することに意欲・関心を持つための取組の推進

■若者、ニートの就労支援

【事業概要】

フリーターやニートの就労支援策として、講演会やセミナーの開催、専門カウンセラーによる個別相談会などを実施します。

また、子どもたちが働く意義を理解し、将来、社会人、職業人として自立していくことができるよう学校教育において取り組むほか、関係機関等と連携・協力し、若年者の就労支援を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

⑨ 「みんなの健康と元気」充実プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 市民の誰もが健康で生き生きと過ごすことができる社会づくりは、地域全体で取り組み続けていくことが求められる重要な課題です。
- また、中核市への移行により保健所を市自ら設置することになるなど、保健・福祉行政において、市の果たす役割は一層大きくなります。市民との協働を進めながら、柏市ならではの総合的な保健医療福祉施策の推進を図ります。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

① 健康づくりの拠点となる場や機会の整備

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・相談事業、検診など事業の推進 ・市民や市民公益活動団体等の取組の支援 ・市民や市民公益活動団体等の取組に対する阻害要因の除去に向けた検討 ・関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加、協力 ・関連諸活動へのボランティアとしての参加
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する活動の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
健康と感じる市民の増加	—	増加

② 高齢者関連施策、障害者関連施策の充実など、地域全体で支え合う地域福祉体制の整備

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・介護予防、介護に係る事業の推進 ・市民や市民公益活動団体等の取組の支援 ・市民や市民公益活動団体等の取組に対する阻害要因の除去に向けた検討 ・関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・関連諸活動へのボランティアとしての参加
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、介護に関する活動の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
ボランティア活動支援事業・高齢者の健康増進事業などの参加者	利用者 13,200 人 （「ほのぼのプラザますお」）	利用者 18,000 人
介護予防事業の充実	—	<p>●要介護認定を受けていない高齢者に対する予防事業： 事業実施後 20% の高齢者が要介護認定を受けないこと</p> <p>●軽度の要介護認定を受けている高齢者に対する予防事業： 事業実施後 10% の高齢者が悪化しないこと</p>

③ 総合的な保健医療福祉施設の整備推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る調査、推進 ・関係諸機関との連絡、調整
市民、関係諸機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る提案、企画。運営支援

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
総合的な保健医療福祉施設の整備	—	整備し、サービスを提供

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

① 健康づくりの拠点となる場や機会の整備

■大学との連携による総合的な健康づくり活動の推進

【事業概要】

大学における医学・教育・園芸・社会学等の分野の専門的研究について、大学と連携を図りながら、市民に対し、健康に関する情報の提供や生活習慣病の予防などについて、地域ぐるみで健康づくりを推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整

備する

■総合的な一次予防対策の強化

【事業概要】

健康づくり推進を市内全域で推進し、地域における市民が主体となった健康づくりを核として、各方面の関係機関との連携を図り、健康度に応じ生涯を通じた健康づくりを支援します。また、健康づくり相談等での個別のフォローや、各種成人保健健康診査や、母子保健事業においても生活習慣病予防の啓発を実施します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する

■地域ぐるみ健康づくり活動の推進

【事業概要】

地域における身近な出会いとふれあいを通して、連帯意識やノーマライゼーションの意識が自然に涵養され、互いに支えあって健康づくりをするような人づくり、地域づくりを推進します。

主な活動として、柏市健康づくり推進員との協力による、地域でのウォーキング、各種健康講座、健康教育を実施しています。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第2節 支え合う地域社会を形成する

② 高齢者関連施策、障害者関連施策の充実など、地域全体で支え合う地域福祉体制の整備

■介護予防事業の充実

【事業概要】

要介護認定を受けていない高齢者や軽度の認定を受けている高齢者に対し、個々人の状態に適合した、科学的な根拠に基づいた介護予防事業を実施し、状態の改善・維持を図ります。

なお、要介護認定を受けていない高齢者に対する予防事業では、事業実施後20%の高齢者が要介護認定を受けないことを、軽度の要介護認定を受けている高齢者に対する予防事業（介護給付）では事業実施後10%の高齢者が悪化しないことを目標値として設定します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第2節 支えあう地域社会を形成する

③ 総合的な保健医療福祉施設の整備推進

■総合的な保健医療福祉施設の建設

【事業概要】

保健・医療・福祉の各種支援サービスを総合的、一体的に提供する

ため、総合的な保健医療福祉施設の建設を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する

⑩ 「市民活動等による地域力」強化プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 平成19年(2007年)は、昭和22年(1947年)生まれに代表される団塊の世代が定年を迎える年であり、「2007年問題」と言われています。柏市にも企業を定年退職する市民が多く居住されている*と考えられます。こうした方々が退職され、地域で多くの時間を過ごすこととなった場合、地域にとって、いかにそうした方々がまちづくりにかかわっていただけるか、ということが重要な課題となります。
- また、子育てを終えた世代の人々は、自由時間が増え、新たな消費を生み出す世代として注目されているとともに、女性の場合、女性としての感性を活かした生活関連サービスの起業家やまちづくりへの関与等が期待されています。
- そのため、中高年層や子育てを終えた世代などを中心に、様々な分野等での行政との協働をより一層促進します。

※参考：平成17年10月時点において、50歳代の市民は約6万人(企業に勤めている人以外も含みます。)となっています。これは、市の総人口の約16%に相当します。

(2) プロジェクトの方向性

(1)を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 市民公益活動の推進及び支援充実。並びに各市民活動グループ相互や、市民グループと大学、事業者等とのネットワークの構築支援。及び活動・交流拠点の整備

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動支援基金（仮称）の創設と広報 ・ 市民公益活動支援センター（仮称）、近隣センターに係る調査及び事業の推進 ・ 市民交流サロン（仮称）の設置と広報 ・ 市民公益活動団体の主体的な取組に対する支援 ・ 地域住民組織の活動に対する支援及びふるさと協議会の組織化の支援 ・ 市民や市民公益活動団体の主体的な取組に対する阻害要因の除去に向けた検討 ・ 市民や市民公益活動団体、関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動などへの参加、協力 ・ 市民公益活動支援事業、施設等の活用
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益活動の企画、実施。

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
市民公益活動支援センター（仮称）の設置	なし	設置

- ② 保健・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、子育て等、地域全体で取り組むことが必要となる様々な分野におけるコミュニティビジネス⁵の立ち上げ支援

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・ 市民等の主体的な取組に対する阻害要因の除去に向けた検討、支援 ・ 市民等、関係諸機関との連絡、調整
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティビジネスへの理解と利用

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
コミュニティビジネス支援策の実施	—	充実

（3）プロジェクトの推進のための施策・事業

（2）の方向性ごとに、以下のような施策・事業を推進します。

- ① 市民公益活動の推進及び支援充実。並びに各市民活動グループ相互や、市民グループと大学、事業者等とのネットワークの構築支援。および活動・交流拠点の整備

⁵ コミュニティビジネス 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

■市民公益活動支援基金（仮称）の創設

【事業概要】

市民公益活動を支援するための基金について創設し、有効な活用を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

■市民公益活動補助金制度の充実

【事業概要】

資金不足の課題を抱える市民公益活動団体に対し、市民公益活動補助金を交付することにより、団体の自主自立を目指すとともに、団体が行う市民公益活動を促進します。

なお、この補助金は公募型補助金であり、福祉から環境、まちづくり等、様々な分野の団体が応募できます。その選定にあたっては公平性、公益性を担保するため一般公募を含めた市民選定委員の評価に基づき決定します。今後は、補助率や補助対象経費の見直し、評価方法の再考等を行い、より利用しやすく、より市民へ還元できるような補助制度を目指します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

■ふるさと運動の推進

【事業概要】

ふるさと協議会、地区社協、防犯交通安全組合など、分野ごとに異なる地域住民組織を一本化し、事業や経費の効率化を図り、総合力を持って地域課題への取組を推進します。

また、沼南地域では、ふるさと協議会の組織化を支援します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第2節 コミュニティ活動を推進する

■市民公益活動支援センター（仮称）の設置

【事業概要】

市民公益活動促進のための環境整備として、活動の拠点となる支援センターを整備します。これにより、「新たな市民公益活動の発生」や「既存団体の事業力強化」が期待できるほか、「公益活動に自己実現を求める人材」と「そうした人材を求める団体」とのマッチングを図ることも期待でき、より一層の協働型社会の構築を推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

■市民交流サロン（仮称）の設置（沼南庁舎活用事業）

【事業概要】

沼南地域における市民活動の拠点として、沼南庁舎において、市民公益活動団体に限らず、情報の発信や場所・施設等の提供の機能を有するスペースを設置します。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

■近隣センターの整備（沼南地域；手賀地区、藤ヶ谷地区）

【事業概要】

沼南地域のコミュニティエリアの設定（手賀地区、風早北部地区、風早南部地区の3エリア）に伴い、地域活動の拠点となる近隣センターの整備を推進します。

手賀地区については、地域住民の意見を踏まえながら、平成19年度からの整備を目指します。

藤ヶ谷地区については、高柳近隣センターが行政機能を併設した近隣センターとして位置づけられることとの関連性を踏まえた上で、その施設内容等について検討を行い、整備を進めます。

【本計画第3部における記載箇所】

第1章 市民との協働 第2節 コミュニティ活動を推進する

- ② 保健・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、子育て等、地域全体で取り組むことが必要となる様々な分野におけるコミュニティビジネスの立ち上げ支援

■コミュニティビジネスへの支援

【事業概要】

実践的能力の修得のためのセミナーの実施など、コミュニティビジネスに対する支援策の推進・充実を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し、コミュニティ活動を推進する

⑪ 「大学との連携」活用プロジェクト

(1) プロジェクトの背景と目的

- 柏市内には、北部地域に立地する東京大学や千葉大学をはじめ、麗澤大学、日本橋学館大学、二松学舎大学など、多様な研究領域を対象とする大学が多く立地しています。特に、柏の葉キャンパス駅周辺地区では、産学官の連携によるまちづくりが進められています。
- また、北部地域には、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザなど、多くのベンチャー企業⁶等の拠点があり、市内の各大学との連携を通じた事業活動・研究活動を展開しています。ベンチャー企業の今後ますますの育成が期待されるとともに、同施設を巢立った企業の柏市内での事業継続による、新産業の創造・発展が期待されています。
- さらに、市内や周辺地域に大学や教育機関等が多いことは、「若者が多いまち」「研究者・教育者が多いまち」でもあります。若者や研究者・教育者にとって今後とも魅力的なまちであるとともに、こうした人材と協働したまちづくりの推進が必要と考えられます。

(2) プロジェクトの方向性

(1) を踏まえ、以下のような方向性でプロジェクトを推進します。

- ① 柏の葉キャンパス駅周辺地区で進められている、産学官の連携による「環境・健康・創造・交流のまち」の実現に向け、総合的な取組の推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	・ インフォメーションセンターに係る調査、事業の推進 ・ 関係諸機関との調整、連絡
市民	・ 国際的な人材交流に関する取組への参加、協力
大学・研究機関、市民公益活動団体等	・ 国際的な技術交流、人材交流に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
国際キャンパスタウン構想の推進	—	構想の具体的推進

- ② 市内全域における、産学官連携や、市民と大学との関係強化に係る支援推進

【関係する主体や、その役割】

⁶ ベンチャー企業 意欲ある起業家を中心とした新規事業等への挑戦を行う中小企業。

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業等に対する支援の推進 ・大学との共同研究開発、新製品等の販路開拓に対する支援の推進 ・産学官連携による産業創出プログラムの検討及び関係団体との連携のコーディネート ・その他に市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・市民や市民公益活動団体等の取組の支援 ・市民や市民公益活動団体等の取組に対する阻害要因の除去に向けた検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加、協力
大学・研究機関、市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果等に関する技術移転の効果的な実施に向けた体制整備 ・技術移転への協力、実施 ・健康づくりに関する活動の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
東大柏ベンチャープラザ入居企業等から株式上場会社など【再掲】	補助事業採択企業 7 社	上場企業 3 社 地元定着企業 5 社

③ 国際的で魅力的なまちづくりの推進

【関係する主体や、その役割】

主体	果たす役割（例）
柏市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体的に取り組む事業の選定、推進 ・市民や市民公益活動団体等の取組の支援 ・市民や市民公益活動団体等の取組に対する阻害要因の除去に向けた検討 ・関係諸機関との連絡、調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な人材交流に関する取組への参加、協力
市民公益活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な人材交流に関する取組の企画、実施

【この方向性の達成目標】

指標	現状値（H16 度）	目標値（H22 度）
外国人に対するインフォメーションセンターの整備	なし	設置あるいは設置に向けた検討の具体化

(3) プロジェクトの推進のための施策・事業

(2) の方向性ごとに、以下のようなプロジェクトを推進します。

- ① 柏の葉キャンパス駅周辺地区で進められている、産学官の連携による「環境・健康・創造・交流の街」の実現に向け、総合的な取組の推進 及び
- ③ 国際的で魅力的なまちづくりの推進

■国際キャンパスタウン構想の推進 【再掲】

【事業概要】

大学や各種研究機関、ベンチャー企業等知的資源の集積、つくばエクスプレスの開業に伴う北部地域整備事業等、柏の葉地区特有のポテンシャルを活かし、産学官連携による柏の葉エリアを中心とした、「環境・健康・交流・創造」の国際学術研究都市の形成を目指します。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

■外国人に対する情報提供の充実（北部インフォメーションセンター）

【事業概要】

在住外国人、柏市を訪問する外国人に対し、様々な情報（日常生活、日本語教室、宿泊、食事、交通など）の提供を行う「インフォメーションセンター」の柏キャンパス駅周辺における整備を検討します。

東京大学柏キャンパスへの外国人研究者やビジネスで柏を訪れる外国人が増加しています。こうした柏市を訪問する人々に対して、柏市に関する情報の他、宿泊・食事・観光、交通など様々な情報提供を行うことは、柏市全体の国際化に通じます。柏駅前のかしわインフォメーションセンターと連携した情報発信場所として柏キャンパス駅周辺にも本機能を整備します。

【本計画第3部における記載箇所】

第2章 学習・交流 第5節 異文化との交流による新しい文化をつくる

② 市内全域における、産学官連携や、市民と大学との関係強化に係る支援推進

■大学連携インキュベーション事業の推進 【再掲】

【事業概要】

経済産業省 100%出資事業で平成16年に完成した大学連携型起業家育成（インキュベーション）施設である「東大柏ベンチャープラザ」の入居者の中で、支援が必要と認められるベンチャー企業等（大学からの起業者など）について、起業・育成を目的とする賃料補助を千葉県と共に行うことにより、将来の柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を推進します。産学官連携による新産業・新技術の創出を推進することにより、新たな雇用機会の創出や、周辺企業の技術レベルの高度化を図ります。

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■新産業創出促進事業 【再掲】

【事業概要】

市内の中小企業やベンチャー等の開発や産学官連携への取組を支援し、柏市の新産業創出・既存産業の高度化による産業振興を図っていくため、次のようなメニューに対し支援を行います。

ア 産学連携事業

市内の中小企業者等が大学との共同研究開発を行う場合に、原材料費、研究用機材費、研究用施設借入費、直接人件費、外注加工費、委託費、その他の経費に対し、その事業費の一部を助成

イ 販路拡大支援

市内の中小企業者等が過去5年以内に国、県及び市等の助成を受けて開発された新製品の販路開拓を行う場合、展示会等の開催又は展示会等へ出展する事業、販路拡大のために調査・専門家から指導を受ける事業、広告宣伝に関する事業に対し、その事業費の一部を助成

【本計画第3部における記載箇所】

第3章 活力・賑わい 第2節 産業を高度化し雇用を創出する

■大学との連携による総合的な健康づくり活動の推進 【再掲】

【事業概要】

大学における医学・教育・園芸・社会学等の分野の専門的研究について、大学と連携を図りながら、市民に対し、健康に関する情報の提供や生活習慣病の予防などについて、地域ぐるみで健康づくりを推進します。

【本計画第3部における記載箇所】

第5章 健康・福祉 第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する

第3部 施策体系別計画

第1章 市民との協働（市民とともにつくるまち）

第1節 まちづくりへの市民参加を促進する

1. 市民参加の促進

●現況と課題

- ・財政状況が厳しさを増す一方で、少子高齢化や防災・防犯など、地域社会の課題が加速度的に複雑化しています。こうした中で、公共サービスの提供やまちづくりを行政が一元的に担う、これまでのシステムの限界が明らかになってきました。
- ・公共領域の課題を自主的に解決しようとする市民の関心が高まっており、自ら公的サービスを提供し、まちづくりを担う側に立つ方向へと市民の役割意識が大きく変化してきています。
- ・きめ細かく効果的な市政運営を進める上では、非営利で柔軟に対応できる「新たな公共領域の担い手」として、市民の役割が重要です。
- ・これからのまちづくりでは、市民と市とが信頼関係に基づくパートナーシップ¹を築き、知恵や技術などの社会資源を出し合って、課題を解決する地域力を高めることが大切です。
- ・これまで、福祉や環境、教育など幅広い分野において、各種審議会等の委員の公募やワークショップの開催などによる市民参加、地縁に根ざした活動、市民公益活動団体等との協力、大学との連携等、様々な形で市民との協働によるまちづくりを行ってきました。
- ・平成16年10月に市民との協働に関する指針と市民公益活動促進条例を施行して、さらなる協働推進に取り組んでおり、市民とのパートナーシップの観点から業務を再検討することが必要です。
- ・市民と市が相互理解を深めて長所を活かし合い、実践と検証を重ねながら協働の取組を進めることが、分権時代にふさわしい「新しい公共²」、自立都市の経営を実現することにつながります。

¹ パートナーシップ 二者以上の主体が、お互いの役割分担を明確にした上で、事業の推進を連携して行うなど、継続的な関係を持つこと。協働よりも広い概念で、外部委託、PFI、定期的な協議・情報交換なども含む。

² 新しい公共 「公」と「私」のパートナーシップのもとに役割を分担し、従来の枠組みを越えた「公共」を築く、新しい社会関係のあり方。

●基本方針

- ・ 広く市民の理解と参加を得ながら、協働によるまちづくりを積極的に推進します。
- ・ 多様な手法を重層的に導入して市民参加の機会を充実させ、市民感覚に沿った効果的で効率的な市政運営を目指します。
- ・ 市民が多様な公益活動を自主的・安定的に行い、その成果を広く公開して評価を得られるよう、市民公益活動の促進施策を進めます。
- ・ パートナーシップ意識を啓発し、市民側・行政側の両面から、よりよい協働に向けた推進体制を強化します。

●施策の方向

(1) 市民との協働によるまちづくり

- ・ ボランティア、市民公益活動団体等、企業、大学等、幅広い主体とパートナーシップを構築して、まちづくりを進めます。(企画調整課、各事業担当課)
- ・ 市民との協働に関する指針に基づき、計画から実施・評価までの様々な場面で市民参加の仕組みづくりを推進します。また、計画段階における市民参加の手法の一つとしてパブリックコメント³を位置づけており、指針の趣旨に沿って、制度を効果的に活用します。(企画調整課、市民活動推進課、各事業担当課)
- ・ きめ細かいサービスが必要な分野や、市民生活に密着した分野、市民公益活動団体等の先駆性や専門性がサービス向上に結びつく事業など、協働の効果が活きる分野に、柔軟に協働を取り入れます。(企画調整課、各事業担当課)
- ・ 地域住民自らが、地域の課題をビジネスの手法を取り入れて解決するコミュニティビジネスは、就業の場の創出にとどまらず、市民参画(市民との協働)による新しい地域社会づくりも期待できることから、立ち上げ支援及び振興策を推進します。(商工課、各事業担当課)
- ・ 市民の主体的なまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度⁴を積極的に活用します。(都市計画課)
- ・ 自治の基本理念や自治運営の基本的仕組みなどを定める、自治基本条例(仮称)について研究・検討します。(企画調整課、行政課、市民活動推進課)
- ・ 協働による事業の成果と課題をデータとして蓄積・公開し、検証や評価をします。(企画調整課、各事業担当課)
- ・ シンポジウム、説明会、研修等様々な機会を活かして、パートナーシップ意識の普及・啓発を図ります。(企画調整課、各事業担当課)
- ・ 公募制度のあり方について点検しながら、公募枠の拡大を図ります。また、附属機関の公募制度を活用することにより、団塊の世代の民間企業等の第一線を退いた人

³ **パブリックコメント** 市の基本的な施策等を策定する際、その内容等を公表して市民等から意見の提出を受け、これを考慮して意思決定を行い、意見の概要と市の考え方等を公表する一連の手続。

⁴ **都市計画の提案制度** 平成14年の都市計画法の改正による住民やまちづくり活動を行っているNPO法人若しくは公益法人、又は、同年の都市再生特別措置法の施行による都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を行おうとする者は、都市計画の決定又は変更の提案ができる制度。

材を発掘しながら、市政への参画を促進します。(行政改革推進課)

(2) 市民公益活動団体等の活動支援

- ・市民公益活動団体等の活動拠点となる施設の整備・充実を図ります。(市民活動推進課)
- ・市民公益活動団体等からの企画提案をもとに、ともに提案内容の実現性を高め、協働事業の実施に向けて力を合わせていく仕組みの整備、定着を図ります。(市民活動推進課、各事業担当課)
- ・市民公益活動団体等の活動及びその目的が広く市民に理解されるように、必要な情報を市民へ積極的に提供するとともに、参加へのきっかけづくりを行います。(市民活動推進課)
- ・市民公益活動団体等の活動状況を把握し、情報の一元化を図ります。(市民活動推進課)
- ・市民公益活動団体等に対する補助制度の充実を図ります。(市民活動推進課)
- ・市民公益活動団体等の災害補償となる市民活動災害補償保険の充実を図ります。(市民活動推進課)

●主要事業

- ・市民公益活動支援センター(仮称)の設置
- ・市民交流サロン(仮称)の設置(沼南庁舎活用事業)
- ・協働事業提案制度の充実
- ・市民公益活動補助金制度の充実
- ・市民公益活動支援基金(仮称)の創設

2. 市政情報の提供

●現況と課題

- ・市政情報は、市民生活の向上や市政への理解促進と市民参加を推進する上で、必要不可欠なものとなっています。市政情報の公開にあたっては、より積極的な情報提供姿勢と同時に、個人情報保護に対する配慮が必要です。
- ・現在柏市では、毎月2回発行の広報かしわ、各種行政資料の閲覧やコピーサービスを行う行政資料室(市役所内に設置)、24時間対応のインターネット・ホームページ、Lモードなどにより市民への情報提供を行っています。また、合併に伴い、沼南庁舎にも行政資料コーナーを設け、統計書、人口情報などの主要な行政資料を備えています。しかし、社会の変化とともに、より新しい情報や緊急性のある情報を、より広範な媒体による提供も望まれています。
- ・情報公開条例に基づき、情報公開制度を運用していますが、条例の内容が社会情勢、

市民意識に、より適合することが求められています。

- ・市民の声を市政に反映させるためには、市民意識調査、市政モニター、市長への手紙等の現行の広聴活動をより一層充実させ、さらに幅広いニーズを把握するための体制を構築していくことが必要です。
- ・個人の権利利益の侵害防止のために、電算処理情報に留まらずすべての個人情報を対象とする個人情報保護条例を平成 16 年度に制定し、より厳格な個人情報保護条例制度を構築しました。
- ・柏市の条例、規則等を収録した例規集や市議会の会議録をデータベース化し、ホームページで公開することにより、市民への情報提供の充実を図りました。市政情報の提供の充実には、行政内部の情報化が不可欠であり、ネットワーク化やデータベース化を進める必要があります。
- ・行政と市民が双方向に情報・意見交換ができる環境の実現など、さらに開かれた市政を目指していくことが望まれています。

●基本方針

- ・市政情報を、タイムリーに分かりやすく提供し、情報の共有化を図るとともに、個人情報保護条例を遵守した運営を行います。
- ・市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、広聴機能を向上させ、双方向の情報交換を目指します。
- ・市政情報の提供範囲の拡大を目指すため、審議会等に関する情報を、情報通信技術を活用しながら、市民に積極的に提供します。

●施策の方向

(1) 情報の共有化と個人情報保護

- ・市民が、社会参加をするにあたって必要な、基礎的情報を得られるよう、ノーマライゼーションの視点に立った情報入手方法の充実を図ります。また、合併後の新市の一体感の醸成や、広報紙づくりへの市民参加など、市と市民が協働できる機会の充実を図ります。(広報広聴課)
- ・市民の市政参加を促進するため、タイムリーで分かりやすい情報を提供する方法を整備します。(広報広聴課)
- ・インターネットやローカルネットTV、衛星通信など最新の情報通信技術を取り入れた様々な情報媒体を活用し、市政やまちづくりの情報を動画で配信するなど、全国レベルの情報発信を試みます。(広報広聴課)
- ・各事業における情報を計画段階から積極的に公表します。(広報広聴課、情報政策課)
- ・国の情報公開法の見直しの動向、情報公開関連の裁判等を参考に、情報公開条例の見直しを行います。(情報政策課)
- ・職員の個人情報保護制度への理解を深め、個人情報保護制度の適切な運用を図ります。(情報政策課)

（２）広聴活動の充実

- ・広聴活動をより一層充実させ、市民の幅広い要望や意見の収集を行い、データベース化して市政に活かせるよう取り組みます。（広報広聴課）
- ・インターネットなど最新の情報通信技術の活用により、双方向性を備えた情報交換システムを構築し、広報広聴機能の向上に取り組みます。（広報広聴課）
- ・潜在的な市民ニーズも把握できるよう、より幅広く、きめ細やかな広聴活動に取り組みます。（広報広聴課）
- ・複雑・多様化する市民の日常生活における悩みに対応するため、各部署において、身近で相談しやすい市民相談体制づくりを推進します。（広報広聴課、各事業担当課）

（３）行政の情報化

- ・今後、文書管理システムの導入とあわせて、市民が公文書を自分で検索し、開示請求が容易にできるシステム等を検討します。なお、附属機関に関する情報の提供にあたっては、公正性・透明性を確保すると同時に個人情報の保護を図ります。（情報政策課、行政課、行政改革推進課）
- ・行政内部のネットワーク化やデータベース化をさらに推進するため、必要に応じネットワーク回線の増強や市政情報等のデータベースの構築について検討します。（情報政策課、行政課）
- ・迅速な情報提供を行うため、ホームページの充実や、市と市民が双方向に情報・意見交換ができる仕組みなどについて検討します。（情報政策課、広報広聴課）

●主要事業

- ・電子申請システムの導入
- ・統合型GISの導入

第2節 コミュニティ活動を推進する

1. 地域コミュニティの活性化

●現況と課題

- ・柏市には現在 274 の町会・自治会・区があり、地域コミュニティを支える組織として、市民の手により、様々な活動が実施されています。
- ・人口増により発展してきた旧柏市域では、新旧住民の融和と地域の自治意識向上を図るため、「ふるさと運動⁵」を進めてきました。この運動を推進するにあたり、町会・自治会区割りを基本とし、さらに地域特性や住民意識、人口などを考慮して、市内を 17 のコミュニティエリアに分けました。
- ・その後の宅地開発や道路整備、つくばエクスプレス開業等により、生活や人の流れが変化し、コミュニティエリアの見直し等の必要が生じた地域への対応が求められています。また、合併に伴い、沼南地域に 3 つのエリアが設置され、定着及び隣接するエリアの見直しも必要となってきています。
- ・各コミュニティエリアには近隣センターが整備され、地域の活動拠点施設となっています。コミュニティエリアでは、市民の活動母体となる「ふるさと協議会⁶」が組織され、様々な地域活動が実施されています。また、より身近な活動施設として町会・自治会を単位としたふるさとセンターも建設され、町会活動が行われています。沼南地域では、ふるさと協議会の組織化にあわせて近隣センターの整備が求められています。
- ・近隣センターでは、中核市移行を踏まえた市民ニーズの多様化などに伴うセンター機能のあり方の検討や建物の老朽・狭あい化への対応が必要です。また、コミュニティ活動の中心的役割を担うふるさと協議会には、地域における「保健福祉」、「防犯・防災」など多様な地域課題に対し、総合的な取組が求められています。それらを推進するためには、ふるさと協議会は、行政との連携を進める一方、その他の地域住民組織や市民公益活動団体等と連携を強化し、一体的な地域づくりを進めていくことが大切です。
- ・厳しい財政状況、少子高齢化、市民ニーズの多様化といった社会経済情勢の変化に伴い、これからは行政と市民とが役割分担し、「住みよい地域づくり・まちづくり」を目的として、市民参加の促進、地域課題の解決に取り組むことが重要です。

●基本方針

- ・市民の自主性を尊重しつつ、コミュニティ意識の醸成や地域のまちづくり活動の支

⁵ ふるさと運動 地域特性を生かし、心のふれあう住みよいまちづくり（ふるさと柏）を市民と行政が一体となって推進していこうとするもの。昭和 55 年（1980 年）から実施。

⁶ ふるさと協議会 ふるさと運動を推進するための地域活動組織。市内の各近隣センターを拠点として、地域の問題や生活課題などに取り組んでいる。

援を通して、地域コミュニティ機能を高めます。

- ・地域コミュニティを支える人材の育成を支援します。
- ・市民と協働して地域活動を支えるため、コミュニティ情報の収集と提供、発信を行います。
- ・コミュニティ活動を推進するため、活動の場を充実させます。

●施策の方向

(1) 地域コミュニティづくり活動への支援

- ・市民の自治意識の高揚を図り、自主的な自治活動を支援し、行政との協働関係を確立するため、地域におけるコミュニティ活動などの関連情報を積極的に提供します。
(市民活動推進課)
- ・コミュニティ活動についての相談・支援体制の充実に努めます。(市民活動推進課)
- ・柏地域では、地域住民組織の見直しを図ります。また、沼南地域では、ふるさと協議会の組織化を支援します。(市民活動推進課)
- ・生涯学習活動を通じて地域課題の理解やコミュニティ活動の参加を促進し、併せて地域の人材発掘、講座の企画から運営などの参加協力、活動の場の提供などの取組を進めます。(市民活動推進課、社会教育課)
- ・学校と地域との連携・融合による開かれた学校の実現を目指した事業、活動に取り組みます。(市民活動推進課、学校教育課、指導課、児童育成課、社会教育課)
- ・北部地域及び沼南地域について、コミュニティエリアの見直しを図ります。(市民活動推進課)
- ・近隣センターの効率的な利用を図るとともに、施設予約システム・市民活動情報システムの活用を促進し、活発なコミュニティ活動を支援します。(市民活動推進課)

(2) 地域コミュニティの拠点づくり

- ・多様な地域課題に対応できるよう、近隣センター機能の充実に図り、町会・自治会・区、ふるさと協議会や地区社会福祉協議会⁷などの地域住民組織が一体となって地域課題の解決に取り組むことの支援をします。(市民活動推進課、保健福祉総務課)
- ・地域における様々な情報やニーズを蓄積し、市民に提供できるよう、情報発信基地としての近隣センターを目指します。また、施設の利用状況や市民ニーズ、市の施策などに基づき、近隣センター施設の有効利用を進めます。(市民活動推進課)
- ・地域により身近な、ふるさとセンター整備を支援します。(市民活動推進課)
- ・沼南地域のコミュニティエリアの設定にあわせて近隣センターを整備します。(市民活動推進課、沼南支所総務課)
- ・近隣センター施設の老朽化に対し、計画的に改修工事を行います。(市民活動推進

⁷ 地区社会福祉協議会 社会福祉を目的とする事業の企画、住民参加のための援助などを行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉や更生保護を目的とする事業を経営する者、地域住民等により構成されている。

課)

- ・地区コミュニティ体育館の整備を検討します。(市民活動推進課)
- ・中核市移行に伴い、支所、出張所、近隣センターの整理統合を検討します。(企画調整課、行政改革推進課、市民活動推進課)

●主要事業

- ・生涯学習事業を通じたコミュニティづくりの推進
- ・ふるさと運動の推進
- ・近隣センターの整備（沼南地域；手賀地区、藤ヶ谷地区）
- ・近隣センターの改修

第3節 男女の自立と個性を活かせる社会を形成する

1. 男女共同参画社会の確立

●現況と課題

- ・男女共同参画社会の実現に向け、平成11年6月の男女共同参画社会基本法の制定など、積極的な取組がなされてきました。柏市では平成13年に柏市男女共同参画推進計画を策定しました。平成18年度には中期計画がスタートすることから、この計画に沿って男女共同参画の関連施策を推進していきます。
- ・女性の人権に関しては平成13年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律）が策定され、DV（配偶者からの暴力）が犯罪であるとの認識が定着しつつあります。
- ・女性の社会参画を一層推進するためには、これまでの社会の慣習・しきたりの見直しを図るとともに、男女の意識改革が重要です。
- ・柏市では市民団体や市民との協働により、意識改革をはじめとする各種施策に取り組んでいます。
- ・男女共同参画社会を築きあげるには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において参画できる環境整備が必要です。なかでも、男性の家庭・地域への参画と女性の政策方針決定の場への参画にかかわる対策が重要です。

●基本方針

- ・男女がそれぞれに自立し、かつ個人として平等に尊重されるような人間関係や社会環境を目指し、男女共同参画社会の実現を推進します。
- ・性別役割分担やしきたり・慣行などにとらわれることなく、個人個人の自由な選択と多様な生き方を認め合える社会の実現に努めます。

●施策の方向

（1）男女共同参画社会実現のための環境づくり

- ・男女の人権が平等に尊重され、公平に実現されることによって、男女共同参画社会が実現します。女性に対するあらゆる差別や暴力に対し、女性の人権を擁護するために社会の認識を高めていくとともに、関係機関との連携により相談体制を整えます。（男女共同参画室、児童育成課）
- ・女性の性と生殖に関して、理解を広め生涯を通じた健康支援を図ります。（男女共同参画室、健康推進課）
- ・男女が共に、子育てや介護を含む家庭生活と社会活動が両立できる環境づくりを進めます。（男女共同参画室、高齢者支援課、児童育成課）

（2）男女共同参画社会の確立に向けた学習活動の推進

- ・幼児教育や学校教育、社会教育活動等、あらゆる場において男女平等教育を推進し

ます。(男女共同参画室、学校教育部)

- ・様々な学習と啓発活動を通じて、これまでの固定観念にとらわれた男女の役割分担意識を改善します。(男女共同参画室)

(3) 男女平等の就労環境の整備

- ・雇用の分野において、女性が性による差別を受けることなくその能力を十分発揮でき、また、能力開発支援や処遇等の労働条件において、男性と均等な取扱をうけることができるよう働きかけます。(男女共同参画室、商工課)
- ・育児・介護休業制度の普及や求人情報の提供、就業機会の拡大など、男女が共に働きつづけられる環境づくりを働きかけます。(男女共同参画室、商工課)

(4) 女性の社会参画の促進

- ・調和と均衡のとれた地域社会を築くため、各種審議会や委員会など、市の政策方針決定の場へ女性の参画を促進します。(行政改革推進課、男女共同参画室)

●主要事業

- ・男女共同参画推進計画の改訂
- ・男女共同参画社会確立のための各種啓発及び働きかけ

第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）

第1節 生涯学習社会を形成する

1. 生涯学習の環境づくり

●現況と課題

- ・生涯学習は、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおける学習活動に対応して、市民一人一人が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由」に学べる学習環境づくりを基本理念とし、学校教育や社会教育のほか、各種ボランティア活動や家庭・地域における様々な体験、スポーツ・文化・レクリエーションなど、広義の学習活動を包括しています。
- ・特に近年、科学技術の進歩に対応した、より高度な体系的・継続的な学習、学習成果を活用した地域貢献や生涯学習ボランティア⁸活動、さらに完全学校週5日制の実施等、市民生活を取り巻く学習環境の多様化により、新たな生涯学習への課題も生まれています。
- ・柏市は、柏市生涯学習推進計画⁹に沿って、市民の生涯学習活動に対する支援施策を進めてきていますが、同計画における第1期柏市生涯学習推進基本計画が平成19年度で終了します。平成20年度から始まる第2期柏市生涯学習推進基本計画の策定にあたっては、合併による文化・スポーツを含めた生涯学習施設の増加などを計画に反映していくことが必要とされています。
- ・県立の生涯学習センター「さわやかちば県民プラザ」が、平成8年市内柏の葉地区に開設され、市民の生涯学習活動に活用されています。
- ・昭和51年に開館された現在の中央図書館は、蔵書数や利用者の増加に伴い、施設が手狭となっています。また、建築から25年が経過した中央公民館は、施設や設備等の老朽化が進んでいます。

●基本方針

- ・市民が生涯にわたっていつでも、自由に、学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の形成を目指します。
- ・社会教育施設の整備に努めるとともに、市民の自主的な生涯学習活動を支援し、その学習成果がまちづくりやボランティア活動等に活かされるようにします。
- ・国や県、高等教育機関、生涯学習団体等と連携し、市民の生涯学習活動の活性化を図ります。

⁸ 生涯学習ボランティア 仕事や日常生活、趣味を通じて身につけた特技や知識を活かして、生涯学習活動が無償で支援する市民登録制のボランティア。平成8年度に制度化。

⁹ 柏市生涯学習推進計画 市民の生涯学習活動に対する市の支援方針と支援施策をまとめたもの。

●施策の方向

(1) 生涯学習支援体制の充実

- ・社会教育と学校教育の連携を中心とした柏市生涯学習推進計画の見直しを行い、市民の多様な学習ニーズや社会的要請に沿った生涯学習体系を確立します。(教育総務課)
- ・あらゆる市政の分野で生涯学習の視点を取り入れるよう努め、職員の派遣等を通じて、市民の生涯学習活動を支援します。(社会教育課)
- ・国や県、高等教育機関、生涯学習団体など、市民の生涯学習活動を支援するための関連機関相互のネットワーク形成に努めます。(教育総務課)

(2) 市民とのパートナーシップを築く生涯学習活動の推進

- ・市民の多様な学習ニーズに対応するため、各種講座やスポーツ・芸術文化の活動状況など幅広い学習機会の情報を体系的に提供します。(生涯学習部)
- ・少子高齢化、情報化、国際化、地域環境保全、ボランティア等今日的な社会テーマについて、学習機会を提供し、社会の動きに対する市民の関心を高めます。(社会教育課、公民館)
- ・公立学校の完全週5日制にあわせ、PTAや子ども会等の関係団体と市の関係部署が連携して、生活体験や自然体験を重視した多様な事業を展開します。(社会教育課、青少年課、公民館)

(3) 生涯学習施設の整備

- ・これからの生涯学習社会に備えて、公民館を学習活動の中核的な施設へ移行することを検討します。(公民館)
- ・老朽化した中央公民館の改修に取り組みます。(中央公民館)
- ・今後の情報化時代に対応し、市民の多様な学習活動を支援する機能を備えた新中央図書館整備と、地域の身近な図書館としての分館のあり方について検討します。(教育総務課、図書館)
- ・近隣センターを生涯学習の場として活用します。また、地域の小・中学校についても、生涯学習の拠点施設としての役割を見据えた再整備を行います。(市民活動推進課、学校施設課、社会教育課)
- ・沼南庁舎に、図書等を通じた子育て支援や学校図書館との連携、読書活動支援等の機能を有する子ども図書館を設置します。(教育総務課、図書館)

●主要事業

- ・生涯学習情報提供システムの導入
- ・生涯学習ボランティア制度の充実
- ・新中央図書館の整備
- ・子ども図書館の設置(沼南庁舎活用事業)
- ・図書館インターネット予約システムの導入

第2節 子どもたちの教育環境を整備する

1. 幼児教育の充実

●現況と課題

- ・少子化、核家族化の進行や地域関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下等を背景に、子どもの健やかな成長の妨げとなる事例が増え、大きな社会問題となっています。また、親同士の情報交換・交流の機会が少なくなり、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。
- ・子どもを取り巻く社会環境の著しい変化の中で、近年の子どもの育ちについては、基本的な生活習慣が身につけていない、運動能力が低下している、他者とのかかわりが苦手、自制心や規範意識が十分に育っていないといった状況にあります。また、外での遊び場の不足ともあいまって、自然とのふれあいなど自然体験や生活体験の機会が減少しています。
- ・柏市には、現在 34（私立 33、公立 1）の幼稚園があり、市内 3 歳～5 歳児全体の約 78%が就園しています。

幼稚園在園者数の推移

(単位：人)

年度	園数	3 歳児～5 歳児 人口	在園者数	幼稚園就園率 (%)
H 7	28	8,632	6,542	75.8
H 8	28	8,600	8,600	76.8
H 9	28	8,797	8,797	75.3
H10	28	8,823	8,823	75.2
H11	28	9,020	9,020	74.6
H12	28	9,065	6,811	75.1
H13	28	9,053	5,774	63.8
H14	28	9,019	6,902	76.5
H15	28	9,118	7,053	77.3
H16	28	9,135	7,045	77.1
H17	34	10,435	8,155	78.2

(柏市住民基本台帳、学校基本調査結果報告書より)

- ・幼児の大半が就園する私立幼稚園は、豊かな人間性の基礎づくりを基盤に、それぞれが少子化時代に対応した特色ある教育活動を展開しています。
- ・唯一の公立である、柏市立かしわ幼稚園は、平成 7 年度から柏市立教育研究所の附属機関として、関係機関との連携のもと、幼児教育の研究と振興に努めています。昨今では、多様な教育・保育のニーズへの対応が求められ、就学前の教育・保育を

一体として捉えた総合施設について検討を進めていくことが、運営上の重要な課題となっています。

- ・ 幼児教育の低年齢化が進む中で、自主性、社会性、創造性の芽生えを育て、生きる力の基礎を培うため、幼稚園と保育園との連携を強化し、小学校以降の教育との関連にも留意しながら、幼児教育の振興に努める必要があります。
- ・ これからの幼稚園は家庭との連携を密にし、相談活動を展開するなど、地域に開かれた幼稚園として、地域の子育て支援の役割を担っていくことが求められています。

●基本方針

- ・ 幼児段階での教育の重要性を踏まえ、教育内容や教育環境の充実を促進するとともに、就園の奨励などにより、幼児教育の振興を図ります。
- ・ 幼児を取り巻く環境の変化に対応するため、幼稚園・保育園・小学校の相互理解を深め、家庭教育との連携を図ります。
- ・ 私立幼稚園に対する助成や、保護者の経済的負担を軽減するための施策を展開します。

●施策の方向

(1) 幼稚園教育の充実

- ・ 幼児一人一人の発達段階や個性に応じた指導法の工夫改善に努め、心を育てる幼児教育を支援します。(教育研究所)
- ・ 保護者の経済的負担を軽減するための各種助成を充実します。(児童育成課)

(2) 幼児教育関連機関との連携

- ・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設のあり方について、幼稚園と保育園が連携を図り、関係部署間で検討を重ねます。(保育課、教育研究所)
- ・ 幼保小連絡協議会を中心に、幼保小の連携を推進させることにより幼児の保育環境の整備、教育水準の向上を図り、さらに、地域で総合的に子どもを支える施策を検討します。(教育研究所)
- ・ 柏市立教育研究所の調査・研究活動や情報の収集・提供の充実に努めます。(教育研究所)

(3) 家庭教育との連携

- ・ 幼児教育相談専門指導員¹⁰による相談活動を充実するとともに、幼児期からの相談を通して、発達障害の早期発見・支援等に資するよう努めます。また、総合的な子育て支援の推進のため家庭教育相談員、民生・児童委員、家庭児童相談員等と連携を図ります。(教育研究所、健康推進課、保健福祉総務課、児童育成課)

¹⁰ 幼児教育相談専門指導員 臨床心理士等の資格を有する市の非常勤職員で、主として幼児（幼児～小学生）を対象に育児、言葉の発達、行動などについて電話相談・面接相談を行う。

- ・育児体験発表会や親子幼児教室など、家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充に努めます。(教育研究所)

●主要事業

- ・幼保小連絡協議会¹¹の開催
- ・教育研究所による幼児教育関連事業の推進

2. 義務教育の充実

●現況と課題

- ・学校教育においては、自らが目標を持ち、学び続ける意欲と姿勢を育てる環境を整え、児童・生徒が心身の成長に伴い、豊かな人間性や課題解決能力、健康・体力などの具体的な「生きる力」を身につけていくことが求められています。
- ・子どもたちの生活の中では、人間関係づくりがうまくできず、いじめ、不登校、暴力行為など、心を閉ざしがちになる問題が多く見受けられます。このため、豊かさゆとりで裏打ちされた「心の教育」が求められています。
- ・さらに、国際化、情報化の進展に伴い、子どもたち一人一人に国際感覚や情報活用能力が望まれるなど、時代の要請を的確に捉えた教育環境の整備が求められています。
- ・教員については、団塊の世代に該当する教員の退職に伴い、教員の新規採用が増加していくものと考えられます。
- ・柏市では、児童数について昭和 50 年代後半から、生徒数についても昭和 60 年代前半から減少を続けていましたが、下げ止まりの傾向がみられます。また、市中心部のマンション建設等、地域によっては児童生徒数が増加し、教育環境の悪化の傾向が見られます。
- ・児童・生徒数の増加及び減少傾向を考慮しながら、学校規模の適正な基準を定め、今後の小中学校の通学区域の見直しをしていく必要があります。また、余裕教室については余裕教室活用基本方針¹²に基づき、生涯学習や社会福祉等、地域に開かれた活用を積極的に進めていく必要があります。
- ・現在の学校施設は、その多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されており、老朽化が進んでいます。子どもたちが安心して学べる学校施設の整備改修を計画的に進め、あわせて地域コミュニティの拠点としての機能を備えた学校づくりが求め

¹¹ 幼保小連絡協議会 柏市が設立した、幼稚園・保育園・小学校の連携のための協議会で、幼児期からの教育のあり方や、社会の変化、時代の進展に即した教育課程について協議を行い、また、相互の密接な連携を図ることにより、子どもたちのより良い成長を目指している。

¹² 余裕教室活用基本方針 生涯学習社会に対応する余裕教室の活用について、柏市における基本的な考え方及びその整備目標を具体化するための基本方針。平成 7 年に制定。

られています。

- また、つくばエクスプレスの開業に伴う土地区画整理事業における柏北部中央地区の小学校2校、中学校1校の開校は、土地区画整理事業の進捗にあわせ、学校整備を目指します。
- 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが問題となっています。子どもが生涯にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて判断し、実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっています。
- 特別支援教育¹³においては、一人一人が障害の種類や程度に応じて、幼児期から社会的自立期まで一貫した教育を受けられるよう、特殊学級の整備や相談等を通して支援体制の推進と充実を目指していきます。また、障害のない児童・生徒や地域社会の人々との交流教育¹⁴を通じ、障害に対する深い理解を社会全体に広めていく必要があります。

●基本方針

- 子どもたちのゆとりを確保しつつ「生きる力」が育まれるよう、教育内容の充実を図ります。
- 個性を尊重する教育を推進し、地域の人材、ボランティアの積極的活用等により家庭、地域、学校の協力関係を充実します。
- 国際化、高度情報化等の社会変化に適切に対応できるよう、教育内容や教育方法の改善及び充実に努めます。
- 学校規模の適正化を図るとともに、施設整備を推進します。
- 学校施設の開放を積極的に進め、地域との連携により、多様な体験とふれあいを重視した、開かれた学校づくりを推進します。
- 障害のある児童・生徒が、個性や可能性を最大限に発揮できるよう、学習環境の整備や就学指導¹⁵等をよりきめ細かく行い、医療・保健・福祉・教育の各関係機関が連携し、特別支援教育の充実を図ります。

●施策の方向

(1) 教育内容の充実

¹³ 特別支援教育 障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

¹⁴ 交流教育 個別の教育的ニーズに応えるために、通常学級と特殊学級の相互交流を行い、指導や支援の場面を拡大していく教育手法。

¹⁵ 就学指導 学校教育法に基づく就学事務の一つ。本人や保護者の意向を十分に受け止め、就学に関する的確な情報を伝えるとともに、児童生徒の障害の程度や状況の把握に努め、適正な就学につなげていく指導。

- ・児童・生徒の基礎学力を向上させ、意欲的に学ぶ力を育てるなど「確かな学力¹⁶」をつけるための、指導計画の作成や指導方法の工夫に努めます。(指導課、教育研究所)
- ・子どもたちが働く意義を理解し、将来、社会人、職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育¹⁷を推進します。(指導課)
- ・家庭や地域社会との連携のもと、豊かな体験活動や読書活動等を通じて、児童生徒の内面に根ざした道徳性や人権感覚を育むなど、「心の教育」に取り組みます。(指導課、教育研究所)
- ・学校や地域の実情に応じて、校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞くための、学校評議員制をさらに機能させるとともに、「学校評価¹⁸」の充実を図り、学校運営の改善に努めます。(指導課)
- ・高度情報化社会に対応した情報活用能力やコンピュータなどのメディア活用能力、情報モラル¹⁹等の育成を図るため、情報環境の整備に努めます。(学校教育課、指導課、教育研究所)
- ・外国語の学習などを通して、異文化を理解し尊重する、国際性豊かな子どもを育てます。(指導課)
- ・大学などの高等教育機関と連携し、指導力向上のための教職員研修や学校を含む図書館のネットワークを通じた教育資源の共有化を推進します。(指導課)
- ・各教科や総合的な学習の時間、特別活動、運動部活動、クラブ活動において、地域の人材を活用するよう努めます。(指導課)
- ・自然環境の保全や限りある資源の大切さを養う環境教育を、地域との連携により推進します。(指導課、教育研究所)
- ・生涯にわたるスポーツの基礎づくりとして、学校教育活動全体を通じて、体育的諸活動の充実を図るとともに、日常生活における運動実践能力の育成と体力の向上に努めます。(指導課)
- ・地域や児童の実態に応じた健康・安全教育・食に関する指導を推進し、生涯を通じ健康で安全に暮らすための望ましい習慣や態度の育成を図ります。(学校保健課)
- ・給食の施設や設備を整備・充実し、児童生徒の健やかな心身の育成を図る学校給食の推進に努めます。また、平成14年度から実施している小学校給食の調理業務委託については、今後も委託化計画に沿って推進し、あわせて学校給食の運営方式に

¹⁶ **確かな学力** 子どもたちに育成すべき「生きる力」を構成する3つの要素の一つ（他の二つは「豊かな心」と「健やかな体」）。確かな学力は「生きる力」を「知」の側面から捉えたもので、単に読み書き計算にとどまるものではなく、知識・技能、表現力、判断力、思考力、学ぶ意欲、課題発見力、問題解決力、学び方等を含んだもの。

¹⁷ **キャリア教育** 児童・生徒一人一人に、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

¹⁸ **学校評価** 学校教育活動の全般について、児童生徒、教職員、保護者等による評価を行い、その結果について情報を公開し、それらを通して保護者や地域社会の満足度や願いの把握、学校組織の活性化、学校の教育力向上を図ろうとするもの。

¹⁹ **情報モラル** 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

について検討します。(学校保健課)

- ・児童・生徒の心の悩み、いじめ、不登校などについての情報を十分に把握できるよう、教育相談を充実させ、児童・生徒をはじめ、保護者や教師からの相談に適切に対応できる体制づくりを図ります。また、各教育相談機関との連携を深め、各学校の「心の教室²⁰」の支援や適応指導教室「きぼうの園²¹」、「学習相談室」の充実に努めます。(指導課、教育研究所)
- ・より一層教師の指導が児童生徒に行き届くよう、30人学級の早期実現を要望します。(学校教育課)
- ・事故対策教員²²、サポート教員等の非常勤講師、学校図書館指導員、ALT等の人材派遣を充実させ、小中学校の教育活動を支援します。(指導課、学校教育課)

(2) 教職員の研修と教育研究の充実

- ・新たな学習課題や経験・職能に応じた効果的で計画的な研修体系の整備を図り、研修の充実に努めます。(指導課、教育研究所)
- ・教育の情報化や教育用ネットワークの構築を進める教育研究所の機能充実に努めます。また、教育研修情報の発信基地となる教育センター設立の検討に取り組みます。(教育研究所)
- ・中核市移行を視野に入れつつ、中核市として行うべき教職員の研修の充実に努めます。(指導課、教育研究所)

(3) 学習環境の整備

- ・学校の規模と配置の適正化のため、児童・生徒数の推移をみながら、小・中学校の改築を行うとともに、老朽化した施設の改修等を進め、学習環境の向上を図ります。(学校施設課、学校教育課、学校整備室)
- ・柏北部中央地区における小・中学校の開校計画については、土地区画整理事業者の千葉県及び市関係部署と連携し対応していきます。(学校教育課、学校整備室、学校施設課)
- ・余裕教室の活用や学校施設の地域開放に努めるとともに、地域との連携による学習機会の提供や人材の活用を進めるなど、開かれた学校づくりを推進します。(学校施設課、社会教育課)
- ・既設学校施設の耐震診断及び耐震補強工事を実施し、安全な、学習環境の整備を行います。(学校施設課)
- ・通学区域の再編成などを行い、過大規模校や過小規模校を解消し、将来的には学校の統廃合も視野に入れた、学校規模の適正化を推進します。(学校教育課、学校施設課)

²⁰ **心の教室** 中学校校内に設置された不登校生徒が通う学習相談室又は週一回スクールカウンセラーが在室する相談室。

²¹ **きぼうの園** 青少年センター敷地内にある不登校児童生徒が通う教育支援センター(適応指導教室)。

²² **事故対策教員** 病気やけがなどにより長期にわたる休暇をとる教員の代わりに、その期間中、臨時的に採用された小中学校の教員。

設課、学校整備室)

(4) 特別支援教育の充実

- ・障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。また、特別支援教育補助員の適正配置に努めます。(指導課、教育研究所)
- ・障害のない児童・生徒や地域社会が、障害のある児童・生徒に対して理解を深めることができるよう、さらには、障害のある児童・生徒の社会参加や自立の一助ともなるよう、継続的に交流教育を行います。(指導課、教育研究所)
- ・障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばすため、就学指導や環境整備を行い、あわせて、福祉機関や医療機関、職業安定所などと連携し、進路指導の充実を図ります。(指導課、教育研究所)

●主要事業

- ・「心の教育」の取組と個性を生かす教育の推進
- ・情報活用能力等の育成
- ・教育用コンピュータの整備
- ・多彩な人材の積極的な活用
- ・老朽化施設の改修
- ・風早南部小学校の移転整備
- ・校舎等の耐震補強
- ・学校規模適正化の推進と通学区域の再編成
- ・特別支援教育補助員の配置
- ・サポート教員の派遣

3. 高等学校・高等教育機関との連携

●現況と課題

- ・市内中学生の高等学校進学率は、約 97%と非常に高い水準を保っていますが、少子化の影響から、生徒数は小中学校と同様に減少傾向にあります。
- ・このような中、市立柏高校では、学校の活性化を図るため、平成 4 年度に国際科、平成 10 年度にスポーツ科学科、平成 15 年度からの新教育課程では、普通科に情報系列を加え、教育内容の特色を一層打ち出しています。
- ・市立柏高校の施設は、建築後 28 年が経過し老朽化が進んでいます。生徒が安心して学べる学校施設の整備・改修を計画的に進めるとともに、地域コミュニティの拠点としての機能を備えた学校づくりが求められています。特に、地域の拠点スポー

ツ施設として第二体育館の建設が求められています。

- ・高校入学者に対する育英資金制度²³や入学資金の貸付制度は、今後も継続実施し、将来の人材を育成していく必要があります。
- ・市内に設立されている高等教育機関としては、東京大学、千葉大学、麗澤大学、日本橋学館大学及び二松学舎大学の5校があり、地域の文教的環境づくりに大いに寄与しています。
- ・これらの高等教育機関が市内に立地していることを活かし、その高度な研究能力や専門知識を、高等学校との連携授業、市民の生涯学習活動等の振興に活用できるように連携することが期待されています。
- ・国や県の教育改革、学校改編の中、市立柏高校においても中核市移行を視野に入れながら、市立高校の教育改革、改編を推進するため、新教育計画の策定を進めます。

●基本方針

- ・様々な社会の変化に対応できる人材育成のため、多様な教育活動を展開し、市立柏高校の特色を十分に際立たせることができるよう、一層の整備・充実を図ります。
- ・市内近郊の高等教育機関との連携を促進し、地域の文教的環境づくりへの貢献に努めます。

●施策の方向

(1) 高等学校教育の充実

- ・市立柏高校の特色を活かしつつ、生徒数の推移を見ながら、学級規模の適正化を図ります。(市立柏高校)
- ・生徒一人一人の個性を伸ばす教育を目指し、中核市移行を視野に入れながら、今後の市立高校の教育改革、改編を推進するため、平成20年度実施に向けた新教育計画を策定します。(学校教育課、市立柏高校)
- ・老朽化した施設・設備を改修し、学習環境の向上を図ります。特に、スポーツ環境の整備を推進するため、第二体育館の建設を進めます。(市立柏高校、学校整備室)
- ・学校施設の地域開放や、地域との連携による学習機会の提供や人材活用の推進など、開かれた学校づくりに努めます。(市立柏高校)
- ・発達段階に応じた教育を展開し、生徒一人一人の個性を伸ばすため、小・中学校における基本的な教育内容を継承し、引き続き個人の個性・特性に対応した教育を行うため、市内小・中学校との連携を密にし、小・中・高と一貫性のある教育活動を推進します。(学校教育課、指導課)
- ・保護者や生徒の負担を軽減するため、また、能力があるにもかかわらず、経済的な

²³ 育英資金制度 経済的理由により、修学困難な者に対して学資の貸付け又は給付を行い、教育の機会均等を図る制度。

理由により修学困難な者に対して、高等学校等入学準備金貸付金²⁴や育英資金等の奨学金制度の一層の充実を図ります。(学校教育課)

(2) 大学等高等教育機関との連携

- ・ 柏市の教育文化の向上や地域産業の振興・発展に寄与するため、大学・教育研究機関等との連携を強化し、人的・物的資源の有効活用や情報の交流等を推進します。
(企画調整課、各事業担当課)
- ・ 市民が自主的に、体系的でより高度な知識や情報が得られるよう、大学等の高等教育機関における一般市民向けの公開講座等の開催を要請します。さらに、学習・研究活動が地域のリーダー養成や地域社会の活性化に寄与するよう、大学等との連携を進めます。(企画調整課、教育総務課、社会教育課)
- ・ 特色ある教育課程を持つ市立柏高校と大学等との連携授業を一層推進します。また、市内近郊の高等教育機関との連携充実に努めます。(市立柏高校)

●主要事業

- ・ 市立高校新教育計画の策定
- ・ 市立柏高校第二体育館の整備
- ・ 市立柏高校校舎等の改修
- ・ 大学等高等教育機関との連携

4. 青少年の健全育成の推進

●現況と課題

- ・ 都市化、核家族化、少子化の進展により、青少年の地域社会における社会活動や社会参加の機会が減少しています。また、社会環境の変化が急速であるため社会性の習得に余裕がなくなりつつあります。
- ・ 加えて、地域連帯意識の希薄化が進む現代社会においては、家庭、学校、地域社会が連携した青少年育成活動の充実を図ることが強く求められています。
- ・ 柏市では、青少年団体の活動を奨励し、多彩な交流活動や社会奉仕活動などを通じて、青少年が社会的に自立できるよう、その育成に努めてきています。
- ・ 今後は、青少年のボランティア活動や地域活動などへの参加を、青少年の成長段階に応じてなお一層促進していく必要があります。このためには、施設の整備も含め、多面的な施策を展開することが重要です。また、学校週5日制の実施を踏まえ、青少年団体とも連携を図り、青少年健全育成への取組体制の充実が望まれています。

²⁴ 高等学校等入学準備金貸付金 高等学校等への入学に必要な準備金の調達に困難な保護者に対する貸付金。

- ・さらに、青少年の健全育成に向けて、非行の実態を把握し、問題点について情報交換や広報活動を展開するなど、非行の早期発見と早期指導に一層努力していく必要があります。
- ・青少年施設としては、十余二青少年広場に青少年センターがあり、青少年及び青少年育成者の研修や野外活動の場として、広く活用されています。
- ・少年補導センターでは、街頭補導、少年相談、警察や家庭・学校・地域との連携などを通して、問題行動の早期発見と非行防止に努めています。

街頭指導の実施状況の推移

(単位：回、人)

年度	実施回数	補導従事者数	補導少年数
H 6	253	2,009	329
H 7	262	1,894	409
H 8	263	2,091	794
H 9	301	2,035	1,159
H10	391	2,435	1,183
H11	430	2,547	1,212
H12	438	2,325	1,381
H13	450	2,238	1,450
H14	445	2,303	1,421
H15	433	1,999	1,282
H16	437	2,336	958

(注) 補導従事者数は、延べ人数

(少年補導センター)

●基本方針

- ・青少年団体の育成と指導者の養成に努めるとともに、青少年の社会活動参加の機会や場の整備充実を図ります。
- ・家庭や地域における教育力の高揚を図り、家庭、学校、地域との連携強化により、心豊かな青少年の健全育成と地域環境の改善を目指します。
- ・青少年が抱える様々な課題に対し、相談体制の充実を図り、地域社会全体で非行防止活動に取り組みます。

●施策の方向

(1) 青少年活動の促進

- ・青少年の社会参加を促進するため、文化やスポーツ、コミュニティ、ボランティアなどの地域活動を活性化します。(青少年課)
- ・青少年団体活動の活性化を図るため、学生の参加を促し、広く青少年指導者の人材の発掘と養成に努めます。(青少年課)

- ・青少年の自立性を培うため、子ども会、ボーイ・ガールスカウトなどの青少年団体やグループ活動を援助・育成するとともに、指導者などの研修会の充実や団体相互の交流活動を推進します。(青少年課)

(2) 青少年の健全育成

- ・家庭、学校、地域、関係機関・団体等との連携を強化し、地域ぐるみで、青少年の健全育成の推進を図ります。(青少年課)
- ・青少年センターを中心として、青少年団体育成を促進するとともに、各種講座、行事等の開催を通じて青少年の「生きる力」の育成に努めます。(青少年課)
- ・青少年の非行を防止するため、家庭、学校、地域、関係機関が連携を密にし、的確な情報交換や相談事業を行い、街頭補導の強化を図ります。(少年補導センター)

(3) 青少年施設の充実

- ・青少年センターにおける、各種事業の充実と施設改修を図り、利用促進に努めます。(青少年課)

●主要事業

- ・青少年指導者の養成・確保

第3節 個性的な文化を守り多様な文化を創出する

1. 市民文化活動の活性化

●現況と課題

- ・生活のゆとりや余暇時間の増大を背景に、個性が尊重され、個人の価値観が多様化する社会の中で、真の心の豊かさを実感できる文化の創造が求められています。
- ・柏市においては、芸能鑑賞会や文化祭の開催を通して市民の交流の場を提供したり、文化振興基金²⁵の運用益を活用した助成金を交付するなど、市民の文化活動を支援してきています。また、芸術文化自主事業基金²⁶を創設し、市内の文化施設を会場とした質の高い芸術の鑑賞事業を市民に提供し文化的環境の充実にも努めています。
- ・柏らしさのあふれる個性豊かな文化を創造するためには、市民や企業、そして行政が相互に緊密な連携を図りながら、それぞれの役割分担のもとで積極的かつ主体的に文化振興に取り組むことが必要です。
- ・このため、市民一人一人が、優れた文化を享受し、かつ、創造する主体であることを認識し、文化活動と文化交流の中心的役割を果たすとともに、文化の担い手として柏らしさのあふれる文化の創造に努める必要があります。
- ・柏市の芸術文化の施設は、これまで規模別に整備が進められてきましたが、社会情勢の変化と価値観の多様化の中で、より質の高い機能を備えた施設が求められています。
- ・現在の市民文化会館は老朽化が進んでおり、時代のニーズにふさわしい高機能な設備を有する施設への改修が必要とされています。また、鑑賞等の場の確保という観点から、博物館・美術館に対する要望も高いものがあります。
- ・現在市内には、546の遺跡が所在し、これまでに668か所に及ぶ発掘調査が行われ、多くの埋蔵文化財が発掘されてきました。今後は、集積された資料の整理を進め、展示や講演会、講座を通して市民に公開していく必要があります。また、増加が見込まれる文化財に対応するため、文化財収蔵施設の整備が必要となっています。
- ・市内には、市史編さん事業の過程で収集された8万点を超える古文書史料があります。これらは柏市固有の歴史・習俗・文化等をはじめとする過去の事象を記録する貴重な史料であり、後世に伝えるとともに、その成果を広く市民に公開する展示施設が必要となっています。
- ・旧沼南町分の市史刊行については通史1冊、史料集3冊が未刊であり、これらの刊

²⁵ **文化振興基金** 柏市一般会計からの繰出金と、市民や企業からの寄附金を原資として昭和61年に創設した積立型基金。運用で得られた利子を市主催の文化事業の資金や、市民の文化活動の助成金等に充て活用している。

²⁶ **芸術文化自主事業基金** 国内外の優れた芸術文化鑑賞事業を市民に提供するため平成10年に創設した運用型基金。柏市一般会計からの繰出金を原資に、コンサート等各事業の経費に充て、入場料収入等を基金に繰り入れて運用している。

行を進めています。また、歴史ガイド誌は、合併による郷土理解とふるさと意識の醸成に資することから早期の刊行が求められています。

- ・さらに市史講演会、歴史散歩、史料展示等も市民文化の向上のため、積極的に開催していく必要があります。

●基本方針

- ・民間と行政が連携し、市民を主体として、柏らしさのあふれる個性豊かな文化を創造します。
- ・市民の文化に対する関心をさらに高めるため、文化活動を支援し、活性化を図ります。
- ・新しい時代の柏における文化の担い手を育てます。
- ・市民が学び、楽しみ、創造するための活動拠点となる中核的な文化施設や、日常的な文化活動のニーズに応える特色ある活動の場を整備します。
- ・文化財の保存・公開・情報提供を通して、市民相互の交流を促進し、地域の新たな文化創造に努めます。

●施策の方向

(1) 地域文化の創造

- ・芸術文化鑑賞事業等を促進し、市民の文化に対する関心を高めていきます。(文化課)
- ・市民の文化活動への支援や文化団体相互の交流を進め、市民文化活動の活性化を図ります。(文化課)
- ・自主的な文化活動を展開する先導的人材を支援します。(文化課)
- ・文化を通じた市民相互の交流や地域間の交流を促進するため、文化情報ネットワーク²⁷の整備を進めます。(文化課)
- ・文化振興基金や芸術文化自主事業基金の充実に努めます。(文化課)

(2) 文化施設の充実と活用

- ・市民が優れた舞台芸術を身近で鑑賞できる機会を提供するため、市民文化会館の改修を進めます。(市民文化会館)
- ・音楽や演劇などの練習スタジオ、美術作品の展示・制作スペースなど、市民の芸術文化創造のための施設整備を検討します。(文化課)
- ・柏市ゆかりの作家や市民のコレクションなどの優れた芸術作品に接したり、郷土の歴史や文化に触れながら学習できるなど、博物館・美術館のあり方について検討します。(文化課)

²⁷ 文化情報ネットワーク 文化を通じた交流を促進するため、文化活動を行う市民団体や個人などの情報、芸術をはじめとする広範な文化事業に関する情報、さらには文化発信の拠点となる施設等の情報を有機的に結びつけるための仕組み。

(3) 文化財の保護と活用

- ・都市計画事業との連携を図りながら、公園や緑地と一体となった埋蔵文化財保存方策を検討します。(文化課)
- ・埋蔵文化財や郷土資料をはじめとした各種文化財資料の収集、恒久的な保存、維持管理を進め、収集された資料の公開や情報の提供などを通して、市民の学習意欲に応えます。また、合併後の新市の文化財については、市民相互・地域間の交流を促進するため、文化財マップ、案内及び説明板の整備を進めます。(文化課)
- ・旧吉田邸の適切な維持管理と運用方法について検討します。(文化課)

●主要事業

- ・柏市史刊行
- ・文化情報ネットワークの整備
- ・市民文化会館の改修
- ・郷土資料等展示コーナーの設置（沼南庁舎活用事業）
- ・旧吉田邸保全活用整備事業

第4節 豊かなスポーツ資源を活かす

1. スポーツを活かしたまちづくりの推進

●現況と課題

- ・柏市では、Jリーグ柏レイソルに大きな愛着心を持ち、柏レイソルを地域のシンボルとして受け入れていく姿勢が市民の間に形成されてきました。現在、レイソルの後援会組織は、8市という広いエリアにまたがる会員を持つまでになっており、また後援会組織の中にホームタウン推進委員会を設置し、8市行政間の連携を強化しています。
- ・柏市には、柏レイソル以外にも、J OMOサンフラワーズ、積水化学女子陸上部、柏エンゼルクロスなどトップレベルのスポーツチームが市内に拠点を置き、活動しています。このようなスポーツ資源を地域のまちづくりに活かすため、これらの団体との連携・共演によるスポーツフェスタ、シンポジウムなどのイベントを実施しています。また、各種行事への参加を通じて市民との交流を深めています。
- ・スポーツを活かしたまちづくりの効果としては、地域コミュニティの形成、地域の魅力創出、他地域との交流、人材育成効果、施設・基盤・都市環境整備などがあげられます。
- ・地域コミュニティの形成では、スポーツイベントの開催などを通じた地域コミュニティの活性化を目指していますが、企画や運営を通じたボランティアの育成、市民参加の促進、市民と行政の協働が課題となっています。
- ・地域の魅力創出については、レイソルブランド、レイソルホームタウンというイメージを創出するため、玄関口である柏駅周辺、レイソルロードなどのイメージアップが課題となっています。
- ・また、他地域との交流では、Jリーグ試合開催時や平成22年度に予定されている千葉県での国民体育大会開催時に多くの来訪者が予想されるため、観光コースや物産展などの企画が必要となります。また全国大会レベルのイベント誘致の検討も必要となります。
- ・人材育成効果としては、柏レイソル、J OMOサンフラワーズの試合開催にあたり、スポーツボランティアが活躍しています。今後は、スポーツ大会などの企画や運営などに、スポーツボランティアなどが、いかにかわれるかの検討が必要となります。
- ・施設・基盤・都市環境整備については、市民が利用できるスポーツ文化スタジアム構想に基づく施設建設の実現に向けた検討が必要となります。スポーツに対するニーズや楽しみ方は様々であることから、それらのニーズに対応できるよう、スポーツ環境を整備し、市民の身近な生活の中に、スポーツの様々な要素が取り入れられることが望まれています。
- ・市内20のコミュニティ地区の中には、スポーツ活動を地域コミュニティの個性として育て、大きな成果をあげている地区があり、各地域におけるスポーツ活動に対

する理解と活発な活動は、地域のコミュニティを醸成し、ひいては全市的な活力となることが期待されます。

●基本方針

- ・柏市におけるスポーツ資源を活用し、スポーツを通じた地域コミュニティの連帯意識の醸成や市民の健康づくりに寄与するとともに、個人レベルから地域レベルへ、また、まち全体へ活動の輪を広げ、まちの個性の創出及びスポーツによるまちづくりを目指します。
- ・柏市におけるスポーツ活動の場の整備や、指導者、スポーツプログラムなどの充実を図り、市民それぞれが個人に合った方法でスポーツに参加できる環境づくりを推進します。

●施策の方向

(1) スポーツのイメージを活かしたまちづくり

- ・プロスポーツのトップチーム、全国レベルのスポーツ活動を活用し、スポーツのまちとしてのイメージを市民や全国に向けPRをしていきます。(ホームタウン推進室)
- ・全国でもトップレベルのチームや選手の技術・知識を、様々な交流事業を通して市民に伝え、スポーツ活動を通じた地域コミュニティの形成や、市民のスポーツ活動の技術向上、指導者養成、市民の健康づくり事業などへの応用を図ります。(ホームタウン推進室、スポーツ課)
- ・国内外の情報から市内スポーツ施設情報まで、市民がスポーツ情報を気軽に取り出せるよう、市庁舎などにホームタウンコーナーを設置し、ホームタウンの意識を一層盛り上げ、さらにスポーツのまち柏としての意識づくりに向けて一層の情報発信の環境整備を進めます。(ホームタウン推進室、スポーツ課)

(2) 親しまれるスポーツ環境づくり

- ・スポーツは、「する」だけでなく、「みる」、「支える」、「教える」、「企画する」など様々なかかわり方がることから、小・中学生を対象にした柏レイソル試合観戦招待事業(「みる」)、スポーツイベント時のスポーツボランティアの育成(「支える」)、柏レイソルなどの選手・関係者による特別事業(「教える」)、スポーツイベントの企画や運営(「企画する」)など、市民の社会参加の促進、市民と行政の協働など、様々なスポーツと多様なかかわり方ができる体制づくりを進めます。(ホームタウン推進室、スポーツ課)
- ・各地域の近隣センターなどを核として、これまでスポーツに親しみを感じなかった人たちでも、スポーツを身近なものと感じられるように、場の提供や、地域住民が主体となって参加できるスポーツクラブの運営、スポーツイベントの開催などの啓発活動を推進します。(ホームタウン推進室)

- ・市民からトップアスリートまで活用できる総合スポーツ文化スタジアム²⁸建設実現に向け、関係機関と検討します。施設整備においては、ユニバーサルデザイン²⁹の導入、環境負荷の少ない素材や工法の導入など環境に優しい施設整備を行います。
(ホームタウン推進室)

●主要事業

- ・ホームタウン事業の推進
- ・スポーツ資源の活用
- ・スポーツ情報の充実
- ・ボランティア活動の推進
- ・スポーツ関連産業の推進
- ・スポーツ環境の整備

2. スポーツ・レクリエーション活動の振興

●現況と課題

- ・余暇時間の増大、高齢社会の進展、健康への関心の高まりなどに伴い、スポーツへの関心も増しています。スポーツは、単に健康や体力の維持・増進の手段だけでなく、生きがいづくり、仲間づくり、地域コミュニティづくりなど様々な効果が期待できます。
- ・市内におけるスポーツ・レクリエーション活動の中心となる体育協会は34種目35団体、その登録者数は約2万人を数えます。そのほかに、家庭婦人スポーツ協会やスポーツ少年団、生涯スポーツ団体などがあり活発な活動をしています。
- ・市のスポーツ施設の主なものは別表のとおりですが、老朽化や規模的に不十分であることなどにより公式試合ができないものも多く、その対策が望まれています。

²⁸ 総合スポーツ文化スタジアム 各種スポーツに対応できる施設であることはもとより、文化施設としての生涯学習センターやミュージアム、防災施設等の機能を兼ね備えたスタジアム。

²⁹ ユニバーサルデザイン 障害者・高齢者・健常者などの区別なく、だれもが使いやすいように配慮し、製品・建物・環境などをデザインすること。バリアフリーをさらに進めたデザイン思想。

スポーツ課所管のスポーツ施設

区分	数量	備考
体育館	2 箇所	剣道場、柔道場、弓道場、相撲場を含む
野球場	30 面	一般用 14 面、少年用 16 面
テニスコート	51 面	
サッカー場	10 面	フットサル 3 面含む
市民プール	7 箇所	
サイクリングコース	1 箇所	

(平成 18 年 1 月 1 日現在)

- このほかに、各地域における近隣センター併設の体育館や学校開放による校庭・体育館、リフレッシュ公園内温水プール等のコミュニティ施設、県立柏の葉公園内の競技場、テニス場などの施設があります。
- 今後は、地域における身近なスポーツ施設として、学校施設や民間スポーツ施設の開放を通して、健康志向などによるスポーツ活動の場を増やしていくことが望まれます。そのためには、様々なスポーツ施設を有効に活用していく必要があります。
- 青少年のスポーツ活動を支える中学校の部活動では、指導者の減少など、活動の衰退が顕在化しています。活動を継続するためには、地域の協力も取り込んだ弾力的対応が望まれています。また、学校週 5 日制の実施に伴う子どもの週末活動の受け皿が必要となっています。
- 日常生活において身近にスポーツに親しんでもらうため、各種スポーツ教室を開催し、体育指導委員³⁰やスポーツ・レクリエーション団体の育成を通してスポーツ活動を広めるよう、努めています。また、柏市には J リーグ柏レイソル、J OMO サンフラワーズ、積水化学女子陸上部など全国トップレベルのスポーツチームや全国規模の手賀沼エコマラソン³¹大会など、これまで築いてきた地域のスポーツ資源があります。そのため、これらの豊富な人材と蓄積されたノウハウを活用して、市民の健康づくりや多様なニーズに対応できるスポーツ振興が課題となっています。
- このような日常の活動と地域のスポーツ資源が、有効に結びつき、スポーツに親しむ市民の拡大と活性化が望まれます。また、市民がスポーツを親しめる場、市民の健康づくりや子どもの体力づくりの場、多世代交流の場、さらに適切な指導のもと競技力の向上を目指していく場として、幅広く市民のスポーツライフを支援するための体制づくりが課題となっています。

³⁰ **体育指導委員** 国のスポーツ振興法に基づき教育委員会が委嘱する非常勤特別職の職員。地域における生涯スポーツ振興の推進者として、スポーツの実技指導及びスポーツに関する指導や助言、また、柏市が行うスポーツ事業への協力等を行う。

³¹ **手賀沼エコマラソン** 柏市、我孫子市の共催で平成 7 年から開催しているハーフマラソンの大会。自然の景観が多い手賀沼を活かし、「よみがえる手賀沼さわやかに走ろう」をスローガンに、手賀沼浄化運動の推進と市民の健康意識を高め、活力あるまちづくりを目的としている。

●基本方針

- ・事業の充実、指導者の養成を通して市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう機会の提供を進めます。
- ・学校における青少年のスポーツ機会確保のため、地域ぐるみで対応を図ります。Jリーグ柏レイソル、J OMOサンフラワーズ、積水化学女子陸上部など全国トップレベルの豊富な人材と蓄積されたノウハウを活用して、市民の健康づくりや多様なニーズに対応できるスポーツ振興を図ります。
- ・スポーツ施設の整備や管理運営の充実を図りながら、活動の場を提供します。
- ・地域スポーツの振興を通じて地域コミュニティの活性化を図ります。

●施策の方向

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・それぞれの年齢や体力に応じ参加できるよう、各種講習会等の充実を図ります。(スポーツ課)
- ・スポーツを通じて地域コミュニティが活性化されるよう、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション団体の育成を支援します。(スポーツ課)
- ・安全で楽しく活動ができるよう、体育指導委員を派遣します。(スポーツ課)
- ・障害者スポーツや高齢者スポーツについて、関係部署間で連携し、支援体制を整えます。(高齢者支援課、障害福祉課、健康推進課、スポーツ課)
- ・スポーツ・レクリエーションに関する指導者を養成し、各団体の運営援助と専門知識の啓発に努めます。(スポーツ課)

(2) 活動施設の充実

- ・スポーツ施設利用者の利便性の向上を図るため、予約管理システム³²の充実に努めます。(スポーツ課)
- ・老朽施設の改修について計画的に進めます。(スポーツ課)
- ・民間スポーツ施設の協力を得て、可能な限り民間施設の開放を進めます。(スポーツ課)

(3) 地域に根ざしたスポーツ活動の振興

- ・学校体育施設の地域スポーツ活動への開放を進めます。(スポーツ課)
- ・Jリーグ柏レイソルをはじめJ OMOサンフラワーズ、積水化学女子陸上部や東京大学生涯スポーツ健康科学研究センターなどの人材や蓄積されたノウハウを活用し、複数の種目について、年齢、興味、技術、技能レベルなどに応じて、定期的・継続的にスポーツ活動を行うことができる、柏市型の総合スポーツクラブの実現を目指し、研究を進めます。(スポーツ課、ホームタウン推進室)

³² **スポーツ施設の予約管理システム** 各スポーツ施設をオンラインで結び、各スポーツ施設や近隣センターに設置する利用者端末機や電話等で、利用者が空き状況の確認や申し込みができるシステム。

●主要事業

- ・多世代にわたるスポーツ活動の支援
- ・中央体育館その他スポーツ施設の改修
- ・逆井運動場の機能充実
- ・総合型地域スポーツクラブ³³の育成

³³ **総合型地域スポーツクラブ** 地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブ。複数の種目と質の高い指導者が配置され、活動の拠点となるスポーツ施設等があり、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。

第5節 異文化との交流による新しい文化をつくる

1. 地域の国際化推進

●現況と課題

- ・経済活動のグローバル化や海外旅行の普及、情報通信技術の発達などにより、外国人との接触や情報交換の機会が増えています。また、柏市の外国人登録者数は5,200人を超え、全人口の約1.4%を占めるなど、国際化の進展がより身近に感じられるようになってきました。
- ・柏市は、昭和48年にアメリカ合衆国カリフォルニア州トーランス市と姉妹都市を提携したのに続き、中華人民共和国河北省承德市及びアメリカ合衆国准州グアムと友好都市を結び、合併によりオーストラリアのキャムデン町も友好都市に加わりました。青少年の交換派遣など、様々な分野で交流事業を継続的に実施し、一定の成果をあげています。
- ・平成4年には、柏市国際交流協会が発足し、市民のボランティア活動により在住外国人を対象とした支援・交流や国際理解のための事業を行ってきました。柏市国際交流協会は、平成16年6月に事務局が独立し、また、合併に伴い平成17年4月に沼南町国際交流協会と統合しました。現在、両協会の特性を活かし、自立した事務局運営と自主的活動を推進しています。
- ・柏市では、在住外国人が不自由なく生活できるよう、英語、スペイン語、ハンダールなど5か国語による外国人用「くらしの便利帳」や3か国語による外国語情報誌、外国語版地図の作成・配布、また市ホームページへの外国語による情報掲載、外国人による相談窓口の設置、行政施設見学会・懇談会等を通じて、情報の提供に努めています。
- ・外国人との接触機会が増える中、言語の違いによるコミュニケーション不足や、互いの生活習慣や文化の違いに対する理解不足から、思わぬトラブルが発生することもあります。このため、今後も市民の国際理解を促進していくことが必要です。また、言語の不自由な外国人が災害時に適切な情報を入手できるよう、行政支援や、市民による日本語指導などの支援活動の拡充が求められています。
- ・さらに、今後東京大学柏キャンパスを中心とした外国人研究者や留学生の大幅な増加、また柏の葉地区のまちづくりの進展によりビジネスで柏を訪れる外国人の増加も見込まれる中、安心して柏市で生活・滞在するための環境を整える必要があります。
- ・柏市は、核兵器の廃絶と恒久平和を願って、昭和60年に平和都市宣言を行いました。これまで、平和展や映画会を開催するなど、平和の尊さを訴え、争いの無い世界の実現を目指して、啓発活動に取り組んでいます。

●基本方針

- ・市民レベルの国際交流を推進するため、様々な国際交流活動を支援します。

- ・多文化共生への理解促進や外国語学習機会の拡充、帰国・外国人児童生徒の受け入れ環境整備等を通じて、国際性豊かな市民の育成を図ります。
- ・柏に住み、柏を訪れる外国人にも安心して安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、情報提供、相談活動の充実や公共的サインの工夫等を推進します。
- ・行政各分野において国際化を推進します。また、行政の各分野で国際化の視点での取組を促進させるため、人材の育成にも努めます。
- ・東京大学柏キャンパスを中心とした研究者や留学生など、外国人が安心して来柏できるよう、外国人への住居の提供やあっせん、各種情報提供、外国語で医療を受けられる環境整備など総合的な支援を進めます。
- ・平和都市宣言の趣旨を広く市民に啓発するため、各種平和施策を継続的に展開します。また、効果的に啓発を進めるため、若い世代の市民への働きかけに取り組みます。

●施策の方向

(1) 外国人にも暮らしやすいまちづくり

- ・外国語による生活ガイドブックの配布や相談体制の充実など、引き続き日常生活に必要な情報の提供に努めるとともに、翻訳ボランティアの協力等により、外国語による行政情報提供を推進します。(国際交流室)
- ・在住外国人を対象とした施設見学会の実施など、外国人が柏市を理解するための事業を推進するとともに、懇談会等を開催し、外国人の意見や要望の把握に努めます。(国際交流室)
- ・在住外国人の日本理解を支援するため、日本語教室や日本文化・生活習慣等の学習機会を提供します。また、小中学校において、外国人の子どもに対する日本語指導の充実に努めます。(国際交流室、指導課)
- ・市民ボランティアの登録を充実し、各種外国人支援事業の推進を図ります。(国際交流室)
- ・災害時の支援対策として、在住外国人が日常生活の中で地域や各種組織とのかかわりを持てるよう、在住外国人のネットワーク化を図ります。(国際交流室)
- ・外国人が、まち中でも困ることがないように、道路や駅、公共施設の案内板などの外国語表示やローマ字併記を推進します。(都市計画課)
- ・在住外国人はもちろん、柏市を訪れた外国人も、容易に様々な情報を取得できるよう、情報発信拠点の充実に努めます。(国際交流室)
- ・東京大学柏キャンパスを中心とした外国人研究者や留学生等に対し、生活に関する総合的な支援を行えるよう、支援組織の構築を図ります。また、インフォメーション施設を柏の葉キャンパス駅周辺に設置し、各種情報提供に努めます。(国際交流室)
- ・行政が外国人に対して適切な対応が取れるよう、マニュアルの整備や人材の育成に努めます。(国際交流室)

(2) 国際性豊かな市民の育成

- ・学校教育の中で国際理解教育を推進し、児童生徒に子どもの頃から国際性を身につけさせるとともに、教員の在住外国人支援や多文化共生についての理解促進を図ります。また、小・中学校や市立高校の外国語学習を充実させるため、引き続き外国人講師の配置・増員に努めます。(学校教育部、国際交流室)
- ・日本語を母語としない児童・生徒や、帰国児童・生徒が、スムーズに日本の社会に溶け込めるような環境整備を支援します。(国際交流室、学校教育部)
- ・国際交流担当部署に国際交流員³⁴を配置し、市民講座や学校教育での国際理解教育を支援します。(国際交流室)
- ・市民レベルの国際交流活動を支援し、市民の自主的な活動の促進に努めます。また、姉妹都市・友好都市活動の継続・発展を図ります。(国際交流室)
- ・市内の大学と連携して留学生と市民との交流の機会をつくり、お互いの国の文化理解に努めます。(国際交流室)
- ・市民と行政が連携して地域の国際交流に取り組むため、柏市国際交流協会の活動を支援します。また、国際交流振興基金の効率的、効果的な活用に努めます。(国際交流室)

(3) 平和施策の充実

- ・国際交流活動を通じて、平和の前提となる国際理解の浸透に努めます。(国際交流室)
- ・平和の尊さを改めて認識できるよう、学校等との連携により、様々な啓発活動を行います。(国際交流室)

●主要事業

- ・在住外国人支援の充実
- ・在住外国人ネットワーク事業の推進
- ・外国人に対する情報提供の充実(北部インフォメーションセンター)
- ・国際交流員の配置
- ・国際交流活動の支援
- ・姉妹・友好都市活動の充実
- ・平和啓発活動の推進

³⁴ 国際交流員 その知識や経験を生かし、国際理解教育、国際交流事業への助言・参画、異文化理解推進事業等を行う外国人スタッフ。

第3章 活力・賑わい（活力と賑わいのあふれるまち）

第1節 活力発信地として広域的な役割を担う

1. つくばエクスプレス開業に伴う新しいまちづくり

●現況と課題

- ・つくばエクスプレスは、秋葉原とつくばを結ぶ総延長 58.3 kmの鉄道で、平成 17 年 8 月に開業しました。
- ・柏市には柏の葉キャンパス駅、柏たなか駅の 2 駅が設置され、現在、この 2 駅を中心とした柏北部中央地区（約 272.9ha）、柏北部東地区（約 169.9ha）で土地区画整理事業が進められています。
- ・新しいまちづくりのプランでは緑園都市構想に基づき、両地区の計画人口を合わせて約 4 万 3 千人と見込んでいます。柏の葉キャンパス駅周辺では、東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザ等を中心に産学官連携による新技術の開発や研究に取り組んでいます。
- ・産学官連携の核となる新産業創出はまだ緒についた段階であり、これまでにない視点で臨むことから、産学官の密接な連携を生み出すための施策の検討や情報発信が必要です。
- ・引き続き北部地区の都市基盤等の整備を進め、柏の葉キャンパス駅周辺については、柏駅周辺の商業拠点との連携を図りつつ、産業施設や柏の葉公園、こんぶくろ池公園等の利用者を誘導した集客を、柏たなか駅周辺については地域密着型の商店街の育成を狙いとした新しいまちづくりを進めています。

●基本方針

- ・平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開業に伴い、関係機関と連携・協力し、活力と環境が調和した職住近接のまちづくりを推進します。新たなまちづくりにあたっては、乱開発の防止に努めます。
- ・柏北部中央地区では学術研究機関や産業支援の立地、既存の産業集積をまちづくりに活かし、居住、環境、文化、産業の各要素をバランスよく配置した環境、健康、創造、交流のまちづくりを推進します。
- ・柏北部東地区では近郊農業を活かし、後背の利根川の自然環境にも配慮したまちづくりを推進します。

●施策の方向

（1）広域交通網の建設促進

- ・つくばエクスプレス沿線地区の連絡を強化するため、広域幹線道路として十余二船戸線（都市軸道路）の整備を促進します。（街路課、北部整備課）

- ・柏北部中央地区と柏駅周辺地区が連携し、互いに発展できるよう、両地域を結ぶ交通軸の検討をします。(都市計画課、北部整備課)

(2) 新しい市街地の形成

- ・環境に配慮した、良好で風格のある住環境を提供するため、つくばエクスプレス沿線の2つの地区で土地区画整理事業を推進します。(北部整備課)
- ・柏北部中央地区においては、整備が進む東京大学など、柏の葉地区の国や県の施設との連携に配慮したまちづくりを進めます。(北部整備課)
- ・大学や各種研究機関、ベンチャー企業等知的資源の集積、つくばエクスプレスの開業に伴う北部地域整備事業等、柏の葉地区特有のポテンシャルを活かし、産学官連携による国際学術研究都市の形成を目指します。(企画調整課、北部整備課)
- ・既存の産業や学術研究機関、産業支援施設等を活かした、研究・開発型企業が成長できる環境を備えたまちづくりを目指します。(北部整備課、新産業支援室)
- ・柏駅周辺地区と柏の葉キャンパス駅周辺地区を広域連携や地域間交流の拠点として、賑わう柏駅周辺商業地と連携し、相乗効果により、新たな雇用創出や情報発信など柏市全体の発展に寄与できるまちを目指します。(北部整備課、商工課、新産業支援室)
- ・様々な生活の知恵や最新情報が得られ、多様な活力の感じられるまちづくりを目指します。(北部整備課、商工課、新産業支援室)
- ・高次都市的サービスを行う高度な商業機能等の集積を進め、一層の機能充実を図り、活力ある商都柏の形成を目指します。(北部整備課、商工課)
- ・柏北部東地区においては、農業を活かし、残された自然環境の保全に配慮したまちづくりを目指します。(北部整備課)
- ・ユニバーサルデザインを積極的に取り入れたまちづくりを行います。(北部整備課、道路建設課)

(3) 交流と連携の機能形成

- ・東京都心及びそれを環状に取り巻くさいたま新都心、幕張、成田、つくばといった業務機能の集積された都市群からの距離と、それら都市間の人・物・情報の流れの動線上にある柏市の地理的優位性を活かし、国や県との連携のもと学術研究機能の形成を進め、広域交流の拠点性を高めます。(新産業支援室、企画調整課)
- ・東葛飾地域の金属加工産業を中心とした産業集積群と、東葛テクノプラザや東京大学柏キャンパス等の、産学連携を一層促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を推進し、競争力強化等に貢献します。(新産業支援室)
- ・つくばエクスプレスや併せて建設される都市軸道路により、流山市方面や守谷市方面への交通アクセスが充実されることから、東葛飾北部地域及び茨城県南部地域における人の交流と情報発信を行い、地域発展に貢献することを目指します。(企画調整課)

●主要事業

- ・ 柏北部中央地区及び柏北部東地区土地区画整理事業の推進
- ・ バスシェルターの設置
- ・ 電線類地中化事業の促進
- ・ 国際キャンパスタウン構想の推進
- ・ 新駅周辺地区活性化方策の検討
- ・ 北部インフォメーションセンターの設置

2. 魅力ある柏駅周辺地区の整備

●現況と課題

- ・ 柏市は、広域商業都市として発展を続け、商圏³⁵は 17 市 10 町村にわたり、商圏人口³⁶約 233 万 3 千人、吸引人口³⁷約 68 万 9 千人、吸引率³⁸29.6%となっています(平成 13 年度柏市商圏調査報告書)。
- ・ 柏市では、平成 15 年度、柏市商業振興ビジョンの改訂版を策定し、柏駅周辺地区が、今後も千葉県北西部の商業拠点として発展を続けるための具体的な方策を検討しました。
- ・ つくばエクスプレスの開業に伴い、柏の葉キャンパス駅周辺地区と流山おおたかの森駅周辺地区に新たな商業集積が見込まれることから、柏駅周辺地区は、これらの地域との区別、性格分けを行うなど、特色と魅力のあるまちづくりが望まれています。
- ・ 国の第 5 次首都圏基本計画において、柏市は、広域連携拠点として質の高い都市機能の充実が求められており、その中でも特に、柏駅周辺地区は、つくばエクスプレス開業に伴う北部の新市街地とともに、東葛飾北部地域の拠点としての期待が寄せられています。
- ・ 柏駅周辺地区のうち約 20ha について、平成 15 年度に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域³⁹の指定を受けました。この地域指定のメリットを活かしながら、快適で生涯にわたり安心して生活できる「ふるさとかしわ」の顔として、本地域を整備していくことが求められています。

³⁵ 商圏 顧客吸引力が及ぶ範囲（柏市へ買物出向が見られる地域の範囲）。

³⁶ 商圏人口 商圏内市町村の全行政人口。

³⁷ 吸引人口 商圏内の各市町村の行政人口に、中心都市（柏市）への流出率（買物出向率）を乗じて算出した人口。

³⁸ 吸引率 商圏内の各市町村の、中心都市（柏市）への流出率（買物出向率）。

³⁹ 都市再生緊急整備地域 平成 14 年に施行された都市再生特別措置法により、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域。

- ・柏駅周辺地区は、市街地再開発事業等の基盤整備を進めながら、大型店連絡協議会等が主体となり、駐車場共同利用システム事業や、商店街との共同によるイベント支援事業、商店街情報ネットワーク整備事業等に取り組、地域全体の活性化に取り組んでいます。今後、これらのハード事業、ソフト事業等を織り交ぜながら、柏市の地域特性をいかに創り上げていくかが大きな課題です。
- ・柏駅周辺地区では、近年、若者の音楽活動が盛んで、新たな文化の発信源となっている半面、騒音問題や無秩序な勧誘（キャッチセールス）等、人々が集まることによる治安の悪化を指摘する人も多く、対応が求められています。

●基本方針

- ・柏駅周辺地区が、引き続き広域商業・業務拠点として発展し続けるよう、都市基盤整備や商業・業務機能の集積に努めます。
- ・商都柏の顔として、県北西部及び茨城県南西部地域を吸引圏とした首都圏における広域商業拠点としての役割を強化し、新たな情報発信地としての機能充実に努めます。
- ・つくばエクスプレスの開業に伴い、柏の葉キャンパス駅と流山おおたかの森駅周辺地区に新たな商業集積が見込まれることから、柏駅周辺地区は、再開発事業等のハード整備とともに、人々の交流・ゆとりの場づくりや利用者の時間消費を促す都市文化・良質なアミューズメント機能の創出・育成を図り、地域間競争が激化する中で広域商業拠点としての地位を確立します。

●施策の方向

（１）広域商業拠点としての機能の充実

- ・現在の機能を維持しつつ、さらに広域から人々を集客するための娯楽・サービス機能の拡充や、文化の香る魅力あるまちづくり・商空間の創出により商都柏にふさわしい商業地の形成を図ります（商工課）
- ・柏の葉キャンパス駅周辺地区や流山おおたかの森駅周辺地区との役割分担を明確にし、独自性を打ち出すとともに、個性と特色ある広域商業拠点を目指します。（商工課）
- ・賑わいの中から新たな文化の芽を育むとともに、物販機能に加え、様々な情報発信機能の充実に努めます。（商工課）
- ・市民の利便性や広域的な役割を視野に入れ、インフォメーションセンターや柏駅前行政サービスセンターなど行政機能の集積を図ります。（商工課、市民課）

（２）都市機能の充実

- ・高齢者をはじめ、だれもが気軽に安心して訪れることのできるまちを目指して、歩

道の整備などバリアフリー⁴⁰化を進めるとともに、防犯対策の強化に努めます。(道路建設課、防災安全課)

- ・交通環境の充実と改善を図るため、駐車場や駐輪場の整備を進めるとともに、駅前広場やダブルデッキの改修、バスターミナルの整備、駅舎の改良、交通円滑化対策の推進等に取り組みます。ダブルデッキについては、既存デッキの躯体構造を最大限に活かした、補強と施設の軽量化や防水等の改修によるリニューアルを図ります。(道路建設課、企画調整課、都市計画課)
- ・柏駅東口周辺地区は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用や回遊性の向上を図ります。(再開発課)
- ・柏駅西口周辺地区は、都市計画道路末広あけぼの線の整備やターミナル機能の充実を図るとともに市街地再開発事業などにより、北部地域との交流・連携機能を強化します。(再開発課)

●主要事業

- ・柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業
- ・柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業
- ・柏駅西口北地区市街地再開発事業
- ・柏駅二番街地区市街地再開発事業
- ・柏駅東口ダブルデッキの改修

⁴⁰ バリアフリー 障害者や高齢者が生活や行動する上で妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。障壁とは、もとは建築設計における段差や仕切りなどを指したが、現在では、制度、文化情報、感情などあらゆる側面において、社会参加を困難にしているものに対して使われる。

第2節 産業を高度化し雇用を創出する

1. 新たな商業の確立

●現況と課題

- ・首都圏基本計画において目指す分散型ネットワーク都市形成の一翼を担う業務核都市として、職住近接の総合的居住環境を備えた都市の発展に向け、交通結節点としての立地特性を生かした多機能複合市街地の形成が求められています。
- ・柏駅周辺は、駅を中心とし多くの大型店が進出しているほか、映画館やホール、各種民間教育機関など様々な施設が集中しています。
- ・大型店の集客力に対応できる歩行者空間や駐車場などの整備が十分でないため、慢性的な交通渋滞を招くなど、交通環境の改善が求められています。
- ・柏駅周辺には、土地の高度利用が図られていない地域や、木造住宅が密集している地域も存在し、再開発を視野に入れた計画的な土地の高度利用を誘導する必要があります。
- ・日用品などを備える近隣商店街では、ロードサイド型大型店・専門店の進出や、車を活用したライフスタイルに伴う消費行動の変化により、衰退する傾向にあります。
- ・大型店の出店や消費者ニーズの多様化など社会状況が変化する中で、柏市が中心商業地として発展し続けるため、平成15年度に柏市商業ビジョン改訂版を策定しました。他地域と比べ柏ならではの特色をもたせるなど、商都柏として引き続き発展を続けるための方策や、高齢者の豊かな消費生活を支えるための地域商店街の役割など、柏市商業の活性化策について方向性を示しています。
- ・規制緩和により大規模小売店舗立地法が施行され、商業調整から周辺環境及び市民生活への配慮が求められるようになりました。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、柏の葉キャンパス駅周辺地域や郊外に大型店の進出が予想され、新たな商業地開発が着実に進みつつあります。
- ・従来型の行政依存体質型から脱出し、商店街活性化に向け市民や諸々の関係者をいかに有効に巻き込んでいくかを考えていく必要があります。

●基本方針

- ・柏駅周辺の商業については、より一層魅力を高めていく必要があり、質的な面でのブラッシュアップを図り、市民ニーズに対応した商業を確立します。
- ・高齢化社会が進展する中、地域住民に対してきめ細かなサービスを提供することが可能な地域商店街の衰退を防ぎ、地域に根差した特色ある商店街としての活性化を支援します。
- ・商工会議所や商工会、商店会連合会、商店会、地域住民など、関係機関との連携を密にし、社会経済状況に対応した商業環境の整備に努め、多彩な商店街と大型店が共存する商業形成を推進します。

●施策の方向

(1) 柏駅周辺商業の活性化

- ・つくばエクスプレスの開業により、柏駅利用者が減少することが予想されることから、柏駅周辺の活性化、イメージアップを改めて見直す必要があると同時に、娯楽、文化、情報等様々なサービスを提供する多面的な商業拠点づくりを推し進めることにより、商業機能の充実を図ります。(商工課)
- ・商業地区の回遊性を高め、歩行者が安全で快適に通行できる環境づくりを行うとともに、駅周辺地区再生計画を推進し、高次都市機能⁴¹の集積によるサービスの充実に努め、買い物客が楽しめる環境整備に努めます。(商工課、再開発課)

(2) 地域商店街の新たな展開

- ・身近な消費者ニーズに合わせ、大型店では対応できないきめ細かな、地域商店街ならではの特色あるサービスが提供できるよう支援します。(商工課)
- ・空き店舗の積極的な活用を推進し、地元の需要に応え、地域に根差した商店街の育成・支援を図ります。(商工課)
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業などのまちづくり事業と合わせて、商業・サービス・コミュニティ機能の誘導を図ります。(商工課)
- ・地域商店街を支える個店の強化や人材育成を進め、消費者に支持される商店街を形成するよう努めます。(商工課)
- ・市民参加型のワークショップによる商店街のデザイン・整備を行い、地域にマッチした商店街の実現に向けた取組を進めます。さらに、若手経営者の自由な発想による各種イベントを推進し、個店の経営強化及び人材育成や商店街全体の意識向上を推進します。(商工課)

●主要事業

- ・リサーチアンドトライ事業
- ・柏駅周辺商業活性化事業
- ・空き店舗対策事業

2. 「新しいモノづくり」への転換

●現況と課題

- ・現在の北部地域に集積しているものづくり産業が、つくばエクスプレス開業に伴う土地区画整理事業による環境の変化にどう対応していくかが課題となっています。

⁴¹ 高次都市機能 日常生活を営む圏域を越えた広域の地域を対象として、質の高い商業・業務、情報、教育・文化など都市的サービスを提供する機能。

柏市の工業団地は、常磐線から北側の柏北部地域に集中しており、いずれの工業団地も昭和の時代に整備されたため、工場の老朽化が懸念されています。

- また、昨今の景気低迷や工場の海外移転の影響が、市内の工業団地内にも出はじめています。特に、大企業の量産工場が多く立地している十余二工業団地の中に、市外へ移転する工場が出てきています。今後も、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業が推進されると、隣接する十余二工業団地や三勢・機械金属工業団地から移転する企業の増加が予想されます。
- したがって、柏市の重要なものづくり拠点であるこれらの工業団地を将来的にもものづくり産業の集積拠点として、活性化させていく方策が必要です。
- 一方で、北部地域のポテンシャルをどのように地域経済の活性化に結びつけるかが課題となっています。北部地域は、東葛テクノプラザが立地し、地域の中小企業の研究開発や高度な技術支援を積極的に行っています。また、東京大学柏キャンパスや千葉大学環境健康都市園芸フィールド科学研究センターの立地により、高度な学術研究拠点が形成されます。
- さらに、つくばエクスプレスの開業に伴い、東京都心部とつくば研究学園都市とのアクセスも著しく向上します。したがって、この地域はますます研究開発型拠点として発展していく可能性が高くなります。
- 国や県においても、この地域を含む柏市を第4次都市再生プロジェクトの「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成⁴²⁾」の拠点や「新産業創出特区⁴³⁾」として考えています。
- こうした知の集積がもたらす事業成果を市内産業の振興に波及させるとともに、技術革新や新分野進出、事業転換に取り組む中小企業に対して、販路開拓や資金調達など総合的な支援を実施していく必要があります。

●基本方針

- 地域ポテンシャルを活かした産業の集積を促進し、都市型産業都市の創造を目指します。
- 産学・産々連携を推進し、既存産業の高度化や新技術・新産業創出を推進します。
- 国、県等関係機関の協力のもと、工業団地の活性化を図ります。
- 社会経済状況に対応した産業振興施策を推進するために、新産業創出戦略ビジョンの検討・策定を行います。
- 市民の生活を支える地域経済の活性化に向け、中小企業の経営基盤の安定と強化の

⁴²⁾ 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成 ライフサイエンスの推進基盤であるゲノム科学研究における取組が進んでいる東京湾岸～東葛～つくば一帯を国際的拠点として、新たなバイオ産業を創出しようとするプロジェクト。平成14年7月、内閣府の第4次都市再生プロジェクトに決定された。

⁴³⁾ 新産業創出特区 バイオ・ナノテクノロジーを中心とした研究開発の加速と新たな産学官連携による21世紀型産業の創造に必要な規制改革を進め、世界をリードする知の集積基盤の形成を促進する特区。平成15年5月に千葉県では東葛（柏市・松戸市）、千葉、かずさ地域が構造改革特区として認定された。

ために、低利で長期の有利性がある資金調達の提供に努めます。

●施策の方向

(1) 産学官の連携による新産業創出の推進

- ・新産業創出戦略ビジョンを策定し、そのビジョンに沿った施策を展開します。(新産業支援室)
- ・大学連携型インキュベーション⁴⁴事業を推進し、新産業創出を促進します。(新産業支援室)
- ・市内企業の新分野進出及び技術の高度化を推進するため、産学連携や販路拡大、経営革新、新連携等の取組への支援を行います。また、既に支援した事業についての更なる発展・拡大への仕組みを推進します。(商工課、新産業支援室)
- ・市内の産業活動の活性化を促進し、様々な産業を振興するための基金を創設します。(商工課、新産業支援室)

(2) 新産業集積拠点の充実

- ・新産業拠点進出企業や市内企業定着への奨励金等の支援措置を創設します。また、様々なメディアを利用した市外企業等への対外的なPRを推進します。(新産業支援室)
- ・産業振興を目的とした、柏の葉キャンパス駅周辺地区でのベンチャー企業や先端的産業等の集積促進、沼南地域への物流、商業等の産業集積拠点の創成を推進します。(新産業支援室)
- ・既存の工業団地活性化を促進し、新たな産業クラスター⁴⁵の形成を推進します。(新産業支援室)
- ・北部地域の知的・人的資源や地理的優位性を活用しながら、ものづくり人材育成、地域自前の開発・生産機能等を有する技術センターの整備に努めます。(商工課)

(3) 制度融資の充実

- ・信用保証協会の保証と連携して運用する制度融資は、中小企業への金融の円滑化に大きな役割を担っており、十分な融資枠の確保と適時適切な制度の充実を図り、中小企業の資金需要に応じていきます。(商工課)

●主要事業

- ・新産業創出戦略ビジョンの策定
- ・大学連携インキュベーション事業の推進

⁴⁴ インキュベーション 「孵化(ふか)」の意から転じた経済用語。新規に事業を起こすことの支援をすること。

⁴⁵ 産業クラスター 特定分野の関連企業、大学等の関連機関が地域において競争しつつ協力することにより新たな相乗効果を生み出す状態。

- ・ 柏市インキュベーションマネージャー派遣事業
- ・ 新産業創出促進事業
- ・ 産業振興基金（仮称）の創設
- ・ 企業立地優遇措置による企業立地支援
- ・ 東葛マイスターセンター（技術センター）の整備

3. 都市農業の確立

●現況と課題

- ・ 柏市の農業は、水稻や、こかぶ・ねぎなどの軟弱野菜⁴⁶、なしを中心に営まれており、特に野菜は県下有数の産地となっています。農用地区域⁴⁷は平成 16 年度末現在、約 1,715ha、農家数は 2,067 戸です。農家数は年々減少しています。
- ・ 都市化の進展は、若い層を中心とした農家世帯員を、他の産業へと流出させています。その結果、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家の担い手不足が深刻化するとともに、耕作放棄地⁴⁸の拡大が懸念されています。
- ・ 沼南地域の東部地区においては、昭和 30 年の合併時と人口はそれほど変わらないものの、少子高齢化が進み、地区の基幹産業である農業についても、農家戸数、農業従事者数ともに減少しています。しかし、その一方で、担い手による集団転作の取組が行われています。
- ・ 土地区画整理事業や産業団地の整備、都市的土地利用の需要の増加などに伴い、農地の減少や市街地と農村部の混在化が進むとともに、北部の利根遊水地内の農用地区域では、都市軸道路や国道 16 号千葉柏道路などの公共事業の計画により、農用地の減少と区域の分断が予想されるなど、営農環境の悪化が懸念されています。
- ・ このため、柏市では、農業的土地利用と都市的土地利用を調整し、集客型農業など、営農環境の変化に対応した新たな農業形態についての検討を進め、都市化の進展の中で、農家が引き続き農業活動を継続していくための方策について提案しています。
- ・ 一方、都市化の進展と反比例するかのように、自然や農業に対する市民の関心は高まりを見せています。あけぼの山農業公園には、市内外から多数の来園者が訪れ、観光拠点としての賑わいを見せています。また、市民農園や観光農園は身近な農業体験の場として人気が高く、地場農産物を販売する農産物直売所は連日新鮮な農産物を買求める市民で活気づいています。
- ・ 担い手不足に悩む農家がある一方、農業に関心のある市民が増えています。両者を

⁴⁶ 軟弱野菜 かぶ、ねぎ、ほうれん草など、日持ちしない野菜。

⁴⁷ 農用地区域 田、畑、樹園地、採草牧草地など、農用地等として利用すべき土地の区域。

⁴⁸ 耕作放棄地 過去 1 年間以上作物の栽培実績がなく、今後数年の間に、再び耕作される見込みのない土地。

有機的に結びつけるため、平成 11 年度に農業ボランティア制度を創設しました。この制度は、希望する農家にボランティア等を派遣し、農作業を支援するもので、農作業の手伝いや体験を通じて、相互理解が進むことが期待されます。

- ・近年、水や緑などの自然空間の提供、防災のための緩衝帯など、農業が都市に果たす多面的役割が注目されています。こうした農業の多面的役割を市民に広め、都市と農業の共生に役立てるため、平成 13 年度に防災協力農地登録制度を創設しました。この制度は、地権者の協力のもと、大地震などの災害発生時に市街地の農地を防災空間として活用し、市民の安全の確保と円滑な復旧活動に役立てるもので、平成 16 年度末現在、13 か所、約 7.8ha の農地が防災協力農地に登録されています。

●基本方針

- ・都市化の進展など、農業経営を取り巻く環境変化に対応した、新たな農業を確立します。
- ・水や緑などの自然空間の提供、防災のための緩衝帯など、農業が都市に果たす多面的役割に着目し、農業と都市が共存するまちづくりを進めます。
- ・沼南地域（特に手賀地区）では、都市と農村が共存した交流する場や機会を創出します。

●施策の方向

（1）魅力ある産業としての農業の確立

- ・農業が一つの産業として発展していくよう、経営改善や農業従事者の組織化、法人化を進め、経営形態の改善を図るとともに、農業後継者や女性の経営参加を支援し、安定的な経営体の育成を図ります。（農政課）
- ・優良農地は、再整備による集団化・集約化を進め、生産性を高めるとともに、耕作放棄地の解消に努めます。（農政課）
- ・農業生産の活動を通じて排出される廃資材や家畜ふん尿は、その適正な処理を進めるとともに、農薬や化学肥料の使用を抑えた生産方式の導入を進め、環境と調和した農業を推進します。（農政課）
- ・また、多様化する消費者ニーズに対応するため、大学等との連携も図りながら、「食の安全」、「地産地消」への取組を推進します。（農政課）
- ・東京圏という大都市に近接している立地条件を活かし、新鮮で安全な農産物の供給地としての都市型農業の確立を図ります。（農政課）

（2）まちと共生する農業

- ・今後、急速な都市化の進展が見込まれるつくばエクスプレス柏たなか駅周辺地区では、農産物等の販売施設や関連施設の集積による集客型農業を推進し、まちと農業の共生を図ります。（農政課）
- ・自然とのふれあいを求める市民と、農地の活用を希望する生産者の意向をつなぐ、交流型農業を推進します。（農政課）

- ・市街地内の農地は、生産の場としてだけでなく、都市に残された貴重な緑地空間・防災空間として、その保全・活用を図ります。（農政課、防災安全課）

●主要事業

- ・農地の再整備
- ・ブランド農産物の発掘
- ・農産物販売施設等の整備
- ・市民農園、体験農園の整備
- ・あけぼの山農業公園の整備
- ・ふれあい農園の整備
- ・フラワーパークの整備
- ・農業ボランティアの育成

4. 安定した雇用環境の確保

●現況と課題

- ・景気は回復の兆しを見せてきているものの、完全失業率は高い水準で推移しており、雇用環境は依然として厳しい状態が続いています。
- ・一方で、少子高齢化が進展しており、将来は若年層の労働人口が減少し、高齢者層の労働人口が大きく増えるものと見込まれています。また、フリーターを含むパートや派遣労働者が増加するなど、就労形態や職業に対する考え方が変わってきています。
- ・これらの社会情勢の変化に対応して、雇用の創出を引き続き推進し、求職者が一人でも多く一日でも早く就業できるよう支援するとともに、特に厳しい就業環境にある若年層や30歳～40歳代女性の就職活動の支援及び障害者の雇用を促進する必要があります。
- ・また、勤労会館では、求職者の職業能力向上や就労支援を目的とした様々な講座を開催しています。
- ・柏市は昭和30年代に急激な宅地開発があり、多くのいわゆる「団塊の世代」のサラリーマンが定年を機に一斉に地域に帰ってくることとなりますが、退職後のみならず「団塊の世代の高齢化」という状況を考えたとき、地域で生き生き暮らすためには、様々な知識、技術、ノウハウを活かせる就労環境整備は大きな課題です。
- ・さらに、柏市は「モノづくり」に関する高度な技術・技能の継承という課題をかかえています。
- ・雇用機会の創出や地域経済を支える人材育成は地域経済の活性化のみならず、豊かな暮らしという面からも重要な政策課題であり、雇用施策に関する市民への情報提供、地域の実情に応じた雇用施策の実施、労働教育講座の開催、勤労福祉の推進な

どの施策を総合的に展開していく必要があります。

- ・こうした中、柏ワークプラザの充実を図るとともに、松戸公共職業安定所と連携して、障害者や高校卒業者を対象とした企業面接会を実施しています。特に厳しい就業環境にある若年者については、平成16年6月に県が開設したジョブカフェ（若年者を対象とした総合的な就業支援サービスをワンストップ⁴⁹で提供する施設）のデリバリー事業の強化に取り組んでいます。
- ・教育訓練も受けず就労することもできないでいるニート⁵⁰と呼ばれる若年者の増加が深刻な問題となっています。働くことについての自信と意欲を持たせ、就職、職業訓練等へと導く必要があります。

●基本方針

- ・国や県、商工団体、企業等と協力・連携して、雇用のミスマッチ解消に向けた就業支援機能や職業能力開発機能の充実に取り組みます。
- ・特に厳しい就業環境にある若年者、障害者、女性、高齢者の相談体制の整備と就業支援を重点的に推進していきます。
- ・地域経済を支える人材育成と技能の承継のための就労環境整備に努めます。
- ・雇用のみならず、自ら仕事を起せるよう支援制度の整備を進めていきます。

●施策の方向

（1）雇用機会の開発の促進

- ・コミュニティビジネスなど市民が比較的起業しやすい分野の産業について、実践的能力の修得のためのセミナー実施など新事業の創出支援体制を整備することにより就業（雇用）機会の創出を目指します。（商工課、各事業担当課）
- ・サイエンスパークの整備や企業立地を促進し、新産業地域の形成を図り新たな雇用機会の創出に努めます。（新産業支援室、商工課）
- ・高齢者、障害者などの雇用機会確保を、公共職業安定所、企業団体等に働きかけ、就労による自立を支援します。（商工課、障害福祉課）
- ・高齢者が生きがいをもって就業できる環境を整備するため、子育て支援や高齢者生活援助などの新たな就業機会の拡大を行い、シルバー人材センターの機能の拡充を図ります。（商工課）

（2）就労者支援

- ・雇用のミスマッチにつながる情報不足を解消するため、柏ワークプラザの情報提供、相談事業を引き続き強化するとともに求人情報支援サイト「わくわくかしわ」の充

⁴⁹ ワンストップサービス 役所における様々な窓口での業務（諸証明の発行、各種納付金受付け、申請書、相談業務等）を、できるだけ一つの窓口で統合し、集約して行えるようにしようとするサービス。

⁵⁰ ニート 働くことも学ぶこともしない、また専門的な能力を身につけるための職業訓練も受けていない若者。

実をはかります。(商工課)

- ・就労希望者が、就職に結びつくための能力向上を図る場として、勤労会館の能力開発事業や研修事業の充実に努めます。(商工課)
- ・若年者の就業促進のため、ジョブカフェと連携した事業を行い、若年者就業の総合支援体制を確立します。(商工課)
- ・育児休業や子育てに関する休暇制度の普及を図るなど、仕事と子育てを両立させるための環境整備を進めることを通して、子育て中の人や女性の就労を支援します。(商工課、男女共同参画室)
- ・中小企業勤労者等の就労環境を改善するため、就労支援策とともに企業の経営基盤安定対策を進めます。(商工課)

(3) 職業意識の醸成の促進

- ・児童・生徒・学生時におけるしっかりした職業意識(働くことへの理解を深め、前向きな意識)の醸成に取り組みます。(教育委員会、商工課)

●主要事業

- ・コミュニティビジネスへの支援
- ・柏ワークプラザの機能充実
- ・勤労会館事業の充実
- ・若者、ニートの就労支援

5. 消費者の権利の尊重及び自立支援

●現況と課題

- ・消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成16年度は7,255件で、平成13年度の2,443件に比べ、3年間で約3倍になっています。
- ・消費者トラブルの被害者は、若年者から高齢者にまで及び、相談内容は複雑化、困難化、悪質化しているため、被害者救済のための消費生活相談体制をさらに充実させることが求められています。
- ・情報通信技術の進展に伴い、インターネットや携帯電話のワンクリック・サイトなどによる不当請求・架空請求などのトラブルも増加しています。また、個人情報保護法の施行に伴い、個人情報に関する相談も寄せられています。
- ・若年者に対しては、自立した賢い消費者になるため、小学校を中心に学校教育の中で、消費者課外授業を開始しました。今後は、実施校の拡大や授業のメニューを充実させること、また、消費者教育を中学校から高等学校、大学に至るまで、体系的に推進していくことが課題となっています。
- ・トラブルに遭った消費者の救済と同時に、悪質商法の手口や対処方法など被害に遭

わないための消費者啓発に重点を置き、消費者自身が、正しい知識や判断力を持ち、自ら適切に行動できるよう支援することが求められています。

- ・消費生活コーディネーターは、各近隣センター等を拠点とした消費者講座の企画や啓発チラシの配布等により、地域に密着した啓発活動を行っていますが、活動内容を充実させることが課題となっています。
- ・取引用・証明用の特定計量器に関しては、計量法で2年に1度の精度検査が義務づけられています。中核市移行後は、この検査業務が市の自治事務となり、市が直接検査を実施することになります。移行がスムーズに完了し、適正な計量検査業務の確立が課題となっています。

●基本方針

- ・自立した賢い消費者の育成を支援するため、消費者啓発事業を推進します。
- ・被害者救済のための相談体制の充実に努めます。
- ・適正な計量検査事業を推進します。

●施策の方向

(1) 自立した賢い消費者の支援

- ・若年者から高齢者まで、各年齢階層に合わせた体系的な消費者教育を推進します。(消費生活センター)
- ・若年者には、学校向け消費者課外授業を、高齢者や一般市民向けには、消費生活センターや各近隣センターを拠点とした消費者講座などを開催します。(消費生活センター)
- ・消費生活コーディネーター制度を充実し、地域の中での啓発体制を強化します。(消費生活センター)
- ・国や県の消費者センターと連携し、悪質商法などについての情報収集と提供に努め、最新の情報を市民に提供していきます。(消費生活センター)

(2) 被害者への的確な対応

- ・相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、消費者被害救済のための迅速かつ的確な対応に努めます。(消費生活センター)
- ・インターネット取引等、複雑・巧妙化する案件に対応するため、より専門性の高い相談体制の整備に努めます。(消費生活センター)
- ・個人情報に関する相談にも対応できるよう相談体制の充実に努めます。(消費生活センター)

(3) 適正な計量検査事業の推進

- ・適正な計量検査事業の推進のため、検査業務体制の整備に努めます。(消費生活センター)

●主要事業

- ・消費者教育の推進
- ・消費生活コーディネーター制度の充実
- ・消費生活相談体制の充実
- ・計量検査事業の体制整備及び充実

6. 卸売市場の活性化

●現況と課題

- ・農水畜産物の生産と消費を支える公設（市営）卸売市場は、生鮮食料品の価格の決定や、集荷、分荷、代金決済などの機能を有するとともに、市民の安定した食生活を担う重要な役割を果たしています。
- ・平成 16 年度の取扱数量は約 6 万 8 千トン（青果・水産物）、取扱料は約 350 億円と、柏市の公設卸売市場は全国でも比較的大きな取扱規模を有しています。
- ・しかし近年、産地の大型化や大型小売店の躍進、市場外流通の拡大、市場同士の競合等の影響を受け、取扱高が減少し、市場関係業者の売上高が低迷するなど、市場を取り巻く環境は厳しくなっています。
- ・食品の安全性や健康に対する関心が高まり、また、食生活において外食、中食⁵¹の占める割合が増加するなど、消費者の「食」に関するニーズが変化してきています。新たな産地開拓と合わせ、地場産品や高次加工品の供給、多品目・少量購入など、消費者ニーズへの的確な対応が必要です。
- ・国では、こうした環境変化に対応して、規制緩和や品質管理の高度化、市場再編などを進めつつあります。
- ・また、柏市の市場は建設以来 30 年あまりが経過し、老朽化や狭あい化、食料品の衛生管理上の面などから、先進の機能や設備を備えた卸売市場の整備が求められています。

●基本方針

- ・卸売市場を再整備し、生産者や小売業・消費者の多様な需要に応えることのできる、魅力ある地域の拠点的な市場を形成します。
- ・取引の活性化、安全・安心の確保、情報の高度化など、求められる流通機能への対応を図ります。
- ・関連産業との連携と集積を図り、食にかかわる拠点づくりを進めます。
- ・現在の卸売市場敷地は柏の葉キャンパス駅からも近接しているため、周辺地域の街

⁵¹ 中食(なかしょく) 調理時間を短縮するための、半調理品や調理済の食品。(いわゆる「惣菜もの」)。

づくりの中で土地利用を検討します。

●施策の方向

(1) 魅力ある市場の形成

- ・産地表彰制度などにより生産者の出荷意欲の向上を図ります。(公設市場)
- ・消費者の多様な需要に応えるため、新産地の開拓等による豊富な品ぞろえに努めます。(公設市場)
- ・老朽化や狭あい化の進む施設の、計画的な改修・整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。(公設市場)
- ・卸売市場の安定的な経営を確保するため、卸売業者等の経営体質強化を支援します。(公設市場)
- ・民間の活力を導入しながら、新たな場所に卸売市場を整備します。(公設市場)
- ・卸売市場を補完する機能、食にかかわる施設の導入を進めます。(公設市場)

●主要事業

- ・卸売市場の活性化
- ・公設卸売市場の長期整備

第4章 環境共生（自然が身近に感じられるまち）

第1節 豊かな水と緑に親しむ

1. 緑の保全と創出

●現況と課題

- ・柏市の緑は、北部の利根川や利根運河、東部の手賀沼、大津川、そして中央部の大堀川などに沿った水系緑地とこれらの周囲を縁取る斜面緑地及び南東部の平地林や農地、集落の緑を基盤とし、さらに市街地内に点在する山林・公園・緑地により構成されています。
- ・柏市は首都近郊にありながら、比較的豊かな水と緑の自然資源を有しており、このことが柏市の個性と魅力の一要素となっています。
- ・柏市は、平成8年度に策定した柏市緑の基本計画を、社会情勢の変化やつくばエクスプレスの整備に伴う北部整備等まちづくりの進展に対応するため第四次総合計画のスタート時に見直しを行い、計画的な公園整備を推進するための都市公園の整備目標や緑地の確保目標について平成32年度までの長期目標を設定しました。
- ・都市化の進展に伴い市街地における緑が年々減少し、市域全体の緑被分布が著しく偏っています。相続による土地利用の転換や所有者からの保護地区の解除要請等による緑の消失も歯止め策が見当たらず、緑地の減少防止は難しい状況にあります。
- ・公園の整備状況は、合併により市民一人当たりの公園面積が5.0㎡と若干増えたものの、全国平均の8.9㎡、千葉県平均の5.9㎡（平成16年度末）と比較して低い水準となっています。
- ・市民の余暇活動が多様化し、自然とのふれあい、健康への関心、環境や防災、景観に対する意識が高まりを見せるなか、市民のニーズを踏まえた公園整備を進めていく必要があります。
- ・今後は、公園や緑地を地域の財産として捉え、その保全や管理については住民と一体となって取組を進めていくことが求められています。

●基本方針

- ・緑化施策の基本方針である「柏市緑の基本計画」について、既存の計画を踏襲しながら合併に伴い沼南地域を含めた改定を行います。
- ・沼南地域における手賀沼周辺の水辺と緑、平地林・屋敷林などを含めた豊かな自然環境の保全、緑地の整備、緑化の推進を図ります。
- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の視点から、公園・緑地を適正に配置します。
- ・市全体では市民一人当たり10㎡、うち市街化区域内では市民一人当たり5㎡の公園を確保することを将来目標（平成32年度）として整備を進めます。

- ・緑豊かな市街地の形成を図るため、行政、市民、事業者が協力しあい、身近な緑の確保や緑化推進活動を進めます。

●施策の方向

(1) 緑をまもる

- ・公園・緑地の整備や特別緑地保全地区⁵²の指定並びに緑の保護地区⁵³・保護樹木⁵⁴の指定や市民緑地⁵⁵制度を活用し、都市における緑の保全に努めます。また、樹林地所有者に対する相続税の軽減等について国に要望します。(公園緑政課、都市緑地担当室)
- ・利根川や大堀川、大津川、金山落、手賀川、手賀沼など自然の基盤となっている水辺環境や斜面林の保全と整備を図るとともに、水と緑の回廊となる水と緑のネットワークづくりを進めます。また、生態系の多様化や水循環の向上のため、地下水涵養緑地の保全を図り、湧水の確保と活用に努めます。(公園緑政課、治水課、環境保全課)
- ・こんぶくろ池、弁天池の湧水保全対策として、こんぶくろ池上流側の雨水排水の貯留・浄化・浸透施設の設置や柏の葉1号調整池の余剰水の活用、緊急時の水源確保を目的に井戸水利用等の検討を行います。また、こんぶくろ池公園の里山活動や動植物調査を行う市民管理組織と協働で管理活動を行います。(都市緑地担当室)
- ・農地については、農業的土地利用を基に、田園景観の維持に努めます。また、市街地内の良好な農地については、生産緑地地区としての維持を図ります。(農政課、都市計画課)
- ・柏市緑の基本計画において「南柏野馬土手エリア」に位置づけているエリアを、地域の自然の要所となる緑地、歴史的資源等の特徴を活かした緑地として整備を進めます。また、都市の緑の拠点としての機能を活かし、市民の憩いの場や多目的利用の場として開放するとともに市民と協働で管理活動を行います。(都市緑地担当室)
- ・柏市緑の基本計画において「高田生態系拠点」に位置づけているエリアを、動植物や生息・生育の拠点となる自然性の高い緑地として保全・整備を進めるとともに、高田緑地や大堀川リバーサイドパークとの連携を図り、「広域の緑の拠点」を形成します。(都市緑地担当室)
- ・旧吉田邸を歴史と文化の拠点として、広く市民に公開するとともに、市民が主体的

⁵² **緑地保全地区** 風致又は景観が優れているなど都市における一定の緑地について、都市計画に定め、建築行為など一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。

⁵³ **緑の保護地区** 市民の生活に必要と認められる緑を保護するため指定するもので、良好な自然景観を形成していること、歴史的及び文化遺産と一体となっていること、又は都市計画及び生活環境上保護することが必要と認められる700㎡以上の土地。

⁵⁴ **保護樹木** 市民の生活に必要と認められる緑を保護するため指定するもので、1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上、高さが12m以上、株立ちした樹木で高さ3m以上、はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上のいずれかに該当する樹木。

⁵⁵ **市民緑地** 土地の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、これに基づき、その緑地を住民が利用する緑地として管理し、公開する制度。

に柏市の歴史や文化、教育等の振興に活用できる施設として整備・保全します。また、周辺地域と連携した整備を行い、旧吉田邸を核とする歴史と文化のネットワークを形成します。(都市緑地担当室)

(2) 緑をつくる

- ・市民の憩いの場として、自然や生態系に配慮した個性的で魅力ある公園の整備を進めます。整備にあたっては、計画段階からの市民参加や、維持管理における地域との協働などの取組を推進します。(公園緑政課)
- ・柏リフレッシュ公園については、緑住都市基本計画における重点地域及び緑の基本計画における広域の緑の拠点として整備を進めます。(公園緑政課)
- ・また、歴史資源や樹林・湧水等の自然を保全し、豊かな自然の中でレクリエーションや休息、自然観察や健康づくりなど様々な形で自然とのふれあいの場となる公園・緑地として戸張地区公園、船戸古墳緑地(仮称)の整備を進めます。(公園緑政課)
- ・水辺空間と周辺の保全・活用については、市民に安らぎやレクリエーションの場を提供するため大堀川リバーサイドパーク整備事業⁵⁶による桜並木の創出や大津川河口周辺の公園緑地の整備を進めます。(公園緑政課)
- ・美しいまち並みの形成を図るため、宅地内緑化や屋上緑化、屋敷林や既存樹木の保全の指導を進めるとともに、道路緑化計画などに基づき、街路樹やポケットパークなどの整備を推進し、緑の都市軸の形成を図ります。(公園緑政課、街路課)

(3) 緑をそだてる

- ・身近な緑や花とのふれあいの機会の拡大、市民による植樹の奨励などを通じて、市民や事業者の主体的な緑化への取組・活動に対しての支援を進めます。(公園緑政課)
- ・緑に対する関心を深め、緑を大切にする意識の高まりを促すためPRや啓発活動を進めます。また、緑のボランティアなど将来にわたって緑を守り育てていく人材の育成や団体への支援を図ります。(公園緑政課)
- ・財団法人柏市みどりの基金の活用による緑地保全や緑化推進事業を積極的に進めるとともに、市民や事業者の協力を得て、基金の充実・拡大を図ります。(公園緑政課)

●主要事業

- ・こんぶくろ池公園整備事業
- ・南柏野馬土手エリア拠点整備事業

⁵⁶ 大堀川リバーサイドパーク整備事業 市内中央を流れる大堀川に並行して敷設された北千葉導水事業と大堀川改修事業により生み出される延長約5km、幅40～90mの带状区域をリバーサイドパークとして緑道等の整備をする計画。堤には桜並木も配置していく計画がある。

- ・高田生態系拠点整備事業
- ・旧吉田邸保全活用整備事業
- ・リフレッシュ拠点整備事業（柏リフレッシュ公園）
- ・戸張手賀沼展望エリア整備事業（戸張地区公園）
- ・船戸古墳緑地（仮称）整備事業
- ・南増尾小鳥の森エリア整備事業（南増尾小鳥の森緑地）
- ・大堀川リバーサイドパーク整備事業
- ・大堀川防災レクリエーション拠点整備事業
- ・中原ふれあい防災拠点整備事業

2. 治水と親水空間の形成

●現況と課題

- ・柏市では、昭和 40 年代から始まる高度成長期の急速な人口増加・宅地造成に、雨水・排水処理施設の整備が追いつかず、市内各地で集中豪雨時に浸水や冠水などの問題が発生してきました。このため、重点的かつ計画的に、雨水幹線整備を図るとともに、排水施設や雨水調整池の整備を進めてきました。
- ・しかし、台風や突発的な豪雨などへの対策は未だ十分な状況とはいえず、引き続き整備を進めていく必要があります。
- ・急激な都市化の進展は、生活排水による市内河川及び手賀沼の水質汚濁を招いています。手賀沼については、合併により、接岸面積や人口が流域市のうち最大となり、これまで以上に柏市の責務は増しています。手賀沼の水質状況は、これまでの種々の取組により、ここ数年改善されてきています。特に平成 12 年度から北千葉導水路⁵⁷が本格稼動となったことにより、平成 13 年度以降、水質汚濁全国第 1 位から脱却し、平成 15 年度には第 6 位へと推移しています。しかし、依然として環境基準は達成されていないため、公共下水道の促進、合併処理浄化槽の普及など、一層の水質改善が求められています。
- ・近年では、河川や水辺空間など自然への市民の意識が高まり、都市河川や治水行政への関心や期待が寄せられています。これまでの治水は、雨水を短時間で放流することに主眼が置かれていましたが、最近では地表から地下への水の浸透といった水循環機能も着目されています。このことは、上水道の水源の多くを地下水に頼る柏市にとって、地下水の涵養という観点からも重要な意味を持ちます。また、地下水のバランスのとれた流動は、地盤の支持という重要な機能も併せ持っています。
- ・市内の水路や河川については、単に排水手段として捉えるばかりでなく、水路・河

⁵⁷ 北千葉導水路 利根川と江戸川を結ぶ延長約 30km の導水路。手賀沼・坂川周辺の地域の洪水対策、手賀沼等の水質浄化及び都市用水の確保を目的として整備され、平成 12 年 4 月から運用開始。

川敷を有効活用し、親水性や生態系に配慮した水辺空間を形成していくことが望まれています。

●基本方針

- ・河川・水路の改修や雨水調整池などの整備により、都市型水害の解消を目指します。
- ・これまでの排水整備事業に加え、雨水の地下浸透に配慮した水循環型治水事業を進めます。
- ・手賀沼（上手賀沼、下手賀沼）及び流入河川（大堀川、大津川、金山落、染入落、手賀川等）の水質汚濁を防止・改善するため、関係機関と協力し総合的な浄化対策を進めます。
- ・河川・水路等の整備にあたっては、水とのふれあいや生物の生息環境に配慮した水辺づくりを進めます。
- ・手賀沼及び周辺の自然環境を保全するとともに環境資源としての活用を目指します。
- ・柏の自然を生かした多様な生態系の保全を進めます。

●施策の方向

（１）治水事業の推進

- ・雨水幹線の整備を進めるとともに、柏市環境治水計画に基づき、水環境に配慮した治水事業を実施します。（治水課、下水道部）
- ・浸水、冠水対策として、大規模雨水調整池や公共施設の敷地を利用した公共貯留浸透施設の設置を進め、市街地における都市水害対策を進めます。事業の実施にあたっては浸透（透水性）に配慮し、地下水の涵養及び平常時の水の確保に努めます。（治水課、下水道部）
- ・富士川流域などにおいては、県及び流域関係市と連携して治水事業を進めます。（治水課）
- ・水路情報のデータ整理を進め、治水情報の提供に努めます。（治水課）

（２）水質の浄化

- ・千葉県の手賀沼に係る湖沼水質保全計画に基づき、大堀川・大津川流域の浄化施設設置や公共下水道事業の継続、手賀沼のヘドロ浚渫などの事業を県、関係市と連携しながら進めます。また、北千葉導水路からの浄化用水注水を促進し、大堀川、手賀沼の浄化を進めます。（治水課、下水道部、環境保全課）
- ・千葉県の手賀沼水循環回復行動計画⁵⁸に基づき、流域住民、事業者等と協力して、水循環回復の視点から総合的な水循環の保全に取り組みます。（環境保全課）
- ・河川の水質浄化対策として、千葉県との協力により、リンの除去施設を大堀川・大津川水系へ設置します。（環境保全課、治水課、下水道維持課）

⁵⁸ 手賀沼水循環回復行動計画 「第4期手賀沼に係る湖沼水質保全計画」に基づき、水量の確保、水生生物や水辺地の保全という一体的な水環境の回復を図るため千葉県が策定した計画。

- ・生活排水対策として、家庭でできる浄化対策の普及や、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の普及を積極的に推進します。(環境サービス事務所、環境保全課)
- ・水路や雨水調整池の整備にあたっては、水質の浄化機能についても配慮します。(治水課)

(3) 親しめる河川・水辺環境整備

- ・多様な生態系の保全とともに、環境学習や環境活動の場として「ビオトープ⁵⁹」を整備し、学校、地域、市民、団体等との交流を図り、ネットワークづくりを推進します。(治水課、環境保全課)
- ・河川や水路及び雨水調整池については、市民が身近に水とふれあえ、生物の生息環境に配慮した多自然型の護岸づくりを進めます。(治水課)
- ・水路等の整備においては、緑園・緑住都市構想や緑の基本計画における「水・緑・歩行者のネットワーク」の考え方を考慮し、適切な空間確保を行います。(治水課)
- ・我孫子市と共同で策定した手賀沼を生かしたまちづくり構想に基づき、手賀沼ふれあい緑道の整備等を推進します。(公園緑政課)
- ・大津川支流の雨水幹線においては、親水性や周辺の生態系などに配慮した整備を進めます。(治水課、下水道総務課)
- ・大堀川リバーサイドパーク整備事業については、水質の浄化とともに、その後背地や斜面緑地を含め、帯状の緑道整備を行い、市中央部における親水空間の形成を図ります。(公園緑政課)
- ・利根運河については、周辺の水路も含め、親水性や水辺の生態系などに配慮しながら、堤を利用したサイクリングロードを延伸するなど、市北部における親水レクリエーションの場としての整備を進めます。(スポーツ課)
- ・手賀沼については、周辺の生物生息空間の保全と環境資源の有効活用を推進するため、手賀沼環境基金を創設し、手賀沼を中心とした総合的な環境整備を進めます。(環境保全課、各事業担当課)
- ・手賀沼の恵まれた水辺・自然、周辺の施設や文化財を生かした観光振興に努め、これらに関連した各種の祭り・イベントなどを通じて地域経済の活性化を図ります。(商工課)

●主要事業

- ・浸水解消事業
- ・流域貯留浸透事業
- ・手賀沼浄化と流域水循環の回復
- ・ビオトープ整備事業

⁵⁹ **ビオトープ** 多様な生きものの生息環境として、市民が環境学習や環境活動に活用できる場所。学校ビオトープについては、学校生活の場で、生きものと直接かかわる事ができる体験学習の場を作り、地域の拠点としての活用が図れるよう平成16年度から整備を行っている。

- ・自然環境の調査
- ・手賀沼環境基金（仮称）の創設

第2節 環境にやさしい循環型社会を形成する

1. より良い環境の整備

●現況と課題

- ・柏市では、急激な都市化の進展とともに、緑地や水辺の減少、手賀沼や大堀川、大津川の水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、ごみの増加、生活騒音、地下水汚染など、都市型・生活型の環境問題が顕在化してきました。このような中で、市は、生活排水対策や手賀沼の水質浄化、汚染物質排出事業者の監視・指導、ごみの減量化や市民・事業者への様々な意識啓発等を展開するとともに、環境基本計画に基づき、環境施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。
- ・平成16年度の公害関係の苦情相談は263件で、多い順に大気汚染162件(62%)、騒音42件(16%)、悪臭23件(9%)となっており、過去からの推移(平成12年度～平成16年度)を見ると、大気汚染の苦情(主に野焼き)が増加しています。

公害等にかかる苦情相談の推移

(単位：件)

	H12	H13	H14	H15	H16
大気汚染	59	119	130	133	162
水質汚濁	3	3	3	0	6
土壌汚染	0	3	0	1	0
騒音	20	41	35	32	42
振動	3	8	10	3	13
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	12	20	25	21	23
その他	13	20	21	16	17
総数	110	214	224	206	263

※平成16年度の苦情相談件数は、旧柏市と旧沼南町の合計件数

出典：柏市環境白書から

- ・環境に対する市民の意識や認識が高まるとともに、生活環境の保全はもとより自然との共生や心の豊かさが実感できる快適な環境の創造へと環境保全に対するニーズが高度化、多様化してきています。
- ・また、これらの環境を保全するために、市民や事業者自らの活動が活発化するとともに、環境施策を推進するなかで、市との協働による事業の展開も図られるようになってきています。
- ・化学物質による大気や土壌の環境汚染が顕在化しており、化学物質の排出抑制や汚染の浄化対策が課題となっています。
- ・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境保全に対応するため、地

球環境への負荷の少ない循環型社会の構築のために、実効性のある施策の推進が求められています。特に、京都議定書が発効された現在、地球温暖化防止対策は、その原因が、市民生活、事業活動と密接な関係があることから、市民、事業者、市が主体者として共に考え、共に行動する協働による取組が重要となります。

●基本方針

- ・環境の監視体制や発生源対策の整備・強化により、環境汚染の未然防止及び早期発見、早期対策に努めます。
- ・環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るため、水循環機能の保全、資源循環システムの確立、エネルギーの有効利用を推進します。
- ・環境学習研究施設⁶⁰の活用を図り、市民参加型環境保全事業を推進し、市民、事業者等のネットワーク化等各種支援を進めます。
- ・環境学習の推進、情報提供を通して、環境に配慮した積極的な行動がとれる「環境市民⁶¹」の育成と支援に努めます。

●施策の方向

(1) 環境汚染の防止

- ・ダイオキシン類⁶²をはじめとする新たな環境汚染物質の監視や情報を提供します。
(環境保全課)
- ・地下水汚染については、汚染物質除去対策を推進するとともに、該当地区の上水道整備を進めます。(環境保全課、(水)配水課)
- ・市内全域の大気汚染の監視体制を強化するため、測定機器の整備と充実を図ります。
(環境保全課)
- ・環境負荷の発生源となっている事業所等の監視強化と排出抑制の指導・要請を行うとともに、環境保全協定の拡充を図ります。(環境保全課)
- ・自動車の排気ガスや騒音等の交通公害については、関係機関と連携して広域的な対応を図ります。(環境保全課)
- ・引き続き、自動車からの排出ガスによる大気汚染や排出ガス中の二酸化炭素による地球温暖化の防止、自動車の走行における省エネルギーの推進を図るため、更新する庁用車にハイブリッド自動車や天然ガス自動車等の低公害車を率先して導入します。(管財課、環境保全課)
- ・大気汚染への配慮から、清掃収集車の更新時に低公害車(天然ガス車)に変更して

⁶⁰ 環境学習研究施設 平成17年10月、第二清掃工場内に開設された施設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が連携・協働し、環境学習や環境研究の拠点や交流の場として活用することを目的に設置したもの。

⁶¹ 環境市民 自らの生活が環境と深くかかわっていることを自覚し、積極的に、かつ自立して、環境への負荷軽減や環境保全など、環境に配慮した行動がとれる市民(企業市民を含む)。

⁶² ダイオキシン類 物の燃焼過程で発生する有機塩素化合物の総称。分解しにくい性質を持ち、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能の低下など、非常に強い毒性を持っている。

いきます。なお、ごみ収集の効率性の確保及び危機管理の点からエコ・ステーション（ガス供給施設）の適正な設置を検討します。（環境保全課、南部クリーンセンター）

- ・良好な生活環境や自然環境の保全等を図るため、野積みの発生の防止又は除去に関する施策⁶³を推進します。（環境保全課）

（２）循環型社会の形成

- ・湧水の保全、ヒートアイランド⁶⁴の防止、都市災害への対応等を図るため、屋上緑化や健全な水循環機能の保全に努め、雨水浸透施設の普及を推進します。（環境保全課）
- ・限りある資源を有効に活用するため、市民、事業者、市が一体となって、ごみの排出抑制と資源循環・有効利用システムの確立に努めます。（クリーン推進課）
- ・公共施設への太陽光発電システムや省エネルギー機器の導入、活用に努めます。また、市民及び事業者に情報を提供し、自然エネルギーの活用やエネルギーの有効利用を促進します。（環境保全課）

（３）環境市民の育成・支援

- ・環境にやさしい生活・行動や事業活動を促進するため、市民・事業者・市が情報交換できる、環境情報システムを構築します。また、インターネット等を活用して環境情報のネットワーク化を図ります。（環境保全課）
- ・市民、事業者の環境に対する認識を深めるため、生涯学習や学校教育、イベント等様々な機会を通じて環境学習、環境教育を推進します。（環境保全課）
- ・環境市民を育成、支援するため、公共施設等に教材や情報を提供する、環境学習コーナーを設置します。（環境保全課）

（４）地球環境の保全

- ・地球温暖化防止対策として、温室効果ガス排出量を把握し、自然エネルギーの活用や目でみえる省エネ効果への取組、低公害車の普及促進、環境家計簿の活用、環境保全協定の一層の充実等により、市民や事業者とともに、地球環境の保全に努めます。（環境保全課、管財課）
- ・地球温暖化防止対策推進のため、条例の制定や推進計画の策定を検討します。また、地域から地球規模に至る環境保全に向けた取組を、市民、事業者、市と連携して進めます。（環境保全課）

⁶³ 野積みの発生の防止又は除去に関する施策 平成18年6月、柏市野積み防止等条例が施行。本条例では、野積みの発生の防止や、除去に関して必要な事項を定めてる。

⁶⁴ ヒートアイランド 都市に諸機能や人口が集中し、ビルの人工排熱やコンクリート化による蓄熱等により、郊外に比べて最低気温が下がらなくなる現象。等温線が島のようになるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

- ・環境マネジメントシステム⁶⁵として本庁舎における I S O14001⁶⁶、環境関連施設におけるエコアクション 21⁶⁷を活用し、環境保全事業の適正な進捗を管理を図ります。(環境保全課)
- ・エコアクション 21 による中小事業者の自主的な環境への取組を促進し、事業者の環境保全活動に対して、幅広く支援します。(環境保全課、商工課)
- ・エコアクションプランの推進により、一事業者として温室効果ガスの削減を推進します。(環境保全課)
- ・合併に伴い、広域的な施策が必要とされることから、環境基本計画の改訂を行います。(環境保全課)

●主要事業

- ・環境監視体制の充実
- ・低公害車の普及促進
- ・環境学習、環境教育の充実
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・環境マネジメントシステムの充実
- ・環境基本計画の改訂

2. 廃棄物の排出抑制・資源循環・処理

●現況と課題

- ・3Rの推進に向け、市民・事業者に対する指導・啓発活動を積極的に行う必要があります。特にごみ問題に無関心な市民に対して、意識を喚起することが課題となっています。
- ・協働関係を円滑に進めるため、市民自らの行動が評価される仕組みが必要になっています。このため、新たな協力体制の構築や、誘導策を検討する必要があります。
- ・ごみの減量、適切なコスト負担、排出者責任の視点から、ごみ処理の有料化について、引き続き検討を行う必要があります。
- ・排出抑制意識の徹底と併せ、大量消費型の生活を見直し、環境物品などの積極的な使用を推進することが課題になっています。

⁶⁵ 環境マネジメントシステム 環境負荷の軽減や環境保全等の活動を管理するシステム。各事業者が事業活動において、計画(plan) 実行(do) 点検(check) 見直し、改善(action) のサイクルにより継続的に取り組むシステム。

⁶⁶ I S O14001 国際標準化機構(I S O) が制定した環境マネジメントシステムの規格。

⁶⁷ エコアクション21 中小企業・学校・官公庁等を対象に、国際規格 I S O14001 をベースとして、環境への取組を効果的、効率的に行うシステムとして、環境省が 2004 年 10 月に認証・登録制度としたもの。

- ・資源化の促進に向け、柏市は昭和 57 年度から資源回収、平成 7 年度からプラスチックの分別資源化、平成 9 年度からペットボトルの分別を開始し、市民の分別意識は高いものの、一部で分別不徹底や危険物の混入による事故等も見られます。平成 17 年度に指定袋制度を導入しましたが、分別徹底に向けたさらなる周知啓発が必要です。
- ・特に、プラスチック資源化について、分別徹底による品質向上が求められています。事業系紙ごみや生ごみ等の資源化品目の拡大について、検討を行う必要があります。
- ・高齢社会の到来や社会環境の変化に伴い、体力を要する粗大ごみの排出等における、高齢者・障害者等に係る対策などを検討する必要があります。
- ・また、排出ルールが守られない集積所やぼい捨て、不法投棄など、環境美化への悪影響が出ています。環境美化に対する新たな取組が求められています。
- ・旧柏市域におけるごみ処理は、柏市第二清掃工場の稼働によって柏市清掃工場との 2 工場体制となり、安定処理が行えるようになりました。今後は、それぞれの工場をバランスよく稼働させ、適正な維持補修を行うことにより、安定処理を継続させることができます。また、旧沼南町域においても、クリーンセンターしらさぎの適正な維持管理を図る必要があります。
- ・柏市最終処分場の使用期限は、平成 24 年 3 月末までとなっていることから、新たな処分場の確保について、長期的・広域的な見地からの処分計画策定が必要です。
- ・さらに、第二清掃工場稼働並びに合併による一部事務組合への加入により、維持管理経費の増大が予想されます。今後は民間委託導入による、経費削減を積極的に検討する必要があります。
- ・し尿については、下水道整備に伴う水洗化の進行、浄化槽の普及により、収集世帯が減少し、点在する状況になるなど、収集効率が低下しています。今後も、し尿と浄化槽汚泥の処理量は減少しますが、効率的な収集と適正な処理設備機器類のメンテナンスが必要になっています。

●基本方針

- ・3 R 推進と循環型社会の構築を目指し、市民や事業者と一体になり、ごみの発生抑制と資源循環・有効利用システムの構築に努めます。
- ・適正処理・処分の推進に向け、既存施設の適正な維持管理と改善により安定処理の継続を図るとともに、施設の適正運転や車両低公害化により、環境負荷の軽減を図ります。
- ・地域環境美化の推進に向け、市民・事業者・行政それぞれの連携により、環境美化を推進します。
- ・経費節減と清掃資源の有効活用に向け、業務の効率化を進めるため、施設維持管理・収集業務の民間委託等を推進するとともに、市民組織を見直し、清掃施設を利用した事業を推進します。
- ・し尿及び汚泥については、状況の変化に対応した収集・処理体制を構築します。
- ・市民・事業者・行政の協働の実現に向け、従来の施策を見直しつつ、協力体制や役

割分担を明確にするとともに、高齢化等、社会環境の変化に柔軟に対応します。

- ・旧柏市域と旧沼南町域の行政サービスの円滑な統一に向け、1市2制度の事務事業の一元化を図ります。

●施策の方向

(1) 3Rの推進

- ・排出抑制施策の継続を基本としつつ、従来の施策体系を見直し、効果的な運用に必要な誘導、責任の明確化、評価システム等施策の追加を図ります。(クリーン推進課)
- ・市民、事業者のごみ排出抑制に対する意識の普及・高揚を図るため、積極的な啓発活動を展開します。(クリーン推進課)
- ・環境への負荷が少ない製品等を優先して選択するなど、環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)を育成するとともに、生活様式の見直しや使い捨て製品の使用自粛等の啓発を図ります。(クリーン推進課、環境保全課、消費生活センター)
- ・製品の長寿命化、過剰包装や使い捨て製品の販売自粛など、製造・流通・販売段階での発生抑制を要請します。(クリーン推進課)
- ・多量排出事業者に対しては、減量化計画の策定指導を徹底するなど、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を推進します。(クリーン推進課)
- ・資源化品目のライフサイクルアセスメントや費用対効果を検証し、経済負担や環境負担を考慮した資源化施策を進めます。(クリーン推進課)

(2) 適正処理・処分の推進

- ・収集業務については、退職職員不補充の方針に基づき、平成19年度から安定した業務に配慮しながら現行の直営体制から委託化を進めます。収集車両については、低公害化を進めます。中間処理については、施設運営の効率化や施設維持管理費の削減等を図るため、委託化を推進します。(クリーン推進課、北部クリーンセンター、南部クリーンセンター)
- ・ごみ処理の安定、既存施設の更なる有効活用を図るため、計画的な施設整備を行います。(環境施設課)
- ・一方、既存施設の改修などにより処理施設の機能回復と延命化を図ります。また、今後の施設更新時期を適正に判断し、柏市全体として効率的なごみ焼却施設の運用計画を検討します。(クリーン推進課、環境施設課)
- ・最終処分については将来の最終処分場確保に向け、関係団体に働きかけるとともに、資源化や処理コストを含め、今後の最終処分のあり方について検討を進めます。また、既設の最終処分場の埋立てを終了する際には、有効な跡地利用方法を検討します。(クリーン推進課)
- ・旧最終処分場については、安全性、経済性、市民との協働等を総合的に勘案した跡地利用を進めます。(環境施設課)
- ・柏市第二清掃工場を中心とした多目的広場等のリフレッシュ拠点の整備を進め、地

域住民の生活環境の向上を図ります。(環境施設課)

- ・し尿、汚泥処理については、公共下水道の促進、合併処理浄化槽の普及等により収集件数が減少しているため、収集体制を見直し効率化を図ります。(環境サービス事務所)
- ・し尿・汚泥処理の状況の変化に伴い、施設の適正な運用を行います。(環境サービス事務所)

(3) 地域環境美化の推進

- ・ごみに対する排出モラルを向上させるため、市民・事業者・行政それぞれが連携し、環境美化を推進します。(南部クリーンセンター)
- ・不法投棄は、周辺環境を阻害するばかりでなく、廃棄物の適切な処理に対する信頼を損なうことから、厳しく対応する必要があります。このため、市民・事業者・警察・市・県等による連携した監視による緊密な情報交換を図り、未然防止に取り組みます。(南部クリーンセンター)
- ・アダプトプログラムの導入を含めた検討を行うとともに、ぼい捨て防止を推進するため、現行の環境美化推進員制度についてボランティアの活用・支援・啓発活動・不法投棄パトロール等の視点から見直しを行います。(南部クリーンセンター)

(4) 経費節減と清掃資源の有効活用

- ・市民からごみの適正処理に向け多様な要望を受ける一方、今まで以上の費用削減が求められていることから、費用対効果の大きい施策を検討します。(クリーン推進課)
- ・経費削減に向け、従来型の行政主導によるごみ処理を見直し、民間にできるものは民間で行う方針のもと、収集運搬や施設維持管理において民間活力を生かした事業手法を検討します。(クリーン推進課)

(5) 市民等と行政の協働の実現

- ・市民・大学・事業者等が主体的に参画できる協働活動を推進します。(クリーン推進課)
- ・大量消費型の生活様式から環境にやさしいライフスタイル(エコライフ、シンプルライフ、スローライフ等)への転換を図るため、多様な啓発活動を実施します。(クリーン推進課)
- ・粗大ごみの排出等に関する高齢者、障害者等への対応策を検討します。(クリーン推進課、南部クリーンセンター)

(6) 旧柏市域と旧沼南町域の行政サービスの円滑な統一

- ・旧柏市域の清掃事業は主に市の直営で実施しており、旧沼南町域の清掃事業は柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で実施しています。ごみの分別や出し方、収集頻度等について、平成19年度を目途に統一します。(クリーン推進課)

●主要事業

- ・市民、事業者によるごみの排出抑制の推進
- ・資源循環システムの構築
- ・最終処分場跡地整備
- ・多目的広場の整備
- ・第二清掃工場周辺対策事業
- ・旧柏市域・旧沼南町域の事務事業一元化

第5章 健康・福祉（ともに育み、支え合うまち）

第1節 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する

1. 健康づくりの推進

●現況と課題

- ・団塊の世代と呼ばれる層が今後高齢者層へ移行することにより、柏市では急激な高齢化率の上昇が予測されます。そうした中では、健康に対する重要性がますます高まり、ウォーキングなどの日常的な健康づくりに取り組む市民が増えています。
- ・競争の激化等によって個人に高い緊張を強いる状況が生まれるとともに、日本の社会全体が複雑化、高度化することにより、心身の健康に及ぼす影響があらゆる世代で問題となっています。また、「自殺」の増加が大きな社会問題となっています。
- ・子どもから高齢者まで、市民一人一人がゆとりと生きがいをもって、心豊かに生活できるように、市民主体の心身の健康づくりを支援する基盤整備が求められています。
- ・生活習慣病、寝たきりや閉じこもり、介護を要する状況等多様な分野において、予防の視点からの健康づくり支援方策の充実が求められています。
- ・柏市基本健康診査受診者（平成16年度）のうち、54%が要指導、24%が要治療となっています。その内訳は、生活習慣病にかかわる「高脂血症」、「高血圧」、「糖尿病・耐糖能障害」の項目が多数を占めています。食事や運動など、健康な生活習慣を実践・継続し、自分の健康を「自らつくる」健康づくりの輪を市民の間に広げていく工夫が必要です。
- ・柏市では、柏市地域健康福祉計画⁶⁸等に基づき、「おせっ会⁶⁹」、「手賀沼ふれあいウォーク⁷⁰」等、市民参画による健康づくりと互いに支え合える地域づくりを進めています。

●基本方針

- ・生涯を通じて健康的な生活を送れるよう、特に身体的な健康のみならず心の健康をも重視し、心身ともにバランスの取れた、総合的な健康づくりを推進します。

⁶⁸ 柏市地域健康福祉計画 平成16年8月に策定した健康福祉分野の総合的な市の計画。この計画と社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」（地区別計画を含む。）が一体となって、総合的な健康福祉施策を展開していく。

⁶⁹ おせっ会 柏市健康文化都市推進事業の一つ。身近な町会の中で、子どもから高齢者・障害者まで、お互いさまの気持ちで見守り、声かけ、ふれあいを通して支え合う、市民主体の活動。自助・共助による介護予防と健康・生きがいづくり活動を行う。

⁷⁰ 手賀沼ふれあいウォーク 柏市健康文化都市推進事業の一つ。市民参画により歩くことが好きな市民の輪を広げ、自然や人との出会い、ふれあいを楽しみながら足腰を鍛え、心身の健康づくりを進めるための催し

- ・健康を増進し、発病を予防する一次予防⁷¹に重点を置きながら、一人一人の健康状態に応じた、市民の主体的な健康づくりを支援します。
- ・介護保険制度や老人医療・国民健康保険制度が持続可能な運営につながるよう、十分な健康福祉情報の提供のもと、生活習慣病予防・介護予防の視点に立った施策の展開を図ります。
- ・既存の施設や人材など、地域資源の積極的な活用を図るとともに、関係団体や地域組織等との協働により、互いに健康を支え合うことができる地域ぐるみの健康づくりを推進します。
- ・柏市地域保健ビジョン⁷²に基づき、健康・安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- ・柏市保健所設置基本計画⁷³に基づき、柏市が設置する保健所を専門的、技術的拠点とし、千葉県から移譲を受ける業務と既存の業務を一元的に展開し、科学的根拠に基づいた地域保健サービスを総合的に推進します。
- ・中核市移行を視野に入れ、食品衛生上の危害発生の未然防止、被害発生時の迅速かつ的確な対応等、健康危機管理体制の整備を推進します。

●施策の方向

(1) 健康度に応じた健康づくり支援策の充実

- ・市民一人一人が主体的に健康を増進できるよう、生活環境の改善などを総合的に支援します。(保健福祉部)
- ・スポーツ・レクリエーションを通じて、人と人とのふれあいによる温かな交流を促進します。また、自主的な健康づくり活動を積極的に育成、支援します。(健康推進課、高齢者支援課、スポーツ課)
- ・障害の早期発見、障害者(児)の重度化予防や生活の向上のため、保健・医療等の専門的な相談や適切な情報提供等を推進、支援します。(健康推進課、障害福祉課、保育課)
- ・中核市移行に伴い、心身の健康づくりの充実を図るため、人と動物とのふれあいや、コミュニケーションによる支援策を推進します。(保健所準備課)

(2) 一次予防の強化と介護予防の推進

- ・子どもの頃からの主体的な「こころ」と「からだ」の健康づくりの支援を強化することにより、生涯を通じた心身の健康増進(一次予防)を図ります。(健康推進課、保育課)

⁷¹ 一次予防 病気にならないための健康管理や健康づくりなどのこと。二次予防とは病気の早期発見や早期治療などをいい、三次予防とはリハビリに代表される機能回復訓練などをいう。

⁷² 柏市地域保健ビジョン 中核市への移行により、新たに権限が移譲される保健所業務と既存の市の業務を含めた柏市のトータルとしての地域保健行政に関する将来への見通しを明示したもの。

⁷³ 柏市保健所設置基本計画 柏市地域保健ビジョンの実現に向け、柏市が設置する保健所が担う機能、役割を明示したもの。

- ・学校保健や労働衛生等との連携により一次予防対策の充実強化を図ります。また、バランスのとれた食事、身体活動・運動、休養・こころの健康、未成年者のたばことアルコール、歯の健康（8020運動）等の健康課題に重点的に取り組みます。（健康推進課、学校保健課）
- ・特に高齢者の加入率が高いといわれる国民健康保険加入者については、その生活習慣病予防対策について、効果的な方法を検討し、実施します。（保険年金課）
- ・平成20年度から国民健康保険保険者に義務づけられる国民健康保険加入者に対する健診・保健指導について、効果的、効率的な方法を検討し、実施します。（保険年金課）
- ・国民健康保険加入者及び老人医療受給者について、重複受診者や多受診者に対する訪問事業を実施します。（保険年金課）
- ・一人でも多くの方が介護を必要としない自立した生活を続けられるよう、対象者別や年代別の健康教育メニューを創出するなど、寝たきりや認知症などを予防するための啓発と事業展開を推進します。（保健福祉部、保険年金課）
- ・地域との密接な連携により、支援を必要とする虚弱な高齢者等を早期に発見し、適切な対応を図り、要介護状態への進行を防ぐための対策を強化します。（保健福祉部、保険年金課）
- ・高齢者による相互の連帯や支え合い、地域社会活動への主体的な参加を支援します。（高齢者支援課、健康推進課）
- ・精神保健については、千葉県、健康福祉センター（柏保健所）、児童相談所、医療機関、関係団体などとの連携・協力体制を進め、心の健康づくりから障害者の地域ケアまで、幅広く体制整備を図ります。特に生産年齢人口層の中核をなす30歳～50歳代の層のメンタルケアについて、民間機関を含めた体制整備を検討します。（保健福祉総務課、保健所準備課、健康推進課、障害福祉課）
- ・自殺の予防策については、県、民間と連携するとともに、市としての取組についても検討します。（保健福祉総務課、保健所準備課、健康推進課、障害福祉課）

（3）市民参画による地域ぐるみの健康づくりの推進

- ・地域における身近な出会いとふれあいを通して、連帯意識やノーマライゼーション⁷⁴の意識が自然に涵養され、互いに支え合って健康づくりを推進するような人づくり、地域づくりを図ります。（保健福祉総務課、健康推進課、障害福祉課）
- ・大学との連携により、その専門性を活用し、健康に関する情報の提供や生活習慣病の予防など、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。（保健福祉部）
- ・地域の人材や施設等の資源を活かし、だれもが心豊かに生活できる健康な地域づくりを推進します。（保健福祉部、保険年金課）

⁷⁴ ノーマライゼーション 障害を特別視することなく、障害の有無にかかわらず、一般社会の中で普通の生活ができるような社会を目指すこと、ともに生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方。

(4) 結核、感染症予防対策の充実

- ・結核予防及び検診受診に関する啓発や予防接種に関する正しい知識の普及と安全な実施を図り、受診及び接種率の向上に努めます。(健康推進課)
- ・国際化の進展等による感染症(エイズ等)や、季節的に発生する感染症(インフルエンザ、O-157等)の予防策について、正しい知識の啓発と情報提供に努めます。(健康推進課)
- ・中核市移行に伴い、千葉県、近隣市、医療機関等と連携し、統一的・広域的に発生防止対策、二次感染の防止に努めます。(保健所準備課)
- ・中核市移行に伴い、動物由来感染症の防止、犬による危害の発生防止に努めます。(保健所準備課)

(5) 中核市移行に伴う生活衛生対策の推進

- ・食品営業施設、環境営業施設等への監視・指導を充実し、営業者の自主的な衛生管理体制の強化を図ります。(保健所準備課)
- ・食品中の化学物質の安全対策を推進します。(保健所準備課)
- ・検査機器・設備を整備し、保健衛生に関する試験検査、調査研究の充実、科学的な監視体制の整備を図ります。(保健所準備課)
- ・適切な動物飼養の指導、動物とのふれあい等をとおして、動物愛護思想の普及を推進します。(保健所準備課)
- ・食鳥検査体制の整備、充実を図り、食鳥肉の安全性の確保に努めます。(保健所準備課)

●主要事業

- ・総合的な一次予防対策の強化推進
- ・大学との連携による総合的な健康づくり活動の推進
- ・保健所機能の整備(健康危機対策、感染症対策、食品・環境衛生業務、試験・検査業務など)

2. 医療体制の整備

●現況と課題

- ・市内の医療機関は、病院 16、診療所 233、歯科診療所 198 施設、ベッド数は診療所と病院合わせて 4,456 床あります(平成 17 年 4 月 1 日現在)。
- ・これまでに、慈恵医科大学柏病院の誘致や市立病院の開院、365 日の夜間急病診療体制及び二次、三次医療機関における 24 時間診療体制の確立、休日や年末年始の救急歯科診療など、地域医療体制の充実に取り組んできました。
- ・高齢社会の進展と慢性疾患等の疾病構造や社会環境の変化により、在宅療養者の増

加が予想されています。かかりつけ医による身近な医療機関により、適切な医療が受けられる体制づくりが望まれています。

- ・市立病院には、市内の医療機関と連携した地域医療体制及び救急医療体制の充実が求められています。
- ・柏市の国民健康保険には、平成17年3月末現在で、68,431世帯、131,099人が加入しています。国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いため、被用者保険と比べて医療給付が高い反面、負担能力が低いという特徴があります。高齢化の進展により、この傾向は、今後も強まっていくことが予測されます。

●基本方針

- ・多様化する医療需要に対応するため、市内の医療機関や二次保健医療圏⁷⁵等における広域的な取組の中で、それぞれの医療施設の機能に応じた役割分担と連携強化を図ります。
- ・市立病院は、少子高齢化に対応するための機能を充実にします。
- ・迅速かつ適切な救急医療が実施できるよう、医療機関の連携を強化し、初期・二次・三次の救急医療体制を充実にします。
- ・総合的な保健医療福祉施設を救急医療体制の充実のための資源として活用していきます。
- ・国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度の安定した運営を図ります。

●施策の方向

(1) 地域医療体制の充実

- ・家庭や地域で、適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を図ります。(保健福祉総務課、健康推進課)
- ・障害児や要介護の高齢者などの歯科診療を行う、特殊歯科診療施設の整備を行います。(保健福祉総務課)
- ・救急医療、高齢者医療、小児医療等の医療需要に対応するため、市内の医療機能の効率的活用による医療体制の充実を図ります。(保健福祉総務課)
- ・広域的な対応が必要となる周産期医療⁷⁶等の医療需要については、二次保健医療圏などの中で、役割分担と連携強化を図ります。(保健福祉総務課)
- ・市立病院に、少子高齢化に対応する診療科目の増設と施設整備を図ります。(保健福祉総務課)
- ・駅前小児診療所の開設を図ります。(保健福祉総務課、企画調整課)

⁷⁵ 二次保健医療圏 医療法に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床を整備していく地域のこと。また、住民が短時間で、保健医療サービスを受けることが可能な圏域で、柏市は、松戸市、野田市、流山市、我孫子市からなる東葛北部圏域に属している。

⁷⁶ 周産期医療 産前産後の妊娠22週から生後7日までの期間の医療。妊娠・分娩時の緊急事態に対応するため周産期医療の確保が重要になっている。

（２）救急医療体制の充実

- ・ 現行の救急医療と 24 時間医療体制を充実します。（保健福祉総務課）
- ・ 総合的な保健医療福祉施設の完成に合わせ、現在、市内各医療機関の輪番制で行っている休日昼間急病診療を総合的な保健医療福祉施設で行うことを検討します。（保健福祉総務課）
- ・ 研修の機会の確保などを通じ小児科系の初期救急医療充実に努めます。（保健福祉総務課）
- ・ 初期・二次・三次救急の各医療施設が役割と機能に応じた連携システムを確立します。（保健福祉総務課）
- ・ 救急業務の高度化に向けて、救急救命士⁷⁷の養成・配備と高規格救急車⁷⁸の整備を推進します。（救急課）

（３）国民健康保険の充実

- ・ 保険料の収納率向上に努め、国民健康保険運営の財源である保険料収入の安定的な確保を図ります。（保険年金課）
- ・ 被保険者の健康の保持、増進を図るため、生活習慣病の予防等の保健事業を拡充します。（保険年金課）
- ・ 事業の実施に係る国・県補助金等の適正な確保に取り組みます。（保険年金課）

●主要事業

- ・ 市立病院の診療科目の充実
- ・ 駅前小児診療所の開設
- ・ 総合的な保健医療福祉施設の建設
- ・ 国保保健事業の強化推進

⁷⁷ **救急救命士** 平成 4 年度に制定された国家資格。心肺停止状態に陥った疾病者に対して、医師の指示を受け呼吸を確保するための器具の使用や、心臓の本来の拍動を取り戻すために電氣的ショックを与える救急究明措置など、医療行為にかなり踏み込んだ措置を行うことができる。

⁷⁸ **高規格救急車** 救急救命士が心肺停止に陥った疾病者に対して、医療行為ができる高度救急処置用資機材を積載している車両。具体的には心臓に電氣的な刺激を与える「除細動器」、血圧の保持を行う点滴注射「輸液セット」及び気道確保のための器具の 3 点を積載することとなっている。

第2節 支え合う地域社会を形成する

1. 市民とつくる地域福祉の推進

●現況と課題

- ・柏市では、健やかさと温かさに満ちたまちを目指し、高齢者、障害者、児童といった対象者別の計画を策定し、施策を推進してきました。また、平成16年には柏市地域健康福祉計画を策定し、ライフステージ⁷⁹別に課題を組み直し、地域における保健、福祉の充実に努めてきています。
- ・近年、少子高齢化の進行や家庭の育児・介護力の低下、高齢や障害など在宅療養のニーズを重ね持つ市民の増加が見られます。福祉を特定の人の問題としてではなく、家族の問題、また、すべての市民の問題として認識し、対象者一人一人のニーズにきめ細かく対応していくサービス提供が必要になっています。そのためには今まで以上に、保健、医療、福祉のそれぞれのサービスが連携、一体化されたトータルな支援システムが必要です。
- ・国ではこうした環境変化に対応して、介護保険制度の創設のほか、社会福祉基礎構造改革⁸⁰を実施し、個人の選択を尊重した制度への転換、より質の高い福祉サービスの拡充、個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実など、社会福祉の再構築を進めてきました。しかし、一方で、高齢化率の急激な上昇が予測される中で介護保険制度は介護の社会化から介護予防重視へ向けた法律改正が行われ、また障害者施策に係る支援費制度が予測を上回る財政需要を発生させたため、障害者自立支援法の制定による応能負担から定率負担への転換が図られるなど、新たな改正がなされています。
- ・社会福祉施策は国の機関委任事務から市町村の法定受託事務や自治事務へと転換されましたが、一方で、「三位一体の改革」に見られるように、財政的な支援は徐々に絞り込まれてきており、これまで以上に市町村の創意工夫による地域密着型の事業の展開が求められています。
- ・こうした流れを踏まえ、市は、市民に最も身近な自治体として、市民、事業者、行政の協働による総合的なサービス供給体制の整備を行い、だれもが住み慣れた地域で、安心して快適に、自立した生活を営むための環境を地域の福祉システムとして構築する必要があります（地域包括ケアシステム⁸¹の構築）。
- ・また、地域に必要なサービスを導き出すためには、市民の意見や提案などが行政運

⁷⁹ **ライフステージ** 人の一生における年齢や健康、おかれている状況などによる様々な段階のこと。

⁸⁰ **社会福祉基礎構造改革** 昭和26年の社会福祉事業法制定以来、戦後の社会福祉制度を形作ってきた各種の関連法律等の大幅な改正を行い、措置制度、社会福祉事業法など社会福祉の共通基盤・制度の見直しを行うこと。

⁸¹ **地域包括ケアシステム** 市民の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えるため、必要な保健、医療、福祉等の多様な支援を、個々の市民の状況やその変化に応じて、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

営に反映される仕組みの一層の充実が求められています。

- ・ノーマライゼーションの理念のもと、だれもが容易に移動でき、必要な情報にアクセスできるなど、まちづくり全体にわたる健康福祉的視点でのユニバーサルデザインが求められています。こうした中で、国の制度改正を受けて、NPO等による有償運送サービスも広がりを見せています。
- ・個人やグループ、同世代や世代間の交流など、ふれあいや支え合いを通して、援護を必要とする人の孤立状態を解消するなど、身近なところでの問題の早期発見のため、市民の自発的かつ主体的発想による活動が期待されます。これらの活動が活発になるよう、民間活動の柔軟性を活かし、広域的な取組も視野に入れながら積極的に支援していくことが必要です。

●基本方針

- ・市民ニーズに対応するため、市民、事業者、NPO等との協働による健康福祉行政を推進します。
- ・家庭や地域の中で、だれもが社会に参加できる、人にやさしいまちづくりを推進します。
- ・だれもが住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が送れるよう、多くの市民による、地域で支え合うシステムづくりを支援します。

●施策の方向

(1) 総合的なサービス提供体制の整備

- ・保健、医療、福祉の各分野の総合的なサービス（総合相談支援）の提供及び地域などで活動する市民、市民団体、民間事業者などの多様な交流や情報交換、情報発信のステージとして、総合的な保健医療福祉施設を建設します。（保健福祉部）
- ・市域3ゾーン（北部、中央、南部）の内、未整備である北部ゾーンの保健センターの整備については、北部地区整備の進ちよくに合わせて行います。（保健福祉部）
- ・人間のライフステージ別に課題を組み直し、地域健康福祉推進の基本的考えを明らかにした柏市地域健康福祉計画を、現計画の期間内の進ちよく結果を踏まえた上で、平成21年度からは、既存の個別計画、地区別計画を包含したものに改訂します。（保健福祉部）
- ・質の高いサービスや新たな課題に対応できるよう、計画的に人材の確保及び養成を図ります。また、資格や経験を有する市民が、地域でその技術やノウハウを発揮できる仕組みをつくり、地域福祉の担い手の質的・量的な確保を図ります。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・中核市移行に伴い、千葉県、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図り、総合的に地域精神保健福祉業務を推進します。（障害福祉課、保健所準備課）

(2) 市民との協働体制の確立

- ・市民との協働に関する指針に基づき、計画から実施・評価までの様々な場面で市民

参加の仕組みづくりを推進します。（企画調整課、各事業担当課）

- ・協働事業提案制度の積極的な活用により、市民と協働しながら社会情勢の変化に対応する新たな課題に取り組みます。（保健福祉部、児童家庭部）

（３）健康福祉のまちづくりの推進

- ・柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱等により、事業者への協力要請や建築物等の整備を図ります。また、ユニバーサルデザインによるまちづくりを目指して、新たな指針づくりを検討します。（保健福祉部）
- ・福祉有償輸送サービスが制度化されたことから、だれもが容易に移動できるサービスの充実を目指します。（保健福祉部）
- ・ノーマライゼーションの視点に立った情報アクセスの充実を図ります。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・年齢や性別、障害の有無にかかわらず、人権を尊重し、お互いに支え合って生きていくことの大切さの理解を深めるための健康福祉教育を充実します。（保健福祉部、学校教育部）

（４）支え合う地域づくりの支援

- ・市民の活動拠点となる場や情報の提供及び研修の実施など、活動しやすい基盤を整備するため、総合的な保健医療福祉施設や市民活動拠点施設を整備します。これにより、市民がいつでも気軽に、地域での活動に参加でき、また、ボランティア間の情報交換が行われ、様々な活動団体が交流し、市民同士のネットワークづくりがさらに進むことが期待されます。（保健福祉部、市民活動推進課）
- ・（福）柏市社会福祉協議会が主体となって推進する地域福祉活動計画⁸²に基づく地域づくり事業を支援します。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・移動困難者の移動を支援するため、NPO等による有償運送サービスのほか、多様な主体による運送を充実、支援していきます。（保健福祉部、企画調整課）

●主要事業

- ・総合的な保健医療福祉施設の建設
- ・地域ぐるみ健康づくり活動の推進
- ・地域福祉活動計画に基づく地域づくり事業への支援

2. 選べる健康福祉サービス体制の確立

⁸² 地域福祉活動計画 平成 18 年 4 月策定予定の健康福祉分野における地域活動の民間計画（この中に地区別計画を含む。）。この計画と市の「地域健康福祉計画」が一体となって、総合的な健康福祉施策を展開していく。

●現況と課題

- ・利用者が自らサービスを選択できるためには、必要とする人への速やかな情報提供体制を整備し、充実することが必要です。
- ・支援を必要とする人が健康や生活等の課題に対して、総合的な観点から相談支援が受けられ、また、身近な地域で支援が受けられるように総合相談体制を行う拠点を整備することが必要です。
- ・総合相談支援においては、自立支援の観点から、保健、医療、福祉の各分野において総合的・効果的・継続的かつ効率的に支援できるよう保健福祉情報ネットワークの確立が求められています。
- ・日常生活における判断能力や自己決定能力が十分でない利用者の権利を擁護するための成年後見制度⁸³や地域福祉権利擁護事業の周知が必要です。
- ・障害者福祉については平成 14 年度から精神障害者福祉サービスの利用に関する相談や事業が都道府県から市町村に移管され、平成 15 年度からは身体障害者及び知的障害者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。また、平成 18 年度からは障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供する障害者自立支援法が施行されるなど目まぐるしく変化しています。
- ・障害者自立支援法においては、障害者福祉サービスを一元化するとともに、利用者が自らサービス提供事業者を選択し、契約して利用する「選べる福祉サービス」のシステムが具現化されています。同時に、サービスの費用負担の考え方が従来の応能負担から定率負担に変更されます。また、既存の障害者施設等も現在の障害種別によるものから、目的別・機能別（生活介護、就労支援など）に再編することになります。

●基本方針

- ・だれもが自ら選択したサービスを、できるだけ身近なところで受けられるように、支援します。
- ・各種のサービスや地域での活動などの情報を、できるだけ多くの人々が共有できる仕組みづくりを推進します。

●施策の方向

（１）相談・情報提供体制の充実

- ・子どもからお年寄りまで、保健、医療、福祉の連携のもとでの、トータルな総合相談支援体制の整備を図ります。（保健福祉部、児童家庭部）

⁸³ **成年後見制度** 民法改正により、従前の禁治産及び準禁治産の制度を抜本的に改めた国の制度で、「法定後見制度」（後見、補佐、補助の制度）と新たに設けた「任意後見制度」からなる。「法定後見制度」は、法律の定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選出し、権限を付与するもの。「任意後見制度」は、契約によって本人が任意後見人を選任し、権限を付与するもの。

- ・介護予防等のケアマネジメント⁸⁴機能体制を有する地域包括支援センター⁸⁵を整備します。また、地域における総合相談窓口の整備をすすめ、関係機関との連携を強化します。(高齢者支援課、地域包括支援センター)
- ・総合相談支援を自立支援の観点から総合的・効果的・継続的かつ効率的に支援できるよう保健福祉情報ネットワークを確立します。(保健福祉部)
- ・障害者の自立した生活を支援するため、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と連携し、ケアマネジメントの手法を活用しながら、相談支援の体制整備を図ります。(障害福祉課)
- ・認知症への社会的な理解を得るための啓発事業などを行います。(高齢者支援課)

(2) サービス利用の援助の充実

- ・病気や認知症、障害により自己決定が困難な市民の人権や財産を守り、その自立を支援するため、成年後見制度の啓発や(福)柏市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業⁸⁶の充実を図ります。(保健福祉総務課、高齢者支援課、障害福祉課)

(3) サービスの質と量の確保

- ・サービスに対する苦情等に対応するため、実情を調査し、事業者へ指導勧告を行い、サービスの質の向上を図ります。(保健福祉部)
- ・サービス全般に対する第三者評価⁸⁷機関の設置を検討します。(保健福祉部、児童家庭部)
- ・民間事業者等が市内で事業を展開しやすいよう、相互情報交換の機会や連携システムなどの整備を図ります。(保健福祉部)
- ・住民参加型団体等に対し、相互情報交換の場や民間企業のノウハウなどを提供し、その活動を支援します。(保健福祉部)
- ・社会福祉法人やNPOなど非営利団体によるサービス立ち上げを支援し、サービスの量の確保を図ります。(保健福祉部)
- ・既存の障害者施設等の障害者自立支援法における機能分担について再編を進めるとともに、その中での公立施設の役割やあり方を検討していきます。(障害福祉課)

⁸⁴ ケアマネジメント 要介護者やその家族が持つ複数のニーズと社会資源とを結び付けるなど、それぞれが適切なサービスを楽しむことができるよう、総合的に調整し、個人の生活を支える方法。

⁸⁵ 地域包括支援センター 介護予防マネジメント、総合相談、ケアマネージャーへの支援、権利擁護事業など、市民の健康や生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

⁸⁶ 福祉サービス利用援助事業 成年後見制度を補完するものとして、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした制度。

⁸⁷ 第三者評価 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることを目的として、事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の人や組織(第三者)が評価すること。

●主要事業

- ・地域包括支援センターの整備・充実
- ・権利擁護事業の充実
- ・福祉サービスの質の向上(苦情対応の推進)
- ・民間を含めたサービス提供主体の確保と連携体制の整備

3. 地域サービスの充実

●現況と課題

- ・平成 17 年 4 月 1 日現在、柏市の 65 歳以上高齢者人口は 58,342 人であり、総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は 15.5%となっています。高齢化率を、介護保険制度が実施された平成 12 年 4 月 1 日と比較すると、3.8%も増加しており、今後も団塊の世代が高齢期を迎えるなどの要因から、平成 27 年の高齢化率は約 22.6% (約 8 万人) と、高齢化の急速な進展が予測されています。
- ・また、平成 17 年 4 月 1 日現在、介護保険の対象となる要介護と要支援の認定者数は 7,534 人で、高齢者人口に占める認定者の割合は約 12.9%となっており、今後も増加が見込まれています。
- ・認定者数の増加は、介護給付費を増加させ、介護保険料の値上げにもつながるため、自立支援という介護保険本来の観点から、予防的なサービスを充実させる取組が必要です。
- ・介護保険制度が予防重視型に移行する中、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を続けるためには、直接的な対人援助サービスだけではなく、本質的なニーズを把握し、科学的根拠に基づいた適切なサービス提供と、人と人とのつながりを構築するための仕組みを検討していくことが必要です。
- ・一方、障害者数も年々増加傾向にあり、その障害は重度化・重複化しています。また、障害者の約半数が 65 歳以上と、高齢化も進んでいます。措置制度から契約による利用制度に移行した中で、判断能力にハンデのある障害者や親亡き後の財産保全や権利擁護に対する取組が必要とされています。
- ・実態調査結果(平成 14 年度:第 2 期ノーマライゼーションかしわプラン策定にかかわる実態調査)によると、身体障害者、知的障害者、精神障害者の 55%が地域での生活を希望しています。
- ・高齢者や障害者が、在宅生活に対する不安を解消し、その生活が維持できるよう、住宅施策と福祉施策の連携が求められています。
- ・平成 17 年 4 月 1 日現在、特別擁護老人ホームの入所希望者は 730 人おり、在宅での生活がどうしても困難となってしまった重度の要介護高齢者に対する施設基盤整備の促進が求められています。

●基本方針

- ・だれもが住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、個人の身体状況や生活状況に応じた、人と人とのつながりを重視した様々なサービスを適切に提供します。
- ・「地域密着型」という考え方のもと、地域の実情に応じた「介護・福祉基盤」の整備を進めていきます。
- ・だれもが生涯にわたって、生きがいを持ち、自己実現が図れる地域環境づくりを推進します。

●施策の方向

(1) 在宅サービスの充実

- ・介護保険サービスと一般施策を連携させ、在宅生活維持を支援します。(保健福祉部、生活支援課)
- ・介護保険の認定で該当しない虚弱高齢者等に対して、介護予防の視点にたったサービスを提供します。(保健福祉部)
- ・地域において、計画的にリハビリテーションを受けられるよう、体制の整備や地域リハビリ事業の拡充を図ります。(保健福祉部)
- ・障害者に対する介護サービスとして、ホームヘルプを充実するとともに、外出支援としてのガイドヘルプ(移動介護)も社会参加支援として実施します。(障害福祉課)
- ・障害者や難病者などの緊急時のショートステイやレスパイト⁸⁸のサービスの確保を図ります。(保健福祉部)
- ・高齢者や障害者等が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、在宅生活を支援するための拠点整備を図り、市民の積極的な参画と協力を得ながら、地域包括ケアシステムを確立します。(保健福祉部)

(2) 地域で住まうことへの支援

- ・要支援、要介護状態の軽減及び状態悪化防止のため、従来の介護サービスに加え、予防サービスにも重点を置き、基盤整備を図ります。(高齢者支援課)
- ・在宅での生活はもとより、在宅での生活が困難になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域での生活継続が可能となるよう、日常生活圏域⁸⁹を設定し、各圏域の実状、必要性に応じた地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所⁹⁰や小規模特別養護老人ホームなどのきめ細かなサービス基盤整備を図ります。(高齢者支援課)

⁸⁸ レスパイト 「休憩」の意。通常、レスパイト・サービスというのは、障害児(者)を持つ親家族を一時的に障害児(者)の介護から外すことによって、日頃の心身の疲れの回復や自由な時間を持つように援助するサービスのこと。

⁸⁹ 日常生活圏域 住み慣れた地域で暮らし続けられるサービス体系とするために、市町村の地域の実情に応じて設定された圏域。

⁹⁰ 小規模多機能型居宅介護事業所 在宅での生活継続を支援するため、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する事業所。

- ・高齢や障害による身体機能の低下等に配慮し、安心して長く住み続けられるよう住宅の改善を支援します。(高齢者支援課、障害福祉課、建築住宅課)
- ・障害者の地域生活を支援するために、障害に対する社会的な理解を促進します。障害当事者団体との協働により、地域単位での障害についての学習活動や地域住民と障害者との交流活動を進めます。(障害福祉課)
- ・障害者の地域生活支援として、グループホーム⁹¹など生活の場の整備に努めるとともに、在宅介護が困難な場合の施設として、民間との協力により、身体障害者療護施設や重度心身障害児施設などを計画的に整備します。(障害福祉課)
- ・中核市移行に伴い、難病患者の一人一人に合った適正な支援を通して、安定した療養生活の確保に努めます。(保健所準備課)
- ・中核市移行に伴い、精神障害者の一人一人に合った受療援助体制の充実に努めます。(障害福祉課、保健所準備課)

(3) 社会参加の促進

- ・障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して、社会、経済、文化、その他あらゆる活動への参加を促進します。(障害福祉課)
- ・障害者が活動する場として、障害者支援施設、地域活動支援センターや作業所の開設を支援します。(障害福祉課)
- ・障害者等の文化・芸術・スポーツ活動の振興を支援します。(障害福祉課、文化課、スポーツ課)
- ・高齢者等が閉じこもりがちになることでの心身の機能低下等を予防するため地域住民、ボランティア、行政が一体となった予防活動を推進します。(保健福祉部)
- ・高齢者の持つ知識や能力を活かし、地域に密着した社会参加活動を進めることを通して、世代を超えた交流の実現を図ります。(保健福祉総務課、高齢者支援課)
- ・老人福祉センターを、市民協働のもと、自立支援につながる施設として、活用を図ります。(高齢者支援課)
- ・世代の枠を超えた地域福祉の推進のため、複合施設としての西部老人福祉センター(仮称)など、ノーマライゼーションの実現を目指す拠点づくりに向け、市民とともに条件整備を推進します。(保健福祉部)

●主要事業

- ・介護予防事業の充実
- ・小規模特別養護老人ホーム⁹²など介護サービスの基盤整備
- ・地域密着型サービス⁹³の充実

⁹¹ **グループホーム** 地域において、共同生活に支障のない高齢者や障害者に、共同生活のための住居を提供し、食事の提供、相談など日常生活の援助を行う施設。

⁹² **小規模特別養護老人ホーム** 定員が29人以下の特別養護老人ホーム。

⁹³ **地域密着型サービス** 高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当な介護保険サービスの類型。

- ・障害者の在宅・生活基盤整備
- ・身体障害者療護施設の整備

4. 自立基盤の充実

●現況と課題

- ・本市は昭和 30 年代に急激な宅地開発があり、その世帯主が 60 歳を迎え、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～25 年頃生まれ）」のサラリーマンが定年を機に、一斉に地域に帰ってくるようになります。団塊の世代の高齢化という状況を考えたとき、地域で生き生き暮らすためには、様々な知識、技術、ノウハウを活かせる就労環境の整備が大きな課題です。
- ・また、就労は障害者が自立・社会参加するための重要な柱であり、社会的な活動の基盤となるもので、社会参加の重要な要素です。しかし、長引く不況により障害者の雇用は、なお一層厳しさを増しています。このため、障害者の職場環境の整備や働く意欲と能力を有する障害者の雇用促進と雇用率の向上を図る雇用対策に重点的に取り組む必要があります。
- ・生活保護世帯数及び生活保護人員は、近年急激な増加傾向を見せています。保護世帯の現状を見ると、高齢者世帯が全世帯の約 45%を占めており、中でも、単身者が大半を占めていることから、きめ細やかなケースワークが望まれています。
- ・また、より多くの市民が年金受給権を確保できるよう、引き続き啓発活動や年金相談に取組、社会保険事務所と協力連携を図りながら、国民年金の未加入や未納問題、口座振替促進等を推進する必要があります。

●基本方針

- ・障害者が働きやすい職場は、すべての人にとっても働きやすい職場環境であるとの考えから、働く意欲と能力に応じて就労できるように、就労の場の確保に努めます。
- ・高齢者の増加に対応し、65 歳までの雇用機会の確保及び再就職の促進に努めるほか、定年退職後における就業機会の確保を図るため、シルバー人材センター事業への支援を行います。
- ・健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を支援します。
- ・市民が経済的に安定した生活が送れるように、公的年金の受給権確保を図ります。

●施策の方向

(1) 雇用・就労の支援

- ・障害者の就労に対する相談・支援機能を強化するとともに、職業安定所、障害者職業センター、事業主団体等関係機関との連携強化を図り、障害者支援施設、作業所

等を含めた就労推進システムの確立を図ります。（障害福祉課）

- ・職業安定所と連携して、事業主と障害者が一堂に会する合同面接会を実施し、雇用機会の確保に努めるとともに、事業主に対し、市の心身障害者雇用促進奨励補助制度の周知を図ります。（商工課）
- ・地域の障害者雇用率を改善するため、国や県と連携しながら、障害者法定雇用率を達成していない企業に雇用促進を要請するとともに、障害者雇用の理解を得るための雇用促進セミナーの開催など障害者雇用に率先した取組を働きかけます。（商工課）
- ・高齢者が生きがいをもって就業できる条件を整備するため、子育て支援や高齢者生活援助などの新たな就業機会の拡大を行い、シルバー人材センターの機能の拡充を支援します。（商工課）

（２）経済的自立の支援

- ・生活保護法に基づき、経済的援助を行うとともに、生活実態に応じた福祉、保健、医療サービスの提供や相互支援のネットワークづくりなど、きめ細かな対応に努めます。また、各種社会保障制度の充実を関係機関に要請します。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・障害者が地域社会の中で自立した生活が送れるよう、年金や福祉手当制度の知識の普及を図るとともに、自立を可能とするための経済的支援を国や県に要請します。（障害福祉課）
- ・病院や保健所等の関係機関や民生・児童委員⁹⁴などと連携し、生活保護受給世帯の自立に必要な支援や指導、相談事業の充実を図ります。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・生活保護受給世帯の自立に向けた相談・指導等の充実を図ります。（生活支援課）
- ・国の「ホームレス対策事業」及び「千葉県ホームレス自立支援計画」をベースに、柏市のホームレス対策を推進します。（生活支援課）

（３）国民年金保障の確保

- ・国民年金制度の趣旨や内容について積極的に啓発活動を推進するとともに、社会保険事務所と連携を密にし、国民年金制度全般にわたる相談業務の充実を図ります。（保険年金課）

●主要事業

- ・就労支援システムの充実

⁹⁴ 民生・児童委員 生活に困っている市民、児童・心身障害者（児）・お年寄りなどの問題を抱えられた市民の相談や保護・指導を行う委員。厚生大臣が委嘱。

第3節 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する

1. 子育ての環境の充実

●現況と課題

- ・核家族化や都市化の進行等による社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、保育サービス、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用ニーズも多様化してきています。
- ・女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率⁹⁵は、平成16年、全国平均で1.29と史上最低を更新しましたが、柏市ではそれを下回る1.12でした。少子化対策として、地域や職場において子育てを支援する環境づくりが急務となっています。
- ・身近な地域で互いに子育てを支え合い、豊かな親子関係を築くための取組を図り、地域ぐるみで子育て支援を充実させていくことが必要です。
- ・核家族が多い柏市では、地域で安心して産み育てることができるよう、必要な情報提供や相談体制の整備を図り、母子健康事業を充実させていくことが求められています。また、民生・児童委員、主任児童委員⁹⁶、柏市民健康づくり推進員⁹⁷等の地域の制度ボランティアや関係団体、地域組織との連携を深め、子育て中の親子を地域で支え合いができるよう、世代間の交流を深めつつ、いきいきと子育てができるような環境づくり、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めていく必要があります。
- ・多様な市民ニーズへの対応として、民間活力の活用による保育サービスの充実を図るとともに、延長保育、休日保育等の多様な保育需要に応じるため、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が望まれます。子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。
- ・柏市には現在、公立23園、私立5園の認可保育所がありますが、在籍児童数は平成11年から平成15年の5年間で約1割も増えており、希望の保育所に入ることができない待機児童が増加しています。保護者の病気や出産等による一時的保育等、多様な保育ニーズへの対応も求められています。
- ・また、共働きの家庭の増加に伴い、放課後を一人で過ごす児童も多くなり、その対策が課題となっています。平成17年10月1日現在、公立のこどもルーム⁹⁸が33

⁹⁵ 合計特殊出生率 人口統計上の指標で一人の女性が一生に産む子供の数を示す。この数値によって、将来の人口の自然増減を推測することができる。

⁹⁶ 主任児童委員 地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員。

⁹⁷ 柏市民健康づくり推進員 市民のだれもが安心して生活できることを目的に、市民が主体となって地域での健康づくりを推進するために市が委嘱した市民。

⁹⁸ こどもルーム 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るための学童保育所。

か所、自主学童保育所⁹⁹が2か所ありますが、さらに、子どもたちが放課後も安心して過ごせる施設拡充が望まれています。

- ・柏市のひとり親家庭¹⁰⁰は、離婚や婚姻外出産の増加等により年々増えています。母子家庭の場合は生活苦や雇用の悩みなど経済的な問題を抱えることが多いため、経済的自立を支援するための施策が行われています。一方、父子家庭には、子どもの養育や家事に関する悩みも多くなっています。いずれのひとり親家庭の場合にも、相談や支援体制の充実が望まれています。

市立こどもルーム設置の推移

(単位：人)

年度	ルーム数	児童数	指導員数
H 8	9	332	44
H 9	9	351	45
H10	11	410	51
H11	13	482	60
H12	15	671	77
H13	18	772	97
H14	20	868	114
H15	22	958	123
H16	24	1,080	128
H17	32	1,405	199

(注) 数字は各年度とも4月1日現在

(こどもルーム担当室)

⁹⁹ 自主学童保育所 地域の父母等が設置した民営の学童保育所。設置目的はこどもルームと同じ。

¹⁰⁰ ひとり親家庭 18歳に到達する日以降の3月31日までの児童を養育している母子家庭・父子家庭。

自主運営学童保育所の推移

(単位：人)

年度	ルーム数	児童数
H 8	10	263
H 9	10	264
H10	9	246
H11	8	257
H12	6	190
H13	5	177
H14	4	106
H15	3	103
H16	3	101
H17	3	99

(注) 数字は各年度とも4月1日現在

(こどもルーム担当室)

●基本方針

- ・子どもを産み育てることに喜びや楽しみを感じ、子どもの健やかな成長を見守りながら生活できるよう、地域の環境づくりを進めます。
- ・親子ともに、身近な地域で豊かな人間関係を築き、また、地域ぐるみで互いに子育てを支え合えるよう、取り組んでいきます。
- ・子育てと仕事の両立を支援し、多様な需要に対応する保育サービスの整備を進めます。

●施策の方向

(1) 子育ての負担の軽減

- ・妊娠、出産、育児にかかわる心身の健康などについて、気軽に安心して相談ができ、適切な情報が得られる窓口を整備します。専門職員の配置など職員体制の見直しや、体制の充実を図ります。また、民生・児童委員、主任児童委員、柏市民健康づくり推進員や子育てグループ等を通じて、身近な地域でのきめ細やかな情報提供を進めます。(保健福祉総務課、健康推進課、児童育成課、保育課)
- ・子育てに関する最初の相談窓口として、専門職員の配置など職員体制の見直しや、家庭児童相談室¹⁰¹の相談体制の充実を図ります。こうした相談体制の充実により、児童虐待の早期発見、早期対策に努めます。(児童育成課)
- ・子育て情報を把握整理し、インターネット環境の整備を含めた、わかりやすい子育

¹⁰¹ 家庭児童相談室 家庭における適正な児童養育・その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、家庭児童福祉にかかわる相談・指導業務を充実・強化するために福祉事務所に設置される相談室。

て情報の提供のあり方を検討します。(健康推進課、児童育成課)

- ・世代や障害の有無にかかわらず、市民すべてが、健やかで安心、快適な生活を維持し、生涯を通じて、生活の質の向上が実現できるように、保健、医療、福祉の総合的施策を実施します。これらの連携統合を確保するための新しい地域の拠点として、総合的な保健医療福祉施設を整備します。(保健福祉部、児童家庭部)
- ・就労していない母親の育児負担軽減にも対応した、一時保育を充実します。(保育課)
- ・多種多様な保育ニーズに対応するため、保育園での柔軟な事業展開とともに、私立保育園の活用と連携を進めます。また、私立保育園整備を支援します。(保育課)
- ・近隣による育児の助け合いや育児の伝承が失われつつある現状において、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集える場をつくり、相談や交流を通して、子育てについて自ら考え、行動できるような生きる力を育む支援をしていきます。(保健福祉部、児童家庭部)
- ・乳幼児医療費助成制度¹⁰²や児童手当¹⁰³などにより、子育ての経済的負担の軽減を図ります。(児童育成課)

(2) 地域ぐるみの子育て支援の充実

- ・乳幼児をもつ親子が気軽に集い、自由な雰囲気交流できる「子育て広場¹⁰⁴」の拡充を図ります。また、「母親学級・両親学級」と「母と子のつどい」を地域ぐるみの子育て支援として、身近な地域での展開を図ります。なお、これらについては、地域のおせっ会活動との交流の場や、地域の子育てボランティア、シニア世代、小中学生との交流を図ることのできる世代間交流の場としていきます。(健康推進課、児童育成課)
- ・母親たちの自主的運営による育児グループを支援し、身近な地域で互いに子育てを支え合うための仲間づくりと交流を通して、親子の心身の健康づくりを進めます。(健康推進課、児童育成課、保育課)
- ・児童センター活動の充実と地域における子育てボランティアの育成を図るため、既存施設や新規公共施設の整備に併せて市域ゾーンごとに中心的役割を担う拠点型児童センター¹⁰⁵の整備を進め、相互連携を図りながら、各地域の小規模児童センターや遊戯室と一体的に、地域に密着した児童館事業の展開を検討します。(児童育成課)
- ・こどもルームの空き時間を利用し、子育て支援事業への活用を検討します。(健康推進課、児童育成課、こどもルーム担当室)
- ・民生・児童委員、主任児童委員、柏市民健康づくり推進員等の子育て支援にかかわ

¹⁰² 乳幼児医療費助成制度 乳幼児が健康保険で通院や入院をしたとき、医療費の自己負担分を助成する制度。

¹⁰³ 児童手当 児童を養育している市民に支給される手当。

¹⁰⁴ 子育て広場 児童センターで行っている乳幼児親子を対象とした交流の場、仲間づくりの場をいう。

¹⁰⁵ 拠点型児童センター 市内の各ゾーンごとに置く中心的な児童センター。

るボランティアを核として、地域の関係者（地区社会福祉協議会、ふるさと協議会役員など）が子育てを見守り、子育てを支えるネットワークづくりをしていきます。子育てを見守る地域づくりを通じて、社会全体で子育てを担い、子育ての負担・不安の軽減を図り、虐待予防にもつなげていきます。また、若年世代の子育て中の親子・独居老人の孤立を防ぐため、乳幼児を持つ親子と高齢者との交流の機会づくりをします。（保健福祉総務課、健康推進課、高齢者支援課、児童育成課）

- ・1歳6か月児健康診査において、市民ボランティアが絵本を通して親子の絆を深め、心豊かな子どもを育むためのメッセージを伝えるブックスタート事業を充実します。フォローアップとして、乳幼児を対象としたボランティアによるおはなし会等を地域で展開します。（健康推進課、児童育成課、図書館）
- ・子育て中の男性が子育てに参加することを促すための啓発活動やきっかけとなるような行事を進めます。父親が主役・主体の行事を企画・実施して、子育て参画への意識づけを進めます。（市民活動推進課、男女共同参画室、健康推進課、児童育成課）
- ・地域の人々が、自分たちの地域に愛着を持ち、より良い地域づくりを自ら取り組んでいけるようなネットワークづくりを進めます。地域にいる様々な人材の掘り起こし・活用を支援し、それぞれがつながることで、さらに良い効果を生み出し、生きがいづくりにつながるような働きかけをします。また、子どもたちのおせっ会活動への参加を促進するとともに、ボランティア活動促進を図ります。（保健福祉総務課、健康推進課、高齢者支援課、児童育成課）

（3）子育てと仕事の両立支援

- ・保育園での保育の充実に努めます。また、民間活力を考慮して保育園を開設し、待機児童の解消に努めます。（保育課）
- ・子育てと就労支援を推進するため、民間活力を支援し、駅前保育園、駅前認証保育施設を開設します。（保育課）
- ・ファミリー・サポート・センター¹⁰⁶事業の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。（児童育成課）
- ・日曜、祝日などの休日保育は、民間保育園を活用します。（保育課）
- ・民間施設の利用などにより病気回復中の児童を保育する病後児保育室¹⁰⁷を整備し、病後児保育のニーズに対応します。（保育課）
- ・保護者の就労の多様化に対応して、週3回程度の保育や緊急一時保育としての保育を行います。また、就労していない保護者の育児負担の軽減（リフレッシュのため

¹⁰⁶ **ファミリー・サポート・センター** 地域において、生後6か月から10歳未満までの乳幼児・児童を対象に、子育ての援助を行うことを希望する人と子育ての援助を受けることを希望する人が会員登録し、会員間で行う育児援助活動を支援するセンター。

¹⁰⁷ **病後児保育室** 就学前の乳幼児で病気の回復期にあり、「集団保育を行うことが困難な時」、「保護者の傷病、出産、事故、介護などでやむを得ない時」などに病院や保育所等に付設された病後児用の保育室において当該乳幼児の一時預かりを行う施設。

の保育)を実施します。(保育課)

- ・児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する子ども短期入所事業(ショートステイ)¹⁰⁸を推進します。(児童育成課)
- ・障害児保育にかかわる保育園や幼稚園に対する相談支援を行います。(障害福祉課、保育課、児童育成課)
- ・民間活用も考慮に入れながら、こどもルームを市内全小学校区に計画的に整備し、放課後児童の健全育成と保護者への支援を図ります。(こどもルーム担当室)

(4) ひとり親家庭の子育て支援

- ・子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならない状況の中で、様々な困難・問題に直面している家庭が多いことから、生活支援や保育サービスの提供、経済的支援、就業支援等の対策を行います(ひとり親家庭等医療費等助成事業、母子寡婦資金貸付制度、ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成事業、ひとり親等就業資格等取得助成事業)。(児童育成課)
- ・虐待への早期対応や被虐待児家庭への支援を図るため、家庭児童相談員や保健師など専門職員による家庭訪問活動を充実します。(児童育成課)

●主要事業

- ・わかりやすい子育て情報の提供
- ・拠点型児童センターの整備検討
- ・ブックスタート事業¹⁰⁹
- ・保育園待機児童の解消
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・病後児保育事業
- ・子ども短期入所事業(ショートステイ)
- ・こどもルーム整備事業

¹⁰⁸ 子ども短期入所事業(ショートステイ) 児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が困難となった場合に、当該児童を児童養護施設等で一時的に養育する事業。

¹⁰⁹ ブックスタート事業 1歳6か月児健康診査のときに市民ボランティアが、絵本を通して親子の絆を深め、こころ豊かな子どもをはぐくむためのメッセージを伝える事業。

2. 健やかな成長と自立支援

●現況と課題

- ・児童虐待¹¹⁰、親子関係や思春期の心の問題などが顕在化し、社会問題にまで発展しています。乳幼児から思春期、青年期を通じ、親子の心身の健康づくりを進めるため、教育関係機関等との連携による相談・支援体制が必要となっています。
- ・子どもの数の減少、家族形態や生活形態の変化等、子どもを取り巻く社会の変化によって、子どもたちの遊び場、自然体験や社会体験の機会が減少しています。乳幼児期からの遊びの場や人と自然との交流を深める多様な機会を提供することにより、豊かな心や生きる力を育むことが求められています。
- ・地域において、子どもが安心して遊ぶ場があり、そこでの、子どもや親同士、さらには地域の世代を超えた交流を通して家庭の育児力を支援する、地域の育児力が求められています。
- ・少子化が進む中、子どもの健やかな成長のためには、保護者ばかりではなく社会全体が、主体的に子育てにかかわっていくことが必要となっています。

●基本方針

- ・子どもたちの健やかな心と体、主体性と社会性を育み、大人との信頼関係を保ちながら自立していく子どもたちを社会全体で支援する体制づくりを進めます。
- ・乳幼児期から地域の人たちとの交流を深め、相手を思いやり、互いに支え合う心を育み、「ともに生きる」力を備えた人づくり、地域づくりを進めます。

●施策の方向

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

- ・将来の柏を担う子ども自身の権利を尊重し、子どもの利益が最大限に生かされるよう配慮します。（保健福祉部、児童家庭部、教育委員会）
- ・子どもが自らの意思のもとに、子どもらしさを思う存分発揮しながら、異なる世代の子どもたちとのふれあい、遊びを通して、お互いを尊重し、社会性を育み、心身ともに健やかに育つための環境づくりをします。また、現代の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験の場などを、それぞれの発達段階に応じ、地域の教育資源等を活用しながら提供します。（保健福祉部、児童家庭部）
- ・手賀の丘公園や県立手賀の丘少年自然の家などの立地を生かし、子どもたちが自然環境に触れて感じる機会を積極的に増やしたり、親元を離れて集団での生活を体験学習する機会を創出するなど、関係機関と協議しながら、地域資源を生かした子育てを支援します。（児童育成課）
- ・子どもたちの社会性や主体性を育み、学校・家庭・地域の関係機関と連携しながら、

¹¹⁰ 児童虐待 親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為（不行為）。

地域で健やかに安心して暮らせるまちづくりをします。(保健福祉部、児童家庭部、教育委員会)

- ・安全で安心して遊べる場を提供するため、児童センターの整備検討とその活動を充実します。(児童育成課)
- ・放課後児童の健全育成の場のため、こどもルームを計画的に整備します。(こどもルーム担当室)
- ・小中学生の居場所づくりとして、民間施設も含めた社会資源を有効に活用した取組を進めます。(児童育成課)
- ・障害の有無にかかわらず、子ども同士が交流する場をつくります。(児童育成課)
- ・子どもたちが、地域の一員としてともに地域で育まれるために、保育園、幼稚園、学校、PTA、地域など、様々な子どもにかかわる団体間の連携を深め、多様な出会いや体験の機会・場を設けることにより、家庭及び地域の育児力を支援します。(児童家庭部、健康推進課、学校教育部、青少年課)
- ・子ども自身が気軽に相談できる体制の整備により、いじめ、不登校、児童虐待等の問題の重度化予防を図ります。(児童育成課、健康推進課、青少年課)
- ・児童虐待防止を目的として、発生予防から早期発見、早期対応など総合的な対応ができるように関係機関からなる要保護児童地域対策協議会¹¹¹を通して、情報を共有し援助方法や施策を検討します。(児童家庭部、保健福祉部、教育委員会)
- ・育児不安や、育児に対する負担感、子育ての孤立により虐待をしてしまう親たちがつくる自助グループを支援します。(健康推進課、児童育成課)
- ・子どもが地域社会の一員として、地域づくりに参加できるよう、学校や地域との協働により、地域の力を活かした多様な学習機会を提供し、生涯を通じた心と体の健康づくりを推進します。(健康推進課、児童育成課、学校教育部、青少年課)

(2) 子育て支援の推進体制の整備

- ・仕事と生活の時間のバランスがとれた働き方や男女共同参画の視点から、育児への男性参画を促すための啓発を進めます。(男女共同参画室)
- ・仕事と子育ての両立支援として男女とも育児休業を取得しやすく、働きやすい環境づくりを促進するため、企業支援を進めます。(男女共同参画室、児童育成課、商工課)
- ・子育て情報を把握整理し、情報提供を速やかに行う体制づくりをします。また、わかりやすい子育て情報の提供のあり方を検討します。(健康推進課、児童育成課)
- ・医療機関の持つ子育て支援に関する最新の調査・研究等の情報を広く市民に広報したり、行政が子育て支援事業を展開する際に必要な助言を得たりするなど、地域の医療機関との連携を推進します。(保健福祉総務課、健康推進課、児童育成課)
- ・学校や児童相談所、健康福祉センター(柏保健所)等専門機関との連携強化を図り、

¹¹¹ 要保護児童地域対策協議会 虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見、対応にあたるため、関係機関相互の連携、情報を共有するための機関。

不登校、引きこもり等、複雑・多様化する問題に囲まれた子どもの健やかな心身の発達を支援するため様々な場面に対応できる支援策の整備に努めます。（健康推進課、障害福祉課、児童育成課、学校教育部、青少年課）

●主要事業

- ・ 集団による生活体験機会の創出
- ・ こどもの居場所づくり
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ 企業に対する子育て支援事業

第6章 定住促進（快適に住み続けられるまち）

第1節 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する

1. 景観の向上

●現況と課題

- ・近年、市民生活におけるニーズも、利便性などの物質的なものから、心の豊かさや、ゆとり、うるおいといった精神的なものへとその重点が移行してきました。このようなかで、これまで以上に都市環境の質の向上が求められています。
- ・柏市は、商業・業務機能の集積や、つくばエクスプレスの開業及び沿線整備などにより広域連携拠点として発展してきています。一方、市内の公共空間を利用した広告の需要拡大とともに屋外広告物の設置が増加し、無秩序で周辺にそぐわない色彩の広告物、道路上に違法に設置された広告物などの問題が表面化してきました。これらの都市共通の問題を解消し、公共空間の景観保全を図るために、国は、平成16年に屋外広告物法の改正を行いました。
- ・平成17年6月1日に施行された景観法に基づく景観計画は、良好な景観の形成に関する事項を一体的に定めることが可能で、景観行政を進める上で、基本的な計画となるものです。自主条例から景観法委任条例への移行の検討が必要となっています。
- ・既成の地域別景観形成ガイドライン¹¹²等は、旧柏市域を対象としたもので、沼南地域の現況を調査・検証し、必要に応じ改定する必要があります。
- ・景観重点地区¹¹³制度の活用により重点的に景観形成を図る必要がある地区を指定し、地区の特性を生かした景観づくりを、沼南地域を含めた市域全域に広げていく必要があります。
- ・また、地域に密着した公共施設は、柏らしさや地域らしさを生み出す先導的な役割を担うものとして、シンボル性の高い優れたデザインが望まれています。
- ・デザインや色彩に配慮した統一感のある、わかりやすい公共サイン¹¹⁴の設置が求められています。
- ・新市の一体性確保のため、身近な景観資源を発掘することにより共通認識を深め、統一性のある景観形成の推進が求められています。
- ・景観づくりの基本方針である、柏市都市景観基本計画について、合併に伴い沼南地

¹¹² 地域別景観形成ガイドライン 地域ごとの、市民、事業者、行政等における景観形成を進める上での指針。

¹¹³ 景観重点地区 利根川や手賀沼周辺の自然景観、柏駅周辺やまとまった住宅地等の市街地景観など、優れた景観を創り、又は保全する必要があると認める地区を指定し、重点的に景観形成を図る。

¹¹⁴ 公共サイン 地域案内、施設案内、施設等への誘導案内など公共機関が設置する案内板の総称。

域を含め、改定する必要があります。

●基本方針

- ・景観法の制定により、良好な景観の維持、保全、創造のため、建築物等の新築等行為に対する規制や国の支援制度の活用により、総合的な景観形成の推進を図ります。
- ・重点的に景観形成の推進を図る地区や保全する地区を指定するとともに、地区の特性を生かした基準によって、個性的で快適なまちづくりを推進します。
- ・中核市移行に伴う権限移譲に合わせて、屋外広告物に係る条例等の整備を進めます。
- ・電柱等を除去し、歩道空間を有効に活用することによる、安全で快適な通行空間の確保に向け、電線類の地中化を推進します。

●施策の方向

(1) 骨格的景観の形成

- ・柏市景観まちづくり条例（自主条例）を景観法委任条例に移行し、実効性を高めるとともに法に基づく制度を活用し、総合的な景観の推進を図ります。（都市計画課）
- ・柏市都市景観基本計画を、合併に伴い沼南地域を含めた市域全域を対象とするよう改定し、都市景観形成を総合的かつ計画的に進めます。（都市計画課）
- ・利根川や大堀川及び手賀沼周辺などの水辺空間を、景観重点地区の指定を通じ、維持・保全に努め、やすらぎとうるおいある景観を守ります。（都市計画課、公園緑政課、治水課）
- ・柏駅周辺や柏の葉キャンパス駅周辺の都市拠点と、景観重点地区指定や景観形成ガイドラインなどにより、活気と美しさを兼ね備えた都市空間として創造していくことを目指します。（都市計画課、再開発課、北部整備課）

(2) 身近な景観づくり

- ・景観重点地区の指定などを通じて、地域住民を主体とし、地域の特性に応じた景観形成を誘導します。（都市計画課）
- ・優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、施工者等並びに景観形成に著しく貢献した個人又は団体を表彰し、景観づくりを推進します。（都市計画課）
- ・公共サインの設置にあたっては、柏市公共サインマニュアル等を活用し、統一感があり、市民にわかりやすく、景観にも寄与するように進めます。（都市計画課）
- ・柏市屋外広告物条例（仮称）の制定を進め、屋外広告物の規制、誘導により、良好な公共空間の形成に努めます。（土木総務課）

(3) 景観の創出、保全への配慮

- ・大規模建築物等の新築等行為については、届出制度により、計画段階から適切な助言、誘導を行い景観形成の推進を図ります。（都市計画課）

- ・景観アドバイザー制度¹¹⁵の活用により、景観形成についての助言等を行い景観の創出、保全に努めます。(都市計画課)

●主要事業

- ・景観法に基づく景観計画の策定
- ・地域別景観形成ガイドライン等の改訂検討
- ・景観重点地区の指定
- ・柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業
- ・柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業
- ・柏市屋外広告物条例(仮称)の制定及び同条例に基づく規制、誘導

2. バリアフリーの推進

●現況と課題

- ・本格的な高齢社会を迎えつつあるなかで、個人が人間として尊厳を保ちながら、高齢者や障害者が自立した日常生活を送り、社会参加できる環境の早急な整備とともに、それを支える人びとの意識づくりが求められています。
- ・柏市では、いわゆる交通バリアフリー法¹¹⁶に基づき、「街にでかけよう」―いつでも、どこへでも―を基本理念とし、市内で生活するすべての方を対象とした柏市交通バリアフリー基本構想を平成14年9月に策定しました。合併やつくばエクスプレスの開業に伴い駅が増えたことや、法律の見直しが進められていることから、今後、同基本構想の見直しが必要となります。
- ・バリアフリー環境の整備については、各事業者及び管理者が、柏市交通バリアフリー基本構想に基づく道路・公共交通・交通安全の各特定事業計画¹¹⁷を定め、平成22年度を目標にエレベーターやエスカレーター、トイレの改善、視覚障害者誘導ブロックなどのバリアフリー施設整備などを計画的に進めています。

●基本方針

- ・誰もが出かけたくなる意識と、それを支え、受け入れる環境が整った街を目指す

¹¹⁵ 景観アドバイザー制度 まちづくりの専門家等をアドバイザーとし登録し、必要に応じて開発などの事前協議等において助言を求める制度。

¹¹⁶ 交通バリアフリー法 正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月施行)。鉄道駅等旅客施設のバリアフリー化や、市町村が作成する基本構想に基づく周辺道路・駅前広場等のバリアフリー化の重点的・一体的な推進、公共交通事業者等の責務を明示している。

¹¹⁷ 特定事業計画 バリアフリー基本構想の実現に向け、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者が構想に掲げた事業を具体的に進めるための計画。

めに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。また、柏市交通バリアフリー基本構想に基づき、道路、公園、鉄道・バスなどの交通機関、その他の公共的施設のバリアフリー化を図ります。

- ・市民や事業者が、バリアフリーに対する理解を深め、支え合いの意識が醸成されるよう、支援・啓発を進めます。

●施策の方向

(1) 公共空間のバリアフリー化の推進

- ・市内の駅が増えたことや事業の進ちょく状況、法律の見直しを勘案し、柏市交通バリアフリー基本構想を改訂するとともに、各特定事業計画の着実な推進に努めます。(企画調整課)
- ・駅やその周辺にエスカレーターやエレベーターなどの設置を進めます。(企画調整課、道路建設課)
- ・既設歩道の段差・傾斜・勾配などの改善、幅広歩道(2m)の整備、視覚障害者用誘導表示の設置などの整備を図ります。また、通行の妨げとなる障害物の除去などを推進します。(道路建設課、道路維持課)
- ・身近な移動手段としてのバス交通に対し、ノンステップバス¹¹⁸の導入を促進するとともに、運行情報の提供などにより利便性の向上を図ります。(企画調整課)
- ・公園については、子どもから高齢者、障害者などが楽しく安心して憩い、余暇を過ごすことができるよう施設整備を進めます。(公園緑政課)

(2) 公共的建築物のバリアフリー化の推進

- ・公共施設の改築・新設にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。また、施設整備にあたっては、利用者の意見を取り入れていくとともに、周辺の道路や施設との通行に段差が生じないように配慮します。(各事業担当課)

(3) 住環境のバリアフリー化

- ・障害の状態に合わせた住宅改修や日常生活用具により、住宅のバリアフリー化や安全な生活の確保への支援を進めます。(障害福祉課、建築住宅課)
- ・公営住宅の改善に際しては、バリアフリー化の促進を図ります。(建築住宅課)

(4) 支え合い意識の醸成

- ・町会、自治会、商店街、市民団体、企業団体など、様々な場において、助け合い、支え合う意識を育み、心のバリアフリーを促進します。また、福祉活動への理解と参加を促進し、さらにはバリアフリーを進める市民活動へと高めていくため、積極的に情報提供や啓発活動を行います。(障害福祉課)

¹¹⁸ ノンステップバス バス床面が極めて低く、乗降口に階段がなく、だれもが乗り降りしやすいバス。補助スロープを利用することにより、車椅子による乗降も可能。

●主要事業

- ・ 駅施設へのエスカレーター、エレベーターの設置（南柏駅、逆井駅、増尾駅、北柏駅）
- ・ 歩道バリアフリー化対策事業
- ・ ノンステップバスの導入支援
- ・ 視覚障害者音声誘導装置の設置
- ・ 柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業
- ・ 柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業
- ・ 元町通り線・中通り線整備事業
- ・ 小柳町通り線整備事業
- ・ 末広あけぼの線整備事業

第2節 快適でゆとりある住環境を整備する

1. 住宅・住環境の向上

●現況と課題

- ・ 柏市は、東京都心から 30 k m 圏内に位置し、鉄道・道路などの恵まれた立地条件により昭和 30 年代から急激な都市化が進み、これに対応するために様々な用途の公共施設が建設されてきました。
- ・ 公的住宅は、現在、市営住宅 839 戸、県営住宅 144 戸、都市再生機構 6,188 戸、国・県の補助を受けた特定優良賃貸住宅 592 戸となっています。
- ・ これらの施設の中には、老朽化とともに、防災面や安全性、ライフスタイルの多様化への対応面などから、建て替え等機能更新が必要となっているものも少なくありません。民間の協力も得ながら、今後の公的住宅のあるべき姿を検討していく必要があります。
- ・ また、高齢化や福祉のまちづくりの観点から、バリアフリー仕様の高齢者向け住宅や福祉型住宅の供給が望まれています。また、省資源・省エネルギーの環境にも配慮した住宅づくりを誘導していくことも必要です。
- ・ 住環境の面では、阪神淡路大震災の教訓から、住宅地の防災性の確保が課題となっており、生け垣の奨励や 4m 未満の道路におけるセットバックによる空間確保などを今後も進めていかなければなりません。
- ・ 市の所有・管理する施設（建築物）のストックは、総数約 1,400 棟、延べ床面積約 67 万 m²に及んでいます。このうちの 447 棟、延べ床面積約 58 万 m²を対象として、保全計画を策定しました。さらに、合併後の平成 17 年度からは 77 棟を追加対象とした保全計画の策定を検討しています。
- ・ 市民のまちづくりについての関心が高まっており、特に、地域のまちづくりについては、住民の合意形成が重要となっています。

●基本方針

- ・ 高齢者や障害者が、それぞれのライフスタイルや健康状態に応じて、安心して住むことのできる住宅の供給を促進します。
- ・ 住宅の質の向上や、住宅を取り巻く周辺環境を含めた住環境の維持・向上を図るため、適切な指導・誘導に努めます。
- ・ 市民が安心して、快適に利用できるように公共施設の維持管理に努めます。
- ・ 市民の自主的なまちづくり活動を推進・支援します。

●施策の方向

(1) 住宅供給の促進

- ・ 公営住宅については、既存の住宅ストックを総合活用して、住環境の向上と機能改善を進めるとともに、老朽化した住宅の建替についても検討を進めます。（建築住

宅課)

- ・今後の公的住宅の供給については、民間賃貸住宅の借上げ制度などの検討を進めます。また、既存公的住宅の住環境と機能の改善を図ります。(建築住宅課)
- ・民間賃貸住宅における高齢者や障害者の安定した居住を図るため、入居可能な賃貸住宅の情報提供のほか、家賃助成などの検討を進めます。(建築住宅課)
- ・民間住宅のリフォーム相談、耐震相談を実施し、住環境と機能改善の支援を進めます。(建築住宅課)
- ・民間による優良な賃貸住宅の供給を促進するとともに、都市機構住宅においても、建替等に合わせたファミリー向け及び高齢者向け住宅の確保を促します。(建築住宅課)
- ・市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や土地区画整理事業での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。(区画整理課、再開発課、北部整備課)
- ・民間開発行為の協議等を通じて、安全・安心なまちづくりを誘導します。(宅地課)

(2) 住環境の向上

- ・良好な住環境の保全・育成を図るため、緑地協定などによる生け垣の奨励や緑化推進を進めます。また、地区計画¹¹⁹や建築協定¹²⁰などの制度の活用を進めます。(都市計画課、建築指導課、公園緑政課)
- ・工場の移転候補地の紹介や斡旋など、良好な住環境に向けた取組を進めます。(新産業支援室、都市計画課)
- ・地域のまちづくりを進めるための協議会づくりやアドバイザー制度など、市民主体のまちづくり活動を支援します。(都市計画課)
- ・千葉大学等との連携により、シックハウス症候群に対応した住環境の研究を進めます。また、その成果を受けて、住環境の改善、普及を促進します。(企画調整課、各事業担当課)

(3) 公共施設の環境整備の向上

- ・公共施設の利用環境改善のための保全計画の策定を推進していきます。(建築住宅課)

●主要事業

- ・市営住宅改善事業
- ・柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業

¹¹⁹ **地区計画** 建物の用途、高さ、最低敷地面積、壁面の後退、垣または柵の構造のルールや公共空地等の確保について、地区住民とともに定める計画。

¹²⁰ **建築協定** 区域の土地所有者等、全員の合意により、区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結するもの。

2. 上水道の整備拡充

●現況と課題

- ・ 柏市の水道事業は、昭和 30 年の給水開始以来、急激な人口増を背景に拡張事業を実施し、平成 14 年度から第六次拡張事業に取り組んでいます。平成 16 年度末では、合併により水道普及率は 89.7%となっています。
- ・ 水道水の水源は、地下水が約 35.0%、北千葉広域水道企業団¹²¹からの浄水（河川水）の受水が 65.0%となっています。

給水の状況

(平成 16 年度末)

給水区域内人口	380,121 人
給水人口	341,109 人
水道普及率	89.7%
1 日最大給水量	120,865m ³
1 日平均給水量	106,628m ³
1 人 1 日平均給水量	313 リットル

(水道部)

水源別給水量

(単位：m³)

年度	地下水	受水	合計	受水割合
H12	13,547,808	22,109,146	35,656,954	62.0%
H13	13,432,036	21,993,364	35,425,400	62.1%
H14	14,126,224	21,486,907	35,613,131	60.3%
H15	13,533,131	21,594,555	35,127,686	61.5%
H16	13,613,735	25,305,529	38,919,264	65.0%

(水道部)

- ・ 北千葉広域水道企業団による房総臨海地区工業用水の余剰水の取得により、当面の水需要に対応できる水源が確保されました。今後は、つくばエクスプレス開業に伴う北部地域の整備による水需要の動向が、水源確保対策に大きな影響を与えることから、今後の推移を注意深く見守る必要があります。
- ・ 水道施設の整備については、北部地域における増設とともに、老朽化が進んでいる既存施設の維持・修繕並びに更新を行う必要性が高まっています。

¹²¹ 北千葉広域水道企業団 千葉県北西部地域に水道用水を供給するために設立された特別地方公共団体。千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市で構成。

- ・防災対策として、一部既存施設には耐震性能が不十分であるものが存在していることから、大規模地震発生時のライフライン及び緊急飲料水の確保のため、既存施設の耐震性の強化を進める必要があります。
- ・近年では、河川の汚濁や化学物質による水源の水質悪化が懸念されており、安全で良質な水の供給が強く求められています。さらに、地球環境への関心が高まる中、水道事業は水循環を構成する一つの要素と認識し、水資源の保全と有効活用に留意していく必要があります。
- ・今後は、こうしたニーズに的確に対応していくための体制整備が必要であり、公営企業として、経営の健全性確保が一層重要になります。

●基本方針

- ・将来の水需要に対する水源確保を図るとともに、大規模地震等災害発生時の対応等を考慮した計画的な施設の整備・改修並びに更新を進め、安定した水の供給体制を確保します。
- ・水源から家庭に至るまでの水質の監視・管理体制の充実と浄水能力の維持・向上を図り、安全で良質な水の供給に努めます。
- ・地球環境の保全と健全な水循環の形成に配慮し、水資源の涵養と有効活用を進めます。
- ・水道事業の健全経営を確保するとともに、利用者サービスの向上を図ります。

●施策の方向

(1) 安定給水

- ・水需要動向を的確に把握し、必要かつ十分な水源の確保を図ります。((水) 総務課)
- ・既設井戸施設の取水能力の維持・改善を進め、地下水の安定的な確保に努めます。
(水) 浄水課)
- ・第六次拡張事業を推進します。((水) 配水課)
- ・老朽化が進んでいる水源地施設等の適切な維持管理と改修・更新を進めます。((水) 浄水課)
- ・配水管網の耐震性を強化するため、石綿セメント管、普通铸铁管等をダクタイル铸铁管に更新します。((水) 配水課)
- ・耐震性能が確保されていない水源地施設の改修・更新を進めます。((水) 浄水課)

(2) 安全で良質な水の供給

- ・水源である河川と地下水の汚濁を防止するため、関係機関、企業、市民との連携・協力を図ります。また、水源地の警備を強化するため、監視体制の充実を図ります。
(環境保全課、(水) 浄水課)
- ・水質管理の充実に努めます。((水) 浄水課)
- ・安全で良質な水を提供するため、浄水処理方法についての調査・研究を進めます。
(水) 浄水課)

- ・市民皆水道を目指し、配水管網の整備に努めます。また、専用水道¹²²から市水道への編入要望に対応します。（(水) 給水課、(水) 配水課）

（３）健全な水循環の形成

- ・地下水源の涵養を図るため、緑の保全や市街地での雨水浸透ますの設置、透水性舗装の整備等を進めます。（環境保全課、道路建設課）

（４）健全経営の確保

- ・水道事業の経営の安定・効率化を図るため、計画的な投資及び維持管理を推進します。（(水) 総務課）
- ・受益者負担の原則を基本とした適正な料金設定を図ることによって、水道事業の収入の安定性を確保するとともに、利用者サービスの向上に努めます。（(水) 総務課）

●主要事業

- ・水源の確保・涵養
- ・第六次拡張事業の推進
- ・北部地域整備事業
- ・石綿セメント管、老朽管の改良
- ・水源地施設の耐震化
- ・水源地監視体制の充実

3. 下水道の普及促進

●現況と課題

- ・公共下水道（汚水・雨水）の整備は、衛生的な生活環境の確保や浸水防除に加えて、河川や湖沼の水質改善を図るためにもきわめて重要であり、重点的に公共下水道（汚水）を整備してきました。この結果、平成 16 年度下水道（汚水）普及率は 83%に進ちよくし、近年では、大堀川、大津川の水質改善の傾向もみられています。

¹²² 専用水道 大規模団地などにおいて、独自の水源で、100 人を超える居住者に給水する水道。

下水道（污水）普及状況

（単位：ha・人）

年度	行政区域人口 ①	整備面積	処理人口 ②	普及率 ②／①	水洗化率
H12	324,805	2,991	243,073	74%	94.7%
H13	326,097	3,158	257,359	78%	95.5%
H14	328,028	3,274	264,962	80%	91.5%
H15	328,492	3,392	270,885	82%	94.4%
H16	376,018	3,993	312,238	83%	95.1%

（下水道総務課）

- ・しかし、依然として、手賀沼の水質汚濁は著しく、また、快適な都市環境を確保していくためにも、引き続き、整備を進める必要があります。
- ・北部地域については、土地区画整理区域及び周辺区域における整備を進める必要があります。
- ・合流¹²³区域の改善計画については、合流式下水道からの放流水質の基準が制定されたので、合流区域に流入している分流¹²⁴雨水区域の切離しを行うため、大堀川右岸第7号2雨水幹線の整備、篠籠田貯留場の取水方式の改善及びスクリーンの設置を行う必要があります。また、十余二工業団地は、北部第二幹線¹²⁵への接続を予定していますが、その間の老朽化した施設の維持管理が課題になっています。
- ・公共下水道（雨水）については、計画延長に対する整備率が39%（平成16年度）と低い状況となっています。流末となる大堀川、大津川の河川改修も進んでいることから、今後は、優先的に雨水幹線を整備していく必要があります。
- ・施設の充実とともに、これらの施設の維持管理が重要になってきています。また、これまでの施設整備や設備投資に伴う借入金の償還が事業経営を圧迫しており、公営事業として、健全な経営の確保が求められています。

¹²³ **合流** 汚水と雨水を分離することなく、同一管渠で排除する方式。

¹²⁴ **分流** 汚水と雨水を分離する方式。

¹²⁵ **北部第二幹線** 手賀沼流域下水道は、事業主体が千葉県で、7市（柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、印西市、白井市）の公共下水道で集められた汚水を受けて処理している。施設は、幹線管渠と終末処理場からなり、北部第二幹線は柏市の北部地域を対象とする幹線。

下水道（雨水）整備状況

(単位：m)

流域名	雨水幹線の延長		整備率
	計画	整備	
大堀川排水区	38,720	24,397	63.0%
大津川排水区	34,603	14,959	43.2%
富士川排水区	3,680	485	13.2%
坂川排水区	200	0	0.0%
利根川排水区	19,183	5,229	27.3%
利根運河排水区	9,754	3,690	37.8%
手賀沼排水区	5,421	0	0.0%
染井入落排水区	8,138	132	1.6%
金山落排水区	8,431	0	0.0%
松戸排水区	96	96	100.0%
沼南台排水区	2,215	2,215	100.0%
計	130,441	51,203	39.3%

(平成 16 年度：下水道総務課)

●基本方針

- ・快適な都市環境の創造と手賀沼等の水質改善を図るため、公共下水道（污水）の整備を進めます。
- ・浸水被害のない、安全なまちづくりに向けて、公共下水道（雨水）の整備を進めます。
- ・施設の計画的・効率的な整備と適切な維持管理を推進するとともに、経営の効率化・合理化を図り、健全経営の確保に努めます。

●施策の方向

(1) 污水対策の推進

- ・下水道（污水）普及率の向上を目指し、公共下水道（污水）の整備を推進します。
(下水道総務課、下水道建設課)
- ・柏駅周辺の合流式下水道区域については、分流式の本管布設に合わせて、宅地内の排水設備についても、段階的に分流化を推進します。(下水道部)
- ・十余二処理区¹²⁶については、老朽化が進んでいる十余二終末処理場の放流水の水質確保に努めつつ、計画的に北部第二幹線に接続します。(下水道部)
- ・民間等により集中浄化が行われている地区については、浄化施設（コミュニティプラント）の公共下水道化を進め、公衆衛生の向上を図ります。(下水道部)

¹²⁶ 十余二処理区 十余二工業団地を対象とする 98ha の区域で、市の終末処理場で処理している唯一の処理区。

- ・事業の投資効果を高めるため、水洗化の普及啓発活動に努めます。(下水道維持課)
- ・公共下水道により整備することを基本としますが、整備に長期間を要する地区については、合併処理浄化槽の設置を促進します。(環境サービス事務所)

(2) 雨水対策の推進

- ・河川改修計画との調整を図りながら、浸水の恐れがある地域から優先的に、公共下水道(雨水)の整備を推進します。また、整備に際しては、親水性や自然との調和を考慮した計画を進めます。(下水道総務課、下水道建設課)
- ・地域の排水については、流末となる公共下水道(雨水)整備の進ちょく状況、既存の排水施設の設置状況や排水能力等を勘案しながら整備を進めます。(下水道総務課、下水道建設課)
- ・公共下水道(雨水)の整備に長期間を要する地区については、雨水調整池や公共雨水貯留浸透施設等の設置により、雨水の流出抑制を図ります。(下水道総務課、下水道建設課、治水課)

(3) 健全経営の確保

- ・経営の簡素・効率化に努め、施設の計画的な建設と適切な維持管理を推進します。(下水道部)
- ・雨水公費、汚水私費の考え方を基本に、下水道使用料の見直しを図り、一般会計との経費の負担区分の適正化と経営の健全化を進めます。(下水道総務課)
- ・財源の有効活用と効率的な施設整備を推進するため、工事仕様や材料の見直し、他事業との連携により工事コストの縮減に取り組みます。(下水道建設課)
- ・汚水処理費、維持管理費の軽減を図るため、不明水¹²⁷の調査と止水工事を行います。(下水道維持課)
- ・管理施設の増加や管理の高度化に対応するため、最新の情報技術を導入した情報管理システムを整備し、市民への適切で速やかな情報提供に努めます。(下水道維持課)
- ・事業に対する市民の理解と認識を深め、円滑な事業推進を図るため、総合的でわかりやすいPRに努めます。(下水道部)

●主要事業

- ・公共下水道(汚水)の整備
- ・公共下水道(雨水)の整備
- ・合流改善(雨水)の整備
- ・北部地域公共下水道(汚水・雨水)の整備
- ・情報管理システムの整備

¹²⁷ 不明水 汚水管に浸入する地下水や雨水。

第3節 安全な生活環境を整備する

1. 都市の安全性の向上

●現況と課題

- ・柏市は、これまで自然災害は比較的少なかったものの、古い木造住宅が密集している地域や、老朽化した中高層建築物が立ち並ぶ地域もみられ、都市型災害の発生が懸念されています。
- ・また、柏駅を中心とした交通渋滞や違法駐車などは、災害発生時における緊急車両の通行など、災害救助活動の支障となる恐れが指摘されています。
- ・公共施設については引き続き、耐震診断・補強を進め、民間建築物に対しても啓発活動を行っていきます。
- ・個人住宅の安全性の向上を進めていくため、木造住宅の耐震相談を行っています。また、ブロック塀から生け垣への転換を奨励しています。
- ・阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、平成9年度、地域防災計画¹²⁸の見直しを行い、無線放送施設の整備や、コミュニティエリアごとに耐震性井戸付き貯水装置、防災備蓄倉庫を整備するなど、重点的な防災対策に努めてきました。
- ・災害発生時に身近な地域コミュニティで迅速な対応ができるよう、町会・自治会単位で自主防災組織の育成を進めています。平成17年3月末日現在で、172の自主防災組織が結成されています。
- ・いざというときに備え、市民や関係機関と連携を図りながら毎年、防災訓練を実施しているほか、防災マップやパンフレットの配布、防災講習会の開催など、啓発活動にも努めています。
- ・災害発生時に広域的な支援が得られるよう、県内外の複数の地方公共団体と相互応援協定を締結しているほか、関係機関や民間企業とも物資提供などの様々な支援協定を結んでいます。
- ・市街地内に存在する農地は、災害発生時における避難地など、防災空間として活用できるよう、防災協力農地制度を創設しています。
- ・また、阪神・淡路大震災の教訓や近年の豪雨災害、新潟県中越地震などにおいても、災害時要援護者の安全確保対策の推進が求められています。
- ・近年の豪雨災害や新潟県中越大地震などにおいて、住民の安全を確保するための迅速で確実な情報の伝達が課題とされています。
- ・近年は、排水能力を超える集中豪雨が発生しており、低地では浸水などの被害が発生しています。
- ・合併により、地域防災計画の修正が必要になっています。

¹²⁸ **地域防災計画** 災害対策基本法に基づき、市が策定した、防災に関する総合的かつ基本的な計画。市民の生命・身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための方策について定めたもの。

- ・国土交通省では、利根川流域の浸水予想地区を公表することから、水防法の規定による洪水ハザードマップの作成が必要となっています。
- ・さらに、平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民保護計画の策定が求められています。

●基本方針

- ・いつ災害が発生しても慌てることのないよう、自助、共助、公助を基本に、日ごろから防災に対する市民の意識を高めるよう努めます。
- ・迅速で正確な災害情報の提供に努めます。
- ・災害発生時に被害を最小限に抑制できるよう、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・誰もが安心して暮らせるよう、身近な、地域防災体制を充実します。
- ・国民保護計画について、市民等への周知を図るとともに、避難等の訓練を実施し、市民意識の啓発を図ります。

●施策の方向

(1) 防災知識の普及

- ・地震や火災の発生メカニズムを学び、防災に関する知識・技術を身につけるための、総合的な防災学習施設の設置を検討します。(防災安全課)
- ・災害に対する正しい対処の仕方を理解し、突然の災害にも的確に対応できるよう、市、市民、関係機関が連携して防災訓練を行います。(防災安全課)
- ・避難場所の確認や、家庭、職場などで常備しておくべき物など、自助、共助、公助を基本とした日ごろの心構えについての啓発活動を進めます。(防災安全課)

(2) 的確な情報提供

- ・災害の発生やその後の対応など、防災情報がすべての市民に迅速かつ正確に伝わるよう、無線放送施設の整備・改修を進めます。(防災安全課)
- ・災害の発生を、できるだけ早く市民に知らせるため、新たな情報通信媒体の活用など、情報提供手段の検討を進めます。(防災安全課)

(3) 防災都市の確立

- ・柏駅周辺地区については、防災の観点から、再開発事業の推進や交通環境の改善などを進めます。(都市計画課、再開発課、防災安全課)
- ・都市計画道路や公園の整備を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。(公園緑政課、街路課、防災安全課)
- ・公共施設の耐震診断・補強を進め、地震に強い施設の整備に努めます。また、民間施設についても、地震対策の啓発・促進に努めます。(建築住宅課、学校施設課)
- ・住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断への助成を進めます。補強についても支援を検討します。(建築住宅課)
- ・通学路の安全確認や、ブロック塀の耐震性の調査など、子どもや高齢者、障害者等

- にも安全な生活環境の確保に努めます。(建築指導課、障害福祉課、防災安全課)
- ・災害時の避難場所として、市街地内の農地を活用できる防災協力農地登録制度の拡大を図ります。(農政課、防災安全課)
 - ・災害現場の復旧や被災者の援助などを行うボランティアの組織化やコーディネートを検討します。(防災安全課)

(4) 地域防災の充実

- ・地域の防災拠点として、近隣センターの設備・機能を充実します。(防災安全課)
- ・避難した人々に混乱が生じないように、避難所の食糧・飲料水・生活用品など備蓄物資の充実に努めます。(防災安全課)
- ・災害時要援護者の把握や支援など、各地域において、迅速できめ細かな対応ができるよう、自主防災組織の育成を図ります。(防災安全課)

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護

- ・法律に基づく柏市国民保護計画(仮称)を策定するとともに、市民、事業者及び関係機関への周知を図ります。(防災安全課)
- ・武力攻撃等に対する知識を広めるため、国・県等と連携を図りながら、広報・啓発に努めます。(防災安全課)
- ・正しい対処の仕方を理解し、市、市民、関係機関の連携を図るため、訓練等を実施します。(防災安全課)
- ・国等からの情報が市民に迅速かつ正確に伝わるよう、無線放送施設の整備・改修や新たな情報通信媒体の活用などについて、検討を進めます。(防災安全課)

●主要事業

- ・無線放送施設整備事業
- ・洪水ハザードマップの作成
- ・柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業
- ・柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業
- ・木造住宅耐震診断助成事業
- ・耐震性井戸付貯水装置整備
- ・自主防災組織の充実
- ・災害時要援護者の安全確保
- ・地域防災計画の修正
- ・柏市国民保護計画の策定

2. 消防・救急体制の向上

●現況と課題

- ・柏市の消防機構は、沼南消防署及び高柳分署が加わり、常備消防は1本部4署（西部、東部、旭町、沼南）、6分署（根戸、大室、逆井、光ヶ丘、西原、高柳）が配備され、非常備消防は、従来の部制から分団制に組織を再編し、1本部5方面42分団体制となっています。合併により増加した消防施設については、適正配備及び計画的な更新整備が必要となります。
- ・近年の情報通信機能の発展や建築物の複雑・高密度・多様化に加え社会情勢や生活様式がめまぐるしく変化する中で消防が対峙すべき災害も質的・量的に変化しています。特に化学物質等の漏洩・流出の防止や排除等の警戒活動は複雑化しており、さらには生物剤や化学剤等によるテロ災害や武力攻撃災害による特殊災害から市民の安全を確保するため危機管理体制や関係機関との連携体制の充実・強化が急務となっています。
- ・変貌する社会環境に対し、消防水利¹²⁹や車両及び装備品等の充実強化を図る必要があります。
- ・火災を未然に防止し、被害を軽減するためには、市民の防火意識の高揚を図るとともに、高齢者等の災害時要援護者に対する防火安全指導が重要となります。
- ・建物等の防火対策としては、防火対象物等の増加に伴い、予防査察の強化と防火管理体制の充実が重要となっています。また、火災原因調査に困難をきたす事例が増加しつつあることから、出火原因の特定に向け、火災調査体制や火災調査員の充実強化に取り組む必要があります。
- ・地域に密着した災害活動を行う消防団については、器具置場等の消防施設整備や車両及び資機材など装備の充実を図る必要があります。
- ・救急活動については、救急出場件数の増加や救急業務の高度化に伴い、メディカルコントロール協議会¹³⁰のもと、除細動を始め気管挿管及び薬剤投与の実施が可能となり、更なる救命率の向上を図ります。また、高規格救急自動車の配備及び救急救命士の養成を計画的に推進し、地域全体の救急業務の高度化を図る必要があります。
- ・市民の救命率の向上を図るため、救急救命ネットワーク事業として、救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた人がいち早く除細動の応急処置を行うことが出来るよう、市役所、学校等の関係機関、デパート・ホテル等の事業所等を「救急救命ステーション」と位置づけし、救命講習と併せて自動体外式除細動器（AED）¹³¹の整備を促進する必要があります。

¹²⁹ **消防水利** 消防隊が消火（放水）活動を行う際に使用する施設。消火栓や防火水槽などの専用施設のほか、学校のプールなど緊急時の消火用水として指定したものがある。

¹³⁰ **メディカルコントロール協議会** 平成15年度に総務省消防庁及び厚生労働省が、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の資質の向上を目的とし、医師による指示及び指導体制の確立、医学的観点からの事後検証体制の充実など、消防と医療機関相互の円滑なる連携を持って、救急業務の高度化を推進する制度。

¹³¹ **自動体外式除細動器（AED）** 心室細動などの致命的不整脈が発生し、血液を全身に送り出す心臓ポンプ機能が失われた時に、装置が自動的に判断し、一時的に強い電気ショックを与え、正常な状態に戻す装置。

- ・さらに、国際消防救助隊¹³²に8名を登録、また緊急消防援助隊¹³³に消火隊2、救助隊1、特殊装備隊1、特殊災害隊1、救急隊1の6隊を登録し国内外の有事に備えています。また、国内外の大規模災害、特殊災害に対応すべく、国際消防救助隊及び特別救助隊員への教育及び車両、資機材の更新整備を計画的に図る必要があります。
- ・NBC災害¹³⁴やテロ災害などの特殊災害に対応する危機管理や資機材の整備が重要な課題となっています。

●基本方針

- ・市民が「安心・安全」の意識の中で、消防に安心を感じられる組織づくりを図ります。
- ・複雑・多様化する火災や事故、災害の性質や様相が変化している特殊災害及び自然災害等において初動体制の強化として施設等の整備を図ります。
- ・医療機関との連携及び救急・救助体制の強化により、救命率の向上を図ります。
- ・市民、事業所、市内関係機関及び消防機関との救急救命ネットワークを構築し、救命率の向上を図ります。
- ・火災予防意識の高揚を図り、市民の自発的な活動を支援します。
- ・消防団の機動力の向上及び消防施設の充実に努めます。
- ・消防法の改正に伴い、住宅防火対策を推進します。
- ・特殊災害等に対応する体制強化と車両・消防装備の充実強化を図ります。
- ・国際消防救助隊、緊急消防援助隊については、総合訓練等へ積極的に参加し、救助意識・技術の向上を図ります。

●施策の方向

(1) 消防体制の充実

- ・消防体制が拡大することにより、市民に安心感を与える組織として消防局への機構改革を研究・検討するとともに、災害地点まで速やかに到達できる署所の適正配置を推進します。((消)総務課)
- ・消防施設老朽化への対応や大規模災害の消防力の強化として、消防本部庁舎の耐震整備、根戸分署、大室分署及び沼南消防署の移転建設、手賀東部地区への新分署の建設並びに消防防災センターの訓練施設の充実を図ります。((消)総務課)
- ・合併に伴い、消防水利の基準に基づき、大規模災害等に対する地域実情を踏まえたより一層の消防水利の適切な配置の整備の推進に努めます。また、避難所などの災

¹³² 国際消防救助隊 海外で大規模な災害が発生し、被災国の要請により国際緊急援助活動を行うために登録した救助隊員で構成される派遣部隊。

¹³³ 緊急消防援助隊 国内で発生した地震等による大規模災害時に人命救助活動等を効果的に行うために、全国の消防機関で構成された組織。

¹³⁴ NBC災害 N (Nuclear) =核物質、B (Biology) =生物剤テロ、C (Chemical) =化学剤テロによる災害。

害時に拠点となる施設や、各種公共工事等に併せて消防水利が設置できるよう、関係機関との連携に積極的に取り組み、整備を図ります。(警防課)

- ・設置されている消防水利が有事の際、確実に使用できるよう、路面に所在を標示し、円滑かつ迅速な消防活動ができるよう整備を図ります。(警防課)
- ・特殊災害に対応するための機動部隊の構築と支援情報のネットワーク化を図ります。(警防課)
- ・迅速かつ確実に災害を掌握し、消防隊の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成21年度に消防指令センターのシステム全面更新を実施し、併せて消防無線通信を用いた多様な情報の供給と通信内容における情報保護のため、消防本部に属する消防無線基地局¹³⁵及び陸上移動局¹³⁶すべてのデジタル化整備を図ります。(指令課)
- ・地域の防災活動の向上を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、器具置場や消防車両及び資機材の計画的な更新、資機材の軽量化を図り、各種災害に迅速かつ効率的な消防活動に努めます。また、地域・実態に応じた消防団活動に参加しやすい環境の整備を進めます。((消)総務課、警防課)

(2) 火災予防の推進

- ・柏市火災予防条例の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月2日から住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられたことに伴い、住宅防火対策に積極的に取り組みます。(予防課)
- ・防火管理体制の充実を図るために、甲種防火管理講習¹³⁷の再講習¹³⁸を開催します。(予防課)
- ・法令違反対象物の是正処理等の指導強化及び各所属を拠点とした査察体制の充実強化を図ります。(予防課)
- ・福祉と連携し、高齢者、障害者、緊急通報システム設置者宅等を訪問し、災害時の対応及び日常の防火体制について指導強化を図ります。(予防課)
- ・建築、構造の多様化、複雑化する建築物に対し火災予防のため、消防用設備等の設置指導等の充実強化を図ります。(予防課)
- ・多種多様化する火災の原因調査に対応するため、火災調査体制の整備を図ります。(予防課)

¹³⁵ **消防無線基地局** 正式には「基地局」といい、陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局。柏市消防本部では、指令センター及び沼南消防署に設置されている無線設備がこれに該当する。

¹³⁶ **陸上移動局** 陸上(河川、湖、沼を含む)を移動中、又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局(海上、上空の移動は含まない)。柏市消防本部の無線局では、可搬、車載、携帯型無線機がこれに該当する。

¹³⁷ **甲種防火管理講習** 消防法第8条の規定により、多数の者を収容する建物には、防火管理者を置き、防火管理上必要な業務を行わせることが義務づけられている。この防火管理者に必要な知識及び技能を修得させるための講習をいう。

¹³⁸ **再講習** 消防法施行規則の改正により、収容人員300人以上の劇場、ホテル、百貨店等の不特定多数の人が出入りする対象物の甲種防火管理者は、5年に1度「再講習」を受講することが義務づけられている。

(3) 救急・救助体制の充実

- ・高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備を図るとともに、救急救命士を養成し救命率の向上を図ります。(救急課)
- ・救急救命ネットワーク事業に基づき、自動体外式除細動器(AED)を含んだ救命講習を普及し、より多くのバイスタンダーCPR(現場に居合わせた人が心肺蘇生を行うこと)の育成を図りつつ、市内公共施設、不特定多数が利用するデパート・ホテル等の事業所に自動体外式除細動器(AED)の整備促進を図ります。(救急課)
- ・地域救急業務メディカルコントロール協議会を中心に救急隊員の資質の向上と病院間との連携を強化し、救命率の向上を図ります。(救急課)
- ・救助用の車両や装備の高度化を図るとともに、国内外の大規模災害や特異災害に対応できる隊員の育成に努め、災害現場での災害時要救助者等への早期対応を図ります。(警防課)

●主要事業

- ・消防本部庁舎耐震整備
- ・分署移転建設(根戸分署、大室分署)
- ・手賀東部地区分署建設
- ・消防訓練センター整備
- ・消防水利整備
- ・特殊災害に対応する機動部隊の構築と支援情報のネットワーク化
- ・高機能消防指令センター総合整備
- ・消防専用無線電話装置整備
- ・消防団器具置場の更新整備
- ・住宅防火対策の推進
- ・救急高度化の推進

3. 交通安全・防犯体制の強化

●現況と課題

- ・柏市の交通事故は、ここ数年人身事故で年間2,000件を超え、県内でも常に上位にあります。特に最近は、高校生、高齢者の事故が増えています。このため市では、交通安全に対する意識を高めるため、学校や老人クラブなどを対象にした交通安全教室を実施し指導しています。また、高齢者交通事故防止対策推進会議等の関係機関・関係団体と連携し、地域に密着した啓発活動を行っています。
- ・車両交通量の増大に対する交通事故防止のため、カーブミラーなどの交通安全施設や道路照明設備の設置・交換を進め、交通事故の防止に努めています。

- ・また、合併により、防犯灯の維持管理制度が変更されたことを受け、設置要望が増えることが予想されます。住民の防犯意識が変化している中、「安全あんしんまちづくり」を推進しつつ、防犯灯のあり方を見直す時期にきています。
- ・防犯については、平成13年4月1日に柏市安全で安心なまちづくり推進条例を施行し、市、市民、事業者、警察をはじめとする関係機関・団体の連携により、各種防犯事業を展開しています。
- ・特に、犯罪の多発や落書きの横行などにより、治安の悪化が懸念されていた柏駅周辺については、平成13年7月に安全推進モデル地区に指定し、重点的に各種防犯事業を実施しています。
- ・平成15年3月には、柏駅周辺事業者の防犯活動の推進と防犯ボランティアへの支援を目的として、柏駅周辺防犯推進協会が設立されるなど、柏駅周辺における環境は、改善の兆しを見せています。
- ・一方、市内各地域においては、市民の防犯意識の向上により、町会・自治会、PTA、青少年関係団体などの防犯活動が行われるなど、また、個人活動として、平成15年12月から開始したエンジョイ・パトロールにも数多くの方に参加いただいています。
- ・犯罪の発生状況は、年々増え続けてきましたが、平成14年をピークに平成15、16、17年と連続して減少傾向を示し、一定の歯止めが掛かってきたといわれるようになりました。
- ・しかしながら、犯罪発生件数はなお高い数値を示しており、一般住宅対象の侵入盗や振り込め詐欺などの身近な犯罪は、依然として多発しています。また、子どもを狙った犯罪や、不審者による声かけ事案は連日発生しており、子どもの安全が脅かされています。
- ・市内には現在、警察署1、交番15、駐在所5、合計21の警察施設が設置されていますが、特に警察署については、昼夜人口、治安情勢等から、警察署の新設が必要となっています。また、交番の新設や空き交番の解消なども市民から要望されています。
- ・防犯交通安全組合などの防犯推進団体に対して、更なる組織体制の充実と効果的な活動が展開できるよう必要な支援を行っています。
- ・路上や公園などの身近な公共空間において、ひったくり、ちかん、車上狙いなどの犯罪が多発していることから、犯罪の防止に配慮した公共空間における、構造、設備及び管理についての基準を策定します。この基準を基に、実施できる施設から段階的に取り入れていきます。
- ・市全体を見据えた防犯事業の拡充を推進し、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指していきます。

●基本方針

- ・交通事故減少に向け、幼稚園、保育園、学校、地域等が一致協力し、関係機関と連携を図りながら、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めます。

- ・住民の視点に立ち、交通安全施設や安全な道路環境の整備、交通指導の強化を進めます。
- ・市民が安心して暮らせるよう、市、市民、事業者、警察をはじめとする関係機関・団体と連携しながら犯罪の防止に努めます。
- ・「安全あんしんまちづくり」の一環として、防犯灯のあり方及び補助制度の見直しを図ります。
- ・犯罪を、起こさない人づくり、起こりにくいまちづくり、起こりにくい地域づくりを進めます。

●施策の方向

(1) 交通事故の防止

- ・警察等関係機関と連携を保ちつつ、交通事故が増加傾向にある高校生、高齢者に対し、交通安全教室等の啓発活動を重点的に行い交通安全の普及・啓発に努めます。
(交通施設課)
- ・交通事故防止を図るため、カーブミラーなど交通安全施設等を整備し、また、道路改良、信号機及び横断歩道の設置、速度制限等の交通規制について、関係機関との協議を進めます。(交通施設課)
- ・交通安全対策の観点から、優先的に区画線等の道路標示を行います。(交通施設課)
- ・道路照明は、老朽化しているものが多いため、点検をし、計画的に整備します。(交通施設課)
- ・防犯灯のあり方及び補助制度について調査研究をし、見直しを図ります。(交通施設課)

(2) 犯罪の防止

- ・犯罪防止のため、警察署の新設、交番施設の増設及び空き交番の解消による警察力の強化に努めます。(防災安全課)
- ・家庭、学校、地域、関係機関の連携を強め、一体となって子どもの安全対策や青少年の非行防止対策に努めます。(防災安全課、学校教育課、指導課、学校安全対策室、青少年課)
- ・学校の安全に関する施設整備を進めます。(学校教育課、学校施設課、学校安全対策室)
- ・市民参加による防犯活動を普及させていくとともに、防犯交通安全組合などの防犯推進団体の活動を活発化し、地域にきめ細かな防犯対策を進めます。(防災安全課)
- ・公共空間における犯罪の防止に配慮した構造、設備及び管理についての基準を策定し、段階的に施設への取り入れを要請します。(防災安全課)
- ・柏駅周辺地区等においては、柏駅周辺防犯推進協会を中心として、引き続き重点的な防犯施策を推進します。(防災安全課)

●主要事業

- ・交通安全施設等の整備
- ・防犯灯の設置促進
- ・柏警察署の2分署化及び交番の新設要請
- ・子どもの安全対策
- ・犯罪を起こさせない人づくり（組織づくり）事業
- ・犯罪が起これにくいまちづくり（地域づくり）事業

4. 基地対策

●現況と課題

- ・海上自衛隊下総航空基地は、総面積約 262ha を有し、約 171ha が市内にあります。訓練機の離発着による騒音や航空機事故の危険性などは、住民の生活環境を保全する上で、課題となっています。
- ・また、市内の自衛隊関連施設としては、他に航空自衛隊航空システム通信隊システム管理群中央通信隊送信所小隊及び陸上自衛隊柏高射教育訓練場があります。

●基本方針

- ・基地周辺の生活環境を改善するため、関係機関への要望を行うなど、基地周辺対策の充実に努めます。

●施策の方向

（1）騒音・安全対策の充実

- ・騒音の軽減、事故防止など、基地に関連する安全対策について関係機関へ適切な要請を行います。（企画調整課）

（2）基地周辺対策の充実

- ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく生活環境の整備推進や制度の充実に要請するとともに、基地周辺環境の整備として学校施設や道路などの整備・充実に努めます。（企画調整課、各事業担当課）
- ・個人住宅の騒音対策として実施している防音工事に対し、対象住宅の拡大など、内容の充実に関係機関に要請します。（企画調整課）

●主要事業

- ・騒音・安全対策の充実
- ・基地周辺対策の充実
- ・風早南部小学校の移転整備

第4節 バランスのとれた都市構成を実現する

1. 総合交通体系の充実

●現況と課題

- ・柏市は、東京都心へ直結するJR常磐線快速・緩行線（営団地下鉄千代田線）と首都圏の環状鉄道網である東武鉄道野田線が中心部に乗り入れ、また、道路では首都圏の放射・環状系の広域幹線である国道6号と16号が市内中央で交差し、主要地方道船橋我孫子線が市南部を、常磐自動車道が市北部を通り、さらにはつくばエクスプレスが平成17年8月に開業するなど、千葉県北西部の交通の要衝となっています。
- ・国の第5次首都圏基本計画¹³⁹では、柏市を中心とした地域が広域連携拠点の一つとして位置づけられており、拠点相互間や他の地域等との連携・交流を強化する広域交通体系の確立に向けて取り組んでいます。
- ・鉄道については、都心などへの高速交通軸の形成や輸送力の増強、新型車両導入など、広域交通ネットワークとしての機能強化や、駅舎整備による通勤・通学環境の改善を今後も要請していく必要があります。
- ・東京都心から松戸までの延伸が計画されている地下鉄11号線（営団地下鉄半蔵門線）については、さらに柏市南部地域方面への延伸を関係機関に働きかけています。
- ・国道6号・16号では、市内の道路網整備の遅れによる交通の流入や、沿線への郊外ショッピングセンターの出店、相対的な交通量の増加などにより混雑が慢性化しており、生活環境や交通安全面での問題が発生しています。このため、バイパス機能や補完機能を備えた骨格道路網や沼南地域との一体性を確立する道路の整備など、将来都市構造を踏まえ総合交通体系の構築を図っていく必要があります。
- ・高齢社会が進み、鉄道やバスなど、公共交通の持つ社会的な役割はさらに高まっています。このため、事業者との協力により、市民の需要に合った交通手段の確保とその利便性、快適性の向上を図っていくことが望まれています。
- ・バス交通は、市民生活に密着した身近な公共交通機関となっており、まちづくりを進める上でも重要な役割を担っています。しかし、まだ、バス路線が乗り入れている地域があることや、道路混雑、柏駅への路線集中などによる遅延やサービス面での課題が生じています。特に大津ヶ丘方面と柏駅を結ぶ路線は、国道16号の慢性的な渋滞により定時制の確保が課題となっています。また、バス事業の規制緩和などにより市が担っていく役割も重要性を増しており、南部地域においては新しい交通サービスとして乗合タクシー¹⁴⁰事業を開始しました。

¹³⁹ 第5次首都圏基本計画 首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏に関する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにした計画。

¹⁴⁰ 乗合タクシー 狭い道路も通行ができるよう10人乗り以下の車両を活用して、路線バスと同じように決まったルートを時刻表に基づいて運行する新しい交通手段。

- ・つくばエクスプレス開業に伴い、柏の葉キャンパス駅、柏たなか駅へのアクセスや北部地域周辺の交通網の整備、さらには、北部地域と柏駅周辺地区の連携・交流機能を強化するために両者を結ぶ交通軸の検討が必要となっています。
- ・中心市街地では特に、商店への物資供給をはじめとする物流活動が頻繁に行われることから、交通渋滞や環境問題が懸念され、その改善が望まれています。
- ・公共交通の利便性を高め、自家用車から公共交通機関等への利用転換を図ることにより二酸化炭素などの有害物質を削減し、環境的に持続可能な交通社会を築くことが必要と考えられます。

●基本方針

- ・首都圏における広域連携拠点としての発展を支える交通ネットワークの形成を目指します。
- ・円滑で快適な交通環境を実現するため、鉄道・バスなど、公共交通機関のサービス水準の向上や、利用促進に努め、自家用車から公共交通機関等への利用転換によって環境負荷の軽減を図ります。
- ・すべての駅及び駅周辺のバリアフリー化を図り、移動の円滑化と乗り換え時の利便性の向上を図ります。

●施策の方向

(1) 広域幹線道路の整備

- ・国道 16 号千葉柏道路の早期整備を関係機関に要請します。また、国道 16 号の渋滞緩和を図るため、早期の事業化を目指して、調査の促進と都市計画決定などの所要の進めを進めます。(道路建設課)
- ・新市の一体性の確立と都市活動の活性化を図るため、新市の交通体系の骨格をなす幹線道路である塚崎箕輪線及び増尾南増尾線の早期完成を関係機関に要請します。(街路課)

(2) 鉄道対策

- ・在来鉄道の輸送力増強、コンコースの改善や駅舎整備、線路の複線化、新駅設置の可能性検討などを働きかけます。(企画調整課)
- ・通勤・通学の利便を図るため、JR 常磐線の東京駅乗り入れと東海道線との相互直通運転の早期実現と、つくばエクスプレスの秋葉原から東京駅までの延伸を要望します。(企画調整課)
- ・地下鉄 11 号線の南部地域への延伸について、近隣自治体と協調しながら関係機関へ働きかけます。(企画調整課)

(3) バス対策

- ・バス交通の定時性と信頼性を確保し、さらに利用促進を図るため、市街地整備との整合を図りながら路線網の見直しや運行の充実について事業者と協議します。(企

画調整課)

- ・新市の一体性の向上やバス不便地区の解消、公共公益施設への連絡機能を高めるため、多様な交通サービス主体との連携協力を進めるとともに、コミュニティバス¹⁴¹など新たなバスサービスの導入を進めます。(企画調整課)
- ・ノンステップバスや低公害バスの導入促進により、人や環境にやさしいバス交通の実現を支援します。(企画調整課、環境保全課)

(4) 交通結節点の整備

- ・乗り換え利便性の向上を図るため、市街地や駅前広場、バスターミナルの整備・改善を図ります。また、駅周辺における駐車場・駐輪場の整備や交通円滑化対策の推進等に取り組みます。(企画調整課、都市計画課、区画整理課、再開発課、道路建設課、交通施設課)
- ・駅及び駅周辺施設のバリアフリーの施設整備を推進します。(企画調整課、道路建設課)
- ・中心市街地の物流交通を削減するため、運輸事業者、商店主と協働し共同集配送の実現に努めます。(都市計画課)

(5) 事業推進方策の確立

- ・市や公共交通機関事業者などによる協議会組織をつくり、市民ニーズに対応した計画的な交通整備体制の確立に努めます。(企画調整課)
- ・新市における移動の円滑化と一体性の向上を図るため、新交通システム導入の可能性を検討します。(企画調整課、都市計画課)

(6) 公共交通等への利用転換

- ・自動車から排出される二酸化炭素などの有害物質を削減し、環境的に持続可能な交通社会を築くために、公共交通や自転車等の利便性を高め、自家用車から電車、バス、自転車等への利用転換の促進に努めます。(企画調整課、環境保全課、交通施設課、道路建設課)

●主要事業

- ・都市計画道路の整備促進（塚崎箕輪線、増尾南増尾線）
- ・JR常磐線快速電車の東京駅乗り入れ要望
- ・東武野田線複線化等、鉄道の利便性向上・機能強化要望
- ・多様な交通サービスの提供・支援
- ・ノンステップバスの導入支援

¹⁴¹ コミュニティバス 高齢者、障害者への対応も含め、既存のバスサービスだけではカバーしきれない地区や施設を連絡する乗合バスで、地方公共団体の主導により、路線バスと福祉バスの双方を補完する役割を持つ。

- ・ E S Tモデル事業¹⁴²の推進

2. 道路網の整備

●現況と課題

- ・ 柏市の道路網は、首都圏の放射系道路である国道 6 号、環状系道路である国道 16 号の 2 つの広域幹線道路を骨格として、柏駅周辺地区を中心とした放射・環状系道路を配しており、おおむね格子状の都市計画道路網となっています。また、市の北部地域ではつくばエクスプレス及びその沿線整備にあわせ、都市軸道路や都市計画道路が配置されています。都市計画道路の総延長は市全域で約 150 k m、66 路線となっています。
- ・ 整備状況は、急激な都市化の進行に比べ遅れており、幹線道路の整備率は約 33% と低い水準となっています。
- ・ 国道 6 号及び 16 号の広域幹線道路が市内中心部で交差することから広域通過交通、市中心部へ流入する交通及び生活交通が重複し、市内の既存の道路は慢性的な交通渋滞に陥っています。このため、道路本来の役割である交通機能、沿道利用機能、防災機能（空間機能）等に支障が生じています。
- ・ 都市の活力を維持・増進させていくためには、今後も幹線道路や生活道路の整備を推進していくことが必要です。道路は、道路本来の交通機能や避難路・延焼防止などの防火機能（空間機能）に加えて並木道としての都市における緑の空間、さらには上下水道・電気・ガスなどのライフラインの収容スペースとしての役割も担っており、生活環境に配慮した道路整備を進めていくことが望まれます。なお、生活道路の整備には多額の事業費が必要となるため、長期的な財源確保が課題となっています。
- ・ 市内全域の生活道路の安全かつ円滑な機能を確保するため、道路パトロールの実施や、市民からの要望に対する早急な対応など、安全で快適な生活環境を確保できるよう、道路の維持管理に努めています。
- ・ また、合併に伴う道路管理情報の電算化や、平成 13 年度の測量法の改正に伴う基準点の世界測地への変換が必要となっています。

●基本方針

- ・ 現在と将来の交通需要を的確に捉え、計画的、効率的かつ効果的に道路整備を進め、市内交通の円滑化向上を図ります。特に、新市建設計画における道路ネットワークについては、新市の速やかな一体感の醸成に寄与する路線、また、新市の各拠点間

¹⁴² E S Tモデル事業 国土交通省の環境行動計画モデル事業の一環として柏市・流山市が提案した、「環境的に持続可能な交通モデル事業」。E S Tとは、Environmentally Sustainable Transport の略。

の連携を促進する路線などの整備を進めます。

- 生活の基盤となる生活道路については、防災や安全性の向上の観点から拡幅整備や道路の維持補修を継続的に行い、安全で良好な道路機能の維持に努めます。
- 市民から寄せられる多数の要望について、市民と共通の認識をもって改善を図っていきます。
- 災害発生時避難路や災害を遮断する空間としての都市防災機能を高め、安全な都市生活の実現を目指します。
- 旧沼南町が構築した電算システムを基に、道路管理システムの整備を進めていきます。また、道路管理情報を関係部局が共有し、有効に活用できるよう統合型GISの構築を目指します。

● 施策の方向

(1) 広域幹線道路の整備

- 【第6章第4節1「総合交通体系の充実」[施策の方向]1 広域幹線道路の整備 に掲載】

(2) 市内幹線道路網の拡充

- 広域幹線道路と市内幹線道路との機能の分離を図り、円滑な道路交通の実現を目指します。特に、新市の一体性の確立と都市活動の活発化のため、交通体系の骨格をなす主要道路の整備を計画的に進めます。(街路課、道路建設課、新市道路整備室)
- 市の南北を結ぶ幹線道路の確保、柏環状道路の整備と歩行者及び自転車ネットワークの形成を進めます。(街路課、道路建設課)
- 交通渋滞が激しく、事故が頻発する交差点については、公安委員会と協議し、右折帯設置等により改良を行います。バスベイの設置も積極的に行い、車両の円滑な通行を図ります。(道路建設課、交通施設課)
- 北部地域の新たな拠点づくりを支える都市計画道路の整備を進めます。(街路課、北部整備課)
- 民間開発行為の協議等を通じて、道路の拡幅を誘導していきます。(宅地課)

(3) 生活道路の整備

- 地域に密着した生活道路については、スムーズな車両相互通行ができるよう狭あい道路の整備や通学路の歩道整備などを計画的に進めます。(道路建設課、道路維持課)
- 民間開発行為の協議等を通じて、道路の拡幅を誘導していきます。(宅地課)

(4) 市民に親しまれる道づくり

- 歩いて暮らせるまちづくりを目指し、安全に歩ける歩道や自転車道の整備を進めます。(街路課、道路建設課)
- 市道の愛称制定を推進するとともに、地域の市民参加型維持管理制度の検討を行い、

道やコミュニティに対する市民の愛着を醸成します。(土木総務課)

- ・ 柏駅周辺地区は、アーバンネットワークプロジェクトに基づき、歩行者系都市計画道路の整備や柏駅周辺を環状に取り囲む歩行者空間の整備などを進め、賑わいと回遊性の創出を図ります。(再開発課)

(5) 道路の適正な管理

- ・ 安全で良好な道路機能の維持を図るため、道路の舗装補修や、道路構造物の補修、側溝等の補修、清掃に努めます。なお、これらの業務については、段階的に委託化を図っていきます。(道路サービス事務所)
- ・ 市民から寄せられる多数の要望について、改善の具体的な内容や方法等の情報を提供し、共通の認識を持って効率的に生活道路の維持管理を実施します。(道路維持課)
- ・ 業務の効率化、高度化、整備コストの低減化を図るため、GISによる道路管理システムの整備(道路網図、道路台帳、道路台帳現況平面図等)を進め、道路に係る情報の提供に努めます。また、統合型GISの構築に向けて関係部局との連携を図ります。(土木総務課、情報政策課)
- ・ 公共基準点の見直し及び世界測地への変換を進めます。また、電子基準点設置に向けて、国土地理院と協議を進めるとともに、柏市公共基準点取扱条例(仮称)を制定し、公共基準点の管理に努めます。(土木総務課)

●主要事業

- ・ 都市計画道路の整備促進
- ・ 新市建設計画関連幹線道路の整備
- ・ 道路の新設、拡幅、改良事業
- ・ 道路舗装事業(沼南地域)

3. 交通環境の改善

●現況と課題

- ・ 平成18年度に新たな自動車のナンバープレートとして「柏ナンバー」が創設されます。
- ・ 市民が快適な日常生活を送る上で、交通環境の整備・改善は大変重要なものです。駅周辺市街地においては、営業車両、通行車両、バス等の公共交通機関などが集中し、駐車対策の改善が交通の安全と円滑化に大きくかかわっています。
- ・ 駅周辺地区においては、路上駐車や路上荷さばき、駐車場への待ち車列による慢性的な交通混雑が生じています。商店会、警察等関係機関と連携し、路上駐車防止策を講じるとともに、荷さばき車両対策について関係機関と協議することが重要とな

っています。また、一方通行等の交通規制や自転車対策等を組み合わせた総合的な交通対策の検討も求められています。

- ・中心市街地の商業活性化や市民生活の利便性を損なうことなく交通環境改善を図るには、道路整備と併せて利用形態に応じた駐車対策を推進し、さらには、交通需要対策や自転車対策などを組み合わせ、総合的な対策を市民や事業者とともに推進していくことが重要となっています。
- ・特に自転車は、便利で手軽な交通手段であり、また、環境に優しく、健康の増進にも役立つことから、自転車の適正な利用を促進することが必要となってきています。
- ・平成 15 年に駐輪場等条例を施行し、市営駐輪場を公の施設とし、施設の整備や管理の充実を進めてきましたが、市営駐輪場の利用者からは、設備改良や防犯対策等の拡充、施設のリニューアル等による魅力ある駐輪場づくりが求められています。
- ・利用者の多様なニーズに対応するため、バイクも対象車両に加えるなど利便性の向上に努めてきました。また、一時利用者が増加している現状をかんがみ、買い物利用者用駐輪場の拡充等駐輪場の利用形態の見直しが必要となっています。
- ・市営駐輪場の約半分は借地のため不安定な運営状況であることから、将来にわたって安定的な駐輪場運営を進めていく必要があります。また、市営駐輪場の新設や既存立体駐輪場の維持補修に多額の費用が必要となっており、他の施設との複合利用や民間活力の導入などの検討が求められています。
- ・一方、受益者負担の原則や行政改革の推進を踏まえ、市営駐輪場運営の効率化や高度化のために、民間活力の導入や使用料の見直し等を検討する必要があります。

●基本方針

- ・路上駐車の解消に向けて、駐車場の確保や駐車場への案内・誘導システムの構築など、総合的な対策を講じ、さらに関係機関との連携を図りながら、路上駐車の防止と違法駐車の取り締まりを強化します。
- ・市営駐輪場の整理・統合を進め、借地の縮小と効率的な管理運営を図っていきます。
- ・魅力のある駐輪場づくりを目指し、民間活力の導入や施設のリニューアル及び高度化を図っていきます。
- ・通勤・通学者や買い物利用者用の駐輪対策はもとより、健康、趣味及び環境等に動機付けられる自転車の利用促進を検討していきます。
- ・自転車の放置防止啓発に取り組み、利用マナー・ルールの確立に努め、放置自転車対策（撤去等）を強化し、放置自転車の解消を図っていきます。
- ・鉄道事業者、施設設置者及び道路管理者等との適切な役割分担のもとで、自転車の駐輪需要に対応していきます。
- ・中心市街地の渋滞緩和や混雑路線の解消に向け、市民に対して公共交通機関利用へ

の啓発や誘導を図り、交通量の総量削減に努めるとともに、交通需要マネジメント¹⁴³の考えを取り入れた総合的な取組を進めます。

●施策の方向

(1) 自動車駐車対策

- ・将来の駐車需要予測に基づき、駐車場整備地区を定め、その適切な規模の確保を進めます。(都市計画課)
- ・国・県などの助成制度を活用して、自動車駐車場の整備を促進します。(都市計画課)
- ・案内システムや共通駐車券・共同利用など、駐車場の有効利用方策を進めます。(都市計画課)
- ・商店街や市民との協働による共同荷さばき場の実現に向け、警察等関係機関との協議を推進します。(商工課、都市計画課)
- ・共同住宅等の建築を目的とする開発行為においては、適正な規模の駐車場の設置を誘導します。(宅地課)
- ・柏ナンバーの導入を契機として、より一層の安全運転及び交通マナーの向上につなげるために、関係機関と連携した取組を進めます。(企画調整課)
- ・交通ルールの意識高揚を図り、路上駐車等を防止するための施策を実施します。(交通施設課)

(2) 自転車対策

- ・利用者の多様なニーズに応えるため、市営駐輪場の施設整備や防犯対策を強化し、利便性や快適性を向上させるとともに、放置から駐輪場利用への転換を図り、駅前放置自転車の解消を図ります。(交通施設課)
- ・安定化かつ効率化のために、市営駐輪場の整理、統合及び再編を行い、取得が必要な土地については計画的な取得を進めます。また、需要の高い市営駐輪場については、設備改良や立体化等により収容台数を確保し、効率的な運営を図ります。(交通施設課)
- ・市営駐輪場の整備及び運営については、民間の能力を活用しつつ、経費の削減と業務の高度化を図るとともに、複合化を検討します。(交通施設課)
- ・買い物利用者等の一時利用に対応するために、歩道上等の公共空地を利用した駐輪場の整備に努めます。(交通施設課)
- ・駅前駐輪対策については、鉄道事業者や関係団体に協力を求め、放置防止街頭指導員¹⁴⁴の設置や効果的な自転車撤去を実施する等の各種放置自転車防止策を講じま

¹⁴³ **交通需要マネジメント** 道路交通混雑の解消・緩和を図る手法の一つ。交通需要の頻度、時間帯、目的地、手段、経路等を変更したり、乗車効率・積載効率を高めることにより、交通量の削減や集中時間の平準化を図るもの。

¹⁴⁴ **放置防止街頭指導員** 市内各駅周辺において、放置自転車の防止を呼びかける街頭指導員。

す。(交通施設課)

- ・民営自転車駐輪場の育成を図るため、支援策の制度化等の環境整備に努めます。(交通施設課)
- ・自転車駐輪需要を発生させる施設への駐輪場附置義務制度がより効果的に機能できるよう、制度の見直しを図ります。(交通施設課)

(3) 交通円滑化対策

- ・バス利用の促進や交通量の分散方策、ノーカーデーや相乗りの奨励などによる総量規制、トランジットモール¹⁴⁵などの検討を進めます。(都市計画課)
- ・情報提供や啓発を通じて市民や事業者の改善意識を高揚し、住民参加による交通円滑化への取組を進めます。(都市計画課)

●主要事業

- ・柏ナンバー創設を契機とする各種啓発事業の実施
- ・自転車利用総合計画の策定
- ・駐輪場の整備・改修（柏駅東口第一及び第二、柏駅西口第一、南柏駅東口第一、北柏駅南口第一の立体駐輪場、柏の葉キャンパス駅第一）
- ・交通円滑化方策の検討、実施

4. 市街地の整備

●現況と課題

- ・市内には、大規模な宅地開発や土地区画整理事業などにより計画的な市街地整備が進められた地区が点在する一方、その周辺には道路や公園などの都市基盤が整わないまま無秩序に市街化が進んだ地区なども多く、防災上の課題も指摘されています。
- ・市街地の都市基盤整備と良好な住宅地の形成には、土地区画整理事業などによる面的な整備手法が効果的です。今後も、道路や下水道などの整備を進めるとともに、土地所有者などへの働きかけを進め、計画的な市街地整備を図っていくことが必要です。また、民間活力を積極的に導入し、適切な指導・誘導のもと、良好な宅地開発を促進していくことが大切です。
- ・柏の葉キャンパス駅周辺地区等の北部地域においては、つくばエクスプレス整備と併せ、千葉県及び都市再生機構による土地区画整理事業が進められており、「職住近接のまちづくり」の実現に向け、新たな都市機能集積と良好な住宅地の供給が期待されています。また、地域の生活拠点としての育成を図るため、北柏駅北口、

¹⁴⁵ トランジットモール 商店街等において自動車の乗り入れを制限し、歩行者優先とした空間に、バス等の公共交通機関だけが通行できるようにしたもの。

南柏駅東口、高柳駅西側地区等において、土地区画整理事業による駅前広場等の整備を進めています。

- ・一方、柏駅周辺地区は、都市基盤整備が遅れ、密集化、低利用地及び未利用地が多く見られます。当地区が都市再生緊急整備地域の指定を受けたことから、民間による都市再生事業を積極的に導入し、都市の再生を推進します。

●基本方針

- ・柏市が進める「新しいモノづくり拠点整備計画」において新産業団地の形成を図る地区として位置づけられている北部地域については、東葛テクノプラザ及び東京大学柏キャンパス等の研究開発機能を活かし、地域の高度な技術集積を高めるとともに、常磐自動車道柏インターの機能を活かしたハイテクと物流機能が複合する産業ゾーンとして計画的に整備します。
- ・北柏駅北口地区については、駅利用者の利便性の向上及び駅周辺の土地利用の促進を図るため国道6号より南側区域から整備を進めます。
- ・高柳駅西側地区については、地域拠点整備として、土地区画整理事業により、まちづくりを推進します。
- ・地域別構想（緑園都市構想、ライブタウン構想、緑住都市構想）や都市計画に基づき、計画的な市街地整備を推進し、都市機能と居住環境のバランスのとれた市街地の形成を図ります。
- ・都市計画区域マスタープラン等に即して、新市の都市計画マスタープラン¹⁴⁶を策定します。
- ・計画的な宅地供給と秩序ある土地利用を促進します。

●施策の方向

（1）計画的な都市基盤整備の推進と地域産業の活性化

- ・総合計画や都市計画区域マスタープランの上位計画に即して、新市の都市計画マスタープランを策定し、その土地利用方針に基づき、バランスのとれた市街地の形成を図ります。（都市計画課）
- ・柏駅周辺地区の市街地再開発事業を推進します。（再開発課）
- ・つくばエクスプレス沿線整備地区において計画的な市街地整備を図ります。（北部整備課）
- ・南柏駅東口地区は、第一期事業の早期完了に向け、事業を推進します。また、駅前広場横断通路整備については、民間事業者との調整を図りながら事業を進めます。なお、南柏駅東口周辺の交通混雑解消についても関係機関等と協議を行い、状況を見極めながら事業を推進します。（南柏駅東口土地区画整理事務所）

¹⁴⁶ **都市計画マスタープラン** 都市計画法に基づき、市町村が定めるまちづくりの将来ビジョン、地域別の市街地像や整備方針、施設計画等の基本的な方針。特に、住民の意見を反映するため、あらかじめ原案を示し、意見を求めるなどの措置を講ずることがうたわれている。

- ・南柏駅東口地区の第二期事業の事業化については、第一期事業の進ちよく状況等に合せて、具体的な方策の検討を進めます。(南柏駅東口土地区画整理事務所)
- ・北柏駅北口地区は、駅前広場の開設及び駅前広場に接続する北柏北口線並びに造成工事等を進めます。(北柏駅北口土地区画整理事務所)
- ・組合による土地区画整理事業を支援し、高柳駅西側の市街地整備の推進や、柏インター周辺の地域特性を生かした産業集積拠点の形成に係る施策を推進します。(区画整理課)

(2) 計画的な宅地供給

- ・つくばエクスプレス沿線整備地区においては、人口計画に基づき計画的な宅地供給を進めます。(北部整備課)
- ・民間開発行為の協議等を通じてスプロール化¹⁴⁷の防止を誘導します。(都市計画課、宅地課)
- ・組合施行等の土地区画整理事業により良好な市街地整備を行い、計画的な宅地供給を進めます。(区画整理課)

(3) 既成市街地の環境整備

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業、総合設計制度¹⁴⁸、優良建築物等整備事業¹⁴⁹等の導入を促し、市街地の基盤整備や機能更新を推進します。また、事業の進ちよくに合わせた用途地域等の変更により、土地の有効利用の促進を図ります。(都市計画課、建築指導課、区画整理課、再開発課)
- ・土地利用現況の変化や新たに幹線道路が整備されたところなどは、適正かつ合理的な土地利用が図れるよう、適切な用途地域の見直しを検討します。(都市計画課)
- ・地区の特性に合ったきめ細かなまちづくりが実施できる地区計画を積極的に導入し、環境の維持・向上に努めます。(都市計画課)

●主要事業

- ・都市計画マスタープランの策定
- ・柏駅東口A街区第二地区市街地再開発事業
- ・柏駅東口D街区第一地区市街地再開発事業
- ・南柏駅東口土地区画整理事業(第一期事業)

¹⁴⁷ **スプロール化** 車社会の進展などにより、都市が不規則に蚕食状に郊外へと拡大していくこと。このことが、中心市街地の空洞化を招くとともに、上下水道などの公共投資がかさむなどの都市問題を引き起こしている。

¹⁴⁸ **総合設計制度** 一定規模以上の面積の敷地において、一定割合以上の空地を確保した建築計画に対して、容積率制限、高さ制限を許可によって緩和することができる制度。

¹⁴⁹ **優良建築物等整備事業** 都市再開発法等に基づかない民間の再開発事業において、敷地・建物の共同化により、一定規模以上の地区面積・空間・接道条件を満たす地区に3階建て以上の耐火建築物等を建築する場合に、国からの補助が受けられる制度。

- ・南柏駅東口駅前広場横断通路整備事業
- ・北柏駅北口土地区画整理事業
- ・組合施行土地区画整理事業の支援

第4部 自立都市実現を目指して

■「自立都市」に対する考え方

- 第2部「柏の魅力を一層高める先導プロジェクト11」の①に掲げたとおり、これからの柏のまちづくりは、市内及び周辺における豊富な人材、固有の地域資源などを活かしながら、市民、各種団体、大学、事業者など地域にかかわる様々な主体と行政が協働・連携しながら取り組み、「自らのことを自らでよく考え、行動する都市」づくりを進めることが重要であると考えます。また、そのためには柏らしさをいかした地域経営を、一層進めていくことが必要になります。
- 一方、行政運営に着目すると、合併によって中核市への移行要件を満たすことになり、中核市となることにより、保健福祉、都市計画、環境などの分野で、これまで千葉県が行っていた事務の権限の多くが市へ移譲され、より自主的に取り組むことができる施策が増加します。これにより、地域に密接に関わる施策が、地域主体で取り組みやすくなります。
- さらに、総合的な観点から行財政改革を推進していくことが必要です。
- こうしたことから、様々な主体が連携し合い、柏ならではの特色を活かしながら、地域経営をみんなで行うことによって、高い魅力を持った「自立都市」を実現するための取組を一層推進します。
- この第4部においては、この自立都市実現に向けた取組のうち、市の行財政運営において取り組む事項について整理しています。

1. 行財政運営の現状と課題

●財政運営の現況と課題

- ・ 柏市の財政は、国の「三位一体の改革」に伴い、所得税から住民税への税源移譲による市税収入の増加が見込まれますが、国庫補助負担金の廃止・縮減や、地方交付税削減の影響があり、また、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の増嵩を始めとした経常的経費が増加していることなどから、財政の硬直化が進んでいます。
- ・ 地方の自主性を確立し、安定した行政サービスを提供していくためには、地方の権限と責任を大幅に拡大し、それに伴う税源移譲が不可欠であり、少子高齢化など、今後増大する行政需要に対応するための財源を確保する必要があります。

- ・このため、柏市では、財政運営指針を定め、経費の削減や財源の確保等に努めてきました。また、事務事業の見直し、組織のスリム化、職員定数の適正化、民間委託の推進など、行財政全般にわたる改革に取り組んできています。
- ・さらに、官民の適正な役割分担と協働に基づき、より効率的で質の高い行政サービスを提供するための事業手法に関するガイドラインを定めています。
- ・しかし、地方分権や市民との協働、民間活力の活用などが進む中で、市財政の透明性の一層の向上が課題となっており、なお一層簡素で効率的な行政システムの確立と適正な行政執行が求められています。
- ・そのためには、既存の財政指標に加え、「第1部 総論」の「3. 財政」において掲げたように、財政運営上での数値目標の設定、公表とともに、他団体との財政状況の比較・分析などにより、効率的な財政運営に努めていく必要があります。

●組織運営等の現況と課題

- ・柏市は、合併により中核市の要件を満たすこととなりました。中核市への移行により、事務権限の多くが市へ移譲され、より自主的に取り組むことができる施策が増加します。
- ・また、中核市への移行は行財政改革の推進を加速させる大きなきっかけとしても位置づけることができます。
- ・地方分権の進展や厳しい財政状況、中核市に移行した場合の新たな行政事務の発生などにより、行政の役割を見直す中で、なお一層の簡素で効率的な行政システムの確立と適正な行政執行が課題となります。
- ・今後の行財政改革の推進については、国の構造改革の動向を踏まえ、職員定数の適正化、事業の見直し、行政評価への取組の推進が一層重要になるとともに、社会情勢の変化に対応し、かつ簡素で効率的な組織・機構の構築等が必要となっています。さらに、中核市移行のメリットを引き出し、また市民との協働のもとでの新たな地域経営の仕組みの形成に向けた行財政の再構築を進めることが喫緊の課題です。
- ・職員定数については、合併を経て、組織改正、事務事業の見直し、指定管理者制度の活用、業務の外部委託の推進、再任用制度の活用などにより引き続き適正化に努めていくことが課題となっています。
- ・市では、平成16年度に柏市の人材育成に関する基本指針を改め、新たに「求められる職員像」を掲げ、研修、組織風土、人事管理の3つの手段により、実現を目指すこととしています。現在、改定後の基本方針に基づき、研修カリキュラムの見直しを行うとともに、複線型人事制度¹の導入、新たな人事評価の制度の段階的な実施を進めています。

¹ 複線型人事制度 特に専門性の高い業務を担当する部署に、これまでのライン職（副主幹、主幹、副参事等）とは別に、新たに「専任職」と呼ぶスタッフ職（専任副主幹、専任主幹、専任副参事等）を設け、当該専任職を公募・選考の上、配置する制度（平成16年度から実施）。

- ・さらに、業務の効率化、迅速化や市民サービスの充実・高度化を図るため、電子自治体の構築を進める必要があります。

●広域行政の現況と課題

- ・合併により柏市は、鎌ヶ谷市、印西市、白井市とも隣接することとなり、また、これまでの広域行政の枠組みにも変化が生じています。
- ・さらに、地方分権型社会への転換が求められ、自治体間競争（独自性）が激化する一方で、近隣自治体との連携、広域行政の推進の必要性が増大しています。
- ・特に、経済・産業の分野では、最先端・高度な技術開発の進展や新ビジネス、企業・創業等の機運の高まりなど将来の経済産業活性化への模索が始まっていることから、広域圏的な発想に基づく、産学官民の連携・交流、総合的な経済産業対策が求められています。

2. 行財政運営の基本的方針

中期基本計画を推進するための行財政運営の基本的方針を以下に掲げます。

- ・地方分権が進む中で、権限と責任の拡大や行政需要の高度化・多様化に的確に対応できるよう、財源や人材面の充実確保を図り、市民から信頼される行政体をつくります。
- ・合併による効果を総合的に発揮できるような取組を推進します。
- ・行政の役割を見直し、地域社会を構成する様々な主体との、適切な連携・役割分担・協働を推進し、地方分権の時代に対応した自主的・効果的・効率的なまちづくりを進めます。

こうした方針に基づき、地域のことは地域で決め、地域の多様な主体が連携して施策に取り組むという、自立性の高い都市づくりを推進します。その際、財政面において基礎的自治体の自立性がより一層求められる傾向を踏まえ、基盤強化を図ることも必要となります。一方、国や県、あるいは民間事業者等が実施する施策等に効果的にかかわり、双方に利点がある形を提案することにより市域における事業化を推進し、「外部からの投資」を積極的かつ適切に引き出すことができるような、魅力的な市となることを目指します。

これらの基本的方針を具体化するため、5つの視点で取組を推進します。

- (1) 健全な財政運営と行財政改革の推進
財政の健全化並びに行財政改革の推進に努めます。
- (2) 効率的な組織運営と人材育成

市民との協働を一層進め、行政の果たすべき役割の見直しを進めるとともに、簡素で効率的な行政システムの確立と組織運営を行い、また、組織を支える人材を育成します。

(3) 公共施設の再配置等

きめ細やかな行政の推進と、効率性の向上等の観点から、公共施設等の適正配置や有効活用を推進します。

(4) 中核市への円滑な移行・運営

中核市への移行と、移行後の円滑な行政運営を目指し、分権社会にふさわしい個性あるまちづくりを推進します。

(5) 広域行政への取組

近隣自治体や関連機関等との連携・協力を強化・推進し、また中期基本計画の着実な推進を通じ、首都圏及び我が国における中核的な役割を果たす都市としての成長を目指します。

3. 具体的施策の方向

行財政運営の基本的方針に基づき、それぞれ具体的な施策の方向を次のように定めます。

(1) 健全な財政運営と行財政改革の推進

- ・国・県から移譲される多くの権限を活かして独自のまちづくりを進めるため、権限に見合った税財源の移譲などを国へ要請し、財源の確保に努めます。(財政課)
- ・行政サービスを安定的に提供していくため、市税の適正課税や収納率向上に努めるなど、安定した財源の確保を図るとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の適正化を進めます。(財政課、収納課)
- ・事業の選択や手法、執行体制、コスト及び住民ニーズなどを総合的に管理・調整し、無駄のない効率的かつ効果的な行政運営を進めます。(財政課、企画調整課)
- ・中核市への移行や市民との協働の推進などを契機とし、またこれらの効果を引き出すことができるような行財政改革の推進に努めます。(各担当課)
- ・行政財産などの有効活用を図り、新たな財源確保を進めます。(各担当課)
- ・適正な行政執行を推進するため、行政評価システム、企業会計的手法など行政活動を客観的に判断することができる手法の検討・導入を進め、効率と成果に着目した行財政運営に努めます。(財政課、企画調整課)

(2) 効率的な組織運営と人材育成

- ・行政の役割と市民・民間の役割を再確認しながら、様々な主体による発想やアイデアが活かされるよう、市民との協働、民間の活力の活用を促進します。(企画調整課)

- ・施設の整備や運営などに関するの適切な事業手法を検討し、民間活力の導入を図るPFI²や指定管理者制度の活用等を進めます。(企画調整課、行政改革推進課)
- ・中核市移行を見据え、新たな行政課題に的確に対応できる、簡素で効率的な組織・機構の構築を進めます。(行政改革推進課)
- ・指定管理者制度導入を踏まえ、各外郭団体の役割、存在意義について点検するとともに、公の施設についても、より良い管理運営のあり方を検討します。(行政改革推進課)
- ・第三次定員適正化計画に沿った職員数の適正化を図ります。(行政改革推進課)
- ・地方分権の時代に対応した行政を推進するため、人材育成基本方針に基づく研修やOJT³により職員の能力開発を図り、「求められる職員像」を実現することで、市民福祉の増進と職員の自己実現を図ります。(人事課)
- ・中核市への移行や団塊世代の大量退職などの社会情勢の変化に備えて、職務経験者や有資格者など、多様な採用形態の導入を進めます。(人事課)
- ・24時間ノンストップ・ワンストップの行政サービスを提供するため、情報システムを活用して市民サービスの向上に努めます。(情報政策課)
- ・庁内LANを活用することにより、業務改善や情報共有化等の実現に努めます。(情報政策課)
- ・柏市情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策に努めます。(情報政策課)

(3) 公共施設の再配置等

- ・北部・中央・南部の各地域整備ゾーンごとに偏りなく、効率的かつ機能的な行政サービスを提供できるよう、出張所の統廃合も視野に入れた支所の設置、行政機能強化、公共施設等の適正配置について検討を進めます。(企画調整課、行政改革推進課)
- ・沼南庁舎の整備については、沼南庁舎整備方針検討委員会で取りまとめた利用計画に基づき改修を行い、市民利用施設等の整備を進めます。(企画調整課、沼南支所総務課)

(4) 中核市への円滑な移行・運営

- ・平成20年度を目処に、中核市への円滑な移行を推進します。(中核市準備室)
- ・中核市移行のメリットを最大限活用し、市民サービスの向上、個性豊かなまちづくりを展開します。(企画調整課)
- ・中核市移行を見据え、新たな行政課題に的確に対応できる、簡素で効率的な組

² PFI 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う新しい手法。PFIの導入により、事業コストの削減や、より質の高いサービスの提供が図られる。

³ OJT 職場内における研修。管理監督者や先輩が部下や後輩に対し、仕事に必要な知識、技能、態度を職場で重点的に指導・育成する計画的な行動をいう。

織・機構の構築を進めます。(行政改革推進課) (再掲)

(5) 広域行政への取組

- ・市民の生活圏に対応した行政サービスの提供及び効率的な行財政運営を図るため、行政界を越えた広域的事業の展開について近隣自治体と連携・協力して取り組みます。また、広域行政のあり方について、調査・研究を行います。(企画調整課)
- ・東葛中部地区総合開発事務組合で実施している事業の効率的・効果的な運営を図るため、検討及び構成市との協議を進めます。(企画調整課)
- ・広域圏的な発想に基づく経済産業対策に取り組み、技術開発力や知の集積と産学官民の連携・交流を促進し、創造・創出型新産業拠点を目指すとともに、首都圏及び我が国における中核的な役割を果たす都市づくりを推進します。(新産業支援室、商工課、企画調整課)

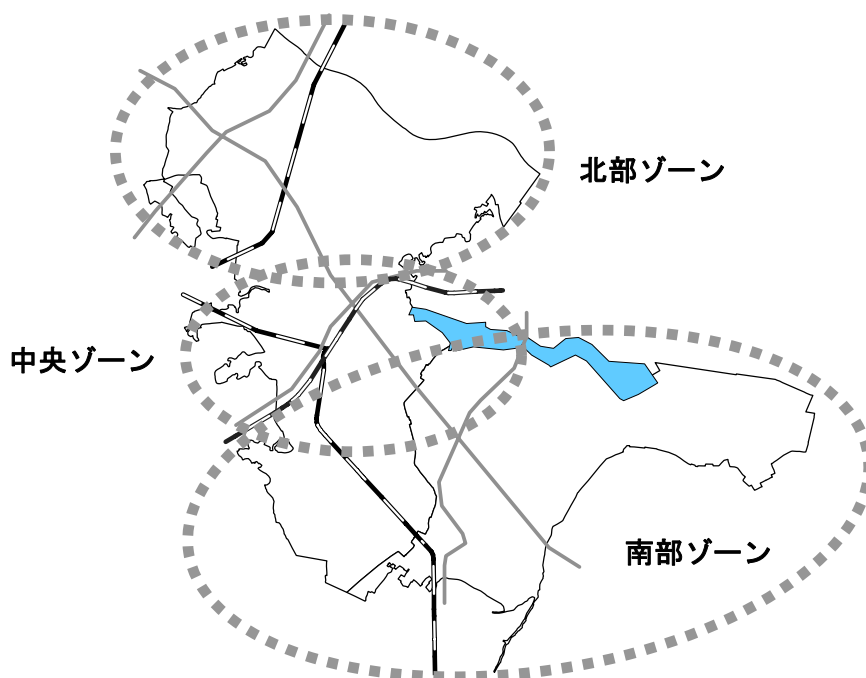
第5部 地域整備の方向

第1章 地域整備の考え方

- 将来都市像の実現に向けては、市内の各地域の資源や課題を踏まえ、各地域の特性を活かしたまちづくりを進めながら、地域間の連携や機能の補完によって、バランスの取れたまちづくりを目指す必要があります。
- このため、柏市と沼南町の合併や、社会経済環境等の変化を反映し、地域ごとの今後のまちづくりの方向性について整理します。

第2章 ゾーニングの考え方

- 新市建設計画においては、地域特性や新市の均衡ある発展を目指す観点から、柏市・沼南町の各総合計画などを踏まえた上で、市域を「北部」「中央」「南部」に区分しています。中期基本計画においても、このゾーン区分を踏襲することとします。
- なお、各ゾーンの境界については、まちには連続性があることから、明確に線で区切るのではなく、互いに重なり合うようなとらえ方をします。



第3章 各ゾーンの整備方針等

1. 北部ゾーン

(1) 「緑園都市構想」に掲げられている北部ゾーンの将来像

- 北部ゾーンでは、「緑園都市構想」に基づき、「都市の活力と環境の調和をめざす“まち”」を基本理念と定め、以下の3つの理念と7つのテーマを掲げ、まちづくりを進めています。

【基本理念】

- 1) ふるさとの緑と文化を大切にした“まち”づくり
- 2) いきいきと住み、働き、学ぶ“まち”づくり
- 3) 人と環境に優しい“まち”づくり

【テーマ】

- 1) 今ある貴重な環境資源を活用したまちづくり
- 2) 緑と文化のネットワークづくり
- 3) 住民参加の美しいまちづくり
- 4) 多様なライフスタイルに応じた魅力的な空間づくり
- 5) 都市農業が確立できるまちづくり
- 6) 省エネやリサイクルに配慮したまちづくり
- 7) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまちづくり

(2) 地域の特性と今後担うべき役割

- 「緑園都市構想」の策定以降、平成17年8月にはつくばエクスプレスが開業して柏の葉キャンパス駅、柏たなか駅の2つの新駅が誕生し、駅周辺のまちづくりの具体的な推進が課題となっています。
- 例えば、柏の葉キャンパス駅周辺では、東京大学を核とした国際産学連携モデル都市づくりの推進や、千葉大学を核とした「ローハスタウン¹」の概念によるまちづくりが推進されるなど、地域が一体となった様々な取組がはじまっており、これをさらに加速するような取組が必要となっています。
- また、本ゾーンにおいては、近年、こんぶくろ池公園整備事業、あけぼの山農業公園活性化事業なども、地域住民との協働のもとに進展しており、今後のまちづくりを進めていくうえで大きな要素となります。

(3) 整備方針の方向性

- こうしたことから、本ゾーンにおいては、これまでの「緑園都市構想」の考え方を踏襲して継続性のあるまちづくりを進めていくこととし、その上で、上記のような新たな取組を適切に推進することを地域整備の基本的な方向性

¹ ローハスタウン 健康的で環境に配慮する意識を持って生活や社会活動を行うことができる、持続可能なまちづくり。

とします。

(4) 主な具体的整備内容等

施策体系別計画から、本ゾーンにおける地域事業として位置づけられるものを以下に整理します。

これらの推進に際しては、それぞれの事業間、また既存の施設や市街地等との連携、調和を図り、バランスのとれた、整合性のあるまちづくりとなるよう、関連する各主体が配慮することが必要です。

北部ゾーンの主な地域事業

施策体系	主要事業	第2部、第3部における関連記述箇所
1 市民との協働	近隣センターの改修	第3部 第1章 第2節
2 学習・交流	市立柏高校第二体育館の整備	第3部 第2章 第2節
	旧吉田邸保全活用整備事業	第2部 ⑤
		第3部 第2章 第3節 第3部 第4章 第1節
3 活力・賑わい	柏北部中央地区及び柏北部東地区 土地区画整理事業の推進	第3部 第3章 第1節
	国際キャンパスタウン構想の推進	第2部 ⑤⑩ 第3部 第3章 第1節
	新駅周辺地区活性化方策の検討	第3部 第3章 第1節
	北部インフォメーションセンター の設置	第3部 第3章 第1節
	東葛マイスターセンター（技術セン ター）の整備	第2部 ⑦ 第3部 第3章 第2節
	公設卸売市場の長期整備	第2部 ⑦ 第3部 第3章 第2節
	こんぶくろ池公園整備事業	第3部 第4章 第1節
4 環境共生	高田生態系拠点整備事業	第3部 第4章 第1節
	旧吉田邸保全活用整備事業 【再掲】	第2部 ⑤ 第3部 第2章 第3節 第3部 第4章 第1節
		第3部 第4章 第1節
5 健康・福祉	市立病院の診療科目の充実	第3部 第5章 第1節
6 定住促進	根戸分署、大室分署移転建設	第3部 第6章 第3節
	駐輪場の整備・改修（北柏駅南口第一の 立体駐輪場、柏の葉キャンパス駅第一）	第3部 第6章 第4節
	北柏駅北口土地区画整理事業	第3部 第6章 第4節
	組合施行土地区画整理事業の支援（柏イ ンター第一地区、柏インター第二地区）	第3部 第6章 第4節

2. 中央ゾーン

(1) 「ライブタウン構想」に掲げられている中央ゾーンの将来像

- 中央ゾーンは、柏駅、南柏駅、北柏駅、豊四季駅を中心とする地域と、沼南地域の風早北部地区の一部を含んだ地域となります。
- このうち、以前からの柏市域では、「ライブタウン構想」に基づき、「ときめき・ふれあい・やすらぎのまち ライブタウン」を将来像と定め、以下の3つの基本理念を掲げるとともに、都市を構成する7つの要素別に整備目標を設定し、まちづくりを進めています。

【基本理念】

- 1) 文化：ときめき
人・もの・情報が活発に行き交い、新しい都市文化が生まれるまち
- 2) 交流：ふれあい
多世代の市民が安心して暮らし、健康でいきいきと活動・交流するまち
- 3) 安らぎ：やすらぎ
豊かな自然が市街地を包み込み、水と緑のやすらぎが身近に感じられるまち

【整備目標】

- 1) <都心>：中心市街地としての活力を維持・増進し、地域内外に開かれた都心をつくる
 - 2) <拠点>：地域の資源と特性を生かし、便利で魅力ある地域拠点をつくる
 - 3) <居住>：都市化の進展に対応し、安心して暮らせる居住環境をつくる
 - 4) <市民>：だれもが主体的にまちづくりに参加できる活動基盤をつくる
 - 5) <自然>：豊かな自然を保全・活用し、健康的でやすらぎのある都市空間をつくる
 - 6) <交通>：都心・拠点・居住を結び、自由に行き交える交通環境をつくる
 - 7) <個性>：柏らしさを育て、発信し、実感できるまちをつくる
- また、沼南地域の風早北部地区については、沼南町第四次総合計画、沼南町都市マスタープラン等に基づき、居住環境の整備と、手賀沼・大津川周辺の農業環境の整備や水と緑にふれあう空間整備などが進められてきました。
(沼南町第四次総合計画、沼南町都市マスタープランで掲げられているまちづくりのテーマについては、「3. 南部ゾーン」にて後述します。)

(2) 地域の特性と今後担うべき役割

- 柏の中心に位置する中央ゾーンは、柏駅、国道 6 号、国道 16 号を有する東葛飾北部地域の広域的な交通の要衝であるとともに、商業・業務機能や行政施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、保健・医療施設等、主要な公共公益施設が集中する地域であり、今後も、経済的・文化的に柏市全体をけん引する役割を担っています。
- 一方、本ゾーンは、手賀沼や大堀川等の豊かな自然を有する地域でもあり、経済・文化と自然との調和を図った生活環境の育成が期待されます。
- また、「ライブタウン構想」の策定以降、柏駅周辺が国の都市再生緊急整備地域に指定され、様々な動きが活発化している等の新たな動きが見られます。また、豊四季台団地建替えに係る動向などが進んでいます。さらには、南柏駅・北柏駅周辺のまちづくりも進んでいます。
- 新市建設計画においては、日立台等におけるスポーツ拠点の整備・充実も位置づけられました。さらに、古着やファッション雑貨などを扱う店舗の集積等によって生じた“裏柏（ウラカシ）”をはじめとする若者文化など、柏を情報発信源とする動きも見られます。

(3) 整備方針の方向性

- こうしたことから、本ゾーンにおいては、これまでの柏市域における「ライブタウン構想」の考え方を踏襲して継続性のあるまちづくりを進めていくこととし、その上で、新たな取組を適切に推進します。
- さらに、柏中央、新田原、及び北柏駅・戸張周辺などの地区と、沼南地域の風早北部地区の一体的なまちづくりの推進に取り組むことを、地域整備の基本的な方向性とします。
- これにより、手賀沼西部の連続性のある環境整備を進めるとともに、沼南地域の中央部から、柏駅、北柏駅までのまちづくりの一体性、交通アクセスの円滑化を進めます。

(4) 主な具体的整備内容等

施策体系別計画から、本ゾーンにおける地域事業として位置づけられるものを以下に整理します。

これらの推進に際しては、それぞれの事業間、また既存の施設や市街地等との連携、調和を図り、バランスのとれた、整合性のあるまちづくりとなるよう、関連する各主体が配慮することが必要です。

中央ゾーンの主な地域事業

施策体系	主要事業	第2部、第3部における関連記述箇所
1 市民との協働	近隣センターの改修	第3部 第1章 第2節
2 学習・交流	市民文化会館の改修	第3部 第2章 第3節
	スポーツ環境の整備	第3部 第2章 第4節
	中央体育館の改修	第3部 第2章 第4節
3 活力・賑わい	柏駅東口 A 街区第二地区市街地再開発事業	第2部 ⑦ 第3部 第3章 第1節 第3部 第6章 第1～4節
	柏駅東口 D 街区第一地区市街地再開発事業	第2部 ⑦ 第3部 第3章 第1節 第3部 第6章 第1・3・4節
	柏駅西口北地区市街地再開発事業	第3部 第3章 第1節
	柏駅二番街地区市街地再開発事業	第3部 第3章 第1節
	柏駅東口ダブルデッキの改修	第2部 ④ 第3部 第3章 第1節
	柏駅周辺商業活性化事業	第2部 ⑦ 第3部 第3章 第2節
	4 環境共生	南柏野馬土手エリア拠点整備事業
戸張手賀沼展望エリア整備事業（戸張地区公園）		第3部 第4章 第1節
大堀川リバーサイドパーク整備事業		第2部 ②⑥ 第3部 第4章 第1節
大堀川防災レクリエーション拠点整備事業		第3部 第4章 第1節
5 健康・福祉	総合的な保健医療福祉施設の建設	第3部 第5章 第1・2節
6 定住促進	駐輪場の整備・改修（柏駅東口第一・第二、柏駅西口第一、南柏駅東口第一）	第3部 第6章 第4節
	南柏駅東口土地区画整理事業（第一期事業）	第3部 第6章 第4節
	南柏駅東口駅前広場横断通路整備事業	第3部 第6章 第4節

3. 南部ゾーン

(1) 「緑住都市構想」等に掲げられている南部ゾーンの将来像

- 南部ゾーンは、新柏駅、増尾駅、逆井駅を中心とする地域と、沼南地域の全域（中央ゾーンにも位置づけられる風早北部地区を含む。）を含んだ地域となります。
- このうち、以前からの柏市域では、「緑住都市構想」に基づき、「緑にとけ込んだコミュニティ豊かな潤いとやすらぎのある『緑住都市』」を将来像と定め、以下の6つの整備方向に基づいたまちづくりを進めています。
 - 1) 「まもり・つくり・そだてる」緑の空間の設定と確保
 - 2) 車社会に対応した骨格的な道路網の整備推進
 - 3) 安全で快適な歩行空間の創出と沿道環境の向上
 - 4) 潤いとやすらぎを与える地域拠点の創出
 - 5) 緑住モデル事業の整備推進
 - 6) 地域住民の意見を反映したまちづくりの推進
- 一方、沼南地域については、沼南町第四次総合計画、沼南町都市マスタープラン等に基づき、自然環境との共生や産業活力の向上、住環境の整備などを中心としたまちづくりが進められてきました。
- 沼南町第四次総合計画では、「住民が担い、行政が支えるまちづくり」を推進するため、以下の3つのまちづくりのテーマを設定しました。
 - 1) 自立と共生のまちづくり
かけがえのない財産である豊かな自然を未来に贈るために、手賀沼を活かし、水や緑とくらしが共生するまちを！
 - 2) 活力と個性のまちづくり
沼南町ならではの文化や産業を生み出していくために、人々の創意や個性を育み、生きがいの持てるまちを！
 - 3) 交流と交歓のまちづくり
だれもが安心とやすらぎの中で暮らしていくために、思いやりや助け合いの輪に支えられた交流のまちを！
- 沼南町都市マスタープランでは、「住民が守り育てるまち・ひかり輝く環境共生都市」を将来都市像に掲げ、以下の4つのまちづくりのテーマを設定しました。
 - 1) 自然環境や地域資源を保全・創出し、安全性と優しさに満ちた住宅地環境を創る
 - 2) 適切な公共公益施設の整備を推進し、コミュニティが生き続ける生活環境を創る
 - 3) 周辺都市間を繋ぐ交通基盤を整備し、利便性、快適性の高い交通環境を創る
 - 4) 多様な産業基盤を充実し、自立性の高い就業環境を創る

(2) 地域の特性と今後担うべき役割

- 「緑住都市構想」策定以降、リフレッシュ拠点²が稼働しはじめるなどの変化があり、また、大津川等を挟んで向かい合っていた沼南地域との合併により、一体的なまちづくりがこれまで以上に行いやすくなりました。特に、沼南地域が南部ゾーンに加わったことにより、今後、ゾーンの一体化が期待されます。
- また、以前からの柏地域が有していた、大津川沿いの農地や広池学園麗澤大学・高校及びその周辺地域の緑などに、沼南地域の有する多様かつ豊富な農地や自然等が加わることにより、南部ゾーンにおける「緑」の位置づけは、ますます重要性を増しています。
- さらに、沼南地域には、大井に位置する船戸古墳群など、歴史的、文化的価値の高い地域資源も多く点在しています。
- 以上より、本ゾーンにおいては、「緑」を軸に据えつつ、歴史、文化資源を有効活用した、居住環境の向上に資するまちづくりが期待されます。

(3) 整備方針の方向性

- こうしたことから、本ゾーン全域について、「緑住都市構想」の考え方を踏襲して継続性のあるまちづくりを進めていくこととします。
- ただし、沼南地域については、合併後のまちづくりを円滑に進めることや、旧柏市南部ゾーンと沼南地域との地域特性に違いがあることなどに鑑みると、合併後の一定程度の期間においては、沼南地域に限定した地域整備の方向性に基つき、まちづくりを進める必要があります。
- こうした点から、沼南地域については、沼南地域整備方針を定め、まちづくりを進めることとします。沼南地域整備方針では、以下の基本理念と地域づくりテーマを掲げることとします。

基本理念

- ◇ 豊かな自然を守り、付加価値の高いものに育てることにより、全ての人に対して、「潤い」のある、豊かな自然環境を提供することができるまちづくり
- ◇ 豊かな自然や農業、都市環境の調和により、「安らぎ」を享受することのできるまちづくり
- ◇ 豊かな自然を背景とした、農業を中心とした産業の育成による、「活気」に満ちたまちづくり

地域づくりテーマ

- 1) 農業や観光・レクリエーションの振興による環境共生・交流の地域づくり
- 2) 居住環境の向上による暮らしやすい地域づくり

² リフレッシュ拠点 柏市の南部ゾーンのまちづくり構想である「緑住都市構想」に位置づけられている地域拠点。第二清掃工場を中心として、余熱利用施設や公園等の一体的な整備が図られている。

3) 暮らしや産業活動を支える基盤づくり

- 以上を踏まえ、本ゾーンが一体となったまちづくりに取り組むことを、地域整備の基本的な方向性とします。

(4) 主な具体的整備内容等

施策体系別計画から、本ゾーンにおける地域事業として位置づけられるものを以下に整理します。

これらの推進に際しては、それぞれの事業間、また既存の施設や市街地等との連携、調和を図り、バランスのとれた、整合性のあるまちづくりとなるよう、関連する各主体が配慮することが必要です。

南部ゾーンの主な地域事業

施策体系	主要事業	第2部、第3部における関連記述箇所
1 市民との協働	市民交流サロン（仮称）の設置	第2部 ⑥⑩ 第3部 第1章 第1節
	近隣センターの整備（沼南地域；手賀地区、藤ヶ谷地区）	第2部 ⑩ 第3部 第1章 第2節
2 学習・交流	子ども図書館の設置	第3部 第2章 第1節
	風早南部小学校の移転整備	第3部 第2章 第2節 第3部 第6章 第3節
	郷土資料等展示コーナーの設置	第2部 ⑥ 第3部 第2章 第3節
3 活力・賑わい	市民農園、体験農園の整備	第2部 ②⑦ 第3部 第3章 第2節
	ふれあい農園の整備	第3部 第3章 第2節
	フラワーパークの整備	第3部 第3章 第2節
4 環境共生	リフレッシュ拠点整備事業（柏リフレッシュ公園）	第3部 第4章 第1節
	戸張手賀沼展望エリア整備事業（戸張地区公園） 【再掲】	第3部 第4章 第1節
	船戸古墳緑地（仮称）整備事業	第2部 ② 第3部 第4章 第1節
	南増尾小鳥の森エリア整備事業（南増尾小鳥の森緑地）	第2部 ⑥ 第3部 第4章 第1節
	第二清掃工場周辺対策事業	第3部 第4章 第2節
6 定住促進	手賀東部地区分署建設	第2部 ③ 第3部 第6章 第3節
	増尾南増尾線（都市計画道路）の整備促進	第3部 第6章 第4節
	道路舗装事業（沼南地域）	第3部 第6章 第4節
	組合施行土地区画整理事業の支援（湖南特定、高柳駅西側特定）	第3部 第6章 第4節

第1部 柏市の将来都市像

1 将来都市像

この基本構想は、21世紀を迎えて、今後の柏市のあるべき姿とまちづくりの基本的な方向を示し、総合的かつ計画的な市政運営を行うための指針となるものです。

豊かな環境とうるおいにあふれ、市民一人ひとりが活力を持ち、安心して生活できる地域社会を形成し、次世代に引き継ぐため、まちづくりの15年後の目標を「将来都市像」として次のように定めます。

「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」

2 将来都市像の基本的な考え方

この将来都市像を支え、まちづくりの基本的な考え方につながる「安心」、「希望」、「支え合い」の3つのキーワードを掲げます。

(1) 安心

**すべての市民が尊重され、生涯にわたって、安全かつ快適で、安心して
住み続けることのできるまちづくり**

すべての市民の人権や尊厳が尊重される社会を形成します。また、古くから柏市に住み続けている人や新たに移り住んだ人、乳幼児から高齢者までのさまざまなライフステージの人、市内で働く人や市外に働きに行く人、男性も女性もあらゆる市民が安心して生活ができ、安全かつ快適でうるおいのある生活環境を享受できるまちづくりを進めます。そして、だれもが住みたくなる、また住み続けたいと感じることのできるまちを目指します。

(2) 希望

**だれもが充実して暮らすことができる、多様な魅力と活力のあふれるま
ちづくり**

北部地域総合整備による未来に向けた新しいまち、柏駅周辺を中心とした活気と賑わいあふれるまち、南部地域における生活に密着した便利で落ち着きのあるまち。このようにさまざまな魅力と豊かな自然を共存させたまちづくりを進めます。都市的魅力の向上に加えて、自然とふれあう機会を提供し、生涯学習の環境整備などを進めます。そして、これらを通じて、すべての市民が毎日を充実して暮らすことのできるよう、多様な魅力と活力のあふれるまちをつくります。

また、恵まれた自然環境や文化、充実した都市機能など、あらゆる生活環境を活かして、豊かなところと新しい時代を拓いていく力を持った、明日の柏の活力を担

う人を育てます。

(3) 支え合い

市民がまちづくりに主体的に参画し、男女がともに責任を担い、世代を超えてふれあい、互いに支え合うまちづくり

市民主体のまちづくりに向けて、情報公開などの幅広い市民のニーズを踏まえ、市民と行政が意見を交わす機会を充実します。そして、市民が柏市の現状や課題についての理解を深めた上で、責任を持ってまちづくりに参画できるような仕組みをつくります。さらに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援し、福祉、環境、教育などあらゆる分野において男女が均等に参画の機会を持ち、ともに責任を担い、世代を超えたふれあいや支え合いのある地域社会を築きます。

第2部 施策の大綱

第1章 市民との協働（市民とともにつくるまち）

1 まちづくりへの市民参加を促進する（情報提供、市民参加）

市民一人ひとりが、まちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるよう、事業や施策に係る情報の公開、個人情報保護など、行政情報化を推進し、市民に適切な情報を積極的に提供していきます。

また、市民の総意を把握する仕組みを構築し、まちづくりに関する学習の場やまちづくりそのものへの参加機会を的確に提供することなどにより、市民と行政の双方向の情報交換を推進し、これまで以上に市民の選択と責任に基づいたまちづくりを進めます。

さらに、NPOやボランティア団体、市民団体等の活動を支援し、育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、市民の自主的な社会活動の一助となるよう努めます。

2 コミュニティ活動を推進する（コミュニティ、市民活動）

市民一人ひとりが、地域の一員としていきいきと活動することができる地域社会を形成するため、コミュニティ活動に関する情報提供、相談、支援などの体制を整備し、地域コミュニティづくりに積極的にかかわって支援します。

また、各地区における町会・自治会、ふるさとづくり協議会、地区社会福祉協議会との連携を促進し、近隣センター機能の充実を図るなど、地域コミュニティの拠点づくりに向けた条件整備を行います。

3 男女の自立と個性を活かせる社会を形成する（男女共同参画）

男女が、社会の対等な構成員として自立し、個人として尊重される地域社会の実現を目指します。そのために、社会や家庭への啓発や、働きながら子育てをする男女の社会参画を支援する、子育て負担の軽減策を充実していきます。

また、行政計画策定等、市政への女性の参加の促進などを通じて、男女が均等に社会参画の機会を得ることができ、自由な選択と多様な生き方を認め合える社会の実現に努めます。

第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）

1 生涯学習社会を形成する（生涯学習）

市民が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を享受することができ、学ぶことによって自己実現を図るとともに、その成果を地域の発展に活かすことのできる社会が求められています。このため、生涯学習支援体制の充実、市民団体のネットワーク化による学習情報の提供や指導者等の人材育成、地域の教育・研究機関との連携、さらには学習施設の整備を通じて、生涯学習のための環境づくりを進めます。

2 子どもたちの教育環境を整備する（幼児教育、学校教育、青少年の健全育成）

次代を担う子どもたちが、多様な体験やふれあいを通じて明るくのびのびと、自立心をもって心豊かに成長するよう、ボランティア等の民間人材の導入をはじめとする、家庭・地域・学校が一体となった学校教育体制の構築を進め、地域と家庭の教育力の向上を図ります。

また、急激な社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するために、市内外の高等教育機関との連携を促進します。

3 個性的な文化を守り多様な文化を創出する（文化、文化財）

柏市の個性を守り、一層輝くものとするため、芸術鑑賞機会や文化施設の充実、市民の文化活動への支援を通じて、柏市の伝統的な文化を伝承し、発展させるとともに、市民の手による個性豊かな新しい文化の創出を促進します。

4 豊かなスポーツ資源を活かす（スポーツ）

プロスポーツから日常的で市民に身近なレクリエーションまで、市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに元気に暮らすことができるよう、市内関連団体の活動支援や活動情報の提供、施設整備など、環境づくりを進めます。

また、豊富なスポーツ資源に恵まれた柏市の特性を活かして、市民一人ひとりがスポーツを通じて柏市らしさを実感できるまちづくりを推進します。

5 異文化との交流による新しい文化をつくる（国際交流）

すべての市民が、異文化とのふれあいを楽しみ、交流を通じて新たな文化を創出することができるよう、外国人にも暮らしやすい生活環境の整備に取り組むとともに、地域での相互交流や相互理解の促進に努めます。

また、文化や生活様式の違いを理解できる国際性豊かな人材を育成するために、国際交流の機会や国際理解の場の充実に努めます。

第3章 活力・賑わい（活力と賑わいのあふれるまち）

1 活力発信地として広域的な役割を担う（都市拠点整備）

つくばエクスプレス建設によってもたらされる多大な効果を積極的に活用し、新たな広域拠点を市北部地域に整備します。特に、既存の学術・研究関連機能の集積を活用し、今後もこれらの先端的な機能が集積し続ける魅力的で活力あるまちづくりに努めます。そして、市民一人ひとりがそれぞれのニーズに応じて教養を深め、先進的な学術・研究活動にふれることのできる環境の充実に努めます。

また、柏駅周辺地区においては、東葛飾北部地域の広域拠点として一層魅力あるものとなるために、都市機能、特に商業・業務機能のさらなる集積と質の向上を図ります。

さらに、二つの広域拠点の活力が市内全域に波及するよう、これら拠点と市内各地域を結ぶ交通ネットワークを整備します。

2 産業を高度化し雇用を創出する（商業、工業、農業、雇用、消費生活、市場）

社会経済の急速な変化の中で、商業、工業、農業等既存産業が活力を維持できるよう、各事業者の技術力や企画力の増強などを支援し、市内産業の構造改善、体質強化を促進します。また、新たな成長産業の創出を図るために、情報社会に対応した基盤の整備や、北部地域における研究開発機能の集積を活用した産学ネットワークの構築を推進します。

さらに、東葛飾北部地域の中核都市にふさわしい、職住近接型などの新しい就労環境を整備充実させ、地域活性化の一助ともなる高齢者や障害者の就労機会の拡大など、安定した雇用環境づくりを進めます。

第4章 環境共生（自然が身近に感じられるまち）

1 豊かな水と緑に親しむ（環境保全、緑地、治水）

都市的な生活の中にあっても、身近に自然とふれあうことのできる環境を守り育むため、また、豊かな水と緑を市民の財産として次世代に引き継いでいくために、水、緑、農地の保全を推進します。

さらに、市民が自然に親しむことができるよう、公園、緑地の整備等により良

好きな市街地景観を形成するとともに、水質保全に一層留意しながら、治水事業などを通じて親水空間を整備します。

2 環境にやさしい循環型社会を形成する（環境整備、廃棄物）

地球環境にやさしいまちづくりに向けて、市民、事業者と連携して、地球温暖化防止対策や環境マネジメントシステムの導入などによる、総合的な環境施策を推進します。

また、家庭系と事業系、双方のごみの発生を抑制し、適正処理をするとともに、再資源化を進め、資源循環型社会の形成を促進します。

第5章 健康・福祉（ともに育み、支え合うまち）

1 生涯健康で元気に暮らせる環境を整備する（健康づくり、医療）

市民が生涯にわたって心身ともに元気に暮らすことができるように、病気や寝たきりの予防を重視した、市民一人ひとりの健康度に応じた健康づくりを推進します。

また、家庭や地域において、身近な医療相談から高度医療まで、適切な医療サービスが受けられるよう、効率的かつ多様な医療施設・機能の充実を図るとともに、市内医療機関との連携を強化し、救急医療体制の拡充に努めます。

2 支え合う地域社会を形成する（健康福祉のまちづくり）

すべての市民が明るく安心して暮らせる健康福祉社会を目指して、市民、事業者、NPOとの協働による総合的な健康福祉推進体制を整備し、ともに支え合う地域社会の機能強化を図ります。

また、市民一人ひとりが、自分にあった健康福祉サービスを選び身近で享受できるように、相談・情報提供体制を充実させ、自己の選択に基づくサービス提供の体制づくりを進めます。

さらに、高齢者や障害者をはじめ、市民のだれもが、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各種施設や在宅医療・福祉サービス、バリアフリーなどの住環境を整備拡充するとともに、地域活動や就労の支援など社会参加の促進に向け、さまざまな側面からの支援体制の確立を推進します。

3 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する（子育て支援）

若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てについての相談体制を整備し、地域コミュニティの機能の活用や市内保育施設の充実などにより、出産・子育てを支援していきます。

また、子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるように、安心して遊び、集う場を確保し、子育て相談体制の整備、さらには子育て支援を推進する体制整備

を通じて、子どもたちの自立を社会全体で支える環境づくりを進めます。

第6章 定住促進（快適に住み続けられるまち）

1 やさしさとうるおいのある都市空間を整備する（都市基盤）

豊かな自然と都市の活気が調和したまちなみの形成に向けて、市街地中心部における景観の美化や緑化、市内全域に広がる豊富な緑の保全等を通じて、景観に配慮した、うるおいのあるまちづくりを推進します。

また、歩道等の公共空間や公共施設、さらには住環境のバリアフリー化を進め、市民一人ひとりが、生涯、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるような、やさしさのあるまちづくりを推進します。

2 快適でゆとりある住環境を整備する（住宅・住環境、上・下水道）

市民一人ひとりが生涯にわたって快適でゆとりのある生活ができるよう、既存の住宅地における住環境の保全や改善、市北部地域など新しい住宅地における適切な住宅供給など、地域の特性に応じた住宅施策の充実を図ります。

また、住宅市街地における生活道路の整備やまちなみの美化、上・下水道の整備を推進し、さらには、市民が自らの手で、住まいやまちの環境の維持・改善に取り組む活動を支援します。

3 安全な生活環境を整備する（防災、消防・救急体制、交通安全、防犯）

心やすらかに住み続けることができる生活環境を確保するため、消防・救急体制の強化や交通安全、防犯などの向上に努めるとともに、市民が自らの手で生活環境の安全確保に取り組む自主防災・防犯の体制づくりを支援します。

また、突然見舞われる地震などの災害に対応するため、避難所を整備拡充するほか、都市基盤整備を通じて災害に強いまちづくりを進めます。

4 バランスのとれた都市構成を実現する（交通体系、市街地整備）

公共交通機関をはじめとする交通体系や道路網の整備を推進することにより、市内の各地域間の円滑な交流を可能とし、それぞれの市民生活や産業活動を支え、全体としてバランスのとれた発展を目指します。

また、中心市街地における交通渋滞の緩和や快適な歩行環境の確保を図るために、駐車場・駐輪場の適正な整備、公共交通機関の利用促進など交通円滑化対策の実施を通じて、快適な交通環境づくりを進めます。

さらに、地域拠点の育成、文化・スポーツ・レクリエーション拠点等の適正配置や土地利用の整序化を通じて、地域特性に応じた市街地整備を進めます。特に、南部地域や中央地域などの既成市街地においては、広域拠点性を有する柏駅周辺や北部地域の都市機能を補完し、地域住民の需要に即したうるおいと賑わいのある地域拠点の形成を図ります。

第3部 自立都市実現を目指して

地方分権が進む中で、地方自治体はこれまで以上に地域の個性や主体性を発揮することが求められています。また、市民の生活活動や都市的問題の広域化にも行政として効率的に対応することが望まれています。

こうした分権型社会への移行という流れの中で、柏市においても、権限と責任の拡大や行政需要の増加に的確に対応できるよう財源や人材面の充実確保を図り、市民から信頼される行政体をつくる必要があります。

- (1) 財政の健全化を図るため、行財政改革による自主財源の拡充や民間活力の活用、行政評価などを通じて、行財政運営の効率化、高度化を進めます。
- (2) 地方分権による行政需要に的確に対応していくため、効率的な行政システムを確立し、併せて組織を支える人材の育成を進めます。
- (3) 東葛飾北部地域の中核都市として、近隣自治体との連携・協力強化により、広域行政を推進し、広域的課題や事業に取り組みます。

資料2 柏市第四次総合計画中期基本計画策定経過の概要

年 月 日	項 目	概 要
平成 15 年 10～ 11 月	柏市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：4,000 人 ・回収率：44.5% ・生活環境、公共施設、居住環境について調査
平成 16 年 10 月～ 平成 17 年 2 月	柏のまちづくりについて 話そう会	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー：18 人 ・全体会：3 回開催 ・分科会：3 分科会×各 2 回開催 ・テーマ： <ul style="list-style-type: none"> ①柏・沼南のまちの課題や今後のポイント ②柏・沼南らしいまちづくりとは ③市民と行政の協働の一層の推進に向けて
平成 17 年 2 月	広報かしわ及びホームページで意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画に盛り込む施策に関する提言について
平成 17 年 3 月	有識者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・柏の今後のまちづくりの方向性や留意すべき点等についてヒアリングを実施 ・対象有識者：これまで柏市・沼南町の施策形成にかかわった実績等を有する有識者（施策 6 分野×各 2 人）
平成 17 年 7 月 5 日	第 1 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長の選出 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> 1) 中期基本計画の概要 2) 基礎調査報告書の概要について 3) 前期基本計画の進ちょく状況について 4) 中期基本計画の構成（素案）について
平成 17 年 7 月 25 日	第 2 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 <ul style="list-style-type: none"> 1) 第 1 回総合計画審議会の結果について ・協議 <ul style="list-style-type: none"> 1) 中期基本計画のフレーム（土地、人口）について 2) 施策体系別計画における留意事項と取り組むべき施策等について 3) 分科会の設置、開催について
平成 17 年 9 月 1 日	第 3 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 <ul style="list-style-type: none"> 1) 第 2 回総合計画審議会の結果について ・協議 <ul style="list-style-type: none"> 1) 中期基本計画のフレーム（財政）について 2) 地域別整備方針について 3) 重点プロジェクト（仮称）について 4) 中期基本計画骨子案の取りまとめについて

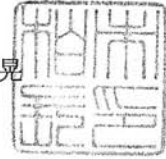
年 月 日	項 目	概 要
平成 17 年 9 月 17 日	「希望」分科会	・座長の選出 ・報告
平成 17 年 9 月 19 日	「支え合い」分科会 「安心」分科会	・協議 1) 第 3 回総合計画審議会の結果について 1) 重点プロジェクトについて 2) 地域別整備方針について
平成 17 年 10 月 5 日	第 4 回総合計画審議会	・報告 1) 各分科会の結果について ・協議 1) 骨子案の位置づけについて 2) 中期基本計画骨子案（案）について
平成 17 年 10 月 7 日	市政モニター会議	・中期基本計画骨子案（案）について説明し、意見を聞く
平成 17 年 11 月	広報かしわ及びホームページで意見募集	・中期基本計画骨子案について
平成 17 年 12 月 21 日	第 5 回総合計画審議会	・諮問 柏市第四次総合計画（中期基本計画）について ・報告 1) 市民から提出された中期基本計画骨子案に対する意見の概要について ・協議 1) 中期基本計画素案について 2) 分科会の設置、開催について 3) 中期基本計画素案に対する市民意見の募集について
平成 18 年 1 月	ホームページで意見募集	・中期基本計画素案について
平成 18 年 1 月 26 日	第 2 回「希望」分科会	・座長の選出 ・報告 1) 第 5 回総合計画審議会の結果について 2) 市民から提出された中期基本計画素案に対する意見の概要について
平成 18 年 1 月 30 日	第 2 回「支え合い」分科会	・協議 1) 中期基本計画素案について
平成 18 年 1 月 31 日	第 2 回「安心」分科会	・報告 1) 第 2 回各分科会の結果について ・協議 1) 中期基本計画答申案について 2) 答申書について ・答申 中期基本計画（案）を市長に答申



柏企企第206号
平成17年12月21日

柏市総合計画審議会
会長 野口英雄 様

柏市長 本多 晃



柏市第四次総合計画について（諮問）

柏市第四次総合計画（中期基本計画）について、貴審議会に諮問します。

平成18年3月1日

柏市長 本多 晃 様

柏市総合計画審議会
会長 野口 英



柏市第四次総合計画について（答申）

平成17年12月21日付け柏企企第206号で諮問のありました柏市第四次総合計画（中期基本計画）について、別添案のとおり答申します。

今回の計画案を策定するにあたり、当審議会は全体会を6回開催し、さらに内容をより集中的、効率的に審議するため3つの分科会により、6回の会合を重ねました。各委員からは多くの貴重な意見や提言が出されましたが、そのすべてを本案に反映することには制約があります。市においては、これまでの審議会や分科会での意見等も十分参考にし、計画を推進されることを心から願うものです。特に、以下の事項については、積極的かつ重点的に取り組まれるよう切に望みます。

- ・新市建設計画を踏まえた新市の均衡ある発展及び一体性の向上等を図ること。
- ・行財政改革の一層の推進と計画的な財政運営を図ること。
- ・計画の達成状況や評価に係る仕組みの確立と明確化を図ること。

また、この計画案実現のためには、市民の理解と協力が必要不可欠です。市民との協働のもと、計画的・効率的な行財政運営を進め、柏市第四次総合計画に定める将来都市像「みんなでつくる安心、希望、支え合いのまち柏」実現のため、着実に取り組まれることを強く期待します。

資料4 柏市総合計画審議会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	職 等	備 考
浅野正子	柏市文化連盟会長	
安藤敏夫	千葉大学教授	
江原文雄	柏警察署生活安全課長	
大矢禎一	東京大学教授	副会長
落合 実	日本大学助教授	
小沼宗心	柏市医師会副会長	
葛綿文子	柏市安全安心まちづくり推進会議副委員長	
小林辰夫	元沼南町区長会会長	
坂本 博	柏青年会議所理事長	
座間正幸	東葛ふたば農業協同組合専務理事	
鈴木美岐子	柏市社会福祉協議会理事	
高城幸治	柏市議会議員	
高橋昌代	酒井根下田の森緑地里山協議会委員	
田中 晋	柏市議会議員	
谷 和俊	連合千葉 柏・我孫子地域協議会事務局長	
谷川 弘	公募委員	
津金邦明	柏市小・中学校校長会（藤心小学校校長）	
綱野敬司	公募委員	
手島茂樹	二松学舎大学教授	
寺嶋哲生	柏商工会議所副会頭	
中島英男	柏市ふるさとづくり協議会等連合会副会長	
成相 修	麗澤大学教授	
成島 孝	柏市議会議員	
西富啓一	柏市議会議員	
野口英雄	柏市体育協会会長	会 長

任期：平成17年7月5日～平成18年3月31日



柏市第四次総合計画 中期基本計画

平成18年4月

発行／柏市 編集／柏市企画部企画調整課